

ISSN 1883-275X

japanese journal of
**HUMAN WELFARE
STUDIES**

人間福祉学研究

表紙について

葉脈のクローズアップを上空から見下ろす大地に見立てた。
ミクロ的視点とマクロ的視点の双方から『福祉』という学問をダイナミックに把握し、
探究していく姿勢を象徴している。

目次

人間福祉学研究

Japanese Journal of Human Welfare Studies

2023.12 Vol.16 No.1

◆巻頭言		
人間福祉領域における研究倫理	武田 丈	3
◆特集		
当事者の意見表明と意思決定の課題	才村 純	5
【特集論文】		
ソーシャルワークにおける意思決定の諸相	石川 時子	7
こどもアドボカシー制度の現状と課題	相澤 仁	23
子どもの意見表明権と法制度	磯谷 文明	35
社会的養護を必要とする子どもの権利擁護と当事者参画	永野 咲	51
当事者の意見表明と意思決定の課題	佐藤 彰一	63
国連勧告から見る日本の障害者の意思決定における課題 ——支援付き意思決定の確保と濫用防止の仕組みを備えた 「権利擁護支援モデル（フォロワーシステム）」とは？——	水島 俊彦	79
精神障害者の自己決定 ——意思決定支援におけるソーシャルワーカーとの関係性——	大谷 京子	97
◆投稿論文		
「母性」による異性愛規範の強化と女性同性愛者への差別 ——『変態性欲』誌による「新しい女」批判の言説分析を通して——	原田 理子	111
◆書評		
『社会福祉法人・社会福祉協議会の経営と会計 ：ソーシャルイノベーションの創発に向けて』	小西砂千夫 Re：三宅 由佳	125
◆新刊紹介		131
◆編集内規・投稿規程・執筆要領・投稿原稿募集のお知らせ		135
◆編集後記		145

Contents

Japanese Journal of Human Welfare Studies

2023.12 Vol.16 No.1

◆ Foreword		
Research Ethics in Human Welfare Studies	Joe Takeda	3
◆ Special issue		
Political or practical problems of opinion expression and decision-making by children, aged persons and handicapped persons	Jun Saimura	5
【Feature articles】		
Some aspects of social work decision-making	Tokiko Ishikawa	7
Current state and challenges of child advocacy systems	Masashi Aizawa	23
Legal System regarding the Right of Children to Be Heard	Fumiaki Isogae	35
Advocate and engagement of children and youth who need foster care in Japan	Saki Nagano	51
Challenges in opinion expression and decision-making experienced by persons with disabilities	Shoichi Sato	63
Enabling supported self-directed living: Supported decision-making (SDM) and safeguarding mechanism based on article 12 of UN CRPD	Toshihiko Mizushima	79
Self-determination of the people with mental illness: Relationship with Social Workers in Supported Decision Making	Kyoko Otani	97
◆ Submitted article		
Discrimination against lesbians by “motherhood”: Considering sexual discrimination discourse in the magazine “Hentai Seiyoku”	Riko Harada	111
◆ Book review		
Management and Accounting of Social welfare corporations and Councils of social welfare : For the purpose of creating social innovation	Sachio Konishi RE : Yuka Miyake	125
◆ New book introductions		131
◆ Submission guidelines		135
◆ Editor’s comment		145

巻頭言

人間福祉領域における研究倫理

関西学院大学人間福祉学部教授 武田 丈

社会の中には、年齢や性別はもとより、障害、国籍・民族、宗教、セクシュアリティなど、多様性が存在し、2014年に発表されたソーシャルワークのグローバル定義の中で多様性の尊重が明文化されたり、日本の企業でもD & I (Diversity & Inclusion) が重要視されだしているように、社会の中でこれまで以上に多様性の尊重の重要性が認識されるようになってきている。

これは人間福祉領域の研究においても同様である。人間福祉の領域における研究対象者は、障害者、高齢者、児童、女性、犯罪被害者、被災者、外国人、LGBTQ+のように社会の中で構造的差別や抑圧の対象となっているマイノリティの人たちであることが多い。質的であれ、量的であれ、混合研究法であれ、どのアプローチを用いるのにしろ、人間福祉の領域での研究では、研究者の文化ではなく、研究対象者の文化に適した研究アプローチや調査方法を用いることが非常に重要である。たとえば、エスニック・コミュニティを調査する場合、まずはそのコミュニティのリーダーにコンタクトして信頼を得てからコミュニティに入ったうえで、そのコミュニティの文化に適した手法でデータ収集することの必要性が指摘されている (Matsuoka & McCubbin, 2008)。

しかし残念ながら、コミュニティの同意がないまま情報収集を行うケース、先入観に合致する情報だけを収集する調査、「調査してあげる」や「援

助してあげる」といった態度でコミュニティに入って調査を行うケース、さらにはコミュニティの資料や住民から借りたまま返却しない略奪調査などが行われていると指摘されている (宮本・安溪, 2008)。こうした調査の問題は、研究結果として誤った情報を広めるだけでなく、調査におけるこうした不快な経験が、研究者に対する研究対象者の信頼の喪失や調査に対する懐疑心を助長してしまう。その結果、別の研究者が、その文化に適合し、本当にそのコミュニティのためになる研究を行おうとしても、そのコミュニティに受け入れてもらえないという事態を招きかねない。

こうした事態を防ぐためには、研究の計画段階からきちんと研究対象者と話し合ってそれぞれの文化に適したアプローチを用いること、つまり文化的コンピテンスに基づく調査が大切になってくる。文化的コンピテンスに基づく調査とは、文化的要因や文化的差異がどのように調査を行なうかということや、結果をどのように解釈するのかに大きな影響を与えるということをしかりと認識し、適切な対応をとって研究を実施することである (Rubin & Babbie, 2017)。文化的要因や文化的差異に配慮しない場合、文化的差異を偏見に基づいて解釈してしまったり、障害者、外国人、LGBTQ+といったマイノリティの課題や問題にばかり焦点をあて、その人たちの「ストレングス」にあまり目を向けずに結果の解釈を行なってしまう

う可能性がある。

また近年、研究の対象となる抑圧や周縁化の対象となっているコミュニティの人たち自身が、自分たちの文化の持つ意味や倫理観の正確な理解のために、調査が文化的コンピテンスに基づいて実施されるよう、調査実施の際の付託事項の必要性を訴えるようになってきている(Mertens, 2010)。たとえば、アメリカ先住民たちは、自分たちがメンバーとなる治験審査委員会の設置によって、自己決定の権利を確保している。一方、オーストラリアの先住民やマオリ族は、調査者がこうしたコミュニティを調査する際に考慮すべき原則や方法を規定した先住民に関する調査の付託事項(ITR=indigenous terms of reference)を作成している。このITRでは、先住民との活動や意思決定のプロセスで、先住民の知識、経験、価値が尊重されることを保障する規定や手順がまとめられるとともに、先住民の実践家、先住民以外の実践家(研究者)、そして先住民の利害関係者のそれぞれの役割や責任を明確に規定している。ITRでは、「その状況の中での調査において、どのような文化的ガイドラインが考慮されるべきか?」、「調査者が周縁化の対象となっている文化を尊重していることをどのように示すか?」、「これまで社会の中で声を上げられなかった(聞いてもらえなかった)人たちの意見をどのように取り入れるか?」といった質問を調査者に投げかけるものである(Mertens, 2012)。

こうした動きは、日本でも行われるようになってきている。たとえば、クィア学会ではワーキンググループを立ち上げてLGBTQ+の人たちを対象にした研究倫理ガイドラインの試案を策定している(溝口, 2010; 溝口・岩橋・大江・杉浦・若林, 2014)。また、北海道アイヌ協会、日本人類学会、日本考古学協会、日本文化人類学会の4学協会は、「アイヌ民族に関する研究倫理指針(案)」を公開している(中谷・伊藤・伊地知・飯嶋・石原・木村・松田・真島, 2023)。

本誌の特集「当事者の意見表明と意思決定の課題」は、まさにこの研究や実践における多様性尊重に重きを置く世界的な流れに合致するテーマだといえるであろう。人間福祉の領域の実践や研究では、実践者や研究者が自分の文化、価値観、規範ではなく、クライアントや研究対象者の文化、価値観、規範を尊重し、マイノリティの人たちの意志決定や権利を最優先に考える実践、研究アプローチ、調査方法がこれまで以上に求められている。

参考文献

- Matsuoka, Jon., & McCubbin, Hamilton, I. (2008) Immigrant and indigenous populations: Special populations in social work In Barbara W. White (Ed.), *Comprehensive Handbook of Social Work and Social Welfare: The Profession of Social Work*. John Wiley & Sons, Inc.
- Mertens, D. M. (2010) *Research and Evaluation in Education and Psychology: Integrating Diversity with Quantitative, Qualitative, and Mixed methods* (3rd ed.). Sage.
- Mertens, D. M. (2012) Transformative mixed methods: Addressing inequities. *American Behavioral Scientist*, 56(6) 802-813.
- 宮本常一・安溪遊地『調査されるという迷惑—フィールドに出る前に読んでおく本』みずのわ出版, 2008.
- 溝口彰子 (2010) 『クィア学会 研究倫理ガイドライン (仮称)』検討ワークショップ・シリーズ活動報告『論叢クィア』3, 110-223.
- 溝口彰子・岩橋恒太・大江千東・杉浦郁子・若林苗子 (2014) 「フィールドレポート: クィア領域における調査研究にまつわる倫理や手続きを考える: フィールドワーク経験にもとづくガイドライン試案」『ジェンダー&セクシュアリティ』9, 211-225.
- 中谷文美・伊藤敦規・伊地知紀子・飯嶋秀治・石原真衣・木村周平・松田素二・真島一郎 (2023) 「『アイヌ民族に関する研究倫理指針(案)』から考える、文化人類学の過去と未来にむけての展望中間報告」、『文化人類学』88(2), 390-394.
- Rubin, A., & Babbie, E. R. (2017) *Research Methods for Social Work* (9th ed.). Cengage Learning.

特 集

当事者の意見表明と意思決定の課題

東京通信大学名誉教授 才村 純

当事者が自身の意見を自由に表明し、また生活面・社会面において主体的な意思決定を行うことは、人間の根源的な権利であり、これを保障できる環境を整備することは人間福祉の根本課題の一つである。

しかし、子ども、障害者、認知症高齢者など、特に自らの意見表明や意思決定に困難を抱える人たちが、その意思表示が困難という理由で意見表明の機会を剥奪されたり、生活局面の重要な意思決定において、家族や後見人など周囲の者が本人の意見を十分汲み取ることなく、「本人の意思」として代理決定されたりするなど、当事者の意見表明の機会や意思決定が十分尊重されているとは言えない現状がある。また、どうしても自ら意思決定が困難な人については、第三者が当事者に代わって意思決定を行わざるを得ないこともあろうが、この場合においても当事者の気持ちに寄り添い、その意向や考えを十分に理解し、その意思を汲み取る努力を払うとともに、その代行決定の客観性・透明性を高めるためのシステム整備が求められるが、その実践は未だ緒についたばかりである。

このような状況の中で、例えば障害者総合支援法は当事者の意思決定支援を重要な取り組みとして位置づけ、これを踏まえ厚生労働省は「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を策定している。また、認知症高齢者につ

いても「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」が策定されるなど、適切な実践を促す制度的枠組みも整備されつつある。

しかし、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(2014)が、会員や家族、医療関係者を対象に行った調査では、自身の医療行為に関する意思決定能力を喪失した患者について、「医療行為の同意というものが、ともすれば医療行為の主体である患者本人を置き去りにし形骸化している現状」「同意能力がないとされる人の医療が、本人の意思が確認できないという理由で放置される現実」「医療行為の同意を求められる成年後見人等や家族らの現場における苦悩や医療関係者の苦悩」が明らかになっている¹⁾。

また、1994(平成6)年にわが国が批准した「子どもの権利条約」は、子どもの意見表明権を認めているが、国の社会保障審議会や自治体の社会福祉審議会などの会議体においても、審議の過程で子どもの意見を聴く機会を保障している例は極めて稀である。2022(令和4)年の児童福祉法の改正で、ようやく児童相談所が入所措置や一時保護などの法的対応を行う際の子どもの意見聴取の仕組みが整備され、2024年度から施行されることになっているが、この制度の対象はあくまで児童相談所の処遇決定プロセスに限られている。

また、研究領域においても、当事者の判断能力

と代行決定、代行決定と意思決定支援、自己決定の尊重と意思決定支援、意思決定支援とパターンリズム、意思決定支援における被支援者と支援者との関係性など、様々な議論が錯綜した状況にある。

このように、当事者の意見表明や意思決定支援をめぐるのは、理論的にも制度的にも実践面においても多くの課題を抱えている。

そこで、本特集では、当事者の意見表明と意思決定に係る理論、制度、実践面をめぐる、現時点での到達点と課題、方向性などについて論述いただき、今後の研究の道標とすることとした。

石川論文は、ソーシャルワークにおける意思決定に関する議論の変遷と課題を分析し、代行決定を残したままの意思決定支援や支援者による意思の誘導の可能性など種々の課題を指摘している。相澤論文は、「こどもアドボカシー」について、制度の動向、定義や基本原則、アドボカシー活動の実際について概説するなど、「こどもアドボカシー」の基本的な枠組みと実践について論考している。磯谷論文は、法律家の立場から子どもの意見表明権をめぐる状況を分析し、家事法制や児童福祉分野では、子どもの権利条約を原動力として法制度、運用面ともに大きく進歩したとする一方、教育分野では、子どもを一人の人格としてとらえその自己決定を尊重する姿勢が弱いことを校則を例に挙げ指摘している。永野論文は、自ら社会的養護の当事者活動の黎明期から関わって来た立場から、わが国における当事者参画の歴史を振り返り、その実情や課題を分析し、社会的養護を「ともに」変えるパートナーとしての当事者参画の重要性を指摘している。佐藤論文は、法学者の

立場から障害当事者を中心に権利擁護支援とその要である意思決定支援について考察し、近代的な自立・自律概念が社会的な個人の孤立を招いているとし、これを克服するには依存を認めることであると強調している。水島論文は、本人の希望や意思決定を100%本人側に立って後押しする「意思決定フォロワー」が関与する豊田市権利擁護支援モデルについて検証を行い、地域の人材活用と関係性の濫用防止の両面から、支援付き意思決定を保障する効果的な仕組みについて考察している。大谷論文は、精神保健領域で独自の背景をもって展開されている意思決定支援、特に共同意思決定について、その概要と効果、課題を示すとともに、意思決定支援における関係性について考察し、関係構築のための支援者側の自己覚知の重要性を強調する。

以上、7名の論者に執筆いただいたが、最新の知見が含まれた大変示唆に富むものばかりであり、この分野における今後の発展に寄与していくものと確信する。

各論者の先生方にはご多忙中、本企画に賛同いただき、ご執筆いただいたことを心から感謝申し上げます。次第である。

注

- 1) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート (2014) 「医療行為における本人の意思決定支援と代行決定に関する報告及び法整備の提言」 https://legal-support.or.jp/cms/wp-content/uploads/2014/05/index_pdf10_02.pdf (2023年12月2日アクセス)

特集論文：当事者の意見表明と意思決定の課題

ソーシャルワークにおける意思決定の諸相

石川 時子

関東学院大学社会学部現代社会学科准教授

● 要約 ●

本稿は、ソーシャルワークにおける意思決定に関する議論の変遷と課題を検討したものである。ソーシャルワークにおいては、早くからクライアントの自己決定の尊重原理が謳われてきたが、それは専門職が認める範囲内でのパターナリスティックな自己決定の考え方であった。これに代わり近年は、意思決定と意思決定支援が用いられる傾向にある。障害者権利条約により、意思決定支援が日本の福祉制度にも位置づけられるようになったが、代行決定を残したまま、支援付き意思決定や意思決定支援が混在して使われる状況にある。意思決定支援は、支援者が意思を誘導してしまう恐れがあるが、当事者が戦略的に他者の介入を活用する場合や、相互作用に注目する議論もある。しかし、意思決定支援にかかわる者が閉塞した状況になれば、再び問題が生じることもあることを論じた。

● Key words : ソーシャルワーク, 自己決定の尊重, 意思決定支援, パターナリズム, 障害者権利条約

人間福祉学研究, 16 (1) : 7-21, 2023

1. はじめに

何かを決めることは、歳をとればそれなりに、独力で自信を持って、賢明な判断を下すことができ、自分の利益を考え、かつ周囲の他者とも調和し、その結果がたとえよいものでなくとも、自分の責任であると受け止めることができる……。

こうした考え方は、近代市民社会の成立とともに広がった、「合理的人間像」と言われるものである。19世紀、Mill, J. S.は「自由論」において自由と自律の重要性を説き、政治・経済学を中心に合理的人間像（合理的経済人）と呼ばれる、他者から独立した強い人間像が想定され市場経済が構築されていった。

一方で、福祉国家の形成過程では、人は長い人生で様々なリスクに晒されており、本人の責めに

帰すべきでないと思われる不運を中心に、社会保障制度が発達していった。そして、前提としてきた合理的人間像ではなく、自身で判断することが難しく、自己利益を損なう人や、賢明とはいいがたい行動をする人がおり、そうした人に対しては誰かが関与しなければならないことも自明のこととされてきた。ソーシャルワークは、この合理的人間像と対極にあるような、支援を必要とする人に対して、その職務を形成してきたといえる。ソーシャルワークはその誕生当初から、クライアントの内部にある「自己決定能力」に着目し、それを発展させるような援助を目指してきた。「自己決定を尊重する」という文言は、早くからソーシャルワークの理論や倫理綱領に掲げられてきている。

しかし、誰かの支援を必要とする人々に対しては、保護とパターナリスティックな援助を一体化

することは当然とされてきた。自己決定できる人には自己決定と自己責任を、自己決定できない人にはパターンナリスティックな援助と責任無能力を、という価値観の下にソーシャルワークの制度も実践も構築されていく。ポストモダン以降、こうしたソーシャルワークに内在する権力性や抑圧性が糾弾されるようになったが、ソーシャルワークの倫理で掲げられてきた「自己決定の尊重」にどのような問題があったのか、制度を運用しながら行う実践になぜ問題があるのか、難題を抱えたまま制度も実践も構築されていった。

ソーシャルワークの場合、高い倫理性が求められるとともに、その職務は個々人のニーズに合わせたきめ細かい相談支援の技術と、制度やサービスの知識を持ち運用する側面がある。それはケアや個性への配慮、多様性の尊重とともに、普遍的で画一的なサービスシステムに則ることで支援を構築しており、ソーシャルワーカー自身も福祉国家のシステムとして機能している。そこには当然、クライアントのニーズに沿ったシステムを提供できないというジレンマが生じるが、更に資源開発やサービス構築をするように求められる職業である。

意思決定支援は、まさにこうしたソーシャルワークに課された難題を、典型的に表したテーマであろう。どういう希望を持っているかわからない人に対して、個別のニーズの理解と読み取る技術が求められ、既存のサービスや社会資源、多機関連携を駆使したケア会議を実施し、更にシステムでは対応しきれない課題は社会変革を求めていく。それを諦めるとパターンリズムの誹りを受けることになる。ソーシャルワーカーにとっては高度な要求となる。

一方で、クライアントの置かれてきた状況を鑑みると、自分の意思で決められない、希望を持っていないということは、どれほどの苦しい状況か、数え切れないほどの絶望の歴史がある。意思決定は、誰しも、喜び以外に苦渋の選択があり、我々は合理的人間像ではないことを認めつつ、自分で

決めることと人の助けを借りながら決めることを繰り返している。ソーシャルワーカーは、その人が決めることに寄り添う実践を掲げてきた。

本稿は、「ソーシャルワークにおける意思決定」を改めて問う。社会福祉学、ソーシャルワーク論上では、クライアントの人格や主体性、権利、希望に沿うことなどを永らく論じており、それをソーシャルワークの中心的な価値と倫理として掲げてきた。その際、これを「自己決定 self-determination」というキーワードで論じてきた。ここ数十年は、国の法規をはじめ、一般用語でも本人の希望や真意に関しては「意思決定 decision-making」を使うことが増えている。自己決定と意思決定は、文脈によっては区別なく、互換的に使われていることも多いが、そこには異なる意味や由来が込められている。

また、自己決定も意思決定も、語尾に「支援」や「能力」と言った言葉を追加して使うことが一般的である。これらは、概念そのものよりは、「能力」というある種の評価基準や、「支援」という誰かしらの他者が含まれた方法論の言葉として使用されていると言える。ここに、自己決定も意思決定も、多様な問いが存在していることがわかる。つまり、能力が有るか無いかの線引きや程度、法的な権限や、無いとされた場合の制限についてなどの論点があり、誰が、どのように、どうやって関わるか、という方法の論点がある。

本稿では、「諸相」をつかむために、まず、ソーシャルワークにおいて論じられてきた歴史の長い「自己決定」の理論の変遷をたどる。次に、「意思決定」と「意思決定支援」の議論動向と、制度を概観する。その上で、意思決定支援の課題について考えたい。

2. 自己決定の概念と変遷

2.1. ソーシャル・ケースワークにおけるクライアントの自己決定

ソーシャル・ケースワークは、M. H. リッチモ

ンドがケースワークを体系化させた功績が目されてきた。当時は Social Case Work の呼称を当てている。リッチモンドは、ケースワーカーの職務の中に、クライアント自身の「自己信頼感 self-reliance」を育てることや「パーソナリティを発達させる」ことを目標としている。リッチモンドは、ケースワークを「人と環境の調整」と唱えたことで知られているが、ワーカーはクライアントの道徳性や成長可能性を発達させるものとして捉えていることがわかる。その後の診断学派として知られる F. ホリス (1964=1966) は、「自己指向 self-direction」という用語を用いながら、ワーカーが認識すべきクライアントの自己決定の重要性を論じている。ホリスは、ワーカーはクライアントのために何がよいかを十分知り、クライアントが自分で物事を処理することができるようにすると、その自己指向的な態度の機能を上げることができると論じている (=1966: 110-111)。ソーシャルワーク理論の発展に多大な功績を残した H. H. パールマンもまた、ケースワーカーはクライアントのパーソナリティを熟慮し、クライアントが「将来における自分自身に何を望んでいるか、彼の抱負は何か、何になろうと考えているかを知ることが必要」であると述べている (=1966: 25)。

現在もソーシャルワーク教育では、F. P. バイステックの『ケースワークの原則』にある「自己決定の尊重原則」が必ず触れられる。バイステックは、クライアントの中にある潜在的な自己決定能力を活性化させることがケースワーカーの責務であり、パーソナリティを発達させることを論じている。そしてバイステックは、自己決定を行う能力や法によって、クライアントの自己決定には制限が加えられることも認めており、ケースワーカーがクライアントの自己決定の中身を判断することも論じている。

リッチモンド以降、1960年代までのソーシャルワーク、ケースワーク理論では、クライアントの自己決定は援助過程と結果を左右するものであるため、ワーカーがクライアントの持つ自己に関

する意識に関与することが、クライアントのパーソナリティの発展のために重要であると強調されてきたと言える。また、専門家として、ケースワーカーはよい決定や選択を知っており、クライアントの成長のために正しい決定ができるよう援助する、という姿勢も読み取れる。

2.2. ソーシャルワーク倫理綱領における自己決定

ソーシャルワークの倫理綱領は、1950年代から団体として倫理綱領を持つことが望まれており、1960年に全米ソーシャルワーカー協会 (NASW) により倫理綱領が策定されている。NASW 倫理綱領の1979年改訂版にて、「ソーシャルワーカーはクライアントの自己決定を最大限促す (foster) よう努める」と、初めて自己決定について掲げた。同様に各国の倫理綱領でも自己決定 self-determination が主要な倫理原則として登場するようになった。ワーカーの関与姿勢も、自己決定を「促す (promote や foster)」ではなく「尊重する (respect)」が用いられるようになる。多少の表現の違いはあるが、1970年代には生命倫理学の領域で、自己決定・自律に関しては respect で統一される傾向にあり、根底には「人間の尊厳」を達成するために、その具象化する手段として自己決定が重視されるようになったことが指摘できる (石川, 2011)。

しかし、1970年代までのソーシャルワーク理論や倫理綱領は、専門職は知識と権威によって社会的承認を得ることを目指しており、専門家として正しく、よい自己決定に「促す」ことが当然視されてきた。自己決定を尊重する、ということは、バイステックらが論じているように、専門家の決めた範囲内での決定のみを尊重する、という限定的な解釈につながる。このようなワーカー主導の自己決定観は、「尊重」の域を超え、専門家支配、パターナリズムであると批判されるようになった。

2.3. 当事者からの糾弾とパターナリズム批判

こうした専門家主導で枠組み付きの自己決定に、1960年代後半から障害を持つ当事者らが痛烈に批判する運動が展開された。北米発祥の自立生活運動は、これまでの障害者福祉の政策や実践を大きく変えることとなった。自立とは、それまでの身体的・経済的に他者に頼らない独立ではなく、介助・ケアを受けた上でなお自分で決めること、「自己決定する自立」を掲げ、地域での生活を獲得していく運動を展開した。この中で、親や専門家が保護的な枠組みで提示する選択ではなく、危険を冒す自由をも含め、介助者の手配や自身のケアをコントロールする地域生活を目指していった。日本でも青い芝の会は、時に強烈な主張を含みながら、障害を持つ人々が権利を奪われ社会から排除されていることを糾弾する運動を展開している。

当事者から提示された1970年代以降の自己決定の概念には、いくつかの功績がある。一つは上述したように、自立 independent の概念を転換させ、自己決定概念と結びつけたことである。これにより「自分で決める能力のある人」は自立を獲得する道が開かれていく。二つ目は、これまでソーシャルワーク上では「クライアントの自己決定の尊重」が掲げられていたのにもかかわらず、それが専門職優位の制限付き自己決定であり、パターナリズムであると明白にしたことである。ソーシャルワークでは幾度もクライアントの自己決定の尊重が論じられてきたが、それが実際には行われていないこと、反対に支配していることを突きつけた。三つ目は、優しさや善意に基づく過剰な援助が、管理や隔離となり、抑圧的に機能する、母親的で抱擁する支配のマターナリズムを糾弾したことである。自立生活運動や当事者からの主張は、ソーシャルワークの自己決定尊重原則に内包されているパターナリズムがあることを明らかにした。

ソーシャルワークの倫理綱領では、自己決定の尊重が掲げられており、更に倫理綱領をより詳細

にした行動規範では、「ソーシャルワーカーはパターナリズムに陥ってはならない¹⁾」と説明され、ソーシャルワーク教育においても必ずパターナリズムが悪しきものであるという説明がなされている。しかし、ソーシャルワークがそれまで肯定してきた援助理論の中に、パターナリスティックな思考があることは、ソーシャルワーカーを混乱させることになる。自らの援助がパターナリズムである、と言われることは、ワーカーの失格を意味するほど、強烈な診断となる。自己決定の概念は、それそのものが十分に検討されることなく、対置されるパターナリズムの否定や、同様に自己決定を推進するインフォームド・コンセント、など、対概念をもって表面的に理解される傾向にあった。自己決定概念を再考した援助が、ポストモダン以降のソーシャルワーク理論に登場することにつながっていく²⁾。

2.4. 「支援付き自己決定」論の登場

自立生活運動の「自己決定する自立」のスローガンで取り残されるのは、知的障害者や精神障害者、認知症高齢者等、判断能力の不十分な人や決定に困難を抱える人である。1990年代後半から「自己決定至上主義とでも呼びうるもの」(立岩, 1999: 92) が過度に強調されることへの懐疑が著されるようになる。自己決定を強調する人に対しては、パターナリズムに対して慎重になるが、反対に「自己決定ができない」、判断能力が不十分である、とされた人に対する干渉はパターナリズムと認識されなくなってしまうという弊害も生じる。また冒頭に述べたような、強い意志を持った合理的人間像は、多くの人にとって負担の大きい現実的な姿ではないと認識されるようになった。

そこで登場したのが「支援付き自己決定」論である。2000年代に入ると、自己決定は他者の影響や協力を受けながら決めるものであるとする議論が増えてくる。ソーシャルワークや医療において、専門職と利用者が話し合い、決定のプロセスを重視する「自己決定の共有論」や、秋元(2010)、

沖倉（2012）など、「支援された自己決定」「支援付き自己決定」が論じられている。

しかし既に、自己決定という言葉には自分で決める「自主独立」の意味で理解する人も多いことや、「自己決定には自己責任を伴う」という言説が新自由主義とともに浸透してしまっており、「自分で決めることが自己決定であるのに、それを支援するのは矛盾ではないのか」という単純な反応もあるため、支援付きの自己決定論が理論上展開されるのと、社会の認知や実践を変えるには相当の開きもあったと言える。自己決定の概念が人によって意図するものが異なるため、社会福祉政策やソーシャルワーク上で使われるものと、一般言説で使われるものとを区別する必要があった。そこで次に登場するのが、2000年代までは比較的使用頻度が少なかった「意思決定」の語である。

3. 意思決定と意思決定支援の登場

3.1. 法的能力を制限する制度

先に、意思能力の制限が容易に行われていたことを確認したい。判断能力がない、とされた人々に対しては、過剰な保護や行きすぎた支配も、当然とされ問題視されない時代が長く続いている。前述した Mill, J. S. は、子どもや知的障害者など、判断能力がないとされた人への干渉は自由の侵害に当たらないと考え、干渉を当然視している。近代までは、判断能力の有無によって抑圧につながる援助も、法的能力を制限することも多く行われてきた。その最たるものが禁治産制度³⁾である。禁治産制度は明治民法下で1896～2000年まで、成年後見制度が始まるまで、「心神喪失の常況にある者」と判断された人の法的能力を制限する法律である。心神喪失の常況とは、意思能力がない人とされており、精神医学等の明確な診断基準ではなく、明らかにその状況にあると思われる場合は診断手順を飛ばして裁判所の宣告がなされることもあった。近代から現代まで、長く、心神喪失や心神耗弱などの判定によって人の行為や

権利を制限することは当然とされてきたのである。

精神障害者に対しても同様に、本人の判断能力がないとみなした場合は権利の制限を当然とする法制度であった。精神病患者監護法（1900～1950）の私宅監置に始まり、精神保健法（1987～1995）⁴⁾の成立までは本人の同意による入院形態はなかった（措置入院か医療保護入院のみ）。判断能力や意思能力の程度にかかわらず、隔離と保護を基本としてきた。

そして現在では隔世の感があるが、明治民法下では1947年までは「妻」も法的無能力者であり、女性は結婚すると夫の同意がなければ法律行為ができなかった。家制度や男尊女卑についてここでは論じないが、日本において司法制度は、意思能力の如何にかかわらず、人権や法的行為を制限することに抵抗が少ないといえることができる。禁治産制度は成年後見制度に代わる2000年まで続いており、法的行為の制限と、家族等の他者が代行決定をすることが前提となった制度は、社会的認識にも影響を与えてきたと考えられるだろう。

3.2. 成年後見制度における代行決定

日本における成年後見制度は、2000年に介護保険制度と併せてスタートし、福祉サービスが「措置から契約へ」変わる中での車の両輪と例えられた。当時、認知症高齢者がサービス契約を行う時に、法律行為を支援し、また詐欺等の被害から保護するための法制を急いで整える必要があった。そのため、権利擁護を推進するための法律であるが、前述の禁治産制度を引き継ぎ、保護のために法的権利を制限する考え方がいびつに残った制度となった⁵⁾。

成年後見は、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」（民法第7条）の行為を制限する規定により、家裁の審判を経て後見人を付する。「事理を弁識する能力」とは、意思能力と解されている⁶⁾。支援の内容は大きく分けて財産管理と身上保護の二つがあり、財産管理については、後見人は広範な代理権と取消権を持

つことができる。身上保護は、後見人が実際の介護等のケア行為を行うのではなく、施設等とサービスの契約を行うなどの法律行為を行うが、財産管理とともに当然本人の意向を確認することが必要となる。

しかしここで注目すべきは、成年後見制度の基本は後見人による代行決定であり、被後見人は意思能力がないことを前提としているシステムであることである。制度の対象は、禁治産制度に代わるため、知的障害者や精神障害者も念頭に置かれていたが、高齢化社会の進行に伴って、認知症高齢者の利用を第一に想定していた。前制度の名残をうけ、代行決定を基本とするのは2000年前後の当時の社会において当然とされたのである。

3.3. 障害者権利条約における意思決定支援の登場

2000年代初めの日本の障害者福祉制度は、急激な変化を迎え、「意思決定 decision-making」及び「支援された意思決定／意思決定支援 Supported Decision Making」が頻繁に登場するようになる。その理由の一つとして、国連障害者権利条約の批准が影響している。

2001年に国連総会で障害者権利条約検討委員会が設置され、2006年に障害者権利条約が採択される。日本は条約に署名はしたものの、関連する国内法の整備に時間がかかり、2014年に同条約を批准した。その間、2006年に障害者自立支援法が施行、同法は重度障害になるほど不利になるなど問題を多く含んだため訴訟が相次ぎ、見直しの改正法を経て、2012年には障害者総合支援法が成立している（施行は2013）。また2011年に障害者基本法の改正も大幅に行われている⁷⁾。

意思決定支援は、障害者権利条約第12条の3にある「締約国は、その法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる」という一文によく現れている。これは「障害者が意思能力の行使に当たって必要とする支援を国に求める規定であると解釈で

き」る（柴田、2012：44）。2000年代前半から国内法でも意思決定支援が法整備の中核的要素となってきたが、同時期、日本では「自立支援」もまた政策課題となっており、対象や使用方法によって「自立」・「自律」・「自己決定」・「意思決定」が混在して使われるようになっていた。

「自立」を巡っては、障害者自立支援法における自立と、「若者自立支援政策」は相当異なっている。後者は2003年から始まっているが、目指される自立は職業的自立・経済的自立・（親からの）精神的自立など、独立して生計を立てる自立を狙っている⁸⁾。自己決定については前述したように、社会福祉学上では「自己決定する自立」や「支援付き自己決定」も登場していたが、「自己決定＝自己責任」の言説も強固な時期である。「自律」については分野によっても時代によっても更に多義的に使用されている（石川、2009）。

このような混在の中、障害者福祉、特に知的障害の分野では意図的に「意思決定支援」を使用していくことになる。柴田（2012）によれば、2010年頃から知的障害者関連団体がスウェーデン機能障害者援護法、イギリス2005年意思能力法、障害者権利条約等の国際動向の分析を通して、「自己決定支援」ではなく「意思決定支援」の表現を採用し、2011年の障害者基本法の改正時に「意思決定支援」を明記させることに影響したことを述べている。同法第23条には「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務……（後略）」とあり、また2013年施行の障害者総合支援法第42条第1項では「（前略・指定事業者は）障害者等が自立した日常生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに……（後略）」と、意思決定の支援が明記された。2010年代に入り、国内法、特に障害者福祉関連の制度において、「自己決定」ではなく「意思決定」、それも「意思決定支援」のワードが定着するようになる。

3.4. 法的能力と権利能力・行為能力

前述した障害者権利条約第12条の3「締約国は、その法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる」にある、「法的能力 legal capacity」の意味をめぐる議論があった（池原，2010）。法的能力を、出生とともに誰にも備わる「権利能力 capacity for rights」だけでなく、自己決定に基づいて行動に移す「行為能力 capacity to acts」までも含まれるのが争点となった（石渡，2016）。桐原（2014）によれば、権利条約の成立過程で、原文中国語に「法的能力を権利能力と読み替える」旨の脚注が出される案が出され、それを障害者団体が批判し、最終的に「法的能力は権利能力と行為能力の両方を意味する」との見解が出された。行為能力に訴訟等の能力も含むため、この観点からすると、法的能力を制限する日本の成年後見制度は障害者権利条約に抵触することになる。前述したように、成年後見制度は、代行決定を基本とした制度設計であり、障害者権利条約の意思決定支援を遵守しつつ行為能力の制限を取り入れていることになる⁹⁾。また、桐原は、障害者基本法の改正過程において、第23条に障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、成年後見制度を広く利用という文言に対して、「後見制度を前提とした意思決定支援というキメラをつくり出した」と批判している。この成年後見制度と代行決定・意思決定支援の併存については多数の批判がある（池原，2010）（木口，2017）

2000年代までの代行決定と制限付き自己決定、2000年代の支援付き自己決定や意思決定支援の登場、2010年代の意思決定支援と代行決定の併存という、極めて理解しにくく誤解が生じやすい概念・用法となっている。

4. 現時点での意思決定支援の理解

4.1. 意思・意思決定・意思決定能力

ここまで意思決定と意思決定支援について明確

な定義をしてこなかったが、法整備と議論の動向を見ていくと、法的にも一般言説でも、異なる意図を持って使用されていることがわかる。現在、日本の障害関係と成年後見関係の法律で意思、意思決定及び意思決定支援がどのように使われているのかを確認してみると、実は明確に定義はされていないことがわかる。

前述したように、障害者総合支援法、障害者基本法では「意思決定の支援」が法の中核となっているが、身体障害者福祉法（最新改正2022.4）では、「意思疎通」が3回出てくるのみである。知的障害者福祉法では障害者自立支援法の制定に併せて「意思決定の支援」が登場した。精神障害者福祉法は「意思の表示（をすることができない）」場合の対応が中心であったが、2013年改正時に「意思決定及び意思の表明についての支援」が取り入れられている。他、発達障害者支援法では「意思疎通」と「意思決定の支援」、成年後見利用促進法では「意思決定の支援」と「自発的意思を尊重」が登場している。

法律上では、意思とは何か、意思決定とは、という定義がないが、その後の「支援」を具体化する中で、意思決定支援の概念、原則、実務的ガイドラインが策定されていくことになる。従って現時点では、意思と意思決定の法的な定義ではなく、既に進行している意思決定支援からその概念を読み解きたい。

4.2. 意思決定支援とガイドライン

厚生労働省ではこれまでに5つの意思決定支援のガイドラインを策定している。以下は厚労省の資料より一部抜粋である。

	名称	策定時期	誰の支援か
A	障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	2017.3	障害者
B	認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	2018.6	認知症の人
C	人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	2018.3 改訂	人生の最終段階を迎えた人
D	身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン	2019.5	医療に係る意思決定が困難な人
E	意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	2020.10	成年被後見人等

(厚生労働省 検討テーマに係る関係資料(意思決定支援ガイドライン)「一部抜粋¹⁰⁾)

このまとめ資料によれば、A・Bのガイドラインは主に日常的な場面を、C・Dはより非日常的な場面を対象とするイメージであると説明されている。対象や想定する場面は異なるが、意思決定支援について定義や構成要素を論じているAガイドラインを中心に、意思決定支援とは何をさしているのかを考えたい。

このガイドラインでは「意思決定支援の定義」において、「障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障害者に対し」「意思決定支援とは、自らの意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう」としている。

また、意思決定を構成する要素として、(1) 本人の判断能力、(2) 意思決定支援が必要な場面(①日常生活における場面、②社会生活における場面)、(3) 人的・物理的環境による影響、を挙げている。

この定義から、意思決定支援を定義するに当たっては、「本人が意思決定することが困難であるような判断能力」であること、他者による「意思の確認」「選好の推定」、本人の「最善の利益」が必要な要素である。また前述した法律からは、「意思疎通」「意思の表示/表明」「自発的意思」などが、意思決定支援を考える上で重要な要素となることがわかる。しかしこれらをもって意思決定及び意思決定支援の定義を明確にすることは難しいだろう。

意思決定支援をめぐるのは、近年、権利擁護に関連して要素と定義が議論されている。佐藤(2016)によれば、意思決定支援は「意思形成支援」「意思確認・疎通支援」「意思実現支援」の三つに整理されることが多いが、単にそれは意思決定支援で考察されるべき要素に過ぎず、エンパワメントや環境の要素を考慮することを主張している¹¹⁾。

「本人が意思決定することが困難な判断能力」というのは、意思を形成する際、本人が希望や情報、選好を持っていないと形成することができない。石川(2009)では、自律の能力を明らかにする中で、選好を形成するにはそもそも選択肢がどのように情報提供されているのか、合理性と呼ばれるものには社会規範や他者の誘導が可能となることを論じている。意思決定支援は、誰がどのように行うのか、他者が「(意思決定は)困難である」と判断した場合には、裁量の幅が大きくなってしまおうという問題がある。この問題に対しての方法論としては、関係する多職種によるチーム支援などが議論されているが、日常生活における細かな意思決定については、多人数で行うことは実際には難しいだろう。この点については後述する。

4.3. 司法領域とソーシャルワーク領域の異同

上記のガイドラインに見るように、日本における意思決定支援は、障害、認知症、終末期医療、そして成年後見制度に関連して議論が発展してきた。いずれも司法と社会福祉に深く関わっているが、両者の異同について確認しておきたい。まず司法においてもソーシャルワークにおいても、意思決定支援は権利擁護とエンパワメントを基調としている。意思決定支援が必要になる人は、自らの意思を表明できなかつたり、生活上に様々な不利を抱えやすかつたりするため、権利侵害を防ぐことと、自身の意思を尊重されエンパワメントされる経験が重要であるとされている。

次に両者の違いについて簡単に指摘しておく。司法領域においては、成年後見制度が介護サービスの契約制度の導入に向けて準備されたように、サービスを利用する人の人生の転換点や、何かしらの生活が変わる場面、金銭や契約を伴う場面を想定していることが多い。これに対し、ソーシャルワーク上は、上記の転換点に加え、特に障害者の意思決定の文脈において、日常生活で何を食べ、どこに行くか、誰と過ごすかなど、生活の中にある選択の連続までも想定している。特に障害者権利条約に関連し、知的障害者、精神障害者、重度身体障害者の意思決定支援は細かく異なることが議論されてきた。サービス契約を伴う場面も当然あるが、司法領域に比べて比較的生活場面に近い、金銭が発生しない場合を想定していることも多い。両者とも医療や生命に関わる場面や、人生の選択といった大きな場面も含んだ意思決定支援の議論は当然あるが、ソーシャルワークの場合には、選択・決定と認識していないような日常の場面を想定し、誰がどう関わるべきか、ソーシャルワークの方法論と関連している点が、司法領域と若干の違いがあると言える。

5. ソーシャルワークにおける意思決定支援の課題

5.1. 意思形成支援と誘導の問題

意思決定支援の課題として指摘されるのが、関わる者によってクライアントの意思の誘導が起りうるという問題である。1960年代までのソーシャルワーク理論における自己決定の尊重原則は、ワーカーはクライアントにとっての正しい判断を知ってアセスメントすること、よりよい自己決定に導くことを前提としてきた。ソーシャルワークにおいては、クライアントの自己決定の尊重とは、ソーシャルワーカーのアセスメントの範囲内で行われるものであった。ポストモダン以降の当事者の反発によって、クライアント主体の自己決定が謳われるようになったが、ナラティブ・アプローチなど理論面や方法論での一定の成果が表れていてもなお、実践面では、丁寧な面接と対話を行う中で、クライアントの意思をワーカー側の思惑へ誘導してしまう恐れは、現場では感じられることである。関係性を深める中で、ワーカーの価値観や意図がクライアントに伝わり、意思がワーカーのものかクライアントのものか、一体化してしまい、区別しがたいことは実際には起きうる。

意思形成支援では、アドボカシーやエンパワメントが掲げられ、クライアントの嗜好や希望を形成していく段階の関わりが必要であるが、ワーカーにとっては意思実現支援を念頭に、実現可能性のない選択肢を提示して後から実現できないという事態は避けたいものである。従って、現実的な選択肢の提示と段階を踏んだ支援を行うが、「施設を出て地域で一人暮らし」「支援を受けた上での一般就労」が、時代や社会の状況で変化したことを鑑みれば、支援者が想定する実現可能性と意思形成支援は、その時代と社会、そして価値観によって非常に可変的なものとなる。石川（2012）では、ソーシャルワークにおいて誘導が起きうることと、行動経済学で提唱されているリバタリア

ン・バターナリズム論が、専門性や権力を持ち、価値観を操作・誘導する近似性を指摘しているが、ソーシャルワーカーや支援に関わる者が、自らの価値観を吟味しないまま、クライアントに抑圧感を抱かせずに意思決定を操作・誘導することは、判然としないまま起きているだろう。

5.2. 意思疎通支援と他者の介入

知的障害や認知症のように、本人の判断能力が問われる場合ではなく、重度身体障害等、意思は明確にあるが、言語等のコミュニケーション上で意思疎通¹²⁾が困難な場合について、発話ができない重度の障害を持つ天島(2014, 2021a, 2021b)を参照して考えたい。

天島は四肢マヒに加え、視覚・嚙下・発話に障害を持つため、常時介助を受けながら「あかさたな話法」という独自のコミュニケーション技法を使っている。五十音表をたどる独自の方法は時間も労力もかかるため、天島は意思疎通において一文字一句を正確に読み取るのではなく、通訳者に「先読み」(予測変換)を推奨している¹³⁾。天島は研究者であるため、介助者は通訳者の役割を持ちながら、論文執筆を「協働作業」で行う必要性がある。天島の全ての著作で通訳者が介助と先読みを行っているが、そこには「通訳者による、ある程度の『誘導』を必要とし、誘導を否定するのではなく、それを「ある程度受容しながら自己決定権を保ち続ける」としている(天島, 2014: 162)。

とすると、ここで先に問題として指摘してきた「誘導」は、全く別のものとして浮かび上がる。意思形成において、支援者と当事者の意思の形成が不可分になることや、支援者側の意思に従わせるような関わりを「誘導」として批判的に考察してきたが、意思疎通に困難のある天島はそれを戦略的に活用しており、またそうしなければならない必要に迫られている。yes/noで選択肢を提示し、その範囲で確認するような、支援者側が想定する意思決定支援(意思確認支援)を大きく超え、

複雑な思考や表現を表出する支援の場合には、意思形成、意思疎通(表明)、意思実現のいずれの面においても、当事者の中から湧き起こる意思を正確に読み取り・伝え・目指すことが支援の唯一の在り方ではなく、「誰がそこに関わるか」で大きく異なり、しかもそれが当事者にとって不快でない、抑圧や否定的に捉えるべきではない可能性が開かれていることになる。

このような意思決定に他者が介在する可能性のある程度肯定的に捉える議論は、自立生活運動後の自己決定論にも実は存在している。自立生活運動はいくつもの重要な理念を提起したが、その中には、「介助=手足」論もある。介助者は障害者の意思を離れた介助をすることは一切してはならず、勝手な判断を働かせてはならない、とする議論である(究極, 1998)。しかしこれは障害者に強い意思力を要請し、介助者にとっても負担が大きい。介助者が匿名の黒子であるのではなく、障害者の自己決定に介入する余地が存在していることが指摘されている。前田(2006)によれば、介助者の介入は「どのようにするか(How to do)」だけではなく、「何をするか(What to do)」においても存在しており、障害者は介助者を選びながらケアを指向しているため、障害者の自己決定に介助者を排除することは難しいことを論じている。

この「何を」「どのようにするか」を天島は更に推し進め、通訳介助においては「誰と書くか(With who)」が重要であり、介助者が能動的に考えて記述する戦略的誘導を駆使していることを明らかにしている(天島, 2021a)。しかし、意思決定支援に介助者の介入を許容することで、当然、当事者の主体性が曖昧になることや、高度に抽象的な思考では、自分の能力なのか介助者の能力なのか、という悩みをもたらしており、天島にとっても介助者にとっても「誰が書いたのか」という疑念を持ちながらの支援となっていることがわかる(天島, 2021b: 191)(黒田, 2018)。

重度障害の場合、意思の表出や疎通において、

言語的なコミュニケーションとケアが不可分になることが多い。特別なコミュニケーション技法を用いる場合、当然、介助者は熟練した特定の者が望ましくなる。意思決定支援に関わる者は無味乾燥の通訳者ではなく、ケアや相互行為で形成される。最後に意思決定の支援者について考察したい。

6. 誰が意思決定支援するのか

6.1. 意思決定を支援される人と意思決定を支援する人の境界

意思決定支援を論じる際、それは支援「される側」が、何を・どのように支援されるか、という視点から多く論じられてきた。それは支援「する側」が、専門性や権力、サービスの決定権を持っており、彼らが如何にそれを抑制し、パートナーリスティックな関係に陥らないよう努力するために必要な視点であった。しかし、天島らが示したように、意思決定支援は支援「する側」がされる側の意思を忠実に読み取り表出できるように支援するだけではなく、「される側」が能動的にする側を選び取っている側面があることがわかる。深田(2017)は、天島の通訳・介助にも携わっており、「『その人らしさ』はかかわりの中から生まれる」こと、支援者は当事者のニーズや内部を探ろうとしがちであるが、ニーズ自体は当事者があらかじめ自覚するよりは、関わりの中で多元的に構成されることを指摘している。介助者は関係性が深まるにつれ自身の生き方を考えたり、当事者にどこまで踏み込むか悩みを深める。それにより、支援「される側」も「する側」も変化していく。両者の境界は曖昧になることや、意思が一致することを、必ずしも誘導と否定的に捉えて終わりにすべきものではないと言えるだろう。

関係性によって意思は変化する、それはある意味当たり前のことではあるが、意思決定支援のガイドライン等が示してきたのは、支援者側の留意すべきことに焦点が当てられがちであるため、意思決定支援に関わる「する側／される側」の境界

と変容、意思決定支援者の迷いや悩みについては、今後焦点を当てられるべき課題である

6.2. ソーシャルワークのシステムとしての構築

ソーシャルワークは、個別性と多様性を重視したケアの領域だけではなく、普遍性を備え社会正義の実現に向けてシステムを構築していく役割がある。それは意思実現支援でもあり、アドボカシーでもあり、ソーシャルアクションでもある。

意思決定支援において、当事者・クライアントがより快適な支援を受けるためには、その人に合った意思疎通ができる介助者・通訳者がいることと、当然慣れた者が程度固定化する方が望ましい。この意思決定支援の制度構築については、成年後見制度ではなく、パーソナルアシスタンスの制度化が論じられている(岡部編, 2017)。特に知的障害者の場合、成年後見制度で行うような制度モデルではなく、日常生活においてケアや介助を含めて意思決定に関わる制度が必要となり、意思決定支援にはパーソナルアシスタンスとダイレクトペイメントが希求されている。

しかしケアの普遍化を目指すサービス制度構築の観点からすると、パーソナルアシスタンスのようなケア従事者の固定化や人材確保にはまた別の様々な問題が生じることになる。麦倉(2017)は、既にパーソナルアシスタンスとダイレクトペイメントが行われている国での研究を精査しながら、ケア労働の担い手が親族雇用を推進している場合や、女性やマイノリティ、正規の職を見つけにくい人が担い手となっていること、更にケア労働自体の賃金が低く、長期的にケアを担う人が昇給しにくい状況にあることは、日本においても真剣に考えるべき課題だと指摘している。

日本では、介護保険の施行後、拡大するニーズと財政負担に対し、この10年ほどで「地域共生社会」が制度改革の基本コンセプトとして位置づけられている。しかしこれが公的支援の後退と自助・共助の強調に横滑りしかねない恐れがある。もし、介護保険制度の補填として地域での近隣・

家族のケアが要請されるならば、現時点で十分に理解されていない意思決定支援とパーソナルアシスタンスは、家族や数少ないケア従事者に、不十分な報酬を支払う形でしか実現されない恐れがある。なにより、これまで家族が多分に負担してきたケアの責任と負担を、更に課すことを公的に推進してしまう恐れがある。意思決定支援が相互作用であることや、支援される側と支援する側の双方の応答責任であることを考慮すると、ケアのシステムを関係者・当事者に閉じて構築してしまうことの危険性がある。

高齢者福祉、障害者福祉、介護・介助関連はソーシャルワークの領域としては大きく、そのシステム的一端として雇用されるワーカーが、自身の目の前の職務の遂行と、制度構築の役割の両方を意識することは大変難しい課題であるが、意思決定支援が安易なシステム構築にならないように、検討すべき課題は多い。

6.3. 理論と実践の乖離・循環

最後に、意思決定支援が本当に現場実践で浸透できるのか、理論が机上のもので乖離してしまわないのか、という危惧について論じておきたい。

誰が意思決定支援するのか、それは今までほとんど、パターンリズムを回避するために論じられてきたと言えよう。自己決定の尊重原則の歴史を鑑みると、繰り返し唱えられているのは、それが現実には問題になってきたからでもある。理論や研究上では、自己決定の尊重は優れたものが多数著されている。しかし、その理念を学んだ上でなお、自己決定を抑圧しパターンリスティックな援助を行う実践は、現実には多数存在する。筆者の知る事例の中には、障害当事者を加えた本人参加のケアマネジメント会議で、本人の希望を一切入れずに「あれが出来なければ駄目」「これが出来たら結果を見て希望を再検討する」という方針に落ち着いてしまったケースがあった。当然、障害当事者はうなだれて会議を後にした。また、利用者中心の自己決定を学ぶ援助者向け講習でも、本

人に情報を制限して伝え、「希望をやんわり変える」と結論づけたグループがあった。いずれも、参加していたのは実践や教育で指導・管理者に当たる人々であった。また、入居者に対して真心や愛情を語る施設長が、暴力によって入居者の行動を止めていた事例もある。虐待は、こうした考えや行動の延長線上にある。パターンリズムや自己決定の抑圧が憤むべきものと知っていてもなお、現実には起こっている。

天島の言うように、意思決定が相互作用で生まれ戦略的に活用される面もあるが、「相互作用」が表面的に理解され、単純に誘導を肯定してしまう議論にもなりかねない。桐原(2014)は、社会福祉関係者が意思決定支援を語感だけでわかった気になっており、正確には理解していないと痛烈に批判している。自己決定論がパターンリズムを内包したまま見えにくく存続させたのと同様に、意思決定支援が専門家支配の枠組みの中での決定支援にならないために、理論・研究面での蓄積が、実践上で正しく理解され、用いられなければならない。同様に、現実には起こっている課題が、美辞麗句の羅列になり、机上の学問に実践はわからない、と両者が乖離することも避けなければならない。ソーシャルワークが実践と理論の相互作用で成り立つ以上、意思決定支援を理論と実践の循環に当たる仕組みを問い直し続ける必要がある。

注

- 1) 2005年のJASW倫理綱領の策定を受けて、日本社会福祉士会では行動規範2005年版を策定する。「1-06. 利用者の意思決定能力への対応 1-06-3. 社会福祉士は、常に自らの業務がパターンリズムに陥らないように、自己の点検に努めなければならない」とある。しかし2020年版倫理綱領を受けた2022年の行動規範ではこの項目は削除されている。
- 2) パターンリズムの概念と正当化については、石川(2007)。
- 3) 禁治産及び準禁治産制度(1896～2000)旧民法第7条・第11条に規定。心神喪失の常況にある者が現在の成年後見相当、心神耗弱にある者が

現在の保佐相当、と言われているが、精神科医の診断手続きがないまま宣告されることも多くあった。

- 4) 現行法は精神保健福祉法（1995～）。
- 5) 例えば、被後見人となると選挙権を失い、禁治産制度と同様の扱いとなる形でスタートした。2013年の法改正で廃止。
- 6) その能力によって後見・保佐・補助の三つの類型があるが、ここでは後見について扱う。
- 7) 参考資料として木口（2014）
- 8) 参考資料として、内閣府「若者の包括的な自立支援方策に関する検討会報告 平成17年6月」
- 9) 池原（2010）は、障害者権利条約が求めるのは自己決定の支援（支援を受けた自己決定）であり、他人が本人に代わって決定する代行決定とは本質的には相容れず、したがって成年後見制度では権利条約の意思決定支援と両立しえないとしている。
- 10) この表の元になっている資料にある「主な共通点・相違点」の注釈において、「各ガイドラインの趣旨は様々であるが、いずれのガイドラインにおいても、本人への支援は本人の意思（自己決定）の尊重に基づいて行う旨が基本的な考え方として掲げられている」（下線部は資料と同じ）とあり、この時点では「本人の意思＝自己決定」と説明されていることになる。
- 11) 佐藤は「意思確認・疎通」を意思確認支援のみにしている場合もある。また、意思形成、意思確認、意思実現は時系列的に理解すべきでないこと、エンパワメントのない中で決定を強要したり、支援者の好む方向への誘導をする可能性の注意喚起をしている。
- 12) 前述の佐藤（2016）の分類では、意思確認支援であるが、天晶の場合、当人が受動的にyes/noを確認されるのではなく、発話困難であるがアウトプットできること、受け手（通訳者）が積極的に関わることから、双方向性を強調するためにここでは意思疎通の用語を使って論じる。
- 13) 例えば会話場面で「こんにちは」と言いたいときには、介助者が「こ、ん」まで読み取り「こんにちは、でいいですか？」と問いかけ、了解の合図があれば「こんにちは」と通訳する（天晶、2021b:19）。濁音や促音は表にはなく、その変換や助詞との区別などは通訳者が行うため、語彙力や知識の共有が欠かせない（例：「しえんたあ」→「ジェンダー」）。

参考文献

- 秋元美世（2010）『社会福祉の利用者と人権—利用関係の多様化と権利保障』有斐閣。
- Biestek, F. P. (1957) *The Casework Relationship* (= F. P. バイステック1996 尾崎新・福田俊子・原田和幸訳『ケースワークの原則—援助関係を形成する技法—〔新訳版〕』誠信書房)。
- 深田耕一郎（2017）『『その人らしさ』を支援するとはどのようなことか？—発話困難者の介助コミュニケーションから考えるパーソナルアシスタンス』岡部耕典編『パーソナルアシスタンス 障害者権利条約時代の新・支援システムへ』生活書院。
- Hollis, F. (1964) *Casework: A Psychosocial Therapy* Random House (=1966 本出祐之・黒川昭登・森野郁子訳『ケースワーク：社会心理療法』岩崎学術出版)。
- 木口美恵子（2014）「自己決定支援と意思決定支援—国連障害者の権利条約と日本の制度における『意思決定支援』—」『福祉社会開発研究』6, 25-33。
- 木口美恵子（2017）「意思決定支援をめぐる国内の議論の動向」『福祉社会開発研究』9, 5-12。
- 桐原尚之（2014）「意思決定支援は支援の理念や方法ではない」『季刊福祉労働』143。
- 厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室（2021）「検討テーマに係る関係資料（意思決定支援ガイドライン）」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000786189.pdf>) 2023/08/14。
- 黒田宗矢（2018）『『先読み』と『想像』の世界—『あ、か、さ、た、な』に耳を傾けて』「支援」編集委員会編『支援 8』生活書院, 139-146。
- 究極 Q 太郎（1998）「介助者とは何か？」『現代思想』26(2), 176-83。
- 池原毅和（2010）『法的能力』松井亮介・川島聡編『概説 障害者権利条約』法律文化社。
- 石川時子（2007）「パターナリズムの概念とその正当化基準—『自律を尊重するパターナリズム』に着目して—」『社会福祉学』48 (1), 5-16。
- 石川時子（2009）「能力としての自律—社会福祉における自律概念とその尊重の再検討—」『社会福祉学』50 (2), 5-17。
- 石川時子（2011）「ソーシャルワークにおける自己決定原理の考察—自律・自己決定の『価値』をめぐって—」『社会福祉』52, 111-120。
- 石川時子（2012）「社会福祉における『誘導』とり

- バタリアン・パターナリズム論の近似性」『社会福祉』53.
- 石渡和実 (2016) 「意思決定支援とソーシャルワーカー求められる障害者観・人間観の転換—」『ソーシャルワーク研究』41 (4), 5-18.
- 前田拓也 (2006) 「介助者のリアリティへ—障害者の自己決定／介入する他者—」『社会学評論』57(3), 456-75.
- 麦倉泰子 (2017) 「パーソナライゼーションはケアを取り巻く関係をどう変化させたか」岡部編『パーソナルアシスタンス』生活書院.
- 内閣府共生社会政策統括官青少年育成 HP (2005) 「若者の包括的な自立支援方策に関する検討会報告」(<https://www8.cao.go.jp/youth/suisin/jiritu/19html/houkoku2.html#a1-2>) 2023/08/14.
- NASW 'CODE OF ETHICS'
(<https://www.socialworkers.org/About/Ethics/Code-of-Ethics/History>) 2023/8/14. 全ての版はNASWのHPに掲載
- 日本社会福祉士会 倫理綱領・行動規範 (<https://www.jacsw.or.jp/citizens/rinrikoryo/>) 2023/8/14.
- 沖倉智美 (2012) 「『支援つき意思決定』の理論と実際—知的障害者の『自己決定』をどのように考えるのか—」『対論 社会福祉学 5』中央法規, 217-245.
- Perlman, H. H. (1958) *Social Casework: A Problem-Solving Process* (=1966 松本武子訳『ソーシャル・ケースワーク：問題解決の過程』全国社会福祉協議会).
- Richmond, M. H. (1917) *Social Diagnosis*, General Books Paperback.
- Richmond, M. H. (1922) *What Is Social Case Work?: An Introductory Description*, Kessinger.
- 佐藤彰一 (2016) 「アドボケート活動と『意思決定支援』」『振舞いとしての法—知と臨床の法社会学』法律文化社.
- 柴田洋弥 (2012) 「知的障害者等の意思決定支援について」『発達障害研究』34(3), 261-272.
- 立岩真也 (1999) 「自己決定する自立—なにより、ではないが、とても、大切なもの」石川准・長瀬修編『障害学への招待』明石書店, 79-107.
- 天島大輔 (2014) 「発話困難な重度身体障がい者における通訳者の『専門性』と『個別性』について」*Core Ethics* vol. 10.
- 天島大輔 (2021a) 「『発話困難な重度身体障がい者』の文章作成における実態—戦略的に選び取られた『弱い主体』による、天島大輔の自己決定を事例として—」『社会福祉学』61 (4), 27-41.
- 天島大輔 (2021b) 「『〈弱さ〉を〈強み〉に一突然複数の障がいをもった僕が出来ること』岩波書店.

Some aspects of social work decision-making

Tokiko Ishikawa

Associate Professor, Kanto Gakuin University College of Sociology, Department of Sociology

This paper clarifies the changes and issues in the debate on social work decision-making. The principle of respecting the client's self-determination has always been advocated in social work. However, it was a paternalistic approach to self-determination within the confines of professional recognition. In recent years, decision-making and supported decision making have become increasingly prevalent. The Convention on the Rights of Persons with Disabilities has brought supported decision making into the Japanese welfare system; however, it is mixed and utilized, while the alternative decision-making system remains in Japan. In supported decision-making, there is a risk that the supporter will guide the intention. However, in several cases, the person involved strategically uses the intervention of others, and there are discussions that emphasize interaction. This study argues that problems may reappear if relationships between those involved in supported decision-making become exclusive.

Key words: social work, respect for self-determination, supported decision making, paternalism, convention on the rights of persons with disabilities

特集論文：当事者の意見表明と意思決定の課題

こどもアドボカシー制度の現状と課題

相澤 仁

大分大学福祉健康科学部教授

● 要約 ●

本論文では、平成28年度から令和4年度までのこどもアドボカシー制度の動向について触れ、令和4年度の改正児童福祉法で規定された ①こどもの権利擁護の環境整備の義務化 ②こどもの意見聴取等の義務化 ③意見表明等支援事業の努力義務化といった「こどもの意見聴取等の仕組みの整備」について概説している。その上で、こどもアドボカシーの定義、種類、基本原則などその概要について説明した。さらに、意見表明等支援員（アドボケイト）が実施するこどもの意見表明等支援の流れなどその実際について触れている。最後に、意見表明等支援システム構築のための主な課題として、①行政機関の意欲・姿勢及びシステム構築プランの策定 ②意見表明等支援実施機関の確保及び意見表明等支援員（アドボケイト）の養成 ③児童相談所・施設・里親など関係機関の理解・協力 ④こどもへの説明と理解及び活用のしやすさ・関係づくりという4つの課題について概説した。

● Key words : こどもアドボカシー, こどもの意見表明, こどもの権利擁護, 意見表明等支援事業

人間福祉学研究, 16 (1) : 23-34, 2023

1. 令和4年度児童福祉法の改正までのこどもアドボカシー制度の動向

周知のとおり、平成28年5月児童福祉法等(平成29年4月施行等)が一部改正され、理念規定も見直された。具体的には、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもは単に保護される客体として存在するのではなく、権利を享有し行使する主体であり、一人の独立した人格として尊重されるとともに、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されることになった。また、「児童福祉審議会が児童等や家族その他の関係者に対し、必要な報告等を求め、その意見を聴くことができる」旨が初めて規定された。

令和元年6月にも児童福祉法等(令和2年4月施行等)が一部改正され、児童福祉審議会における児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者からの意見聴取の際の配慮事項が規定された。

また、児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年(令和3年度内)を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする、という旨の附則が規定された。

その後、これらの経緯を踏まえ、こどもの意見表明権の保障のあり方、権利擁護の仕組みのあり

方等を検討し、目指すべき方向性を整理するため「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)」が設置され、以下の3点を含むとりまとめが公表された。

- ①都道府県等(指定都市及び児童相談所設置市を含む)が在宅指導・里親委託・施設入所・指定発達支援医療機関への委託の措置を採る場合には、子どもの年齢等に合わせた適切な方法によりあらかじめ子どもの意見を聴取しなければならないことを児童福祉法に規定すべきである。また、これらの措置の停止、解除及び他の措置への変更を行う場合や、措置の期間を更新する場合についても、同様に子どもに与える影響は大きいものであり、あらかじめ意見を聴取しなければならないこと。
- ②具体的には、児童福祉法上、都道府県等は、意見表明を支援する者の配置など子どもの意見表明を支援する環境の整備に努めなければならない旨を規定すべきであること。
- ③権利救済の仕組みとして、児童福祉審議会を活用した権利擁護の仕組みを都道府県等が構築に努めなければならない旨を規定すべきであること。

紹介した3つの事項を含むワーキングチームでとりまとめられた内容については、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会(以下「養育専門委員会」という。)においても議論がなされた後、権利救済の仕組みについては努力義務から義務化に修正された内容が報告書に盛り込まれた。

ワーキングチームのとりまとめの内容や養育専門委員会の報告書等を踏まえ、令和4年6月に成立した改正後の児童福祉法では、社会的養護のもとで生活している子どもの権利擁護に係る様々な取組が規定された。都道府県等も、児童の意見聴取等の仕組みの整備などを推進することとされ、特に今回の改正では以下の①～③の3点が新たに定められた。

2. こどもの意見聴取等の仕組みの整備

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際にこどもの最善の利益を考慮しつつ、こどもの意見・意向を勘案して措置を行うため、こどもの意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県はこどもの意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行うことになった。

都道府県等においては、引き続き、こどもの権利擁護の取組みを推進するため、

- ①こどもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ、
- ②都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、こどもの意見聴取等を行うこととし、
- ③こどもの意見表明等を支援するための事業(以下「意見表明等支援事業」)を制度に位置づけ、その体制整備に努めること、と規定された。

意見表明等支援員養成のためのガイドライン(案)において、「意見表明等支援事業」とは、「児童相談所長等の意見聴取等措置の対象となっている児童の施設入所等の措置や一時保護の決定等を行うことに係る意見又は意向や、施設入所等の措置が採られている児童等の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者(意見表明等支援員)が、意見聴取等の適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業」といった内容で規定(児福法第6条の3第17項)された、と説明している。

この意見表明等支援事業は、令和6年4月から施行されることから、都道府県等では事業が着実に実施できるように、必要な措置を講ずるよう努力しなければならないこととなった(法第33条の6の2)。

3. こどもアドボカシーの概要

(1) アドボカシーとは

アドボカシーとは、簡潔に言えば、こどもが自分で意見を表明することができる場合には、その意見を聴いてもらえるように環境を整備することである。また、こどもが十分に意見を形成・表明することができにくい場合には、支援を提供することである。そして、こどもが意見を表明することが困難である場合には、こどものために擁護・代弁することである。

アドボカシーについて具体例をあげて説明してみる。火事や地震があって家に閉じ込められ、本人が声を上げることができない場合、発見した人が「大変だ、誰か来て、助けて!」と声を上げる。暴力やいじめ、あるいは虐待などを受けているこどもを発見した時、そのこどもに代わって「助けて下さい」と通告するなど声を上げること。そしてこどもを勇気づけエンパワメントすること。このように「声をあげること」がアドボカシーであるということである。

こどもアドボカシーとは、端的に言えば、意見表明権などこどもの権利を擁護し保障する活動で

ある。

(2) アドボカシーの2つの分類

大別すると「個別（ケース）アドボカシー」と「システムアドボカシー」に分類できる。

「個別アドボカシー」は、その個人の必要なニーズなどに対して、最も適切で最善の利益が得られるように、その権利を擁護し、エンパワメントする活動である。

「システムアドボカシー」は、こどもや利用者の権利を擁護するために、法律・制度政策などの整備や充実強化及び行政機関・児童福祉施設などの柔軟な対応や変革を求めて、社会的な課題などを解決・軽減する活動である。

(3) 個別アドボカシーの種類

こうしたこどもの声を聴き、意見形成・意見表明の支援や代弁をし、こどもをエンパワメントする個別アドボカシーには、基本的に、①セルフアドボカシー、②制度的アドボカシー、③非制度的アドボカシー、④ピアアドボカシー、⑤独立（専門）アドボカシーの5つの種類に分類されている。（図1参照）

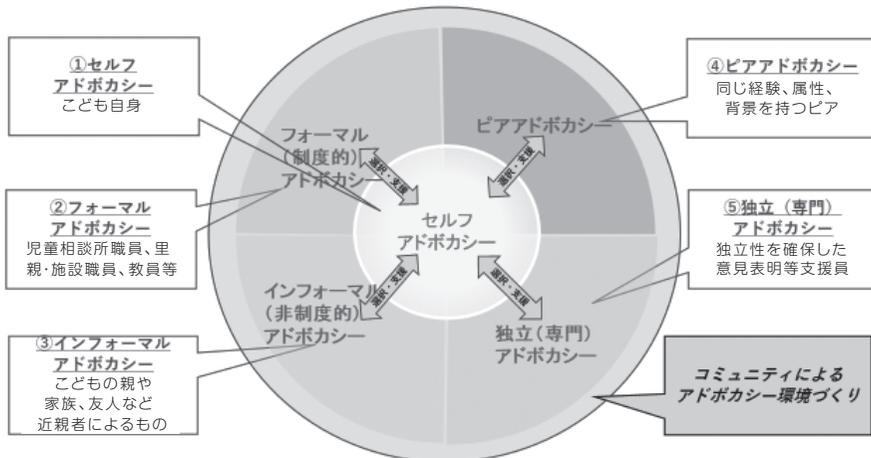


図1 個別アドボカシーの担い手と種類
—すべての国民がアドボカシーの担い手—

WAG(2009)A Guide to the Model for Delinerating Advocacy Services for Children and Young People, WAG, 堀正明, 榮留里美 (アドボカシーに関するガイドライン案より筆者改変)

①セルフアドボカシーとは、端的に言えば、子ども自身が、自分の権利や利益、自己実現など自分が必要としている人間的な要求や支援などを得ることができるように、自ら主張することである。

こどもは、セルフアドボカシーを形成することが大切です。このセルフアドボカシーの形成は次の4種類のアドボカシーの基本方針である。

②フォーマル（制度的）アドボカシーとは、児童相談所の職員や里親・施設職員、教員等、こどもの相談援助や支援、教育などの業務に従事している専門職員によるアドボカシーであり、専門性をもっているので適切なアドバイスを得られやすい。

しかしながら、ケースワーカーやケアワーカーなど関係機関の専門職員などは、専門職としての立場から、こどもの最善の利益を優先して考慮することに努めている。そのため、例えば、家庭で虐待を受けていたために一時保護したこどもから「今すぐにでも家に帰りたい」という意見表明があっても、こどもの願いや希望をかなえることができない場合もある。

③インフォーマル（非制度的）アドボカシーとは、親、家族、友人、近所の人などより身近な存在によるアドボカシーなので、相互によく知っている関係であり日常的に相談しやすい。

このアドボカシーの問題点は、保護者が「こどものことについて一番理解しているのは自分だ。」という思いや考えに基づき、こどもの意向・意見を傾聴せずに、勝手に解決してしまうような対応をとることである。

④ピアアドボカシーとは、社会的養護の経験者同士、障害のあるこども同士、いじめを受けた経験があるこども同士など、こどもと類似の経験・属性・背景を持つピア（仲間）によるアドボカシーである。

こどもにとって自分の気持ちや意見を話す相手がピアであることは、他者よりも深い共感が得られたり、問題をいち早く理解してもらえたりすることにつながりやすく、経験からの具体的な助言

を受けられる面もある。

しかし、ピアがアドボカシーについて理解していなければ、「自分も類似した経験があった。その時はこのように対応して解決したので、同じように対応すれば大丈夫だよ。」と、こども本人の声を聴かずに自分の経験を押し付けてしまう可能性もある。

⑤独立（専門）アドボカシーとは、独立性を確保した「マイク」のような役割を果たす担い手である「意見表明等支援員（アドボケイト）」が意見形成支援・意見表明支援をするアドボカシーである。独立（専門）アドボカシーは、他のアドボカシーとは違い、面談する相手が身近な存在ではないからこそ、権利侵害を受けた場合など学校の先生や保護者、施設職員から聴いてもらえない内容や身近であるために話づらい内容などについて、相談しやすいというメリットがある。

しかしながら、意見表明等支援員（アドボケイト）は身近な存在ではないので、子どもへの周知やアクセスが難しいという問題がある。

ここまで、4種類のアドボカシーについて説明してきたが、それぞれにメリット・デメリットがあり、4種類のアドボカシーのうちで、どのアドボカシーが優れているかというのではなく、そのメリット・デメリットを認識して、子どもが自ら主体的に選択できるように環境を整備することが必要なのである。（図2参照）

（4）アドボカシーの担い手であるすべての国民によるアドボカシー環境づくり

こども自身がセルフアドボカシーを形成するためには、相互補完的な関係性にある他の4種類のアドボカシーの仕組みが確保され、こどもがそれらの中から必要な支援をいつでも利用できる環境を整備することによって達成されると考えられている。

アドボカシーの担い手であるすべての国民によって、総合的かつ持続可能なアドボカシー環境づくりが求められている。

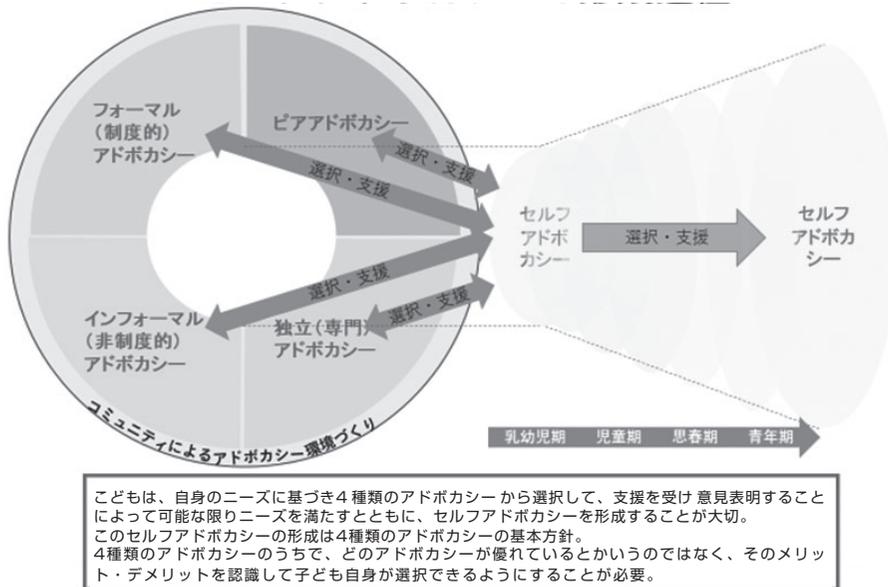


図2 セルフアドボカシーの形成過程

(5) 独立（専門）アドボカシーを実践する上での基本原則

独立（専門）アドボカシーは、意見表明等支援員が実践する意見形成支援・意見表明支援（アドボカシー）であり、「アドボカシーに関するガイドライン案」では、実践をするにあたって、特に重要な事項 ①エンパワメント ②子ども中心 ③独立性 ④守秘 ⑤平等 ⑥子ども参画）を6点抽出して「基本原則」と位置付け、次のように述べている。（表1参照）また、「障害児入所施設・障害児通所支援事業所を利用する子どもの意見形成支援・意見表明支援のための手引き（案）（以下「手引き案」）」では、それらに加え、⑦「確認」を実践上の原則として位置付けている。

①エンパワメント

適切なアドボカシーの実践はエンパワメントに結び付く。子どもが自分の生活など自己に影響を及ぼす事項に関する決定の主導権を得られるように支援することで、子どもの自己肯定感や自尊心を高め、子ども自身が取り組もうとしている困難な課題に対する「できそうだ」という自己効力感

を高めることができる。

②子ども中心

「子ども中心」の基本原則は、子どもが権利を行使する主体であることを明確に定めたものである。意見表明等支援員が活動するにあたっては、子ども自身の「こうしてほしい」という意見や希望に基づき活動し、適宜その活動について子どもが同意する必要がある。つまり、意見表明等支援員は子どもの意見に基づいて行動すること、子どもが選択を行う権利を持ち、敬意をもって意見を尊重し考慮される子どもの権利を守ることを確実に履行すべきである。

③独立性

「独立（専門）アドボカシー」という呼称が示すように、独立性は意見表明等支援員の活動の前提条件である。意見表明等支援員が子どもへのアドボカシーを適切に提供できるのは、意見表明等支援員が子どもの権利のためだけに行動し、他の利害との葛藤や脅威にさらされていないと子どもが確信している時だけである。そのため意見表明

表1 独立（専門）アドボカシーを実践する上での基本原則

原則	概要
エンパワメント	子どもが自分の生活など自己に影響を与える事項に関する決定について、主導権を得られるよう支援し、自己効力感などを高められるようにする。
子ども中心	子どもの権利及び関係する情報を子どもに伝え、子どもの指示と同意のもとで行動する。
独立性	他の組織や個人から組織運営面でも活動面でも独立しており、子どもの権利のためだけに活動する。
守秘	子どものプライバシー権を尊重した方針を子どもに分かりやすく説明し、子どもの同意なしに開示や提供を原則行わない。
平等	子どもが年齢、性別、人種、文化、宗教、言語、障害、性的指向などによる差別を受けないように支援する。
子どもの参画	行政の決定や子どもに提供されるサービス内容などに、子ども自身が関わることを促す。

出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「アドボケイト制度の構築に関する調査研究報告書」(2020年)を筆者が修正

等支援員は、子どものものではない（意見表明等支援員自身や他の関係機関・関係者などの）意見や優先順位によって活動してはならない。

④守秘

アドボカシーでは、守秘は原則であり、子どもが秘密が守られると感じられることが、信頼関係形成の基盤になる。意見表明等支援員が有効なアドボカシーを実践する上で、守秘に対する子どもからの信用は不可欠です。子どもが話したことが、知られたくない誰かに伝わってしまうと感じると、子どもは意見表明等支援員に重要な内容を話さなくなる。

ただし、いじめや虐待を受けていたり、非行などの法律に違反する行動をしていることが判明した場合、意見表明等支援員も、法律に基づいて児童相談所などに通告しなければならない。また、子どもの生命が危険にさらされている場合など重大な侵害が及ぶ懸念があるときは、意見表明等支援員としての守秘義務の限りではない。この点について意見表明等支援員は、子どもと接触する最初の段階で合意を得ておく必要がある。

⑤平等

アドボカシーの基本原則としての「平等」は、表1で示した内容に加え、アドボカシー実践にお

けるアクセス機会の保障であり、合理的配慮としても位置付けられる。特に、乳幼児や障害児も意見表明等支援員によるアドボカシーが利用できるよう、特段の対応が求められる。

⑥子ども参画

アドボカシーでは、意見表明等支援員をはじめとするすべての関係者に、子どもを一人の人間として尊重し、権利の主体として位置づけることを求めている。小さなことであっても、子どもの意思表示や自己決定を促し、成功体験を積み重ねることで、アドボカシーの基本方針であるセルフアドボカシーの達成が可能となる。

⑦確認

これらの原則を踏まえた上で、障害のある子どもなどにアドボカシーを実践していく上で重要な実践上の原則の一つは、子どもへの「確認」である。

手引き案において、「具体的な実践において、原則として確認書という書面にて確認をしている自治体があるように、子どもの指示と同意のもとで行動することを的確に実施するためには、実践上において、子ども本人への丁寧な確認は必須だからである。障害のある子どもの中には表現することが難しい子どもや、表現をしていても本人の意図とは違う言葉使いになってしまう子ども等も

いるため、入念な確認が必要である。この『確認』を意識し実践することで、大人主導の誘導的な同意取得を防ぐことになり、こどもの指示や求めに基づきこども主導の独立アドボカシーが展開されることにつながる。」と、「確認」の重要性を位置付けている。

4. こどもの意見表明等支援の実際

こどもによる意見表明を実施するに当たっては、こどもや関係者に対してこどもの意見表明権に関する啓発が進み、各都道府県等において、こどもが意見表明することの必要性と意義、及び意見表明等支援事業や権利救済の仕組みとして児童福祉審議会を活用した権利擁護の仕組みを理解していることが前提となる。こどもに対して、意見表明ができること、児福審の窓口などでその表明ができること、また、意見表明等支援員を活用し

た意見表明等支援を受けることができることを説明・周知し、こどもがそれを理解していることが必要である。

その上で、意見表明等支援員（アドボケイト）によるこどもへの意見形成支援・意見表明支援を実施する。意見表明等支援員は、全てのこどものそのままのありようを尊重し、ニュートラルな姿勢で自然体で向き合い、パートナーシップのもとで基本原則・実践上の原則などに基づき実践をして、こども自身が主体的に意見表明でき、エンパワメントしセルフアドボカシーが形成できるように、個々のこどもの求めに応じてサポートして意見表明権を保障することが大切である。

なお、こどもへの意見表明等支援の流れについては、以下の図3の通りである。

また、こどもが児童福祉審議会での審議を希望し、申立てを行う場合の具体的な流れのイメージは、以下の図4の通りである。

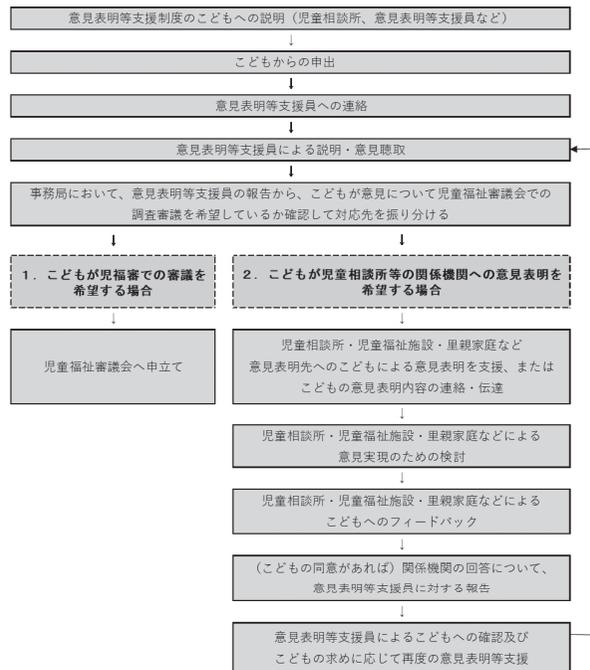


図3 〈こどもの意見表明等支援のフロー図〉

出典）みずほりサーチ&テクノロジーズ「権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究」の「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル（案）」（2023年）をもとに作成

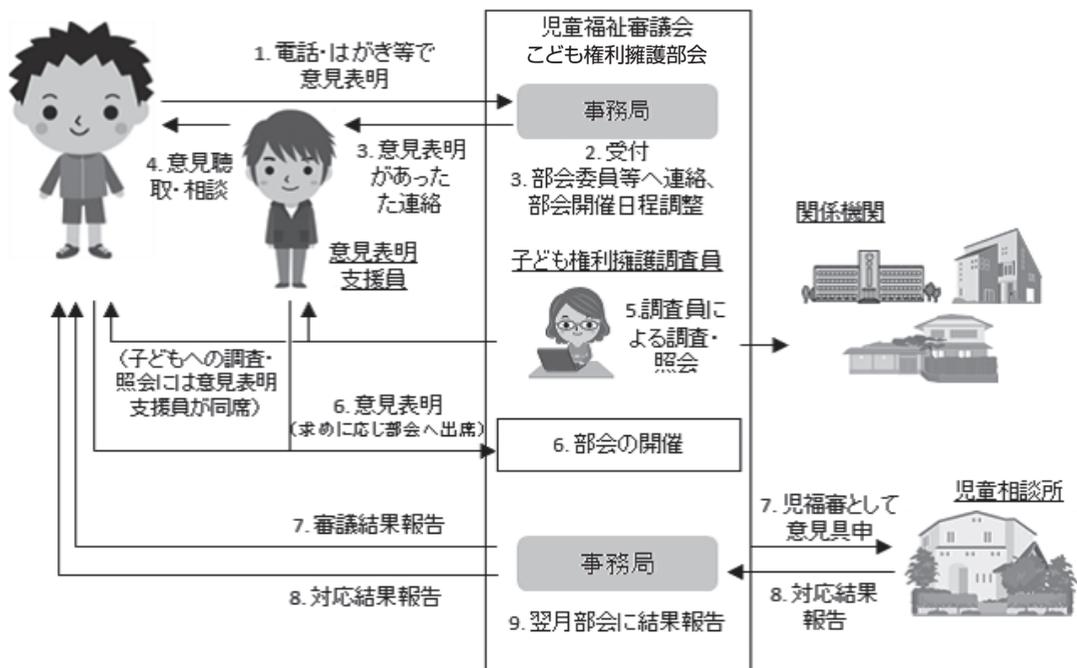


図4 児童福祉審議会を活用したこどもの意見表明モデル
(電話・はがき等で意見表明する場合)

出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」(2019年)

5. 意見表明等支援事業の整備などに関する課題

こどもの権利擁護についても、児童相談所による措置等の際のこどもの意見・意向聴取、都道府県による意見・意向表明支援の体制整備、権利擁護機関（児童福祉審議会等）を活用した枠組み整備など、大きな前進が図られている。

筆者としては、こどもアドボカシー活動を大分で実践を始めたが、こどもの権利擁護を大きく前進させることが可能な取組でありしくみであると考えている。

意見表明等支援事業の整備に関する今後の課題、方向性としては、次のような点である。

まず、意見表明等支援システム構築のための主な課題について触れてみたい。

大別すると

①行政機関の意欲・姿勢及びシステム構築プラン

の策定

- ②意見表明等支援実施機関の確保及び意見表明等支援員（アドボケイト）の養成
- ③児童相談所・施設・里親など関係機関の理解・協力
- ④こどもへの説明と理解及び活用のしやすさ・関係づくり

の4つの課題がある。

まず①の課題であるが、意見表明等支援システム構築に向けた都道府県等の事業担当行政機関の意欲・姿勢が重要である。その意欲・姿勢が、実施側のアドボカシー実施機関はもとより、受け入れる側の一時保護所や児童福祉施設などの受け入れ態勢構築に対する影響を与える可能性が高い。そのため、具体的には、行政機関が関係機関・関係者及び社会的養護経験者をメンバーとした準備委員会を設置して検討し、無理のない範囲でのシステム構築プランを策定するといった対応が重要

である。また、事業実施に向けたアドボカシー実施機関との協働によるこども及び関係機関・関係者への説明とともに、アドボカシー実施機関・関係機関との定期的・必要に応じた協議の実施が重要である。

さらに、令和4年児童福祉法改正により、都道府県等は、施設や里親及び一時保護等の措置の実施、あるいはこれらの措置期間中における養育・支援に対するこどもの意見・意向について、都道府県の児童福祉審議会等による調査審議・意見具申が行われるようにすることその他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することを行わなければならない業務として、規定されたのである。

したがって、都道府県は、独立性・専門性を確保した児童福祉審議会などを活用した権利擁護の環境整備に着手しなければならないのである。

例えば、こどもからの被措置児童等虐待であるとの申立てを受けて、児童福祉審議会の被措置児童等虐待部会で審議した結果、被措置児童等虐待に該当しないという決定を下し、こども本人に説明したところ、こども本人は納得いかず、児童福祉審議会に再度申立てをした際には、児童福祉審議会の権利擁護部会で審議することが必要になる。前述した「児童福祉審議会を活用したこどもの意見表明モデル」の図4を見るとわかるように、申立てをした際には子ども権利擁護調査員が障害のあるこどもなどに面談して調査することになるため、児童福祉審議会の中に障害児を対象に調査できる専門性を有した子ども権利擁護調査員が配置されていなければならない。こうした課題を達成することも求められているのである。

次の②の意見表明等支援実施機関の確保及び意見表明等支援員（アドボケイト）の養成の課題はこのシステムを構築する上で極めて重要な課題である。独立アドボカシー実施機関の候補として考えられるのは、各地のこどもに関するNPO法人、チャイルドライン実施団体、CAPグループ、弁護士会などである。

この事業を一度開始し途中で止めることは、こどもの不信感を助長するなどこどもが不利益を被るリスクがあるため、独立アドボカシー機関の選定にあたっては、地域におけるその団体の運営状況や活動状況などを十分に調査し、クオリティはもとより、安定性や継続性などについて検討した上で、確保することが大切である。

また、意見表明等支援員（アドボケイト）の確保についても、こどもアドボカシー活動についての市民を対象とした公開講座などの実施による広報・啓発をした上で、その参加者の中の興味関心のある方を対象に、意見表明等支援員の養成研修を行うといった工夫した対応も求められている。

養成研修を受講した意見表明等支援員の候補者については、現場でのモデル実施をしながらスーパーバイザーを受けることは必要不可欠である。したがって、スーパーバイザーの確保も必要であるが、我が国においては、こどもアドボカシー活動は緒に就いたばかりで実践の積み重ねがないために、スーパーバイザーの確保も極めて困難な課題でもある。

そのため、独立アドボカシー実施機関間での情報交換会などを通して、実践についての振り返りを行いながら、活動の質や意見表明等支援員の専門性の向上を図ることが必要であり、全国子どもアドボカシー協議会などの交流会への参加などによってその確保に努めることが求められている。

続いて③の児童相談所・施設・里親など関係機関の理解・協力の課題である。

意見表明等支援事業実施の際には、独立(専門)アドボカシーをはじめ、セルフアドボカシー、制度的アドボカシー、非制度的アドボカシー、ピアアドボカシーの意義・目的や役割・機能などについて、児童相談所・施設・里親など関係機関・関係者に十分に理解し会得してもらうことが重要であり、都道府県や関係機関は、研修や会議などを活用して、定期的かつ必要に応じて関係者に教育・啓発することが大切である。

児童相談所職員や里親・施設職員及び一時保護

所職員等の関係者が抱く懸念事項について、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル(案)」では次のように記載されている。

- ①意見表明等支援員がこどもの気持ちに寄り添い過ぎてしまい、専門職の支援方針・アセスメントを軽視した関わりを進めてしまうのではないか。
- ②こどもが意見表明等支援員に話したことが、こどもとの約束に基づき守秘義務の対象になると、こどもの同意なく関係機関に話すことが困難になるが、それは適切なものか。※虐待に当たる事実である場合（児童虐待防止法第6条）、要保護児童（第25条1項）を除く。
- ③意見表明等支援員がこどもの具体的な状況を知らずに誤った認識や判断をするのではないか。それにより、こどもの生活が不安定化するのではないか。
- ④意見表明等支援員とこどもとの関係構築によりこどもと周囲との関係が希薄になるのではないか。
- ⑤意見表明等支援員の関わりが、円滑な支援の妨げになるのではないか。
- ⑥意見箱や第三者評価等、意見表明のための制度や仕組みがすでにある中、新たに意見表明等支援員が介入することで、それぞれの仕組みや専門職の役割や意義が曖昧になり、こどもや職員の混乱を招くのではないか。

関係者が抱いている上記のような不安や抵抗感を軽減するために、行政機関やアドボカシー実施機関は協働連携して、意見表明等支援事業の意義や目的及び意見表明等支援員の役割や活動について、積極的かつ丁寧に繰り返し関係団体・関係者への周知や説明を行い、心底からの理解と協力が得られるような対応を図ることが求められている。

また、独立アドボカシー活動の意義や目的及び実施方法などについて、関係機関・関係者とアドボカシー実施機関・意見表明等支援員とのディスカッションを行うことも重要であり、例えば、児童福祉施設へのこどもの権利擁護担当者を配置し

て定期的な情報交換会を実施するようなことも考えられよう。

それから④のこどもへの説明と理解及び活用のしやすさ・関係づくりの課題である。意見表明等支援事業の実践する際には、こどもに対して本事業のシステムと意見表明等支援員の役割などを分かりやすく周知することが必要である。このため、児童相談所をはじめ社会的養護関係機関・関係者は、各自治体での意見表明等支援事業のシステムについて、そのこどもの年齢や特性に配慮しつつ、パンフレット・動画・権利ノートなどを提供しながら丁寧に繰り返し分かりやすく説明し、こどもが目的や利用方法等について理解し、実際に活用できるかを確認する必要がある。都道府県等は、こうした対応に必要な準備・支援を提供することが重要である。

また、行政機関は、こどもが本事業をスムーズに活用できるよう、受付窓口にアクセスしやすい環境を整備し、意見表明等支援員がこどもの求めに応じてできる限り速やかに対応できるような体制整備に努めることが大切である。

具体的な手段として、電話（フリーダイヤル）、はがき（プライバシーシール付）、ファックス、電子メール、WEBフォーム、SNSなどのうち、複数のアクセス方法を確保しておくことが大切である。こどもがアクセスする際にはそれを知られない環境を整えることや、はがき使用後の補充など、こどものアクセシビリティには十分に配慮することが必要である。また、障害のあるこどもなどについては、手話通訳、ガイドヘルパーの活用などの合理的配慮も重要である。

また、こどもとのふれあい活動（遊び・ゲームなど）による関係づくりについて、独立した意見表明等支援員は身近な存在ではないので、こどもたちと信頼関係を築くことは重要である。遊びやゲームなどの交流を通じて、こどもたちとのコミュニケーションを楽しみながら関係を構築していくことが求められている。

次に中長期的な課題について触れてみたい。

まずは対象の拡充である。本事業は、社会的養護のもとで生活している子どもなど福祉分野の子どもが対象であるが、教育分野をはじめ、すべての子ども（胎児を含む）に対象の拡充が必要である。

また、アドボカシー活動の基本方針であるセルフアドボカシーを形成するためには、乳幼児期からの子どもの聴かれる権利／意見を表明する権利を前提にした養育・保育・教育・ケアワーク及びソーシャルワークの実施などが極めて重要である。

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、一時保護所、乳児院、児童養護施設、里親・ファミリーホームなどにおける「子どもへの権利教育」の実施が必要不可欠である。

すべての子どもが自分の権利を知り、自分の人生に参画し自己実現を図れるようになるためにも、幼少期から、権利とはどういうものかということをしちんと教えていく権利教育を実施すること、自分の気持ちや意見を言って聴いてもらえるという権利や、自分の気持ちや意見を素直に表明する権利を擁護することを基本にした養育、保育、子育て、教育あるいはソーシャルワークを実施することが重要であり、そうした環境を整備していくことが必要である。

そのためにも子どもを一人の人間として尊重することであり、権利の主体として位置づけること

である。実践の場においては小さなことであっても、丁寧に傾聴しながら子どもの意思表示や自己決定を促し続けること。

そして子どもが成功体験などを積み重ねることを通して、自己肯定感や自尊感情、自己効力感や自己責任感などを形成しながら自己実現を図り、健幸な人生を歩んでいけるよう、教育・福祉関係者には、面倒くさいことから目を背けずに寄り添い続ける姿勢をもって、子どもの権利擁護を推進していくことが求められているのである。

主な引用・参考文献

- 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング「アドボカイト制度の構築に関する調査研究報告書」(2020年)
- みずほリサーチ&テクノロジー株式会社「障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子どもの権利擁護の在り方に関する調査研究報告書」(2023年)
- 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング「アドボカイト（意見・意向表明支援）における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究報告書」(2023年)
- みずほリサーチ&テクノロジー株式会社「権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究報告書」(2023年)
- 相澤 仁「子どものウェルビーイングとアドボカシー」公益財団法人資生堂子ども財団「世界の児童と母性」第92号(2022年)

Current state and challenges of child advocacy systems

Masashi Aizawa

Professor, Faculty of Welfare and Health Sciences, Oita University

This study presents an outline of trends in child advocacy systems from fiscal year 2016 to 2022. Furthermore, it provides an overview of the establishment of mechanisms for “listening to children’s opinions,” including the obligations set forth in the amended Child Welfare Act of 2022, which include the obligation to (1) create an environment for advocating children’s rights, (2) listen to children’s opinions, and (3) exert effort to support children in expressing their opinions. In addition, it explains the definitions, types, and basic principles of child advocacy. Furthermore, it highlights the practical aspects of the support of children’s opinion, including the process conducted by opinion support personnel (advocates). Finally, the study presents the major challenges in building the opinion support system. These challenges include the (1) willingness and attitude of government agencies and the development of system plans; (2) acquisition of implementing agencies and training of advocates; (3) understanding and cooperation from relevant institutions, such as child consultation centers, facilities, and foster parents; and (4) ease of explanation, understanding, and utilization for children and relationship-building.

Key words: child advocacy, children’s expression of opinion, advocacy of children’s rights, support services for opinion expression

特集論文：当事者の意見表明と意思決定の課題

子どもの意見表明権と法制度

磯谷 文明

くれたけ法律事務所弁護士

● 要約 ●

家事法制及び児童福祉分野における子どもの意見表明権の保障は、国連子どもの権利条約が原動力となって、法制度面では大きく進歩したといえる。特に家事法制分野では家事手続における子どもの手続代理人制度が、児童福祉分野では2022年児童福祉法改正により導入された一連の意見表明支援制度が、それぞれ注目される。実践における議論も深化しており、子どもの意見表明権の保障は新時代を迎えたと言ってよいだろう。これに対し、教育分野における展開は、見劣りがすると言わざるを得ず、法制度の見直しが期待される。

一方、障害者の意思決定支援では、全ての人は意思決定能力があると推定されるという原則を中核に、できる限り個々の障害者らしい意思決定を支援する姿勢が徹底されている。子どもと障害者とは異なる点もあるが、障害者の意思決定支援は子どもの意見表明を考えるうえで示唆に富む。

● Key words : 子どもの権利条約, 意見表明権, 子どもの手続代理人, 意見表明等支援員, 障害者の意思決定支援

人間福祉学研究, 16 (1) : 35-49, 2023

1. はじめに

かつて「法は家庭に入らず」と言われていた。家庭ないし家族は社会を構成する最小単位とされ、自律性が認められてきた。従って、家庭内で起こった出来事はその家族の規律や権威によって、あるいは自主的な話し合いにおいて、内部的に解決されてきた。そして、とりわけ子のしつけなどの問題に裁判所が介入することは忌避されてきた¹⁾。

しかしながら、時代が下るに従い、家庭の自律性、自主性に委ねては解決しない問題が広く認知されるようになった。配偶者間暴力や子ども、高齢者に対する虐待などがその例である。家庭内で相対的に力の強い者が弱い者に暴力を振る

う構図では自律性に任せていても解決せず、まして暴力が強い者の抱える根深い心理的問題に起因する場合、適切な介入が行われないと長期にわたり暴力が継続することになりかねない。このような観点から、現在では先の法格言は捨て去られ、むしろ法が家庭に入ることこそ期待されるようになった。

もっとも、法が家庭に入ることが常に幸福をもたらすわけではない。国家権力が法を悪用して過剰に家庭に入り込み、特定の価値観を押しつけた時代は、それほど昔のことではない。権力者にとって「愛国教育」などの名称で家庭の隅々までコントロールすることには抗いがたい魅力があるようだ。このような権力による社会の画一化の防波堤になるのも、実は家庭の自律性である。

そうすると、法が家庭に入るとしても何らかの流儀が必要だと思われる。権力的な動機を滑り込ませないルールが求められる。それが権利、特に弱い立場にある者の権利を擁護するという目的である。法は弱者の権利を守るために家庭に入るのであって、その他の動機は不純である。そして、その守られるべき権利は抽象的なそれではなく、そこで虐げられている人の具体的な権利でなければならない。

本稿では、子どもの意見表明権とその支援を中心に論じるが、それらの目指すところは子どもの最善の利益の探求である。逆に言えば、最善の利益を知るためには、当事者である子どもの声を聴くことが最も手っ取り早いし、確実である。とはいえ、子どもの声を聴くことがそう簡単なことでないことも事実である。具体的な実践は他稿が論じるようであるから、本稿は法制度に比重を置いた論述となる。

2. 子どもの意見表明権と法制度の展開

2.1. 子どもの権利条約

(1) 1989年11月20日に国連総会において採択され、わが国も1994年に批准した子どもの権利条約は、子どもを単なる保護の対象から権利の主体、ひいては権利行使の主体として位置付けたと言われている。条約は、大人と同様に表現の自由(13条)や結社・集会の自由(15条)などの権利を認めているが、これらは自ら主体的に権利行使してこそ意味がある。

権利行使主体性を表す象徴的な規定として、意見表明権(12条)が挙げられることが多い。すなわち、条約は、自己の意見を形成する能力のある子どもに、自分自身に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を認めている。そして、子どもの表明した意見は年齢及び成熟度に従って適切に重視されるべきものとしている(given due weight)。さらに、条約は、子どもに影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上

の手續において、子どもは、国内法の手續規則に合致する方法により直接または代理人もしくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられるとしている。

この意見表明権については、4つの側面から定義づける見解がある。第1は、行政庁や裁判所などが子どもに関して何らかの判断をする際に、当事者である子どもの意見を聴かなければならないという手續的側面である。手續中に意見聴取の機会を定めることで、子どもに確実に意見表明の場を与えることができる。第2は、子どもの自己決定権という側面である。子どもが自分に関する事柄について意見を表明し、かつ、その意見が適切に重視された結果、子どもの意見が実現されることになれば、それは子どもが自ら決めたものと評価することができる。第3に、社会における子どもに関する事柄の決定過程に参加するという意味での参加の権利の側面である。政治過程に参加する場合、ひとりでは無力であるから、先に触れた結社・集会の自由との連携が重要であると思われる。第4は、表現の自由のひとつという側面である。ただ、13条の表現の自由は子どもに関する事柄に限らず、さまざまなテーマについて認められるのに対し、意見表明権は子ども自身に影響を及ぼす事項に限定する一方、大人側にそれを適切に重視する義務を負わせていることが特徴的である²⁾。

(2) 条約のなかで、最も頻繁に言及される条文のひとつに、子どもの最善の利益を掲げた3条1項がある。同条項は、子どもに関するすべての措置を採るにあたっては、それが公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局または立法機関のいずれによって行われるものであっても、子どもの最善の利益が第一次的な考慮事項(a primary consideration)でなければならないとしている。

最善の利益は、子どもに関する政策立案という場面では集団性を帯びざるを得ないが、特定の子どもを対象とした措置という場面では、まさにそ

の子どもにとっての最善の利益を意味する³⁾。子どもの最善の利益はオーダーメイドのそれであって、お仕着せの既製服であってはならない。ある子どもにとっての最善の利益が、当然に他の子どもにとっての最善の利益にはならないのだ。

このことは、あるいは当然のように聞こえるかもしれないが、親子間においては必ずしも当然と理解されてこなかった。親は、自分が子どものことを最もよく理解していると信じ込む傾向があり、実は必ずしもそうではないことを看過して、しばしば子どもと衝突する。自分自身が子どもだった頃、いかに親が自分のことを理解していないかを痛感していたはずであるのに、いざ自分が親になると忘れてしまうのだ。そして、子どもの人格と自分の人格があたかも融合しているかのように錯覚し、親自身の価値観を子どもに押しつけてしまいがちである。

子どもの最善の利益は、基本的には親を含む大人にはわからないものと考えべきである。もちろん人間の遺伝子は99.9%共通だというのであるから、最善の利益においても共通する部分が多くても不思議でない。しかし、おそらく残る0.1%が多様性の泉となっており、これに加えて環境的要因も作用して人々の豊かな個性を生み出しているものと思われる。その結果として形成される人格は、本質的に第三者にはわからないものであって、「わからない」ということこそ子どもの最善の利益を探求する旅の出発点である。

それでは、どのようにして子どもの最善の利益を知るのか。その第一歩が、子どもに意見を聴いてみる、すなわち意見表明である。政策決定場面であるが、ある国で、市が子どもたちのために公園を作ろうとしたところ、子どもたちは「どうか公園にしないでください。公園にすると遊べなくなるから」と言ったそうである⁴⁾。確かにブランコ、滑り台、砂場といったありきたりの遊具が配置された公園よりも、何もない空き地の方が、子どもたちにとって創造性を発揮できる「わくわく」する場所なのだろう。子どもの意見表明が、市政

を子どもの最善の利益に近づけた好例と言えるだろう。

(3) ところで、子どもの意見を聴くといっても、実際にどのように聴けばよいのだろうか。この点、国連子どもの権利委員会は一般的意見12号において詳細な提案をしている。

そのうち、まず意見聴取の手段として、次のとおり5つの段階的措置を求めている（必ずしも網羅的に解説するものではないため、全体を知るためには一般的意見第40項～第47項を参照されたい）。

① 準備

子どもに対する事前説明である。子どもに意見表明権について説明することは当然として、当該意見聴取がいつ、どこで、誰が参加して、どのように行われるのか、何について意見を求められ⁵⁾、表明した意見が結果にどのように影響を与えるのかなどといったことを説明するものとしている。子どもが直接意見表明することもできるし、支援者を通じて表明することができるという選択肢も、事前に提示すべきとしている。

② 意見聴取

聴取者が喜んで、そして真剣に耳を傾けてくれると子どもが感じられるようなものでなければならず、一方的な尋問のようなものではなく、会話の形式がとられるべきである。

③ 能力の評価

問題となっている事項ごとに子どもが合理的かつ独立して自らの意見を形成する能力があるかどうかを評価し、その能力があると評価されたときは、当該問題の判断者は子どもの意見を重要な要素として考慮するべきである。

④ フィードバック

聴取の後、判断者は、子どもが表明した意見がどのように評価され、当該問題がどのような結果になったかを説明するべきである。

⑤ 不服申立て及び救済

意見表明権が侵害されたり、表明した意見が正当に扱われなかったりした場合に備え、不服申立

ての手續が設けられるべきである。

(4) さらに、同じく一般的意見 12 号では、意見表明の手續全般において、次の点が満たされることを求めている（これについても、必ずしも網羅的に解説するものでないため、全体を知るためには第 134 項を参照されたい）。

① 透明性と情報提供

自由に意見表明できること、表明した意見が適切に重視されること、聴取のあり方や範囲、目的、潜在的影響について、子どもの年齢に相応しく、多様性に配慮し、包括的で入手可能な情報を与えるべきである。

② 任意性

子どもは、意見表明を強制されてはならず、いつでもやめていいことを伝えられるべきである。

③ 尊重

子どもの表明した意見は、敬意をもって取り扱われなければならない。子どもに関わる大人たちは、子どもたちが家庭や学校、文化、職場において参加することでよい影響をもたらしたよい例を認識し、それを基礎にさらに発展させるべきである。また、大人たちは子どもたちの生活の社会的、環境的、文化的コンテクストを理解する必要がある。

④ 関連性

意見表明の対象になる事項は、子どもたちの生活に現実的な関連性があり、子どもたちが知識やスキル、能力を活かすことができるものでなければならない。また、子どもたち自身が自分たちと関連性があり重要だと考える事項をみつけ、取り組めるようにするために時間をとる必要がある。

⑤ 子どもに優しい (child-friendly)

意見聴取の環境や手法は、子どもの能力に適合していなければならない。子どもたちが十分に準備し、自信をもって意見を表明できるように、十分な時間とリソースが提供されなければならない。子どもの年齢や発達しつつある能力に応じて、異なった支援のレベルや介入の形態が必要となることに配慮しなければならない。

⑥ 包摂性 (inclusive)

参加は包摂的でなければならない、差別を避け、男女を含めてすべての子どもたちに参加の機会を与えなければならない。プログラムは、すべての子どもたちの文化に配慮したものでなければならない。

⑦ 訓練による支援

大人たちには、子どもたちが効果的に参加できるよう支援するために準備、技術、そして支援が必要である。そうすることで、例えば子どもの話に耳を傾け、子どもとともに活動し、子どもの発達に合わせて効果的に子どもたちを引き込む技術を獲得することができる。一方、子どもたちは効果的な参加をどのように促進するかという点に関して、トレーナーあるいはファシリテーターとして関与することもあり得る。そこで、子どもたちには、効果的に参加するための技術の強化、権利意識を高めること、会議を準備し、資金を調達し、メディアや意見公表、アドボカシーに対応するための訓練が必要である。

⑧ 安全性とリスクへの配慮

意見表明はリスクを伴うことがあるため、大人は子どもが暴力や搾取、その他のネガティブな結果にさらされる可能性を極小化するべく、あらゆる予防措置を講じる責任をもつ。特定の子ども集団が直面する危険や援助を得るための障壁を認識した明確な子ども保護戦略の開発も必要である。子どもたちは、害から守られる権利があることを認識し、必要があればどこに助けを求めればよいかを知っている必要がある。子どもたちが参加する意義を理解させ、子どもたちがさらされるおそれのあるリスクを最小限にするために、家庭や社会に働きかけることが重要である。

⑨ 説明責任

フォローアップと評価に取り組むことが重要である。子どもたちが、表明した意見がどのように解釈され使用されたかについて情報提供され、必要な場面では不服申立ての機会を提供されることが必要である。また、子どもたちは、彼らの参加

が結果に対しどのように影響を及ぼしたかについて明確なフィードバックを得る権利がある。適切な場合は、子どもたちはフォローアップに参加する機会を与えられるべきである。可能であれば、子どもたち自身が参加の評価に関わることが必要である。

(5) わが国の現状を踏まえて筆者なりに要点を整理すると、まず、意見表明においてはプロセスが大切である。意見表明が語られるとき、得てして聴取場面のみ注目されがちだが、一般的意見は、その前と後、つまり事前の準備と事後のフィードバックが大切だということを指摘している。

子どもは（大人も同じだろうが）、いきなり意見を言えと言われても言えるものではない。少し前もって、誰が、いつ、どこで、何について、どのような方法で意見を聴き、その結果はどのように考慮されるのかなどを知らされてはじめて、意見をまとめることができる⁶⁾。

さらに、事前準備にあたり、単に情報を知らされるだけではなく、誰かに相談したい、意見をまとめるのを手伝ってほしいと感じる子どもも少なくないだろう。この点、意見表明支援と区別して意見形成支援ということもある。

意見を聴く場合、聴きっぱなしになってしまうことがあるが、一般的意見はこの点についても警鐘を鳴らしている。後日、結果がどうなったのか、子どもの意見がどのように考慮されたのかについてフィードバックをするよう求めている。確かに、後日子どもに説明しなければならないとされてこそ、大人は子どもの意見を真剣に検討するであろう。

2.2. 家事法制のなかの子どもの意見表明権

2.2.1. 子どもの意見の把握

子どもの権利条約の定める意見表明権は、家事法制にも影響を与えたと言える⁷⁾。2011年に成立した家事事件手続法は、一般的に子どもの意思の把握について規定を置いた。すなわち、65条は、「家庭裁判所は、親子、親権又は未成年後見に関

する家事審判その他未成年者である子（未成年被後見人を含む。以下この条において同じ。）がその結果により影響を受ける家事審判の手続においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない」と定めた（この条文は家事審判に関する規定だが、258条1項は家事調停においてもこの条文を準用している）。この条文は、少なくとも形式的にはすべての年齢の子どもを対象としているが、一方で、裁判所または調査官が直接子どもから意見を聴くことまで義務づけておらず、基本的には家庭裁判所が適切な方法を選択するものとしている。具体的には、もちろん調査官が直接子どもと面接することもあるが、面接する場合であっても非言語的な表現を調査官が評価したり、あるいは書面で意見照会したり、代わりに親から聴取することもあり得る⁸⁾。

2.2.2. 子どもからの意見聴取

さらに、家事事件手続法は、一定の事件類型において、子どもが15歳以上である場合、必ず意見聴取をしなければならないものと定めている。例えば、子の監護に関する処分の審判事件（具体的には、子どもの監護者を決める審判事件や子どもの面会交流について定める審判事件など）について、152条2項は、「家庭裁判所は、子の監護に関する処分の審判（子の監護に要する費用の負担に関する処分の審判を除く。）をする場合には、第68条の規定により当事者の陳述を聴くほか、子（15歳以上のものに限る。）の陳述を聴かななければならない」と定めた（「第68条の規定により当事者の陳述を聴く」場合とは、子ども自身が申し立てている場合など子ども自身が当事者となっている場合を意味しており、その場合は68条によって意見聴取が義務づけられている）。その他にも、養子縁組の許可審判事件、特別養子縁組の適格または成立の審判事件、親権制限審判事件、

親権者の指定や変更に関する審判事件、未成年後見人等の選任審判事件、児童福祉法 28 条や 33 条審判事件などにも同様の規定がある。

これらは前述した子どもの意見の把握と異なり義務的ではあるが、方法としては基本的に同じである（もっとも、子どもの年齢に照らし、代わりに親から聴取するということはほとんど考えがたい）。

2.2.3. 子どもの手続参加と手続代理人

子どもが影響を受ける家事事件、例えば離婚や親権者の指定・変更、監護者の指定、面会交流、親権制限、未成年後見、養子縁組許可、離縁などの事件については、意思能力のある子どもは手続に参加できることとされた。そのうえで、子どもが手続に参加するときは、裁判所は申立てによりまたは職権で、弁護士を手続代理人に選任することができることとされた。

子どもの手続代理人は、画期的な制度であるが、家事裁判の枠組みのなかでのみ認められるものであるうえ、前提として子ども自身に意思能力が認められ、手続に参加する場合にのみ選任されるものである点には注意を要する（子ども自身が参加を申し立てた場合であっても、家庭裁判所はその子どもの年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して、手続への参加を認めることがかえって子どもの利益を害すると認めるときは、参加を認めないものとされている。家事事件手続法 42 条 5 項）。海外では広く子どもの意見表明のために用いられる例があるようであるが、わが国では家庭裁判所調査官制度が設けられており、公平中立な立場から一定の専門性をもって子どもの意見等を調査する役割を担っている。従って、子どもの手続代理人が子どもからの意見聴取の目的で広く利用されるわけではない。

しかし、子どもの意見を家事手続に反映していくという観点からすると、調査官による調査ではなかなか対応しきれない部分を子どもの手続代理人が担う利点は小さくない。例えば、調査官は公

平中立という立場から、子どもの相談に乗りながら意見形成支援をすることは難しい。調査官が子どもと面接するのはせいぜい 1～2 回に限られ、子どもに事前準備をさせることは容易でなく、また、そのような短時間に信頼関係を築くのが難しい子どももいるだろう。さらに、調査官に最も欠けているのは、聴取後のフィードバックである。調査官は調査をして報告書をまとめた後、子どもと接触することはほぼない。調査官の職責は調査報告書の作成までということなのだろうが、先に触れた国連子どもの権利委員会の見解に照らせば、子どもの意見聴取として不十分であることは否めない。

これに対し、子どもの手続代理人は、子どもと会う回数や時間に制限はないし、もっぱら子どもの立場に立って活動することができるため、相談に乗ることを含めて子どもの意見形成支援することも可能である。そして、聴取後のフィードバックとして、結果を説明したり、必要であれば代理人として不服申立てをしたりすることもできる。子どもの手続代理人が調査官による調査に代わるものでないとしても⁹⁾、互いに補完し合う側面はあると思われる。

日本弁護士連合会では、平成 27 年 7 月 31 日付「子どもの手続代理人の役割と同制度の利用が有用な事案の類型」¹⁰⁾ をとりまとめ、子どもの言動が対応者や場面によって異なると思われる事案（子どもと一定期間に継続的に関わって、意思を把握する必要があると思われる事案など）、子どもの意思に反した結論が見込まれるなど、子どもに対する踏み込んだ情報提供や相談に乗ることが必要と思われる事案、合意による解決を促進するため、子どもの立場からの提案が有益であると思われる事案などを提示している。また、同連合会では会員向けに「子どもの手続代理人マニュアル」を発行し、子どもの主観的意識が客観的利益を損なうものと認められる場合の対応や、子どもから秘密にしてほしいと言われた場合の対応など、実務で想定される問題に関する考え方を説明している。

2.2.4. 親権制限における子の申立権

2011年の民法等改正において親権制限にかかる諸規定が整備されたが、親権喪失、親権停止、管理権喪失のいずれの類型においても、子ども自身による申立権が認められた。

実は、筆者自身、親権制限が必要な事案において適当な申立人が見当たらず苦慮したことがあった。そのケースでは、知的障害のある相談当時18歳の女性（当時は成人年齢は20歳であったため、未成年者であった）が長年にわたり父親を含む複数の男性から性的虐待を繰り返されてきた。この女性はその県の婦人相談所に保護されたが、父親が親権者として相談所に押しかけるなど妨害をするのを避けるため、親権を喪失させる必要があった。ところが、当時、親権喪失の申立権者は親族、検察官、児童相談所長しかおらず、親族は皆尻込みしてしまい、検察官は申立ての前例が見当たらないため消極的で、児童相談所長も18歳に達した子どもに関わろうとしなかった。困り果てた筆者を含む弁護団は、明文の規定はなかったものの、最も重大な利害関係を有する子どもに申立権がないという解釈はおかしいと主張し、被害女性自身を申立人として親権喪失を求めた。結局、このケースでは、途中で検察官が申し立てたことで親権喪失が認められ、おそらくは検察官申立による初めての親権喪失事件となったのであるが、やはり子どもが親権の濫用から自らを守る術を認められていないという違和感はずっと残っていた¹¹⁾。

そのような観点からすると、2011年改正民法が子ども自身に親権喪失、親権停止、管理権喪失の申立権を認めたことは、子どもの意見表明権のいっそうの充実を図るものと言うことができる。

2.2.5. 子どものための法律援助

必ずしも家事事件に限るわけではないが、日本弁護士連合会は子どものために活動する弁護士への報酬に充てる目的で、日本司法支援センター（法テラス）に委託して子どものための法律援助

を実施している。子どもが権利行使をすと言っても、実際には大人の援助が必要な場合が多く、とりわけ法的手続の場合、弁護士による支援が欠かせないところである。しかし、ほとんどの子どもには資力がなく、弁護士を雇うことが難しい。筆者も含めて一部の弁護士たちは子どもからの依頼を無償で引き受けてきたが、ボランティアでは対処できる数は限られるし、持続性に難がある。そこで、日本弁護士連合会は自らの予算で子どものための法律援助事業を実施しているのである。

援助対象は親権者の協力が得られないケースで、具体的には虐待する養親との離縁訴訟、扶養を求める調停や審判、児童相談所との交渉、シェルターへの入所手続、親との関係調整、児童虐待事件における刑事告訴、学校における体罰やいじめなどが対象とされている。

ただ、日本弁護士連合会の資金は弁護士の会費に由来するため、いわばタコが自分自身の足を食べているとも言える。本来は子どもたちを守る費用は税金から拠出されるべきである。

2.3. 児童福祉における子どもの意見表明

2.3.1. 2016年児童福祉法改正

児童福祉分野においては、援助方針の決定にあたり児童福祉司が子どもから意見を聴いてきたが、法制度上のルールはなく、現場に委ねられてきたと言えよう。

そのようななかで、2016年に改正された児童福祉法は、「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」と定め（2条1項）、子どもの最善の利益や意見表明権を規定した。本来、国民に努力義務を課する前に国や地方公共団体に義務を課す方がよかったようにも思われるが、3条が、1条及び2条の規定する内容は「児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児

童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない」としたことから、子どもの意見表明権の保障は疑いなく児童福祉の現場の重要テーマになった。

実務的には、先に触れた2011年の家事事件手続法制定により、児童福祉法28条の承認審判事件や、2017年の児童福祉法改正で導入された児童福祉法33条の承認審判事件において、家庭裁判所で子どもの意思が確認されるようになったことも、児童相談所における子どもからの意見聴取を促進したものと思われる。

2.3.2. 2022年児童福祉法改正

その後、2019年児童福祉法等改正により体罰禁止が法定されるなど子どもの権利擁護がいっそう推進されたが、2018年から2019年にかけて痛ましい虐待死事件が続いたこともあって、2022年児童福祉法改正につながった。

2022年児童福祉法改正では、子どもの意見表明に関し大きな変革がなされたが、3つに分けて解説する(いずれも、2024年4月1日施行予定)。

ア 児童相談所における意見聴取

新設された33条の3の3第1項は、児童相談所長は、①児童福祉法26条1項2号または同法27条1項2号の定める指導措置を採り、または解除し、停止し、変更する場合、②同法27条1項3号または同条2項に基づき施設入所等の措置を採り、または解除し、停止し、変更する場合、③同法28条2項但書に基づいて施設入所等の措置の期間を更新する場合、④一時保護を行い、または解除する場合には、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見または意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置(意見聴取等措置)を採らなければならないと定めた。ただし、緊急時は事後的な意見聴取等措置で足りる。

これは、子どもが直接影響を受ける重要な措置に関して判断をする際、原則として事前に子ども

の意見を聴くことを義務づけるものである。

みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社が令和4年度厚生労働省委託事業「権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究」において作成した「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル(案)」(以下、スタートアップマニュアル)は、児童福祉法33条の3の3が定めるもの以外にも、自立援助ホームの利用や母子生活支援施設への入所の場合、自立支援計画策定及び見直しの場合、面会交流制限の場合などにも子どもからの意見聴取を行うべきとしている。

また、スタートアップマニュアルでは、意見聴取の際の児童相談所側の説明、意見聴取場面での工夫、記録の作成、結果のフィードバックなどについても詳しく記載している。

イ 意見表明等支援事業

新設された6条の3第17項は、アの意見聴取等措置の対象となっている児童や施設入所等の措置その他の措置が採られている児童の意見や意向を、児童福祉に関し知識または経験を有する者が意見聴取その他の適切な方法により把握するとともに、これらの意見や意向を勘案して児童相談所その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業を定めた。この事業を意見表明等支援事業といい、子どもの意見聴取を行う者を意見表明等支援員という。意見表明等支援事業の実施主体は都道府県であり、実施は任意とされている(34条の7の2)。

実際にどのような場面でを行うか、意見表明等支援員にはどのような人を選任するか、支援員をどのように養成するかといった実践的な点については、現在、各自治体で検討が進められている。

ウ 子どもの権利擁護にかかる環境整備

新設された11条1項2号りは、都道府県が行うべき業務として、児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見または意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申

が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うことを定めた。

具体的には幅広い取り組みが想定されており、ひとつは児童相談所等の措置に不満のある子どもが児童福祉審議会に審議を求められるようにすることが考えられている。あるいは、児童福祉審議会以外の機関を設置または活用して、権利擁護に取り組むことも想定されている¹²⁾。さらに、子どもの権利ノートなどを使った子どもに対する権利啓発、関係者・関係機関への子どもの権利の周知啓発、意見箱の設置なども含まれる。

これについても、2024年4月の施行に向けて、各自治体で検討が進められている。

2.4. こども基本法の制定

2022年6月、こども基本法が成立した。子どもの権利を基盤とした基本理念を掲げ、それに沿って国及び地方公共団体における子ども関係の政策を総合的に推進することを目指す法律であった、2023年4月から施行されている。

意見表明の点では、基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」(3条3号)、「全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」(同4号)が定められたことに大きな意義がある。

そして、その理念を子ども関係の政策に反映するため、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とも定めた(11条)。

併せて、子ども関連政策の推進力となる省庁としてこども家庭庁が設置された。同庁も「心身の発達の過程にある者(以下「こども」という。)

が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うこと」を任務とするものと規定されており(3条1項)、やはり子どもの意見表明権の尊重をするものとされた。

教育分野はこども家庭庁に移管せず、文部科学省に残ることになったことや、こども基本法に第三者機関(子どもコミッショナーなど)が入らなかったことなど、残念な点も否定できないが、しかし、子どもの権利を基盤としたこども基本法の制定とこども家庭庁の創設は、子どもの意見表明を社会に浸透させていくという観点から、間違いなく大きな推進力になるものと期待される。

3. 障害者の意思決定支援

3.1. はじめに

これまで筆者が専門としてきた家事事件や児童福祉を中心に子どもの意見表明にかかる法制度を見てきたが、ここで障害者の意思決定支援の動向を確認したい。子どもも障害者(とりわけ精神障害者や知的障害者、認知症の高齢者など)も法的保護の対象とされてきたが(例えば、法律上は行為能力を制限することで保護してきた)、個人として尊重する視点から、その意思を尊重する方向に歩んできたという点で共通している。しかしながら、子どもに比して後発とも思われる障害者の意思決定支援は、近年、めざましく進展しており、示唆に富むものと思われるからである。

3.2. 国連障害者の権利に関する条約

(1) 国連は、かねてから障害者の人権を促進・

保護するために障害者の権利に関する宣言や国際障害者年行動計画の採択などに取り組んできたが、依然として障害者に対する人権侵害がなくなることから、法的拘束力を有する条約の必要性が認識されるようになった。

2001年頃から国連内部で議論が重ねられ、2006年12月、国連総会において障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）が採択された。2022年6月現在、185の国と地域が締結しており、わが国は2014年1月に批准し、同年2月から発効している。

(2) 障害者権利条約は、一般原則の筆頭に「個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重」を掲げ（3条a）、さらに障害者が生活のあらゆる場面において他の者と平等に法的能力を享有することや（12条2項）、締約国は障害者とその法的能力の行使にあたって必要とする支援を利用するための適当な措置を採ることを定めている（同条3項）。また、障害者に関する法令や施策の立案や実施において、障害者を意思決定過程に参加させることを求めている（4条3項）。

条約は、障害を障害者個人の機能障害の問題に帰着させる医学モデルから、障害とは機能障害と社会における障壁が相まって作り出されるものであるとする社会モデルへのパラダイムシフトを図ったものとされ、障害は社会が作り出すものであるから社会が解消すべきであるという考え方が基底にあると解される。従って、社会は障害者の自立を適切に支援する責任をもつことになる。

また、条約は、すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有すること、国は障害者がこの権利を完全に享受し、地域社会に完全に包容されて参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置を採るものと定めた（19条）。先ほどの3条や12条と併せて解釈すると、障害者はまさに自律的な権利の主体として地域社会に包摂されて生活するとともに、そのために社会から十全の支援を受け権利を有することになる。

3.3. 2011年改正障害者基本法

ところで、わが国は2007年に障害者権利条約に署名したものの、批准が大幅に遅れて2014年になった背景には、わが国の法制度が条約の求める水準に達しておらず、国内の法制度の整備を進める必要があったからである。このようななかで、2011年、障害者基本法が改正された。

改正後の障害者基本法は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」と定め（1条）、障害者を、必要な支援を受けつつ、自分自身の決定に基づいて社会のなかで共生する権利主体と位置付けた。

意思決定支援の点では、「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない」と定めた（23条1項）。

3.4. 成年後見制度の利用の促進に関する法律

前記障害者基本法において成年後見制度が障害者の意思決定の支援に配慮しつつ適切に行われ、広く利用されるようにしなければならないと定めたことを受け、従来の成年後見制度を見直すため、2016年、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見利用促進法）が制定された。

成年後見利用促進法では、基本理念として「成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと」を定め（3条1項）、基本方針として、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について見直し、よりきめ細かな対応が可能な保佐及び補助制度の利用促進、自発的意思の尊重という観点から任意後見制度の積極活用などを定めた（11条）。

3.5. 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

(1) 2020年10月、成年後見制度において「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義の実現を図るべく、成年後見の実務に関わる最高裁判所、厚生労働省、日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート及び日本社会福祉士会が「意思決定支援ワーキング・グループ」を構成し、検討を重ねたうえで、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインを策定した。ガイドラインの目的は、後见人、保佐人、補助人として成年後見等事務に携わる者が、本人の意思決定を尊重するとともに適切な支援を提供する際の指針を定めることにある。

(2) ガイドラインの定める基本原則は、次のとおりである。

ア 意思決定支援の基本原則

第1 全ての人は意思決定能力があることが推定される。

第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

イ 代行決定への移行場面・代行決定の基本原則

第4 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後见人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後见人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決

定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

第7 一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

3.6. 障害者の意思決定支援と子どもの意見表明

条約の成立時期という点では、子どもの権利条約は障害者権利条約より約17年も先んじているのだが、その後の展開を見ると、障害者の意思決定支援の方がめざましいとの印象を禁じ得ない。子どもについて、「すべての子どもに意思決定能力があることが推定される」という発言を聞いたためしがないし、子どもの判断について、一見すると不合理に見える意思決定でも本人の信条や価値観、選好がよく反映されていればよいという寛容な論理も耳にしたことがない。

30年近い前の判例であるが、最高裁判所は、私立高校が校則で運転免許の取得を制限したことは「交通事故から生徒の生命身体を守り、非行化を防止し、もって勉学に専念する時間を確保するためである」から正当化されるし、同じく校則でパーマをかけることを禁止したことも「高校生にふさわしい髪型を維持し、非行を防止するためである」から、やはり正当化されると判示した（最高裁判所平成8年7月18日判決・判例時報1599号53頁。修徳高校パーマ退学訴訟）。そこに子どもの信条や価値観、選好を尊重しようという姿勢は全く見られない。最近では、いわゆるブラック校則などがやり玉に挙がるが、いまだに茶髪が地毛であることの証明を求めたり、下着の色を指定したりするといった校則がまかり通っているようである¹³⁾。

いったい、障害者と子どもとの差はなぜ生じるのだろうか。

ひとつめは、子どもは発達途上にあるということで、低く見る傾向がある。例えば、ドラゴン桜

を持ち出すまでもなく、中学、高校の教師が生徒を「お前」呼ばわりすることは日常茶飯事だが、施設職員が認知症の高齢者や障害者を「お前」と呼ぶことはほとんどないのではなかろうか。つまり、障害者は障害があっても「オトナ」であるから尊重するが、子どもは未熟なだけだから尊重しないという区分けがあるように感じられる¹⁴⁾。

ふたつめは、子ども時代はすべての大人が経験してきており、子どもを過去の自分、「未熟だったわが身」と重ね合わせて見る傾向があるが、障害者については多くの大人は経験したことがなく、誤解をおそれずに言えば遠い存在である。そのことから、大人は、子どもについては知っているつもりになる一方（さらには、子ども自身よりも自分の方が子どものことをよく知っていると感じる）、障害者についてはよくわからないので、差し出がましく意見を押しつける気にならない。

みつつめは、子どもに対しては教育という観点が入るのに対し、障害者に対しては（障害児である場合を除き）その観点が入らない。初等中等教育は、学校制度や教科書に象徴されるように、どうしても画一性から逃れることができないから、個人的な選好よりも教育目標が優先されがちである。その結果、個人の選好があまり重視されない傾向がある。

よつつめは、子どもは親、多くの場合、血のつながった親の庇護にあり、親が監護しているのに対し、障害者は必ずしもそうではない。冒頭にも触れたが、親と子で構成される家庭は自律性のある構成単位であり、親に任せておく傾向が強かったものであり、これが子どもに対する抑圧の温床となってきた。

以上の理由は、いずれも決定的とは言わないが、それぞれ（特に大人の）障害者に比して子どもの信条、価値観、選好を尊重しようという流れになりにくかった要因と思われる。

4. まとめと展望

子どもの意見表明権をめぐる法制度は、近年、大きく進歩した。この底流となっているのは、もちろん子どもの権利条約である。法制度の枠組みも随分整理されたが、それにとどまらず、運用についても大変きめ細かい検討・議論がされている点が注目される。家事法制における子どもの手続代理人についても、その具体的な活動が網羅的かつ子細に検討されるようになってきているし¹⁵⁾、児童福祉における意見表明支援についても、各地の実践を踏まえて議論が深まっている¹⁶⁾。子どもの意見表明権の保障は新時代を迎えたと言ってよいだろう。

一方で、教育分野が取り残されるのではないかという危惧を禁じ得ない。文部科学省は、社会的に不合理と思われる校則の見直しを求めており、2022年には生徒指導提要を改訂し、校則の見直しにあたり児童生徒の参画に言及した。しかしながら、その内容は抽象的なものにとどまっており、家事法制や児童福祉分野と比べると、かなり腰が引けた印象は拭えない。校則は相変わらず生徒「指導」の一環として位置付けられており、校則見直しにおける子どもの参画も、結局、子どもたちに校則を守らせる目的に貢献するから提唱されているにすぎず¹⁷⁾、子どもをひとりの人格として位置付け、個人として尊重するというこども基本法の考え方とは相当の距離があると言わざるを得ない。

家事法制や児童福祉分野においても、先に紹介した障害者の意思決定支援と比較すると、なお周回遅れの感がある。障害者の意思決定支援を参考に、子どもといえども、まず自分で決める能力があると推定してはどうだろうか。大人が決めてしまいう前に、徹底的に意見表明支援を行わなければならないというルールを導入することは、はたして混乱を招くだろうか。子どもの決定が、たとえ援助者の視点からは不合理であっても、子どもの主観に照らし最善であればよしとするのは乱暴で

あろうか。

このような見解が急進的すぎるように聞こえるのならば、次の話を想起するとよいだろう。わが国が子どもの権利条約に加入する前、ある高等学校の先生が子どもの権利条約について生徒に感想文を書いてもらったところ、圧倒的に多かったのは、条約にあるような権利が認められたら、学校はメチャクチャになるという反応だったそうである。子どもたちは、子どもたちに意見表明権なんぞ与えたら、みんな不良になるとか、だめになると主張したそうである¹⁸⁾。このような心配は30年後の私たちの目にはどう映っているだろうか。そして私たちの心配は30年後の人々の目にどう映るだろうか。

いずれにしても、子どもの意見表明支援にかかる取り組みは、今後さまざまな場面でいっそう活発になることは間違いなく、それらは相乗効果によって、あたかもさざ波が湖全体を覆う如く、子どもの世界の隅々まで広がるものと信じたい。

注

- 1) 石川稔 (1995) 『家族法における子どもの権利—その生成と展開—』日本評論社, p. 40.
- 2) 意見表明権を4つの側面から定義づける考え方を紹介するものとして、喜多明人 (1995) 「意見表明権行使で子どもは身勝手になるのか—その意味と課題」(日本子どもを守る会編『子どもの権利条約—条約の具体化のために』草土文化, p. 24 以下).
- 3) 国連子どもの権利委員会の一般的意見14号は、特定の子どものに関する決定の場合、その特定の子どもの利益が一般的な子どもの利益と同じであるわけではなく、特定の子どもの利益は個別に評価されなければならないとしている(第24項).
- 4) 大田堯 (1990) 『国連子どもの権利条約を読む』岩波書店, pp. 58-59.
- 5) 一般的意見12号の該当箇所には必ずしも明記されていないが、当然の前提とされていると解される。
- 6) ちなみに、筆者が東京都児童福祉審議会専門部会において意見表明支援事業等について子どもたちからヒアリングをしたとき、子どもとして

は「意見」と言われると何を言ってもよいのか困惑してしまうため、「思い」や「気持ち」を聴いてほしいと指摘された。大人が疑問なく使用する言葉が、実は子どもたちには冷たく響き、かえって萎縮させてしまう一例と思われる。

- 7) 立法事実として子どもの権利条約に言及するものとして、金子修編著 (2013) 『逐条解説家事事件手続法』商事法務, p. 222.
- 8) 金子修編著 (2012) 『一問一答家事事件手続法』商事法務, p. 33 頁.
- 9) 加藤靖 (2019) 「金沢家庭裁判所における子の手続代理人の選任の実情及び課題」『家庭の法と裁判』(22) p. 40 は、子どもの手続代理人が選任されたケースであっても、実務上、子の意向・心情の把握が必要な審判事件においては調査官調査が実施されていると報告している。
- 10) https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/activity/data/kodomo_dairinin_ruikei.pdf (2023.11.4 閲覧)
- 11) 詳しくは、社会福祉法人子どもの虐待防止センター (2001) 『ある性的虐待の記録～障害児への虐待を考える～』を参照されたい。
- 12) スタートアップマニュアルには、東京都の子供の権利擁護専門員、三重県のこどもほっとダイヤル、滋賀県の子ども若者審議会、世田谷区のせたホッとなどが紹介されている。
- 13) 「ブラック校則をなくそう」プロジェクトによる。 <http://black-kousoku.org/> (2023.11.4 閲覧)
- 14) 実際には、障害者基本法の障害者には子どもも含まれるから(16条, 17条など)、この区分けに合理性は乏しい。
- 15) 最新の研究として、原田綾子 (2023) 『子どもの意見表明権の保障—家事司法システムにおける子どもの権利—』信山社がある。
- 16) 2022年改正児童福祉法より前だが、一時保護所における意見表明支援の取り組みを通して児童福祉現場における意見表明権保障を考察するものとして、小野善郎・薬師寺真 (2019) 『児童虐待対応と「子どもの意見表明権」—一時保護所での子どもの人権を保障する取り組み』明石書店がある。
- 17) 生徒指導提要 (2022年改訂版) 103 頁には、「校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考

え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります」とだけ説明されている。

18) 大田前掲 pp. 61-62.

参考文献

石川稔 (1995) 「家族法における子どもの権利—その生成と展開」日本評論社

大田堯 (1990) 「国連子どもの権利条約を読む」岩波書店

金子修編著 (2012) 「一問一答家事事件手続法」商事法務

加藤靖 (2019) 「金沢家庭裁判所における子の手続代理人の選任の実情及び課題」日本加除出版『家庭の法と裁判』22号所収

社会福祉法人子どもの虐待防止センター (2001) 「ある性的虐待の記録～障害児への虐待を考える～」社会福祉法人子どもの虐待防止センター

原田綾子 (2023) 「子どもの意見表明権の保障—家事司法システムにおける子どもの権利—」信山社

小野善郎・薬師寺真 (2019) 「児童虐待対応と「子どもの意見表明権」—一時保護所での子どもの人権を保障する取り組み」明石書店

Legal System regarding the Right of Children to Be Heard

Fumiaki Isogae
Kuretake Law Office

The right of children to be heard has witnessed considerable progress in the field of family law and child welfare due to the United Nations Convention on the Rights of the Child, which was ratified in Japan in 1994. Furthermore, the Domestic Relations Cases Procedure Act, which introduced a children's counsel, was promulgated in 2011. In 2022, the revised Child Welfare Act led to the incorporation of a series of support systems that help children express their views into the procedure followed by child guidance centers. Both laws are epoch-making in terms of children's rights and have sparked several discussions on improving support systems among researchers and practitioners. Thus, society has entered a new era in guaranteeing the right of children to express their views. However, with respect to the Japanese education system, developments are less satisfactory in terms of legal systems for decision-making support.

Decision-making support for people with disabilities is based on the principle that all people are always presumed capable of decision-making. Further, legal guardians should prioritize the creeds, values, and personal preferences of the people with disabilities on whose behalf they are making a decision. These principles have not been adopted to children so far. Its reason is not necessarily clear but it seems that children have been seen incomplete and dependent being so that, adults think, children are subject to adults' decision in nature. However, those principles should be granted to children, too.

Key words: The Convention on the Rights of the Child, right to be heard, advocacy for children, support for people with disabilities

特集論文：当事者の意見表明と意思決定の課題

社会的養護を必要とする子どもの権利擁護と当事者参画

永野 咲

武蔵野大学人間科学部准教授

● 要約 ●

本稿では、社会的養護を必要とする子ども・若者の「声」や参画について検討する。特に、これまで社会的養護を必要とする子ども・若者のその後が知られていなかったり、「声」が聴かれてこなかった背景について、整理した上で、①自分の人生に参画すること（セルフアドボカシーおよびケースアドボカシー）、②社会に参画すること（ユース〈ピア〉アドボカシーおよびシステムアドボカシー）のそれぞれの時点での参画を詳述する。

また、社会的養護の「当事者」が「声」を上げるまでの道のりや軋轢について、日本における当事者団体の歴史を振り返った上で、宮地尚子の〈環状島〉モデルを援用しながら再考する。

最後に、当事者の「参画」が変えていくものについて明示し、社会的養護を「ともに」変えるパートナーとしての当事者参画の重要性を述べる。

● Key words : 社会的養護, 当事者参画, ケアラーバー, 〈環状島〉モデル, アドボカシー

人間福祉学研究, 16 (1) : 51-62, 2023

1. はじめに：ようやく途についた社会的養護の当事者参画

「私たちのことを、私たち抜きで決めないで (Nothing about us, without us.)」

障害者の自立生活運動から生まれたこのフレーズは、「障害者の権利に関する条約」の制定の合言葉となった。ニーズや課題、生きづらさをもつ「当事者」が主体である（べき）、という新たな潮流は、ソーシャルワークの領域で、さらには学際的な実践や学問領域においても、自明のものとなりつつある。当事者の語りを中心にした研究や、「当事者研究」への高い注目も継続しており、「当事者主体や当事者研究の考え方は、これまで当然のように客体として扱われていた当事者の存在か

ら、自己決定権をもつ『個人』としての存在への転換を強調した意義は大きい」（西村，2012）と評されている。

その一方で、この「当事者主体」「当事者研究」の「当事者」の範囲から抜け落ち続けてきたのが、「子ども」である。子どもに対する福祉制度、とりわけ社会的養護制度や子どもの保護に関する領域では、後述するように、ケアの受け手の多くが「子ども」である（あった）こと、（子どもの意見がどうであれ）強権的な介入・措置を必要とする場合があることなどから、子どもや若者をいわゆる「主体者」として位置づけ、当事者参画を実現しようとする動き（実践）が立ち遅れてきた。

本稿では、なぜ、社会的養護の当事者参画が途についたばかりなのか、という問いから、社会的

養護領域における子どもの権利擁護と当事者参画について、整理を試みたい。

2. 知られてこなかった社会的養護の「その後」

私たちの社会には、公的責任において社会が家族に代わり子どもを養育・保護する「社会的養護」という仕組みがある。そもそも、人生の「はじまり」の部分にかかわる社会的養護は、子どもたちが「その後」をどのように生きているか、自分たちのかかわりを「その後」どのように評価しているか、知ることのできる稀で貴重な営みともいえる。

しかし、2016年の児童福祉法改正、それに伴う「新しい社会的養育ビジョン」(新たな社会的養育の在り方に関する検討会, 2017)の登場まで、社会的養護の「その後」の実態把握に関する議論や調査の実施は非常に低調で、2020年時点では6割の都道府県等において直近5年間で一度も把握されておらず、国による調査もなかった。

2000年度ようやく実施された国による調査では、「住所・連絡先が不明」等で施設や里親が調査票を「案内していない・案内できない」割合が45.1%であったことが影響し、本人記入調査の回答率は14.4%にとどまったものの、2980人の社会的養護を経験した若者たちから、貴重な「声」が寄せられた(三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2021)。

さらに、2022年の児童福祉法改正では、施設入所等の措置等を解除された者等(措置解除者等)の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことが、都道府県が行わなければならない業務となり、2024年から施行される。ほとんど知られることのなかった社会的養護の「その後」がようやく把握されることになり、社会的養護を必要とする(した)子どもたちの「声」がようやく届くようになる(はずである)。

3. 社会的養護の当事者参画とその「声」を届ける対象

このような社会的養護を経験した方(イギリスに倣って「ケアリーバー」とも呼ばれる)の状況を把握したり、ケアの評価を受けたりする「ケアリーバー調査」は、「声」を聴く方法の一つである。

しかし、社会的養護の領域における「声」は、あげられた時期によって、その届く対象が異なるという特徴をもつ。まずは、「いつ、誰が、何に」声をあげるのか、この整理から始めたい。

3.1. 自分の人生への参画

3.1.1. コントロール権を奪われた人生

一つ目の「いつ、誰が、何に」は、「社会的養護にいるとき、自分が、自分のプラン・ケアに」参画するものである。社会的養護の対象であるときに、当事者自身があげた声は、直接、自分のケース—たとえば、保護や措置、これからの計画やケアに反映されることになる(はずである)。つまり、セルフ・アドボカシーであり、ケース・アドボカシーであるといえる(図1左側)。

しかし、現状では、保護や措置の決定に際しても、子どもたちの意見や「声」を聴く取り組みや制度は十分とはいえない。また、措置中の計画について「子ども・若者ケアプランガイドライン」(みずほ情報総研株式会社)では、「子どもの権利擁護や正確で時宜を得たアセスメントを実施する上でも、子どもや保護者及び関係者の参加は不可欠である」(2018:9)、「計画案の策定段階で、原則本人に参加してもらうことが望ましい」(2018:93)と記載されているものの、実際に社会的養護を経験した若者たちから、自分の支援計画やケアプランに参加した記憶が語られることは決して多くはない。

そればかりか、措置解除後に当時の自分の児童票や記録の開示を求めても、そのほとんどが黒塗りにされ、十分な情報が得られなかった経験が当事者から報告されている(IFCA ブログ, 2020)。

このように、社会的養護という制度の中では、子どもたちの意見や「声」が十分に聴かれず、人生のコントロール権を剥奪されている感覚に陥ることも少なくない。保護や措置に際しても、どうして家庭から離れなければならないか、これからどこで誰といつまで暮らすのかといった、自分の人生にかかわる重要な事項が、周囲のおとなたち(社会)に次々と決められていく。自分にまつわる重大なことの決定にコントロールが効かない感覚は、何かを言っても無駄だという主体性を剥奪していく。ケアやプランの決定に子ども本人が加わり、自分の人生に意見が表明できる対話の場を保障していく必要がある。

3.1.2. 人生にかかわる決定に参加と対話を

北米、オセアニア、北欧などをみれば、こうしたケアやプランの決定の場に家族や子ども、つまりケースの当事者が、自分の人生に参画する取り組みが行われている。たとえば、アメリカ合衆国ワシントン州では、子ども家庭局と家族や子どもが安全に情報を共有、対話しプランをつくるためのモデルがあり、12のタイプのミーティングが示されている。その一つ、家族の意思決定ミーティング(Family Team Decision Making Meeting: FTDM)では、家庭からの分離や措置変更、家庭再統合などの重大な決定をする場合に先立って開催され、12歳以上の子ども本人を含んだ関係者(ケースワーカー、両親、ケア提供者、弁護士など)や親族、友人が招集される。14歳以上の場合には、子ども自身が選んだ2人の参加者も出席することができる。

日本においても、一部の児童相談所等において、ファミリー・グループ・カンファレンス(FGC)という子どもや家族を中心としたミーティングの取り組みが行われてきた。安全が確保され、開かれた対話の場が用意されていることで、家族の気持ちや問題を確認したり、自分の気持ちを伝えたり、自分の人生に参画する手助けとなったりすると考えられる。

2016年の児童福祉法改正を受けて出された「新たな社会的養育ビジョン」(新たな社会的養育の在り方に関する検討会, 2017)では、「すべての局面において、子ども・家族の参加と支援者との協働を原則」とし、「参加とは、十分な情報を提供されること、意見を表明し尊重されること、支援者との適切な応答関係と意見交換が保障されること、決定の過程に参加することを意味する」と示されている。

また、2022年の児童福祉法改正によって、「児童の意見聴取等の仕組みの整備」が図られ、2024年から都道府県は「児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う」こととなる。今後、子どもたちの意見や声が、自身のケアや暮らしに響き、自分の人生に参画することの保障が目指される。

3.2. 社会への参画

二つ目の「いつ、誰が、何に」は、「社会的養護を離れた後に、ケアを経験した当事者が、未来の制度やケアに」参画するものである。

アメリカでは、社会的養護のケアを経験した若者たち(ユース)による参画を、「ユース・アドボカシー」と呼び、政策への参画が行われ、多くの変化をもたらしてきた。この根底には、実際にケアを受けた当事者こそが、社会的養護の「プロフェッショナル」であり、自ら経験したからこそその視点で次世代のために制度を変えろという信念がある。これは、ピア・アドボカシーであり、システム・アドボカシーである(図1)。

以降、この社会的養護領域の当事者による社会への参画について、考えてみたい。

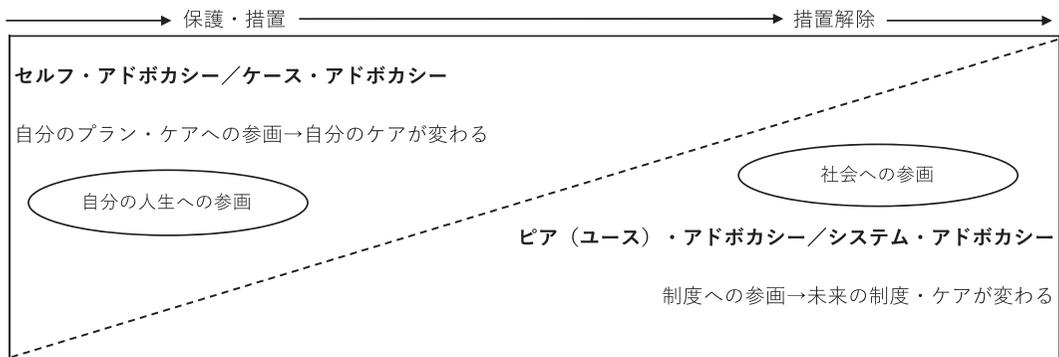


図1 当事者参画とアドボカシー（著者作）

4. 社会的養護の「当事者」が「声」をあげるまでの道のり

社会的養護における当事者参画の世界的な動きをみると、イギリスでは、1975年に社会的養護の当事者グループ London Who Cares? Group が結成されている（津崎，2013）。カナダ・オンタリオ州では、1978年に州の子ども家庭アドボカシー事務所 The Office of Child and Family Advocacy が開設（畑他，2018）、1985年に同州に若者たちのサポートを行う Pape Adolescent Resource Centre (PARC) が設立され、同時に、社会的養護の全国ネットワークである Youth in Care CANADA が誕生している。アメリカでは、カナダの活動に影響を受け、1988年に後に全米の当事者参画のモデルとなるグループ California Youth Connection (CYC) が活動を開始し、組織的・戦略的な政策提言を続けている（クーザ，2019）。

4.1. 日本の当事者参画の歩み—2000年代から現在まで

一方、日本において、社会的養護のもとで育った若者たちが「声」をもち、活動を開始できたのは2000年に入る頃であった。

4.1.1. 萌芽期—2000年代

日本における社会的養護の領域での当事者活動

の「歴史」は、カナダのオンタリオ州に訪問した高校生たちが2001年に大阪で Children's Views and Voices (CVV) を立ち上げたときに始まったと考えられる。その後、2006年には東京にNPO法人社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ（当時¹⁾）が誕生した。「日向ぼっこ」は2008年にNPO法人化し、当時の厚生労働省のモデル事業「地域生活・自立支援事業」を受託し、（おそらく）日本初の職員体制をもった社会的養護の当事者団体となった。以降、2008年には千葉に「社会的養護の当事者参加民間グループ こもれび²⁾」、名古屋に「社会的養護の当事者推進団体 なごやかサポートみらい（当時³⁾」、鳥取に「地域生活支援事業 ひだまり（レインボーズ）」、2009年には栃木に「社会的養護の当事者自助グループ だいじ家」が結成された。

この間に活動を開始した団体の特徴は大きく二つに整理することができる。一つは、措置解除後のアフターケアを事業化して提供するグループである。これは、モデル事業であった「地域生活・自立支援事業」、これが2010年に制度化された退所児童等アフターケア事業（現在の社会的養護自立支援事業）が、一部の自治体で「当事者相談員」を置くことを定めており、当事者団体へその事業委託が進んだ結果と考えられる。その後も、当事者団体に措置解除後の支援機能が期待されたことから、これらのグループの中では当事者参画よりも、アフターケアや居場所活動に活動を絞ってい

く動きがみられた。

もう一つのグループは、個別・小規模で当事者同士が支え合い、多様な活動するグループである。こうしたグループは、自由な活動を行っていた一方で、中心となる当事者の活動状況が団体の存続を左右するため、いくつかの団体では活動の継続が困難になっていったと考えられる。

2000年代にも、団体間のネットワーク化が試みられはしたものの、実質的な当事者を主体とした交流とはならなかった。また、政策参画やユース・アドボカシーを主とするアメリカの団体分布と比較して、この時期の日本の活動はアフターケアや居場所活動が多く、当事者参画を行う団体が限られていたことも大きな特徴であった。

筆者は、この「萌芽期」から当事者活動にかかわってきたが、当時は活動への批判的な視線も少なくなかった。当事者の集まりが「傷のなめ合いだ」と批判されたり、意見を表明しても「お世話になったくせに」と捉えられたりしたこともあった。人前で話をした当事者に「虐待が軽かったから」「施設が良かったから」話せるのだ、と釘を刺されることもあった（その当事者が大変な虐待を受け、施設とも大きな葛藤があったことを知らないでの発言である）。そのために、支援者との対立を生まないよう、当事者の側が慎重に言葉を選んでいくことをよく覚えている（永野，2011）。「萌芽期」は、社会的養護のもとでの生活を体験した人たちの声は、「発信を許された」段階であったように思う。

4.1.2. 黎明期—2010年から現在

こうした2000年からの約10年を「萌芽期」とすると、2010年以降の新たな当事者団体の誕生は、社会的養護における当事者参画の新たな風を感じさせるものである。

2013年の設立以降、日本とアメリカの当事者の交流を通して、社会的養護の当事者参画に焦点化したプログラムづくりを行ってきたのがNPO法人インターナショナル・フォスターケア・アラ

イアンス（IFCA）である。アメリカで蓄積されてきた当事者参画のための考えやツールを日本に取り入れつつ、これまで日本に少なかった当事者参画、ユース・アドボカシーに特化した活動を行っている⁴⁾。

また、2017年には、カナダ・オンタリオ州の取り組みに倣った「Our Voice」が活動を開始し、そのほかにも、SNSを使った当事者による発信や支援活動も広がっている。2018年からは、年に1回各地の当事者団体や個人が集う全国交流会が行われている。この動きは、厚生労働省による社会的養護出身者ネットワーク形成事業へとつながり、2020年度からは補助費が計上されている（厚生労働省，2020）。

4.2. 「参画」を困難にしてきたもの

このような、新たな動きが生まれつつあるものの、日本の社会的養護を体験した若者たちが、当事者として声をあげていくことが困難だった（そして今なお格闘が続いている）のは、なぜなのだろうか（言うまでもないが、障害者の解放を求めた「青い芝の会」が登場したのが、1957年である）。萌芽期と黎明期にかかわってきた立場として、整理を試みたい。

4.2.1. 「感情」や「声」を奪われる経験の蓄積： トラウマや逆境体験の過酷さ

第一に、社会的養護を必要とした背景やその経験の苛烈さによって、「声」を奪われ、語るができなかった／できないという点から考える必要がある。たとえば、それはトラウマであったり、逆境（adversity）体験であったりする。児童養護施設入所児童等調査（厚生労働省，2020）の結果では、児童養護施設で生活する子どもの65.6%が虐待を体験しているとされる。もちろん、社会的養護を必要とする子ども・若者たちのすべてが、トラウマを体験しているわけではないが、それまで過ごした家族や環境との分離を含めると、社会的養護を必要とした子ども・若者のほ

とんどが逆境を経験していると考えられることもできる。

逆境的な環境で育った子どもたちにとって、自分の気持ちや感情は、生き延びるために、気づかないように蓋をしなければならなかったものでもある。また、子ども時代に自分の感情を表したとき、無視されたり、拒否されたり、叱られたり、もっとひどい目にあったりした経験を重ねていけば、感情を表出することが危険で無意味なことだと考えるようになっていても不思議ではない。

栗原心愛さんが亡くなった事件では、SOSを訴えたアンケートが父親に渡され、虐待のリスクを高めたとされる。たとえ「声」をあげても、無視されたり、事態が改善されなかったり、危険が増す経験を重ねたりしていけば、その「声」をあげようとする気持ちや「声」そのものは失われていく。トラウマや逆境は、人を無力化し、希望を失わせ、そして、人とのつながりを断絶させ、孤立させる。だからこそ、人とのつながりを取り戻すことが、トラウマへの最大の防御となるともいえる(野坂 2019)。人とのつながりの中で、自分の気持ちや声を取り戻すための「手当て」が社会的養護領域での参画には不可欠である。当事者の若者たちが経験を共有しようとするには、生き延びてなお、発言するための力をたくわえ、「誰かが聞いてくれるかもしれない」という他者への信頼感や希望、「自分が声を出していい」と思える気持ちを獲得していかなければならない。その道りの理解する必要がある。

また、社会的養護のもとで暮らす子ども・暮らした若者は、自分の「生まれ」や「生い立ち」、保護・措置された理由について、はっきりと知らされていないことも多く、「自分が何者か」というアイデンティティが大きく揺るがされることがある。さらには、境遇やルーツが突然開示されることによって、自身の「人生」や「育ち」が混乱することもある。加えて、自身の「生命」や存在を身近なおとなたちから否定された経験があれば、「自分を大切にすること」は実感しづらくなる。

こうした「生の不安定さ」(永野, 2017) に対して、自身の「生」について知ること—生い立ちや家族との関係を整理していくこと、自責の感情を修正しながら過去との連続性を取り戻していくこと、ただ事実を伝えられるだけでなく、保護者に代わる養育者に大切に育てられてきたと実感できること、「あなた自身がとても大切な存在である」と伝えられること—やそのための支援が重要であり、こうした取り組みが「助けて」以前の「生きること」そのものをつないでいく。

4.2.2. 声をあげにくい社会からの眼差し：知られていないこととスティグマ

さらには、社会的養護に向けられるスティグマの問題が、子ども・若者の口を閉ざさせてきたという点を考えたい。

児童養護施設の子どものスティグマについて研究した田中(2004)は、児童養護施設の本当が一般の人びとに知られていないために、社会のつくられたイメージ(社会的眼差し)が子どもたちに向けられ、子どもたちもその中で社会的イメージを敏感に感じ取り、自身の社会の中での「立ち位置」を取り込んでいくと指摘する。そして、社会的養護を必要とした家庭の状況や経緯による傷つきよりも、「ステレオタイプ的な負の烙印、つまりスティグマの付与過程は、場合によっては、家庭崩壊そのものよりも子どものパーソナリティの形成に対して深刻な影響を及ぼす問題となりうる」(2004: 5)とする。

児童養護施設で育った若者に対する「生活史インタビュー」から、児童養護施設生活者／経験者のアイデンティティ問題を考察した内田(2011)は、「隠され、時に同情され、あるいは偏見・差別の対象ともなりうる施設・施設経験生活者／経験者にとって、自らの社会的アイデンティティのひとつを構成する施設経験は、施設経験生活者／経験者であることをカムアウトする際に問題としてたちはだかる」(2011: 158)と指摘している。

社会的養護のもとでの生活を経験した人たちに

対する社会からの眼差しが厳しく、差別的なものである／あったことが、境遇の(部分的な)公開を前提とする当事者参画を困難なものにしていたのではないかと考えられる。

4.2.3. 「感情」や「声」を発する余裕のなさ： 厳しい生活状況

また、社会的養護のもとで育った若者たちのその後の生活状況が厳しいものであることも当事者の参画を難しくしてきたと考えられる。たとえば、教育機会の格差をみれば、児童養護施設のもとでの高校中退率は17.2%であり、これは、社会全体の高校中退率1.7%と比較するとおよそ10倍の高さである。また、児童養護施設等からの大学等進学率は、令和元年5月1日現在の進路で、全高卒者が51.9%のところ社会的養護からの進学率は14.0%となっている(厚生労働省, 2020)。さまざまな奨学金制度が創設されているが、依然として格差が大きい。さらに、措置解除となった若者の生活保護受給率は、同年代の受給率の約18倍以上であり(永野・有村, 2014)、深刻な経済的困窮に陥る割合も非常に高くなっている。こうした生活の困難さが、より一層「声をあげる」エネルギーを削ぎ、当事者参画を困難にしてきたのではないかと考えられる。

5. 社会的養護における当事者参画の軌轢

5.1. 正統な「当事者」は誰か?

5.1.1. 容認されにくい当事者性：「子どもであった」ことと「子どもでなくなる」こと

これまで述べてきたように、社会的養護の領域における当事者参画には、「子ども」でなくなることでの当事者性の不容認といえる状況があった。

同時に、社会的養護の当事者参画には、ケアの受け手であった時期が「子ども」であったことで、発言を責められたり疑われたりするといったアダルトイズム(adultism)も付随する。たとえば、社会的養護の改善を訴えても、「子ども(だった人)

にはわからない」、「わがままだ」、「育ててもらったことに感謝すべきだ」、「話ができるのは虐待の程度が軽かったからだ」などというパワーの強いおとなや社会側からのメッセージは、当事者参画の「萌芽期」によく聞かれ、当事者たちの声や感情の正当性を否定してきた。

5.1.2. 外野による「当事者比べ」

さらに、当事者活動の「萌芽期」には、外野による「当事者比べ」がしばしば行われた。外野の人たちは、当事者団体間を比べては、「あの団体のようにやるべきだ」といった優劣をつけ、当事者間に無用な緊張感を生んだ。「当事者同士が対立するときほど辛いときはない」というのは、当時、最前線で活動していた当事者の言葉である。

また、当事者同士の語りを競わせる賞品や賞金のかかったコンテストのようなものは、より一層当事者間に不自然で無用な軋轢を生むことになり、その罪は大きい。アメリカで社会的養護当事者活動をしてきた若者が、自分自身のことを語る際には、「かわいそうさを売らない」という大前提があることを教えてくれた。自分自身を「かわいそうな人」として扱う場で語り続けると、「かわいそうな人」としての自分を強化することになるという。

当事者にある一面だけを切り取って表現させることは、つくられたレッテルやスティグマを強調する。それは、社会的養護を必要とした子ども・若者を、つくられた当事者像にはりつけ、消費させていく。

5.2. 社会的養護の〈環状島〉の〈風〉・〈重力〉・〈水位〉

社会的養護を経験した若者たちが声をあげようとするときに生じる葛藤について、宮地(2007)の〈環状島〉モデルを借りるとこの動きがよくわかる。〈環状島〉は、ドーナツ状の形をしており、島の中心に〈内海〉、外側に〈外海〉に囲まれている。〈環状島〉では、頂上の〈尾根〉を挟んで、

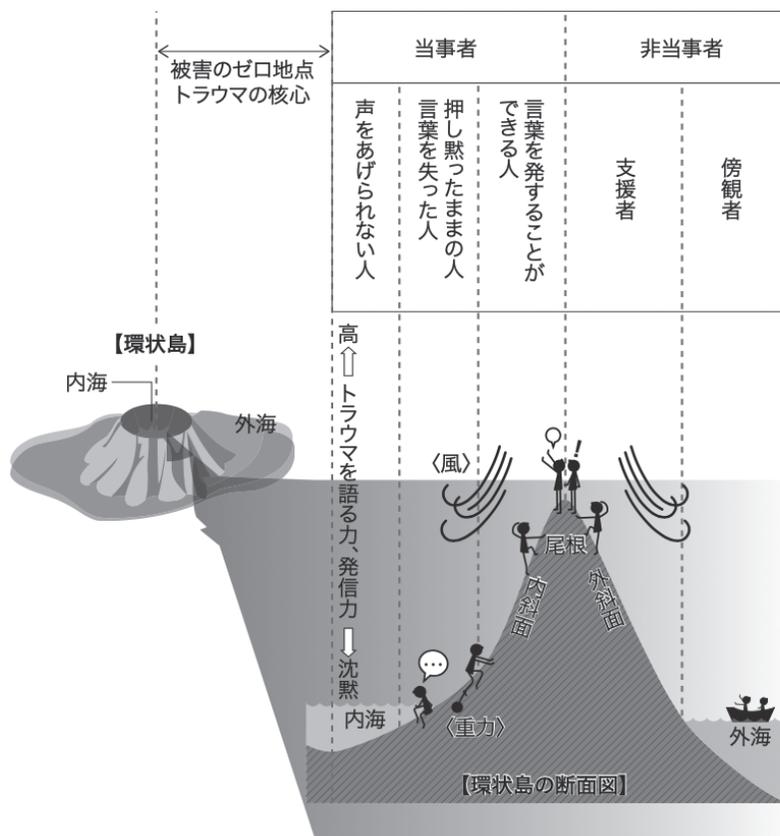


図2 環状島モデル

原出典：宮地尚子『震災トラウマと復興ストレス』（2011）、『環状島＝トラウマの地政学』（2007）

出典：東京都人権啓発センター「震災と人権 復興に伴うストレスを知り、息の長い支援活動につなげる」

『TOKYO人権 第51号』（平成23年9月30日発行）所収の図より著者加筆

永野（2021a：109）

〈内斜面〉には当事者、〈外斜面〉には支援者が位置づく。〈環状島〉には「トラウマがもつ持続的な影響力、被害を受けた個人にもたらされる長期的なトラウマ反応や症状そのもの」（宮地，2007：27）である〈重力〉や、「トラウマを受けた人と周囲の人との間でまきおこる対人関係の混乱や葛藤などの力動」（宮地，2007：28）である〈風〉が吹いている。さらに、社会の否認や理解度によって〈環状島〉の〈水位〉が変わっていく。

これまで述べてきたことと重ねると、社会的養護の〈環状島〉の〈尾根〉へ登り、自身の「声」をあげるには、いくつもの〈重力〉＝トラウマや不利があり、外野からの無用な比較によって上空

にはいつも強い〈風〉が吹き荒れ、本当が知られていないことや、当事者性を認められないことによって〈水位〉が高くなるのだ（永野，2021b）。

5.3. 利用される当事者：「当事者参画」のアリバイ

また、若者たちを「支援したい」と思うおとなたちが、自分たちの事業や支援を大きくするために、当事者に語らせ、賛同する意見を言わせることも、よくある光景に思える。

「当事者参画」が推進され始めたために、アリバイやポーズを取る必要に迫られて、準備のできていない望まない当事者に発言させることも起こ

りうるかもしれない。こうした当事者の消費は、当事者の声のトークン化と呼ばれる。

6. 当事者の「参画」が変えていくもの

2010年以降の動きを「黎明期」と表現したように、社会的養護の領域でも声をあげようとする若者たちが増えている。こうした声は社会的養護の何を変えていくのだろうか。

6.1. 真に必要な制度をつくる

当事者の「声」は、問題の解決に向けて発され、真に必要な制度をつくっていくエネルギーをもつ。アメリカで新たな制度が成立するまでのプロセスを当事者、学識経験者、当事者参画を行う団体スタッフ、州政府担当者から聞き取ってみると⁵⁾、ワーキンググループによる改善すべき問題の選定、大規模な当事者団体による提言、州委員会の委員、児童家庭局内の当事者諮問委員会といった、公的機関を含めた複数の箇所での社会的養護の当事者が参画していた。当事者の声を聴くことの重要性が認識され、システムの中で確実に当事者が参画する制度的な仕組みがあり、当事者が真に必要な制度がスピード感をもって生まれている（永野、2020）。

6.2. 自身の経験は自分自身のもの：安全性を確保するトレーニング

これまでみてきたように、社会的養護の当事者参画には、安全性のためのいくつかの難関がある。当事者活動の萌芽期には、期待に応えようと自分の経験を話し過ぎてしまったり、十分に扱うことのできないトラウマについて話すことでしんどさを抱えてしまったりする当事者の仲間たちを多くみてきた。自身のストーリーを話すことは、大きなエネルギーをもつと同時に、リスクも内包するのである。

こうした難関をくぐっていくための一つのツールとして、全米の当事者組織である Foster Care

Alumni of America などでは、ストラテジック・シェアリング（Strategic Sharing）という自身のストーリーや意見を話す際の安全性確保のためのトレーニングが提案されている。日本でも、許可と翻訳権を受けた IFCA によって日本語版が作成され、ピア・トゥ・ピア（仲間から仲間へ）で普及に向けた活動が行われている。

このトレーニングの重要な点は、当事者の若者たちに、ストーリーは自分自身のものであると伝えることにある。何をどこまで話すかは、自分の安全性と相談しながら自分でコントロールして決め、聞き手のニーズに応じて、相手の変革を促していくことが目指されている。

ストラテジック・シェアリングには、当事者自身だけでなく、依頼する側や聞き手に対するトレーニングも含まれている。当事者の参画が実効性をもつためには、トレーニングを必要とするのは当事者側だけではない。

6.3. 社会的養護を「ともに」変える

30年を超える歴史をもつアメリカ・カリフォルニア州のカリフォルニア・ユース・コネクション（CYC）は、年間のユース・アドボカシーの計画をもち、体系化されたプロセスの中で、当事者ユースが、その年に改善すべき制度を選び、具体的な提案を作成していく。集大成として迎える「州議会の日：DAY at the CAPITAL」に2020年に参加してみると、州全体から120人を超える当事者の若者が集まり、3日間かけてユースからユースへアドボカシーのスキルに関するトレーニングが行われていた。最終日には、州議会でのスピーチや議員への陳情を行い、制度の改善をダイレクトに求めていく。こうして議会に声を直接届けることで、多くの法律・制度を変えており、その数は30年間で20を数える。当事者によるユース・アドボカシーが制度を変え、未来の社会的養護を変えているのである。

ワシントン州で行った聞き取り調査の中においても、当事者の参画によって自分たちの仕事が

「何のためのもの」なのか確認することができるため、当事者だけでなく、支援者・政策担当者のエンパワメントになっていることが繰り返されていた。

全米で活動する社会的養護の当事者団体 FosteClub では、「ユース・アダルト・パートナーシップ (Youth-Adult Partnership: YAP)」と呼ばれる、子ども・若者とおとな／当事者と支援者との適切なパートナーシップを築くためのトレーニングが行われている。YAPでは、特に当事者とおとなが協働して何かを成し遂げるためのパートナーシップのためには、当事者の若者とおとながコントロールを対等に共有している状況が最も適切な状況だと考えられている。この「共有されたコントロール」にたどり着くためには、おとなと子ども・若者がそれぞれエンパワメントされることが必要であるが、それは多くの場合、若者たちがエンパワメントされていくことで、おとなや専門家と対等な立場になっていくということの意味する。

当事者参画は、パートナーシップによって社会的養護を「ともに」より良く変えていくものである。途についた社会的養護領域における当事者参画に、研究(者)はどのような役割を果たすことができるだろうか。ここまでみてきたような、声をあげるまでの道のり、軋轢や対抗、そして変革のパワーを整理しながら、真の当事者参画を考え続けたい。

本稿は、永野咲(2020)「社会的養護を必要とする子ども・若者の当事者参画とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』46(3)、216-223を大幅に加筆・修正したものである。

注

- 1) 現在は、「NPO 法人日向ぼっこ」となり、当事者団体ではなく「多様性が尊重される社会の実現」を目指し活動する団体となっている。(https://hinatabokko2006.com) 2020/9/30.

- 2) 2020年現在の活動状況は不明。
- 3) 現在は、「特定非営利活動法人なごやかサポートみらい」となり、社会的養護のもとで暮らしている子どもたちや育った方に対して、就職・進学や生活の相談等、自立支援に関する事業を行っている。(http://www.nagoyakamirai.com) 2020/9/30.
- 4) 筆者はこの団体の副理事長をつとめている。
- 5) 2016年から2018年にかけて実施。調査にあたっては、「特別研究員推奨費(15J02715):社会的養護における当事者参画の体系化」および「科研費(17K13886):社会的養護における当事者参画のシステム化:アクションリサーチのための予備的研究」の助成を受けている。

参考文献

- アイデ・クーザ(2019)「当事者参画に力をそそぐ」『子どもの虐待とネグレクト』日本子ども虐待防止学会, 21(1)
- 新たな社会的養育の在り方に関する検討会(2017)「新しい社会的養育ビジョン」
- Foster Care Alumni of America・Casey Family Programs *Strategic Sharing* (http://fostercarealumni.org/wp-content/uploads/2014/12/StrategicSharing.pdf) 2020/9/30.
- 畑千鶴乃・大谷由紀子・菊池幸工(2018)『子どもの権利最前線 カナダ・オンタリオ州の挑戦—子どもの声を聴く コミュニティハブとアドボカシー事務所』かもがわ出版。
- IFCA ブログ(2020)「厚生労働省の意見交換会に参加しました」https://myvoiceourstory.org/ja/news/1594/ 2020/9/27.
- 厚生労働省(2020)「令和2年度社会的養護出身者ネットワーク形成事業公募要領」https://www.mhlw.go.jp/content/000642679.pdf 2020/9/27.
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2021)「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査報告書(本体)」https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210430_1.pdf 2022/8/29.
- 宮地尚子(2007)『環状島=トラウマの地政学』みすず書房。
- みずほ情報総研株式会社(2018)「平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業社会的養護対象の0歳児～18歳到達後で引き続き支援を受

- けようとする者に対する効果的な自立支援を提供するための調査研究（総合アセスメント及び自立支援計画・継続支援計画ガイドラインの作成）報告書 別冊2 子ども・若者ケアプランガイドライン」.
- 永野咲（2011）「当事者活動の今を考える」『子どもの虐待とネグレクト』13(3), 363-368.
- 永野咲・有村大士（2014）「社会的養護措置解除後の生活実態とデプリベーション—二次分析による仮説生成と一次データからの示唆—」『社会福祉学』54(4), 28-40.
- 永野咲（2015）「施設退所後の生活実態を捉える」『世界の児童と母性』79, 47-51.
- 永野咲（2017）『社会的養護のもとで育つ若者のライフチャンス—選択肢とつながりの保障, 「生の不安定さ」からの解放を求めて—』明石書店.
- 永野咲（2019）「日本における当事者参画の現状と課題」『子どもの虐待とネグレクト』21(1), 8-14.
- 永野咲（2020）「社会的養護と当事者活動」松本伊智朗編『シリーズ子どもの貧困4 大人になる・社会をつくる—若者の貧困と学校・労働・家族』明石書店.
- 永野咲（2021a）「語れないこと／語られること／語ること—社会的養護のもとで育った若者たちの声」村上靖彦編著『すき間の子ども, すき間の支援—一人ひとりの「語り」と経験の可視化』明石書店
- 永野咲（2021b）「社会的養護における当事者参画—環状島の上から『叫ぶ』』柴留里美・長瀬正子・永野咲編著『子どもアドボカシーと当事者参画のモヤモヤとこれから—子どもの「声」を大切に社会ってどんなこと?』明石書店
- 永野咲・相澤仁（2020）「JaSPCANは当事者ユースとどのように協働すべきか」『子どもの虐待とネグレクト』22(2), 168-178.
- 西村愛（2012）「社会福祉分野における当事者主体概念を検証する」『大原社会問題研究所雑誌』(645), 30-42.
- 野坂祐子（2019）『トラウマインフォームドケア』日本評論社.
- 田中理絵（2004）『家族崩壊と子どものスティグマ—家族崩壊後の子どもの社会化研究—』九州大学出版会.
- 津崎哲雄（2013）『英国の社会的養護の歴史—子どもの最善の利益を保障する理念・施策の現代化のために—』明石書店.
- 内田龍史（2011）「児童養護施設生活者／経験者のアイデンティティ問題」西田芳正編著『児童養護施設と社会的排除—家族依存社会の臨界—』解放出版社, 158-177.

Advocate and engagement of children and youth who need foster care in Japan

Saki Nagano

Associate professor, Faculty of Human Sciences, Musashino University

This article examines the “voice” and participation of children and youth involved in child protective services in Japan. This is important because the perspectives of children and young people have not been well represented in child welfare practice and aftercare outcomes are not fully understood. Focusing on participation, this article first explains two points: 1) participation in one’s own life (i.e., self-advocacy and case advocacy) and 2) participation in society (i.e., peer advocacy and system advocacy). Next, this article reconsiders the trajectories and frictions that lead child welfare stakeholders to becoming advocates by using Naoko Miyaji’s “Ring-Shaped Island” model and reviewing the history of stakeholder support organizations. Finally, the article discusses how the inclusion of children and young people as collaborative partners in decision-making offers important lessons for improving the child welfare system.

Key words: the child welfare system, youth voice, care leaver, “Ring-Shaped Island” model, Advocate

特集論文：当事者の意見表明と意思決定の課題

当事者の意見表明と意思決定の課題

佐藤 彰一

国学院大学法学部教授

● 要約 ●

障害当事者を中心に意思決定支援の問題を扱う。まず権利擁護の意味と定義を論じたあと、次に判断能力をめぐるパラダイム転換を説明した。ここで強調していることは、どんな人でもなんらかの判断能力があるということである。

次いで意思決定支援の倫理原則をいくつか提示して、そのあと意思決定支援の理念を論じ、ついで意思決定支援をめぐる福祉学者、法学者の見解を紹介している。最後に、意思決定支援は相互依存の社会関係の構築で支えられると論じている。

この論文で強調したいことは、近代的な自立・自律概念が社会的な個人の孤立を招いており、それを克服するためには依存を認めることだということである。

● Key words : 障害者, 判断能力, 意思決定支援, 能力存在推定, 依存

人間福祉学研究, 16 (1) : 63-78, 2023

1. はじめに

障害者の世界で有名なスローガンに“Nothing about us without us”（私たち抜きに私たちのことを決めるな）というものがあります。障害者も市民社会の一員として扱われるべきである、そうした主張を背景に持つこのスローガンは、本稿のテーマからみても、興味ある内容を持ちます。

「私たちを抜きにするな」という主張は、「自分たちの意見を聞くべきだ」ということです。それは、「勝手に自分たちのことを決めるな」という主張ではありますが、「自分たちだけで決めるぞ」という主張ではありません。「自分のことは自分でできる」、これが自己決定なのですが、これとは微妙に違う主張です。世界の知的障害者の親の会が作った意思決定支援のハンドブックのタイト

ルは、「自立はしても、ひとりじゃない」です¹⁾。うまいタイトルだと思います。自分のことは自分一人で決めなければならない、誰にも相談できない、そんな孤立した世界の自己決定は、現実にはありえないのです。

2. 権利擁護ってなんだろう

2.1. 言葉の定義

さて、意思決定支援は、権利擁護支援の要です。では、権利擁護支援とはなんのでしょうか。まず「権利擁護」という言葉から説明しましょう。この言葉は、社会福祉の世界ではごく普通に使われる言葉です²⁾。しかし、日本で一般化したのはそれほど古くはなく、1990年代に入ってからです。社会福祉の基礎構造改革の議論に続いて、

2000年の介護保険・成年後見制度のスタートなどの動きの中で使われ始めて、広く社会的に普及しました。法令上にも使用されているのですが、その意味内容が法律に定義されているわけではなく、普及している割には意味がよくわからない言葉でもあります。

まず、どんな場面で使われるのかを見てみましょう。本稿では高齢者や障害者の方々を念頭においていますが、ほかにも、子どもの権利擁護とか、女性の権利擁護、LGBTQの人々の権利擁護、患者（patient）の権利擁護、ホームレスや生活困窮者の権利擁護、外国人の権利擁護、さらには消費者の権利擁護などさまざまな人々の生活場面で使われます。中には、動物の権利擁護、富士山など自然環境の権利擁護など法的には権利主体ではない対象が権利擁護活動の内容として語られることがありますから、権利擁護という言葉の中に入っている「権利」とは、法的な権利を超える概念であることはあきらかです。

そこでざっくりと権利擁護の意味を理解するために、これらの諸活動に共通する内容を取り出してみましよう。

「なんらかの事情によって自分の思いや考えを、他の人に伝えることができず（あるいは伝え方が弱い）、その結果、日常の社会生活において不利な立場におかれている人たち（場合によっては動物の生命・生活や自然環境の改善）を支援する活動」

こうした活動は、直裁的には代弁活動（ご本人に代わってモノを言うことを含めて、ご本人以外の方がご本人について主張すること）ということになりますし、実際にも、そのように理解される活動からスタートしていました。しかし、最近では、ご本人が言いにくいのであれば、言いやすいような環境を作る、ご本人の意向をとことん追求する、そのような理解に変化しつつあります。ご本人のことは、やはりご本人が一番の理解者である、そう考えるからです。まさに意思決定支援が権利擁護の中心に位置づけられるのです。

英語では、この意味での権利擁護をSelf Advocacyと呼んでおり、自己権利擁護などと訳す人もいますが、日本語として変な感じがしますので、私は自立型権利擁護と呼びたいと思っています。ちなみにこのタイプの権利擁護活動は、動物や富士山などではありえないですね。まさに人間を相手にした考え方です。この考え方から、「権利擁護支援」とは、Self Advocacyを支援するという意味を込めています。自分で決めることを支援するということですね。

2.2. 権利擁護の要素

次に、権利擁護の要素を説明しましょう。ある支援活動が権利擁護の支援になっていると言うためには、次の三つの要素があると考えています。

まず権利擁護は、その活動目標を、ご本人の「善き生」、あるいは、人間としての尊厳を守ることにおいています。ご本人の人間としての尊厳を守ることの中心にあるのは、ご本人の意思の尊重、つまりご本人による自己決定の尊重になります。そこで、障害のある方、あるいはご高齢の方々に接する場合、ご本人による自己決定、ご本人の意思の確認は最大のポイントです。ご本人が自宅に住むのか施設に住むのか、家族が「あの人は施設を望んでいる」といってもそれは家族の意見でしかありません。権利擁護の支援者は、本人の様子をきちんと確認する必要があるでしょう。

次に権利擁護支援には、二つ目の要素として、ご本人のおかれた生活環境の中でご本人の最善の生活利益（ベスト・インタレスト）を確保することが重要になります。

ご本人による自己決定の尊重と、ご本人の最善の生活利益の確保は、形式的には結論が一致すると考えられます。なにがご本人にとってベストなことなのか、それは他人が決めることではなく、ご本人が選択したものがご本人にとって一番ご本人らしいことではないか、そう考えるのが自然だからです。これは主観的最善利益と呼ぶことがで

きます。誰かに指示された健康で文化的な生活、道徳の教科書に出てくるような健全な生活は（規則的な睡眠や禁欲的な生活をめざすなど）、かりにそれを客観的最善利益と呼ぶとしても、それがご本人にとって最善の生活とは限らないのです。その人らしく生きることになりません。あくまでご本人が選択した生活、その意思がわからなければ、その意思を推測して提供する生活支援（推定的最善利益）がご本人にとってよりよき生活への支援となりそうです。そして、そう考えれば、自己決定の尊重と最善の利益は活動の方向としては一致するはずなのです。むしろ、二つの要素を分ける必要すらないこととなります。

しかし、世の中には、他人である支援者から見てご本人が選択したことが必ずしもご本人にとって良いとは思えない場合があります。ご本人が服薬を拒否している場合、それはご本人の意向だからほっておこうなどとはいかないでしょう。無理矢理、口を開けさせて飲ませるなどの行為は虐待になりますが、服薬は必要だということをご本人に納得してもらう努力を支援者としてはすべきでしょう。また、高齢者や障害のある方々の中には、その意思自体を確認することが難しいという場合があります（たとえば、認知症の中でも重度とされる人の中の一部の人や知的障害の一部の人など）。自己決定の尊重と生活利益の確保が、支援者からみずれているように見える場合、そのどちらを優先すればよいのでしょうか。実は、正解や基準のようなものが、世界的にみてもありません。だからこのような場合（実は結構あります）には支援者は、悩むこととなります。しかし、この悩みを避けるために、自己決定と生活利益のいずれか一方を落としては権利擁護になりません。ご本人の服薬拒否を尊重することは、一見、ご本人の自己決定を尊重しているように見えますが、ご本人が拒否しているからと言って生活利益の確保を捨ててしまっているわけです。これでは、支援になりません。悩むことが必要なのです。

さらに権利擁護の第三の要素としてエンパワメ

ントがあります。これは、ご本人が相互依存の社会の中で、主体的な相互関係が構築できるようにすることです。誰か特定の個人や組織によって生かされている、そして社会との接触を持たない、こうした事態を避けたいのです。施設での生活よりも在宅での生活を希望するご本人の意向を尊重するのは、それがエンパワーにつながるからなのです。服薬拒否を容認する場合、ご本人さんは、孤立してしまっています。

この三つの要素（自己決定の尊重・最善利益・エンパワメント）のバランスは実際にはかなり難しく、個々のケースにおいて「これが唯一正しい権利擁護支援です」などというものは、観念しづらいことになるでしょう³⁾。その意味では、権利擁護には「正解」がありません。そのため現場の職員は「悩み」ます。場合によれば自分は福祉職には向いていないのだと思って職場を離れる人もいます。しかし、実は、こういう悩む職員こそが現場の権利擁護の職員として向いているのです。これらの要素を落として自分の判断ではこうだと自己の判断を押し通していけば悩まないのかもしれませんが、それでは権利擁護にはならないのです。

さて正解がないと申し上げましたが、どんな場合であれなにをやってもいいのだという話にはなりません。少なくとも、この三つのファクターを吟味しながら、支援者がそれぞれ「自分はいまなにをやっているのか」ということを確認しながら支援に当たることが重要です。自分のやっていることを三つのファクターにそって他の人（できればご本人）に説明できることが重要です。

我が国では、権利擁護支援の現場で、以上のようなファクターを意識しながら支援者が活動を行っていることが十分に認識されていません。そのため支援者側でどのように考えればいいのか、ガイドラインや考え方のようなものが十分に提供されておらず、そのことが現場の支援者の悩みの源泉となっています。現状では支援者は悩まざるをえないのです。むしろ悩まない方がおかしい。

悩まない人は権利擁護支援をやっていないのではないのでしょうか。私はそう考えています。三つのファクターのうちどれかを落とせば悩みは少なくなります。しかし、それでは権利擁護にならないのです。

3. 判断能力をめぐるパラダイム転換

認知症高齢者や知的障害者の方々への権利擁護の領域で、いま世界的にパラダイム転換が生じています。それは代行決定から意思決定支援へとスローガンの的に語られます。つまり他人によるご本人に関する決定から、ご本人による意思決定の他人による支援が重視され始めているのです。障害者権利条約は、転換の中で登場した象徴的なできごとと言って良いでしょう⁴⁾。次に、この転換の内容を少し確認しておきたいと思います。

3.1. ご本人の能力不存在推定

旧来の伝統的なものの見方では、認知症の方や知的障害をお持ちの方々には、排泄や食事などで介助が必要であったり、意思疎通が困難な場合があったりして、自立 (Independence) も自律 (Autonomy) もしていないと周りから見られる場合があります。その場合の支援のあり方は、次のようなものとなります。

「この人は、判断能力が十分ではないか、存在していない。そのために周囲のことはもちろんのこと、自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活でとても困難な状況におかれることになりがちである。だから他の人がその人に代わって、その人のことについて判断をしてあげなければならない」

このような人間観は、「能力不存在推定」と呼ぶことができるでしょう。世界の人々は長らく、このような見方に基づいて権利擁護の仕組み、たとえば成年後見制度を設計し、動かしてきました。この考え方をもとにした権利擁護は、他者による代行決定中心の管理的、保護的なものとなり

ます。

3.2. ご本人の能力存在推定

しかし、最近の見方は次のようなものに変化しつつあります。

「どんなに重い認知症の人であっても、重度の知的障害者であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる。どのような支援ができるのか、それが問題であって、ご本人の能力の有無が問題なのではない」

このような見方、考え方は、旧来のそれと比べれば、「能力存在推定」と呼ぶことができるでしょう。ここでは第三者がご本人に代わって判断すること (代行決定) は、支援者側の能力不足を示すものとして、主役の地位から脇役へと追いやられることになるように思います。権利擁護も自己決定支援を中心としたものに再構成されこととなります。いま、意思決定能力に困難を抱える方々に対するものの見方のパラダイム転換が世界で起きているのは、このような意味においてなのです。

4. パラダイム転換は、その途上にあります

代行決定から意思決定支援への流れは、確実に進んでいます。しかし、代行決定の仕組みを廃棄した国はほとんどありません⁵⁾。世界は、いまパラダイム転換の途上で、どのように意思決定支援を実現していくのか、その仕組みや方法をめぐって、努力を重ねている途上にあると言って良いでしょう。そこで、この努力の方向性を明確にするために、意思決定支援と代行決定の関係について、整理をしておきます。

4.1. 自己決定再考

自分のことは自分で決める。本稿の冒頭で述べましたが、自己決定というものは、一般に理解さ

れている以上に複雑です。その一番の原因は、自分が決めたことが、ほかの人に影響を与えないという環境で、自己決定が説かれる場合です。そういう場合は、自己決定といわなくて良いのです。文字通り勝手に決めれば良いのです。

自己決定が問題になるのは、ご自身のことをご自身でお決めになるのですが、そのことが周りの人間に影響を与える場合なのです。そういう場合に、ご本人の意向、決定を尊重するのが自己決定の問題なのです。ですから一人だけの孤立した決定ではありません。

4.2. 意思の有無、能力の有無を、他人が正確に判定することはできない

しかし、ある人が、あることについて適切に自己決定する能力と意思があるかないかは、その人以外の他人には明確に判断できないことです。医学的な検査や分析はできるでしょう。しかし、そうしたデータをもとにしても、その人にどんな思いがあるのか、その思いや考えが尊重に値するものなのか否かは、医学的な取り扱いを超えるものです。

また、このことは、法律の世界でいわれる「意思能力」という「意思」とは違う意味で述べています。法律家が使う「意思能力」という言葉の「意思」とは、思いや希望、考えなどのそれ自体ではなくて、なにか法的な行為をした場合（たとえば契約を締結した場合）の、法的な結果（義務や責任の発生）に関する判断であり、そうした結果を予測する能力があるかどうかを法律家が言う「意思能力」という意味です。意思決定支援がこのような事柄について行われることはあるかもしれませんが、多くはもっとダイレクトに希望や要望など、もっと生活全般にわたる広い意味で使われているかと思えます。

4.3. 他人（権利擁護支援者）にできることは、推定だけです。

意思や能力が「ある」か「ない」か、明確に判

定できないとしても、支援者は、そのどちらかの前提で支援を行わざるをえないのですから、結局、意思があるのかないのか、能力があるかないか、いずれかの判断を支援者はすることになります。それは結局のところ「推定」（日常用語でいえば推測）でしかありません。

知的障害者や認知症高齢者の世界では、これまでは「ない」と「推定」することが多かった（能力不存在推定）ように思います。パラダイム転換では、これを「ある」と推定する方向へ変わったわけです。その明確な姿がイギリスのMCAにおける明文化でしょう⁶⁾。そこでは、まず能力があるのだと推定せよと明確に書かれています。

4.4. 代行決定は支援者側の能力の問題。

このようにある人の意思や能力が「ある」と推定されたとしても、その意思を確認する能力が支援者側になれば、結局のところ、なんの支援もできないことになります。

したがって、代行決定は本人の能力の有無に由来するものではありません。支援者側の支援能力の問題なのです。代行決定をするのであれば、支援者側に意思決定支援をする能力がないことを説明する責任があることになります。

4.5. ラストリゾート(最後の手段：last resort)としての代行決定

代行決定ができるだけ使われないようにすることが望ましいのは、それは支援者側の能力不足に由来するからではないでしょうか。それは、支援者側で永久に改善の努力をしていくべき課題であって、意思決定支援を先行させないのは、権利擁護の放棄となると思われます。

5. 意思決定のいろいろ

意思決定支援と代行決定の違いをより正確に理解するために、意思決定 (Decision Making) について、いくつかの言葉を紹介しておきましょう。

まず関係する概念をいくつか並べてみます。

- 1) AさんのことをAさんが決める(自己決定)
それを支援する：Supported Decision Making
- 2) AさんのことをBさんが決める(代行決定)
ただしBさんの思いで決めるわけでは
ない：Substitute Decision Making B
さんの考えでAさんのことを決定する
のは他者決定です。
- 3) Aさんのことを関係するBさんと一緒に
決める
A・Bさんも共に決定結果に責任あり：
Shared Decision Making
- 4) AさんのことをBさんが決めてAさんが
同意する
Bさんが決定結果に責任あり：Informed
Consent
- 5) 沢山の人に関わることを集団的に決定する
共同体的決定：Collective Decision
Making

1) は、意思決定支援あるいは支援された自己決定(Supported Decision Making)と呼ばれるものです。意思決定はご本人が行うものではあるのですが(自己決定)、そのためには支援が必要だと考えるわけです。この場合、支援者は、決定そのものには関与しないと考えられています。ここで留意すべきことは、支援が、ある決定の誘導にならないか、決定に関与しないと言いながら、情報を操作することで決定を誘導していないかということです⁷⁾。

2) は、代行決定(Substitute Decision Making)と呼ばれるものです。ご本人がご本人のことを決めるのではなく、他人がご本人のことを決めてい

3) の Shared Decision Making は医療の世界でよく使われる言葉です⁸⁾。これは Decision Making を Share するわけですから、共同決定です。医療の世界では、患者の治療結果について医療側も責任があるため、患者の意向だけに医療者が盲目的に従うわけにはいきません。そういう特殊な関係で観念される言葉です。決定に医者・患者の双方が関わる必要があるのです。

この時、Share する患者側には医者とは別に意思決定支援が必要です。後見人は、同意権限がありませんが、現実には、この役割を果たしていることになります。

4) 説明された上での同意(Informed consent) は、医療の世界で少し前までよく主張された言葉です。これはなにかを一緒に決めているように錯覚してしまいますが、患者が決めているわけでは実はなくて、医療者が決めていることについて患者が同意をしているのです。手術の必要性や内容を決めるのは医者ですが、同意がないと責任が問われるのです。これを避けるために同意をとるわけですが、決めているのは本質的には医者です。このとき十分に説明されないと同意は有効ではありません。また同意があれば、医療側はなにをしても免責されるわけでもありません。また、同意を与えるかどうかは患者側の決定ですから、先の Shared Decision Making と同様に、そのことについて意思決定支援が必要となります。

6. 意思決定支援の倫理原則

意思決定支援にはいくつかの留意点が存在します。いくつか並べてみましょう。

6.1. 意思決定支援は、自己決定を強制するものではない。

なんらかの情報を提供して、さあ決定しなさいと相手に迫るのは支援でもなんでもなく、脅迫めいています。ご本人がまだ決めたくないなら、決定しない自由は留保されるべきでしょう。

6.2. 結果が失敗に終わった場合でも自己責任を追及しない。

たとえば一人暮らしを障害者の方が選択したとして、暮らしが困難な状態になったときに、それはご本人が選んだことであるとして支援を拒むことがあってはならないでしょう。再度、再検討・再決定を行い、支援を継続すれば良いだけです。

6.3. 異なる決定を被支援者が行っても支援を打ち切らない。

「それを選択するのであれば、うちのサービスは提供できないから他を探してほしい」、これは支援ではなくて脅迫です。

7. 意思決定支援の理念

理念としての意思決定支援の中身をなすものは、いわゆるパラダイム転換の中で主張される意思決定支援です⁹⁾。前に述べたように、1990年台から認知症高齢者の方や知的障害をお持ちの方々に対する世の中の見方は劇的な変化を見せています。私の言葉遣いで言えば、能力不存在推定から能力存在推定へと、パラダイム転換が進む中で、対人理解が180度の変化を見せています。それは制度的には、代行決定から意思決定支援への制度変更を求めています。法学的な議論を含めて紹介しましょう。

7.1. その人らしく生きる権利（自己人生創造希求権）

最近の憲法学の議論に従えば、意思決定に支援を受けることは、基本的人権です。日本国憲法13条には幸福追求権を定めた規定がありますが、最近の憲法の学説の中では、これは「自己人生創造希求権」という人間の存在のもっとも基本的な権利を定めたものであって、自由権・社会権の区別を超えた、憲法の人権規定のもっとも基本的な位置を占める規定だとの説があります（竹中勲説¹⁰⁾）。私もこの考え方に共感を覚えています。

ただ、自己人生創造希求権って長いです。これは、おそらく福祉のみなさんが、よく使う「その人らしく生きる権利」と共通するものだと思っています。

この権利を具体化したものの一つが、そして、そのもっとも中心的なものが、意思決定支援を受ける権利なのです。

私たちは、公私の区別なく、社会生活を営むときにさまざまな決定をしなければなりません。しかし、障害があろうがなかろうが、認知症の状態にあろうがなかろうが、身の回りのすべてのことについて、瞬時に単独で合理的な決定をしている人など、実は一人もいないのです。人は、誰もが子供時代を経験し、高齢化して死んでいきます。子供、障害者、高齢者は、なんらかのかたちで他人に依存して生きていくしかなく、キティはこうした人たちのケアを担わざるをえない人々を依存労働者と位置づけて、ケアを受ける権利と同時にケアを担う人たちも支援を受ける権利があることを主張しています¹¹⁾。もっとも、他人に依存しなければならないのは、子供や高齢者に限られるわけではありません。すべての人がそうです。ただ、子供、障害者、高齢者は、その依存が、一方的依存と理解されやすく（実際キティもそう理解しています）、それは「能力がないから依存している」と評価されるとともに依存労働者は依存対応から逃れることができないと理解されやすいのです。

7.2. 形成・確認・実現？

意思決定支援をめぐるには意思形成支援、意思確認・疎通支援、実現支援の三つがあると主張されることが日本では多くあります。しかし、これを時系列的な順番だと理解することは現実離れています。実際には、エンパワー、選択肢の拡大、意思疎通などの各支援は、同時並行で行われるしかありません。そうだとすれば、意思形成、意思確認、意思実現が仮に並べて意識されたとしても、これは、意思決定支援において考察される要素を並べたというにすぎないように思えます。

またエンパワーメントとしては次に述べますが、留意されるべき要素はこれら三つに限りません。従って、意思決定の要素として意思形成、意思確認、意思実現と並べて説明することは誤解を生む可能性が高いため、私個人としては、避けたほうが良いし、使用する場合は、そのようなものとして、使用者が十分に注意することが必要だと考えています。

とくに、意思実現支援については、かなり懐疑的です。それは意思決定支援の名のもとに、本人の意思を誘導しているのではないかと、そう思うのです。しかし、アドボカシーとしての意思決定支援を行うのであれば、実現可能性のない選択肢を示しても正確な情報提供をしたとは言えませんし（したがって意思形成に瑕疵があることになる）、ご本人の希望しない選択肢ばかりを並べて「さあ選択しない」と迫る行為やご本人に経験や理解の及ばない選択肢を示して「選択してください」と言っても、本人意思に配慮したことにも生活利益を考慮したことにもなりません。そもそも本人にとってなんらのエンパワーになりません。人生への積極的な希望が湧くような選択肢を探る支援は意思決定においては必要不可欠というべきでしょう。問題は、支援者側が選択してほしくない選択肢の実現可能性をあたかも小さなもののように説明し、支援者の好む選択肢の実現可能性があたかも高いかのように示すことで、自己決定を支援者の好む方向に誘導することがありうることです。従って意思形成、意思確認とセットにして意思実現を並べて説明することは、誤解と誘導の危険を隠蔽する問題の多い言説であるでしょう¹²⁾。

7.3. なにを支援するのか

では、意思決定支援はいったいなにをするのか。いくつかの手がかりがあります。まず、北野(2015) 164p 以下は¹³⁾、意思決定・表明支援で重要な原則として次の四つを挙げています。(1) 第1原則「エンパワーメント支援の原則」。これは社会参加の選択肢の幅を広げる体験を共に繰り返し

び、本人の年齢・性別に一般的な社会参加・参画の広がりや本人と共に楽しめること、と定義されています。(2) 第2原則「意思表明支援の原則」。本人の使いうるあらゆる表現・表出・表明方法を駆使して、本人がその思いを表明することを支援することと定義されています。(3) 第3原則「自己覚知と民主的討議の原則」。常に複数の支援者と多様な専門職のチェックに開かれた状況を設定し、自分（支援者）の立ち位置や影響力に自覚的であることと定義されています。(4) 第4原則「本人のリスクを冒す自由と、支援者の見守る自由の原則」。リスクや失敗を冒す本人の自由を支えながら、本人のリスクやクライシスに関して、それを常に本人とコミュニケーションしサポートすることと定義されているのです。これら4原則は、北野の言う本人と支援者の「相互エンパワーメント」概念を前提に作られており、ご本人と支援者が共に語り紡ぐ支援を基調にしています。青葉園という施設における重度心身障害者支援の実践と、それに伴う深い思索に裏付けられており参考にするべき考え方でしょう。

また、石川(2009: 10-12)は¹⁴⁾、決定する主体の内的能力を検討するために「自律」の能力を、行為主体性 (agency)、選好形成 (preferences)、合理性 (rationality)、表出 (expression) の四つの能力に分けています。その上で環境 (他者・社会) との相互関係を考察していました。ここに言う行為主体性とは、存在者として主体性の意味であり、人間として認められることです。選好形成は、対立する複数の欲求のどれを優先するかを決める選好を形成する能力です。合理性とは、各選択肢の実現可能性に対して、一貫性を持つ合目的性と社会規範や社会通念上の価値に対する一致性により判断する能力だと構成されています。表出は、自身の意思を表出する能力、ならびに他者の理解をえるためのコミュニケーション、交渉能力を含みます。またこれらの能力に影響を与える環境要因としては、社会や文化を支配する価値観に基づく存在の否定、イデオロギーを含む外的な誘

導、社会通念に照らした抑圧等を抽出しています。なお表出については自律の必要条件であっても、単独では十分条件でないことを強調しています。石川のこの分類によれば、意思決定支援とは、ここにいう自律能力の支援となりましょう。もっとも基底的なものが行為主体性であり、人間として認められることなく抑圧された人生を送ってきた人々は、この主体性を開拓するために支援が必要となります。この点は、北野の第1原則「エンパワーメント」と相通じるものがあります。また、選好形成では支援者の誘導の可能性が排除できないし、合理性の支援においては、社会規範を強調することで支援者がむしろ抑圧的になる可能性があることを指摘しています。これらの点は、北野の第3原則、第4原則の提唱に相通じるものがあります。石川の分類は、支援の対象を示す点で魅力的ですが、能力の有無をベースに支援を考察すると、その有無の判断を、誰がどのように行うのかの難問を抱え込むことになる、そのことに石川も自覚的です。

7.4. 法学者の声

前述の北野も石川も福祉分野の研究成果ですが、法律学の世界でも意思決定支援は、それほど突飛な概念ではないと思われます。前述の竹中勲は憲法学の中でそのことを強調しているし、民法学の中では上山泰がこのことを明確に整理しています¹⁵⁾。

また山本(2004)は、自己決定をなそうとする本人と眼前にいる相手方・関係者との関係のあり方に焦点をあてることで、自己決定と正義のあり方を再構築しようとしています¹⁶⁾。すなわち支援とは、支援者が本人を説得することではなく、また外在的なルールを適用することでもなく、本人の声を支援者が聞くこと、語り合いのやりとりの中から主体性や決定が醸しだされること、それを山本は自ら「非援助の支援」と呼び、民法学において検討されるべき自己決定に関わる正義論は、そうしたものを念頭において論議されるべき

であると主張しています。この山本の見解は、前述の北野の相互エンパワーメントに基づく意思決定支援のありようと親和性を有しており、非常に興味深い。もっとも、これを法制度として検討することは至難であり、いわば小さな法の枠組みの中で思考されるものです。それは、世界的な動向として起きているパラダイム転換と同期しています。認知症の高齢者や知的障害者は、自分の意見を聞かれることがなく、言っても無視される。選択肢も与えられることがなく、いつの間にか声が出なくなる。その人たちの声を聞くこと、そもそも声を出してもらうようにすること、それが北野の西宮の経験を踏まえた実践知であり、山本の見解は、そのことを法律学的に表現していると理解できます。もっともこれを「聞くこと」だけが重要だと理解すると、まったくエンパワーにならないと思われれます。聞いた側が、聞いて反応する、対応することが必要でしょう。聞きっぱなしでは、エンパワーにならない。

8. 社会関係の相互依存

もう一つ、意思決定支援の世界で重要な観点が 있습니다。表現が難しいのですが、それは、個人をありのままに尊重することです。自立した主体、意思の強い人・弱い人、合理的な人、依存的な人、関係的自我、などなど人間をめぐる言説はさまざまに存在するが、いずれも人間をモデル化した言葉です。モデルは思索のツールとして有用な側面はあるが、生身の人間は、どれか一つのモデルに当てはめてすべてが理解できるほど単純な存在ではありません。自分ですら自分のことがわからない側面もあります。一人の個人の中に「自分のことは自分で決めたい」という思いと「自己決定なんてシンドイ」という思いが混在し、「他の人に助けてほしい・助けたい」という思いと「ほっといてほしい・関わりたくない」という思いとが、同時に混在しています。論理的には不整合ですが、それが人間です。そのような人間同士

が微妙な関係を保ちながら、相互に依存して社会関係がなりたっている。そう理解した上でないと「自己決定」の「支援」など、そもそも観念的にも現実的にも成立しえないのです。

ここにいう「相互依存」(Interdependence)とは自立(Independence)を否定する趣旨ではありません。自立をしても無人島で一人で暮らすわけにはいかない現実を示しているだけです。また、社会関係の中にすべてを投げ出してしまって主体的な応答をしないこと、つまり盲目的な依存(Dependence)を容認するものでもありません。相互依存の中で意思決定支援が重要になるのは、そうした関係性の中でややもすると人間の主体性が失われがちになることを防ぐことにあり、人間の尊厳を守ること、そしてそれは社会の中で生活することで、初めて確認できることであり、従って、一人ひとりにとっての「善き生」の実現は、社会の相互依存関係の中を生きることで初めて可能になることを意味しています。相互依存は、すでにケースワークの母と言われるメアリー・リッチモンドが指摘しているところ です¹⁷⁾。

人によっては、善き生を自律(Autonomie)に求めるかもしれません。自律とは自分で決めた規範に自分が従うことであると理解されるのですが、外の世界からの影響をまったく受けなくて自分の理性のみにしたがって、いわば一人きりで言う自己決定は、程度の差こそあれほとんどすべての人間にとって難しい。従って、あくまで自律という表現にこだわるのであれば、意思決定支援は、自律の支援とならざるをえない。これを自己決定支援と同義だとすれば、一人では自律できない人に対する支援をどう理解するのかが問題となります。自律としての自己決定の支援概念には、したがって常にパターンリズムの理解が問われることとなりますが、このことはすでにかかなりの知見の蓄積があります。

他方で、たとえ自らの設定した規範だとしても、そもそも規範的な選択を嫌う人もいます。また規範設定がそもそもできない人もいます。こ

のような人達にとっての善き生は自律ではなく、別に理解するのか。それとも、自律概念が異なるのか。これはまだ十分に整理されていないように思われます。しかし、人間存在の発展可能性、いわゆる成長に善き生を求める見解はすでに指摘されているところ です¹⁸⁾。

9. 意思決定支援に向けた権利擁護支援の地域づくり

9.1. 成年後見の利用促進で良いのか？

少子高齢化社会に突入しつつある日本は、2025年には認知症高齢者が700万人になると推定されています。これに知的障害者や精神障害者の数を加えますと、かなりの数の国民が支援を必要とする人だということになりそうです。成年後見制度利用促進法は、そうした認識を前提に法定後見などの利用促進を促しているわけですが、かりに保佐・補助類型を増加させたとしても、これは司法システムであることを、我々は理解する必要があります。大雑把に計算しても、国民の2割程度の方が支援者および被支援者として家庭裁判所の管理下に入るなどということは、およそ想定できない話ですし、不必要ですらあります。

もしそうなれば家庭裁判所は完全に機能不全に至ります。家裁の機能の外だしとして地域権利擁護支援ネットワークの構築が促進法の基本計画で打ち出されていますが、そこで意識されている権利擁護のツールが法定後見だけだとすると、いくら外だししても家裁は機能不全になります。実はいまでも機能不全に至っているのですが、後見支援信託や監督人選任の工夫を行うことでなんとか賄っており、700万人どころか1割の70万人ですら、いまの日本の家裁は深刻な状態となるでしょう。任意後見に期待を寄せる声もあります。しかし、これも日本独特の制度になっています。つまり任意後見監督人を選任することが条件になっているという意味で司法システムなのです。上述の裁判所のキャパの問題がやはり重くのしか

かってきます。

9.2. では権利擁護支援はどうなる

基本計画の高齢者人口が増加してく中で、とりわけ団塊の世代が後期高齢者に入っていく2025年問題¹⁹⁾に直面しつつあるいま、政府の施策にどのような立場をとるかにかかわりなく、支援者と被支援者を固定化した対応はとれないことを確認する必要があるように思います。また、エバ・キティ²⁰⁾のいう依存労働を強いられる人たちを(典型的には介護家族)社会で支える(支援する)工夫、および重度の認知症の方々や重度の知的障害をお持ちの方々など、やはりキティの表現を借りれば一方的依存者と位置づけられる人々も、社会に生きる一員であり社会から排除しないこと、そして能力がない人々だと決めつけないことが必要であるように思います。

このように考えてくれば、地域の権利擁護支援は、基本計画のネットワークであれ違うものであれ法定後見などの法的支援を念頭においたものとは異なるものを、その対象に入れる必要があるように思います。そこでは生活支援が中心になるように思います。老々介護や老障介護なども対象になるはずですから、支援者と被支援者の役割や立場を固定化するイメージから離れることとなります。地域の権利擁護ネットワークというものが、もし機能するとすれば、それは、一人ひとりが支援し支援されるという相互関係を、地域で支えるネットワークということになりましょう。実は、そうしたものの実践は、すでに地域できているところがあるのではないかと、私は、そう推測しています。

そうだとすると、代行決定の仕組みの中で意思決定支援を運用する地域づくりはなく、代行決定と意思決定支援の役割競合から生じる混乱を避けるためにでもありますが、代行決定とは違う意思決定支援の仕組みが考案されるべきでしょう。新しく作る必要があるかもしれませんが、実は、日本には社会福祉協議会が行っている日常生活自立

支援事業という世界的にも評価されてしかるべき、意思決定支援の仕組みが制度的に存在しています。こうした既存の制度の再発見と改善を計ることで、日本の権利擁護の仕組みは、より理念としての意思決定支援の仕組みをミクロの支援の場ですべての人に提供できる地域福祉を拓く可能性が高まります²¹⁾。

ただ日常生活自立支援事業は地域によって利用率において格段の差があります。

それぞれの地域事情があるでしょうから、単純な比較はできません。いま政府は地域共生者社会論のもと、権利擁護も含めた総合的な地域社会ネットワークにゆだねようとしています。

10. おわりに

近代的な主体概念は、言うまでもなく自立や自律を重んじるわけですが、こうした主体概念からすると、障害者、とくに重度の知的障害者、あるいは認知症高齢者は、前述の能力不存推定が容易に働くこととなります。しかし、ご承知のようにこれに対する異議申立てはいたることで登場しています。代表的なのは、キティです。彼女は、自立や自律ではなくて依存する人間に着目する。依存は、障害者や高齢者に特有の、人間にとって例外的なものではないと主張している(キティ、2010:82)。同様にマッキンタイアは、人間は傷つきやすく依存が必須であると述べた上で、人間が能力を発揮できるかどうかは、社会の中で生活できるかどうかだと述べています(マッキンタイア、2018:102)。すべての個人が他者に依存することで成長するのです。

注

1) <http://inclusion-international.org/independent-alone/>

なお、この冊子の日本語訳が次のサイトに掲載されている。

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/intl/un/>

independent-alone/index.html

- 2) 権利擁護という言葉は、Advocacyに対応する日本語です。アドボカシーの理解については、次の2書がまとまっています。N・ペイトマン「アドボカシーの理論と実際」八千代出版(1998)、小西加保留『ソーシャルワークにおけるアドボカシー—HIV/AIDS患者支援と環境アセスメントの視点から』ミネルヴァ書房(2007)
なお筆者の本文の考え方については、佐藤彰一「権利擁護支援の基本」「意思決定支援」「権利擁護支援と法人後見」ミネルヴァ書房(2015)第1章、第2章に掲載、より詳しくは、佐藤彰一「アドボカイト活動と『意思決定支援』」「和田仁孝先生還暦記念論文集『振舞いとしての法—知と臨床の法社会学』法律文化社(2016)pp 222-248 および、佐藤彰一「意思決定支援は可能か」法哲学年報2016(2017)pp 57-71を参照。なお、本稿は平野他編「権利擁護がわかる意思決定支援」(ミネルヴァ書房・2018年)の私の執筆部分、第二章・第六章をもとにして執筆しております。
- 3) この三つの要素のバランスが難しいのは、人間の尊厳をどう考えるかという基本課題を持っているからだと言えましょう。本文の三つの要素は、「幸福のマージ」という認知症の高齢者の事例を分析したロナルド・ドゥオーキン「ライフズ・ドミニオン」信山社(1998)第8章の見解や、服部高宏「看護専門職とアドボカシー～アドボカシーの諸相と看護の可能性」臨床看護2006年12月号pp 2050-2055に示唆を受けて、著者なりに整理したものです。
- 4) 認知症の方にもその人なりの意思があり、その人らしい生活と人生が確保されるべきであると説いたのは、トム・キットウッド「認知症のパーソンセンタードケア—新しいケアの文化へ」筒井書房(2005)です。とくに136p(日本語版236p)にある新しい文化と古い文化の対比は、パラダイム転換をビジュアルに概観しています。
障害者の世界でこのパラダイム転換が生じたのは障害者権利条約の制定過程にあります。これをわかりやすく紹介するものとして木口恵美子「Supported Decision Makingをめぐる海外の議論の動向」社会福祉開発研究7号pp 47-55(2015)参照
- 5) 南米のいくつかの国で代行決定を廃止したという報告が英文や現地言葉で語られますが、ほんとうにそうなのかどうなのかは十分にあきらかにされていません。これについては、山口詩帆「『成年後見制度』から『意思決定支援制度』への転換に向けた代行決定の位置づけ」法学政治学論究125号(2020)参照
また国連の障害者権利条約12条をめぐるのは国連側が2022年9月に勧告を出し代行決定をすぐに廃止することを日本政府に求めてきていますが、これは急進的な意見であるとの理解が日本国内では有力に説かれています。川島聡「障害者権利条約12条の解釈に関する一考察」実践成年後見51号(2014)pp 71-77。とくに76p。なお上山泰「現行成年後見制度と障がいのある人の権利に関する条約12条の整合性」法政大学大原社会問題研究所・菅富美枝編『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』法政大学出版局(2013)pp 39-116は、国連の制定過程の議論が、この法的能力をめぐるいかに混乱しているかを浮き彫りにしていると同時に、ほぼすべての国が条約の成立までは、ラストリゾートとしての代理・代行決定を残す方向であったとしています。法律家以外の方にはちょっと難解な文章かと思いますが、ぜひ一読を勧めたい文章です。
- 6) Mental Capacity Act. これについては菅富美枝『イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理』ミネルヴァ書房(2010)参照。
- 7) 自己決定と誘導との間の中間的な概念としてのNudge(ナッジ)を中心に考察をする興味深い論考として石川時子「社会福祉における『誘導』とリバタリアン・パターンリズムの近似性」、『社会福祉』53号42p(2013)がある。また現場の問題として、意思決定支援をやったと言えば代行決定ができるとの動きが出る可能性があり、大塚晃「意思決定支援の考え方」実践成年後見64号pp 13-20(2016)は、これを「意思決定支援の危うさ」と表現しています。
- 8) 医療の世界で、Informed ConsentからShared Decision Makingへの以降が生じている経緯については、次の文献を参照、手島豊「医療をめぐる意思決定と法」櫻村志郎編「規整と自律」法動態学叢書水平的秩序第3巻(法律文化社2007)188-213pp
- 9) 意思決定支援を、「理念としての意思決定支援」、「技法としての意思決定支援」、「制度としての意思決定支援」の三つに分ける見解があります。この三つのものは、明確に境界をもって分けられるものではありません。制度はかならず、その背後に理念的な思考を持っているものですし、理念は、その姿を制度化された憲法や条約

や法律に現れてきます。積極的に誘導するのか、しないのか、といった技法にかかわるものも、その背後に理念的な思考をおいているはずです。

とはいえ、現在、日本のあちこちで議論されている意思決定支援の話は、その議論対象を、この三つの意思決定支援の領域すべてにおいているものは少ないように思います。本稿は、どちらかと言いますと理念的な側面が強いものですが、政府や各種専門職団体が作成するガイドラインは、技法的な側面が強くなっており、そして、成年後見は、意思決定支援の制度なのか否かという問いかけは、当然のごとく制度的な問題を主に扱うこととなります。

理念としての意思決定支援、制度としての意思決定支援、技法としての意思決定支援という言葉の区分けは、この問題に詳しい熊田均弁護士のお口頭報告から示唆を受けたものですが、文献的には、上山泰「意思決定支援と成年後見制度」実践成年後見64号(2016) pp 45-52、とくに49pがこの区分けを提唱しています。

- 10) 竹中勲「憲法上の自己決定権」成文堂(2010) 44p以下
- 11) エヴァ・キティは、その著書「愛の労働」(2010・白澤社)において、一方的依存者に介護に従事する人が行う依存労働に着目して、本人とその従事者(子供や高齢者・障害者の生活介護に従事する女性家族が典型例)がロールズの世界から排除されていることを指摘し、依存労働従事者の支援としてドゥーリアを提唱しています。ロールズ批判や依存労働従事者のおかれている社会的立場についての指摘には深く共感を覚える思索です。ケアの権利について多くの示唆を受けるのですが、非対称の一方的依存に焦点を与えている点に違和感を覚えています。その議論は「能力不存在推定」を前提にすることになるからです。この点については、ヌスバウムがキティの娘さんについて述べている議論が示唆的です。マーサ・ヌスバウム「正義のフロンティア」(法政大学出版局・2012) 251p.
- 12) 石川時子前掲(注7)
- 13) 北野誠一「ケアからエンパワメント」ミネルヴァ書房(2015) 164p以下
- 14) 石川時子「能力としての自律」社会福祉学50巻2号5p以下(2009)、とくに10-12p
- 15) 上山前掲(注9)。なおこれは民法が人間をどう見ているかに直結する問題であるが、ときおり民法の研究者が見解を表明しています。たとえば、梶山玉香「民法における「個性」の評価」同志社法学第56巻6号(304号) pp 387-433(2005)、星野英一「私法における人間」同「民法論集第6巻」pp 1-51(1986・初出1983)、最近では、上山泰「障害者権利条約の視点からみた民法上の障害者の位置づけ」論究ジュリスト8号(2014)42p以下があります。中でも星野は、民法が抽象的な人間から具体的な人間へ、理性的で意思的で強く賢い人間から弱く愚かな人間へ、その人間像を変遷させていると説いて、人間の苦しみや悩みを汲み取る努力が法の中で続くことを予想しています。なお、より最近のものとして城内明「民法の前提とする主体像についての一考察」『大改正時代の民法学』所収(成文堂・2017) pp 25-45
- 16) 山本顯治「非援助の支援と民事法学」『法社会学の可能性』和田仁孝・樫村志郎・阿部昌樹共編(法律文化社・2004) 165-196p
- 17) 「ソーシャル・ケース・ワークとは何か」メアリー・リッチモンド(小松源助訳)中央法規出版(1991) 73p以下の第5章のタイトルが人間と相互依存であり、内容的にはほぼ本文に述べたことと同旨である。この本の原著は1922年の出版である。より古くは、アリストテレスがニコマコス倫理学第9巻9章において「人間は社会的な生き物であり自然本性によって他者と共に生きる性向にある」と述べている(高田三郎訳「ニコマコス倫理学」岩波文庫(下) 136頁、ただし訳は後述のヌスバウムによる)。新アリストテレス主義を提唱してロールズの正義論を批判的に継承するヌスバウムは、人間の相互依存を基本的前提にしている。マーサ・ヌスバウム「正義のフロンティア」(法政大学出版局・2012) 103, 104p.
- 18) アマルティア・センが提唱したケイパビリティアプローチによれば、自律はどう理解されるのか。たとえばセンの「正義のアイデア」(明石書店・2011) 414pでは、自律概念は登場せず、代わって行為主体性(Agency)に焦点が当てられている。センを継承していると思われるヌスバウムは、前掲104pで行為主体性を人格の中心におき、それは、人間の動物的な側面をも視野に入れる点で従来の社会契約説的な主体とは異なるものだと強調している。ケイパビリティアプローチは、自律概念から乖離する傾向があると見てよい。
- 19) 2025年の人口予測では、人口は1億2250万人、高齢化率は30%となっています。
- 20) エヴァ・キティ前掲

21) 社協のような制度は、現状ではほかの国には存在せず、そのため日常生活自立支援事業も海外で紹介されることがないように思いますが、海外で意思決定支援の仕組みとして注目されている障害者に通常代理制度を使って支援する公的仕組みなどは、社協の日常生活自立支援制度と近接するものと言えましょう。なお、日常生活自立支援事業の取り組みについて丹念にデータを分析したものに奥田佑子・平野隆之「3市社会福祉協議会にみる地域福祉権利擁護事業と生活困窮者自立支援事業の相互作用——総合相談支援の体制整備の視点から——」『日本福祉大学社会福祉論集』第137号 pp 101-116 (2017)

参考文献

- N・ベイトマン(1998)『アドボカシーの理論と実際』八千代出版。
- 小西加保留(2007)『ソーシャルワークにおけるアドボカシー—HIV/AIDS患者支援と環境アセスメントの視点から』ミネルヴァ書房。
- 平野他編(2018)『権利擁護がわかる意思決定支援』ミネルヴァ書房。
- エヴァー・フェダー・キティ(2010)『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社発行、現代書館発売。
- アラスティア・マッキンタイア(2018)『依存的な理性的動物』法政大学出版局。
- 服部高宏「看護専門職とアドボカシー—アドボカシーの諸相と看護の可能性」『臨床看護』2006年12月号 2050-2055。
- ロナルド・ドゥオーキン(1998)『ライフズ・ドミニオン』信山社。
- 木口恵美子(2015)「Supported Decision Makingをめぐる海外の議論の動向」『社会福祉開発研究』(7)47-55。
- トム・キットウッド(2005)『認知症のパーソンセンタードケア—新しいケアの文化へ』筒井書房。原著：Tom Kitwood, *Dementia Reconsidered: the Person Comes First* (1997)。
- 山口詩帆(2020)「『成年後見制度』から『意思決定支援制度』への転換に向けた代行決定の位置づけ」『法学政治学論究ダイ』(125)。
- 上山泰(2014)「障害者権利条約の視点からみた民法上の障害者の位置づけ」『論究ジュリスト』842。
- 上山泰(2016)「意思決定支援と成年後見制度」『実践成年後見』(64)45-52。
- 竹中勲(2010)『憲法上の自己決定権』成文堂 44。
- 手島豊(2007)「医療をめぐる意思決定と法」榎村志郎編『規整と自律』(法動態学叢書水平的秩序3)法律文化社 188-213。
- 石川時子(2013)「社会福祉における『誘導』とりバタリアン・バターナリズムの近似性」『社会福祉』(53)42。
- 石川時子(2009)「能力としての自律」『社会福祉学』50(2)5-。
- 梶山玉香(2005)「民法における『個性』の評価」『同志社法学』56(6)387-433。
- 星野英一(1986・初出1983)「私法における人間」同『民法論集』6 1-51。
- 城内明(2017)「民法の前提とする主体像についての一考察」『大改正時代の民法学』成文堂 25-45。
- 佐藤彰一(2015)「権利擁護支援の基本」『意思決定支援』『権利擁護支援と法人後見』ミネルヴァ書房。
- 佐藤彰一(2016)「アドボケイト活動と『意思決定支援』」『振舞いとしての法一知と臨床の法社会学』(和田仁孝先生還暦記念論文集)法律文化社 222-248。
- 佐藤彰一(2017)「意思決定支援は可能か」『法哲学年報』57-71。
- 川島聡(2014)「障害者権利条約12条の解釈に関する一考察」『実践成年後見』(51)71-77。上山泰(2013)「現行成年後見制度と障がいのある人の権利に関する条約12条の整合性」法政大学大原社会問題研究所・菅富美枝編『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』法政大学出版局。
- 大塚晃(2016)「意思決定支援の考え方」『実践成年後見』(64)13-20。
- 菅富美枝(2010)『イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理』ミネルヴァ書房。
- 北野誠一(2015)『ケアからエンパワーメント』ミネルヴァ書房。
- マーサ・ヌスパウム(2012)『正義のフロンティア』法政大学出版局。
- メアリー・リッチモンド(小松源助訳)(1991)『ソーシャル・ケース・ワークとは何か』中央法規出版。
- 山本顯治(2004)「非援助の支援と民法社会学」和田仁孝・榎村志郎・阿部昌樹共編『法社会学の可能性』法律文化社 165-196。
- 奥田佑子・平野隆之(2017)「3市社会福祉協議会にみる地域福祉権利擁護事業と生活困窮者自立支援事業の相互作用—総合相談支援の体制整備の視点から—」『日本福祉大学社会福祉論集』(137)

101-116.

アマルティア・セン (2011) 『正義のアイデア』明
石書店.

Challenges in opinion expression and decision-making experienced by persons with disabilities

Shoichi Sato

Professor, Faculty of Law, Kokugakuin University,

This study focuses on challenges related to decision-making experienced by persons with disabilities. First, I discuss the meaning and definition of advocacy and explain the paradigm shift regarding decision-making capacity. I emphasize in this paper that everyone possesses some capacity for decision-making.

Second, I present certain ethical principles regarding supported decision-making and their philosophy. I also introduce the views of welfare and legal scholars on supported decision-making. Finally, I contend that the development of interdependent social relationships facilitates supported decision-making.

This paper emphasizes that the modern concepts of independence and autonomy have led to the social isolation of individuals; to overcome this, we must acknowledge dependence.

Key words: capacity, persons with disabilities, supported decision-making, presumption of capacity existence, dependence

特集論文：当事者の意見表明と意思決定の課題

国連勧告から見る日本の障害者の意思決定における課題

——支援付き意思決定の確保と濫用防止の仕組みを備えた
「権利擁護支援モデル（フォロワーシステム）」とは？——

水島 俊彦

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク副代表・弁護士

● 要約 ●

2022年の国連障害者権利委員会による日本への総括所見を受けて、障害者の意思決定支援に係る課題に対応するため、成年後見制度を含む代行決定体制から支援付き意思決定体制への転換を図るために必要な民法等の法改正に向けた動きが現在進められている。本稿では、豊田市地域生活意思決定支援事業における本人の希望や意思決定を100%本人側に立って後押しする「とよた意思決定フォロワー（支持者）」に着目しつつ、本人及びフォロワーを支える各主体の存在意義を考察する。そして、同事業の実践と課題を踏まえ、障害者権利条約に基づき、意思決定支援の充実と関係性の濫用防止の両面から、支援付き意思決定を実質的に保障するための「権利擁護支援モデル（フォロワーシステム）」のあり方を提起する。

● Key words：障害者権利条約、意思決定支援／支援付き意思決定、権利擁護支援、意思決定フォロワー、不当な影響に対する濫用防止措置、フォロワーシステム

人間福祉学研究, 16 (1) : 79-96, 2023

1. 意思決定支援及び成年後見制度に関する現状

「意思決定支援」という用語は、障害者権利条約が国連で採択され（2006年12月）、日本が同条約に署名をして以降（2007年9月）、いくつかの国内法においてその使用が見られるようになった。例えば、2011年に施行された改正障害者基本法第23条第1項では「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援¹⁾に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない」とされた。これを受けて、知的障害者福祉法第15条の3第

1項、発達障害者支援法第2条の2第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第42条第1項、同第51条の22第1項においても、それぞれ「意思決定の支援に配慮」との文言が加えられた。

しかしながら、より具体的に意思決定支援が政策に組み込まれ、推進される契機になったのは、日本が前記条約を批准（2014年1月）した後、2016年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律及び2017年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画（以下「第一期計画」という。）であろう。成年後見制度については、補助・保佐・後見類型を含め、2012年以降は年間約3万5000件の申立てがなされ、2017年12月末日時点では21万290件が係属し

ていたが、当事者団体からは、本人の意思尊重が後見人等によって十分になされておらず、利用者がメリットを実感できていないとの指摘がなされていた。このような実情から、同基本計画においては、本人への意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用改善をはじめ、後見人等も含めた本人支援チーム体制の構築や地域連携ネットワークの中核となる機関の設置等の必要性が強調されることとなった。

同基本計画の工程表においては、5か年かけて取り組む施策として「意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等」が掲げられ、結果として、以下のガイドラインが策定されるに至った。

- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部（2017.3）「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」
- 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室（2018.6）「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」
- 厚生労働省医政局地域医療計画課（2018.3）「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」
- 厚生労働省医政局総務課（2019.5）「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」
- 意思決定支援ワーキング・グループ（2020.10）「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」

現在までに、各ガイドラインを全国に普及・啓発するため、意思決定支援に関する研修や冊子づくり等が行われている。例えば、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（以下「後見事務ガイドライン」という。）については、2020年、2021年にかけて全47都道府県でのべ4678名の後見人等を対象に実施され、2022年以降は、各

ガイドラインを横断的に学べるような冊子やその共通項を整理した冊子なども公表された²⁾。

そして、2022年4月から開始された第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）では、同計画が目指す地域共生社会の実現に当たり、中核的な概念とされる「権利擁護支援」³⁾の定義の中に意思決定支援が含まれることとなった。すなわち、権利擁護支援には2つの柱があり、①権利侵害からの回復支援、つまり、本人自身の権利が侵害されている状態（例えば虐待等の状況下）から本人を保護する視点、及び②意思決定支援を主とした権利行使の支援、つまり、本人が自分らしく充実した生活を送っていくために自己の権利を行使することを支える視点によって構成されるものとされた。

2. 意思決定支援に関する各種ガイドラインの特徴

先ほど言及した意思決定支援に関する各ガイドラインが、それぞれ誰に対し、誰が、どんな場面で行うものなのか、そしてどのような姿勢で臨むのか、さらに、意思決定支援を尽くしても本人の意思確認が難しいときにはどのように対応していくのかについて、ガイドラインの記述を基に整理を試みたものが次の図1である。

各ガイドラインの対象者は様々であるが、認知症の人、障害のある人など、特定の障害のある人をのみを対象としているものではない。ガイドラインによっては、一定の意思決定の場面において意思決定が困難と見られる場合には、認知機能の程度にかかわらず広く意思決定支援の提供が必要とされているものもある（例：身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン）。また、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインや後見事務ガイドラインのように、一定の重大な局面をテーマに支援者としての対応の在り方を整理したものもあるが⁴⁾、意思決定支援を

だれに？	だれが？	どのようなときに？	どのような方法（姿勢）で？	本人の意思確認がどうしても困難な場合は？
障害のある人 知的障害、精神障害、発達障害のある人など、障害福祉サービスが必要とする人	事業者等 教育、医療関係者、行政職員、就労支援職員、家族、後見人、知人・友人	日常生活・社会生活上の意思決定の場面 1. 生活習慣（食事、外出、整容等）、プログラムの参加等 2. 誰と住むか、どこに住むか、どんな生活をするかを含めた住まいの選択等	チーム＋本人の環境調整＋本人による決定の支援 ・ 本人が安心して自信を持ち自由に意思表示できるよう支援する。 ・ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を最善しないのであれば、その選択を尊重する。	推定意思・選好の尊重(優先) ・ 本人をよく知る関係者が集まり、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。 本人にとっての最善の利益の追求（最後の手段）
認知症の人 認知機能の低下が疑われる人も含む	周囲の人 専門職、行政職員、家族、後見人、地域の人、知人・友人	日常生活・社会生活上の意思決定の場面 1. 生活習慣（食事、外出、整容等）、プログラムの参加等 2. 住まい、ケアサービスの選択、財産の処分等	チーム＋本人の環境調整＋意思形成・表明・実現支援 ・ 先見通しの意思決定も含め、日常場面からチームで本人の意思決定に関わることが大切。 ・ 不合理と思われる決定も原則として尊重する。ただし、他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合は、この限りではない。	推定意思・選好の尊重 ・ 本人であればこの場合に望むであろう、好むであろうことを推定する。 ・ 他者による代理・代行決定については本ガイドラインの対象外とすることを明記。
人生の最終段階を迎えた人	医療従事者 介護従事者 家族等 家族等＝親族、親しい友人等を含む	人生の最終段階 1. 病状の進行や身体機能の低下がみられる場合 2. 治療の変更が求められる場面 (本人の状態を踏まえて、医療・ケアチームによってタイミングを判断)	チーム＋適切な情報提供＋本人による決定の支援 ・ 本人が医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本とする。 ・ 本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性や本人の意思が変化しうることを踏まえ、繰り返し話し合い、文書にまとめることが大切。	推定意思の尊重＋本人にとっての最善の方針に基づく対応 (1) 家族等が意思を推定できる場合、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針を採る。 (2) 家族等が意思を推定できない場合又はチームに委ねる場合、本人にとっての最善の方針を探る。
身寄りのない人 医療に係る意思決定が困難な人 ① 家族や親縁へ連絡がつかない状況にある人、② 家族の支援が得られない人、③ 判断能力が十分でない人も含む	医療従事者 介護従事者 成年後見人等	医療に係る意思決定が困難な場面 1. 判断能力が十分な場合 2. 判断能力不十分＋成年後見制度を利用している場合 3. 判断能力不十分＋成年後見制度を利用していない場合	同上	同上
成年後見人 被保佐人 被補助人	成年後見人 保佐人 補助人 中核機関 行政職員等	本人にとって重大な影響を与えるような法律行為＋付随した事実行為の場面※ 例：居所選択、財産処分、贈与等 ※それ以外の場面でも関与が求められる（期待される）場合がある。	チーム＋本人の環境調整＋意思形成・表明支援 ・ 第1原則（意思決定能力推定） ・ 第2原則（意思決定支援優先） ・ 第3原則（不合理な意思決定の尊重） ※ 実現支援は、後見人等の身上保護の一環として取り組むこととされている。	推定意思・選好の尊重(優先) ・ 第4原則（意思と選好に基づく最善の解釈） 意思推定すべからざる場合又は本人にとつて見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合には、本人にとつての最善の利益の追求（最後の手段） ・ 第5～7原則参照

図1 5つの「意思決定支援」に関するガイドラインの要点（筆者作成）

本人のチョイス&コントロール(自己選択と管理)を基軸とする自己決定権の保障⁵⁾のための重要な手段であると捉え、日常生活の場面から本人への意思決定支援に取り組むことを求めるガイドラインも存在する(例 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン, 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン)。

これらの点からすると、国内の各ガイドラインは、総合的に見れば、「意思決定支援は誰に対しても、どのような場面でも適用が想定されうるものであり、本人の意思決定に関わる全ての人々において共有すべき姿勢と踏まえるべきプロセス」であることを基本的視点として作成・普及が進められていると解される。

3. 成年後見制度及び意思決定支援を取り巻く課題 ～障害者権利条約と国連の総括所見～

3.1. 国連との建設的対話における日本政府回答

障害者権利条約(以下「権利条約」という。)第12条は、締約国が、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力(legal capacity)⁶⁾を享有することを認めること(第2項)、障害者がその法的能力の行使に当たり必要とする機会を提供するための適当な措置をとること(第3項)、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保すること(第4項)等を求めている。

2022年8月22日及び23日、日本は、権利条約の批准国として、国連障害者権利委員会(以下「権利委員会」という。)との建設的対話を実施した。筆者も日本弁護士連合会のメンバーとして、同委員会委員へのロビーイング活動などを行うとともに、建設的対話の場を傍聴した。このとき、日本政府は、権利条約第12条についての委員からの質問に対し、以下のように回答した⁷⁾。

①日本は、行為能力制限の撤廃の可能性も否定しない形で、成年後見制度の包括的な見直しを行っているところであり、そこでは、障害者権利条約の趣旨も考慮しつつ、日本の障害者対策に適合した制度のあり方を真摯に検討している。

②現行制度の下においても、わが国では、障害者権利条約12条の趣旨を踏まえて、成年後見制度の運用改善に向け本人の意思決定支援の取組も進展している。その中では、意思決定支援や身上保護等の観点が重視されている。また、成年後見制度の見直しに関与する当事者からは後見類型の撤廃ではなく、適切な時機に必要な範囲・期間で利用することを可能とする制度とすることを求める声もある。代行類型を撤廃することが本当に障害者の保護に資するのか、障害者の意見を十分に聴取し、日本の障害者政策として適切な制限を設計する必要があると考えている。

③日本政府としては、障害者権利委員会が、一般的意見において、支援付き意思決定モデルへの転換を前提に、意思決定能力がある本人に対する法的行為能力の制限を撤廃すべきとの意見を示していることはよく理解している。

そのうえで、日本としては、諸外国に対する障害者権利委員会の勧告状況や障害者権利条約への対応の状況も十分に調査し、日本においては法的行為能力の制限は、本人保護の要請からくるものであることを踏まえ、法的行為能力制限を撤廃することにより障害者が経済的な損失を被ることにならないかなども含めて、十分に検討する必要がある。

④(成年後見制度利用促進)基本計画は2022年4月からの5ヵ年計画であり、政府としては、その期間内(2027年3月まで)

に見直しをめざしている。

権利委員会に提出された過去の締約国報告書において、日本政府は、権利条約第12条における法的能力 (legal capacity) とは、権利能力のみを意味することを前提とする主張を繰り返してきた。しかしながら、今回の建設的対話における回答では、法的能力が権利能力に加え行為能力を含む概念であるという前提で上述の発言を行ったものであると言え、日本政府の態度の変化が見られるところであった。

3.2. 国連からの総括所見 (第12条 法律の下の平等)

以上のようなやり取りを踏まえ、権利委員会からは、第12条に関して次の総括所見が公表された (外務省仮訳)。

27. 委員会は、以下を懸念する。

(a) 意思決定能力 (筆者注: mental capacity⁸⁾) の評価に基づき、障害者、特に精神障害者、知的障害者の法的能力 (筆者注: legal capacity) の制限を許容すること、並びに、民法の下での意思決定を代行する制度を永続することによって、障害者が法律の前にひとしく認められる権利を否定する法規定。

(b) 2022年3月に閣議決定された、第二期成年後見制度利用促進基本計画。

(c) 2017年の障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインにおける「the best interest of a person (本人の最善の利益)」という言葉の使用。

28. 一般的意見第1号 (2014年) 法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。

(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止

し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

(b) 必要としうる支援の水準や形態にかかわらず、全ての障害者の自律、意思及び選好を尊重する支援を受けて意思決定をする仕組みを設置すること。

上記総括所見のうち、28 (a) については、成年後見制度を含む代行決定体制から支援付き意思決定体制への転換を図るために必要とされる法改正 (民法改正を含む) を進めること、28 (b) については、本人の支援付き意思決定を実質的に保障するための意思決定支援の体制整備を図ること、がそれぞれ求められているものと解される。

また、27 (c) では、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインについて本人の最善の利益という言葉が使用されていることの懸念が示されている。これは、同ガイドラインにおける意思決定支援の定義の中に「……支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討する」と記述されていることに起因する。すなわち、本来、本人による自己決定 (支援付き意思決定) を支援するための概念であるはずの意思決定支援が、最後の手段とはいえ第三者による代行決定を含むような概念になっていること、しかも権利委員会が一般的意見第1号で問題視している「最善の利益」と結びついていること、を懸念したものではないかと解される。実態としても、最善の利益の概念が意思決定支援の場面に混じりこんだ場合には、本人の意思決定に名を借りた事実上の代行決定⁹⁾ になることも懸念されている。今後、当該ガイドラインの改訂に当たっては、意思決定支援と代行決定の区別を明確にし、最善の利益に関する用語の使用を避けるなど、適切な対応が求められるところである¹⁰⁾。

こうした国連による勧告及び第二期計画を背景に、現在は、法改正も含めて、成年後見制度その

もの見直しに向けた議論が進められている。2022年6月には、成年後見制度のあり方に関する研究会（商事法務研究会主催）が開催され、法学の研究者、当事者団体、専門職団体、法務省、厚生労働省の担当者などが参加している。同研究会では、①期間制限及び特定用途のみの利用に限定した成年後見制度のスポット型利用の可否、②成年後見制度の3類型（補助・保佐・後見）の在り方の見直し、③成年後見人等の柔軟な交代、④成年後見人等の報酬の在り方の見直し、⑤任意後見人の拡大等が主要な論点として議論されており、2024年3月までには一定の取りまとめがなされる予定である。その後、法務省が設置する法制審議会へ移行し、正式な立法プロセスへと進むこととされている。

このように、現在は権利委員会からの勧告28(a)に対応する形で民事法の改正が進められようとしているが、他方で、勧告28(b)に対応するためには、それだけでは十分とはいえない。仮に成年後見制度を含む代行決定制度が廃止又は縮小する場合、これまでそれらの制度が事実上担ってきた領域の全部又は一部について、支援付き意思決定が確保された形での新しい支援制度が必要となることが予測されるからである。

では、これまで成年後見制度の中で後見人等による金銭管理や事実上のサポートを受けてきた本人について、成年後見制度以外の形でこれらのニーズを満たしつつ、権利条約第12条の趣旨に沿って支援付き意思決定を保障するためには、どのような仕組みを整備すべきだろうか。本稿では、そのヒントとなり得る取組として「豊田市地域生活意思決定支援事業」を取りあげ、その実践から得られた知見と課題を考察したい¹¹⁾。

4. 豊田市地域生活意思決定支援事業の仕組みと実践

4.1. 取組みの背景

愛知県豊田市は人口約42万人の中核市であり、

900km²を超える愛知県では一番面積が広い自治体である。いわゆる「自動車のまち」として、就職を機会に県外から来て豊田市に暮らし始める人が多いという特性を持っている。こうした住民が少しずつ高齢化するにつれて、病気や障害などが生じたときに、家族等に身のまわりのことを頼むことができない人が増えてきているという状況にあり、豊田市の推計では、約6,000人が、身寄りがいないことによって、本来、家族や周囲の者により期待される支援を受けられない可能性があるとされている。これらの人々のうち一部は成年後見制度による支援を受けているが、豊田市を含む地方都市においては、後見人等の成り手が慢性的に不足している状況にある。また、社会福祉協議会が実施主体となる日常生活自立支援事業についても、財源や定員の問題などもあり、増大するニーズを受けきれていない現状にある。

このような背景から、豊田市は、厚生労働省が令和4年度より募集を開始した「新たな連携・協力体制を構築するモデル事業（持続可能な権利擁護支援モデル事業）」のテーマ②「簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組」を行うモデル自治体に立候補し、豊田市で生活をする人々に対する意思決定支援を適切に確保しつつ、様々な生活課題に対応していくことを目指すことし、豊田市地域生活意思決定支援事業（以下「豊田モデル事業」という。）を開始した。

4.2. 豊田モデル事業の仕組み

これまで家族や成年後見人等に求められてきた「金銭管理」「意思決定」「適切な形の確保（監督と活動支援）」といった機能をいったん分解し、それぞれの主体（光の三原色に由来する赤・青・緑のカラーを付しており、それぞれが混じり合うことによって中心にいる本人が白く光り輝くイメージを持たせている）が得意とするところを生かしながら、その機能を分担し、連携し合う仕組みに再構成したものが、図2である。

まず、赤色の「生活基盤サービス事業者」（以

下「赤の事業者」と呼称することがある。)が登場する。同事業者は、日常的な金銭管理の支援や利用料等の支払いの支援をする主体であり、豊田市では、主として本人に対し、現に介護保険サービスや障害福祉サービスを提供する事業者が候補となる。

次に、青色の「とよた意思決定フォロワー（意思決定支持者）」(以下「青のフォロワー」又は「フォロワー」と呼称することがある。)が登場する。フォロワーは、後述するように一定の研修を受けた市民が担当し、本人への定期的な訪問を通じて本人の嗜好や価値観を把握するよう努め、かつ、本人の生活上の意思決定を後押しする役割を担う（市民目線の関わりによる地域生活上の意思決定の充実）。同時に、お金の使い方を含めた本人の意思決定が赤の事業者によって不当に制約されていないかをけん制する役割も担う（関係性の濫用（への発展の可能性）に対するけん制効果）。

なお、厚生労働省ではこの青の存在を「意思決定サポーター」と呼称しているが、豊田モデル事業においては、支援を提供する（サポートする）／受ける（サポートされる）という関係性ではなく、本人の意思や希望を“支持する、応援する”という意味でフォロワー（支持者）という言葉をあえて用いている。フォロワーは専門職ではなく、とよた市民後見人（同養成講座修了者ではあるものの後見人等としての具体的な活動を行っていない者も含む。）や障害のある当事者等から募ることが想定されており、これらの者が、必要に応じて、後述の権利擁護支援委員会の支援を受けながら活躍することが期待されている。

さらに、緑色の「豊田市権利擁護支援委員会」（以下「緑の委員会」と呼称することがある。）が登場する。赤の事業者による関係性の濫用¹²⁾を監視・監督しつつ、本人及び青のフォロワーの活動を支援することがその機能として期待されてい

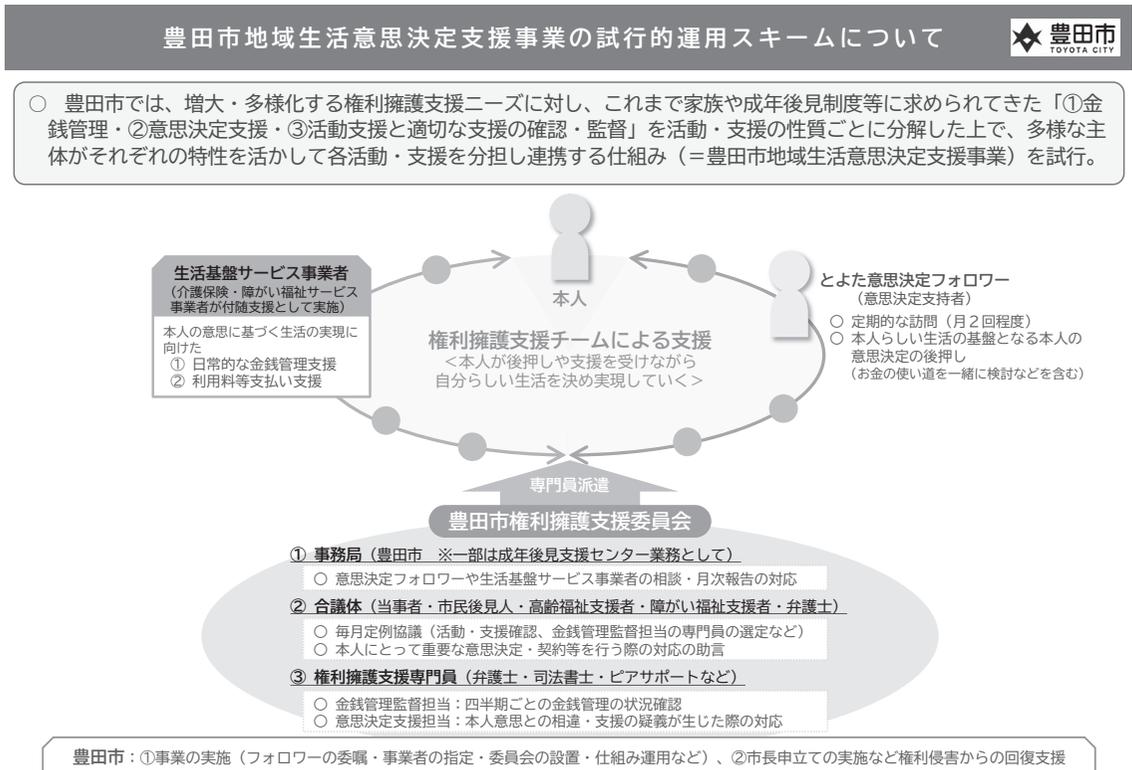


図2 豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的スキーム（豊田市作成）

る。同委員会は、事務局（豊田市 ※一部は成年後見支援センター業務 日々の相談を受けたり、月次報告で状況を確認していく役割を担う）、合議体（当事者・市民後見員・高齢福祉支援者・障がい福祉支援者・弁護士等が、定期的な会合を通じて、赤の事業所や青のフォロワーからの活動報告を基に本人・フォロワーへの適切な支援方を検討したり、必要に応じて赤の事業所への助言や勧奨行為等をする役割を担う）及び権利擁護支援専門員（弁護士・司法書士・ピアサポートなど）によって構成される。権利擁護支援専門員のうち「金銭管理担当」は、赤の事業所が行う金銭管理に関する指導・監督を担当し、「意思決定支援担当」は本人意思との相違・支援の疑義が生じた場合等に対応することが想定されている。

そのほか、豊田市（行政）においては、事業の実施主体として、必要に応じて赤の事業者を指定・解除、委員会の設置、仕組みの運用、必要な場面では成年後見制度につなぐための市長申立てを実施するなど、権利擁護支援の柱の一つである権利侵害からの回復支援も併せて行うこととされている。

4.3. 豊田モデル事業におけるモデルケース実践状況

2022年10月以降、特別養護老人ホームに入所中の70代の認知症高齢者の女性（仮称：Aさん）、市内のアパート（グループホームのサテライト施設）に居住する50代の知的障害者（仮称：Bさん）のモデルケースが進行している。以下では、本稿のテーマに併せて、主にフォロワーの動きについて整理した¹³⁾。

4.3.1. Aさんのケース

2022年12月のフォロワー訪問時に、Aさんから「お団子食べたい」との話があった。Aさんが何回も施設のスタッフに伝えてもなかなかうまく伝わっていなかったようである。そこで、フォロワーはAさんが施設のスタッフにAさんの気

持ちを言えるように何度も後押しした結果、Aさんは施設の人に再度思いを伝え、団子を食べることができた。

別の機会には、Aさんからは「自由になるお金はない」、「お金のことをスタッフに聞いても年金はあるはずなのに、どうなっているのか」、「お気に入りのピンクのひざ掛けがどこに行ったのか」、「何度もトイレに連れていかれる。（嫌とはいえないし、そういうことは言うてはいけないと思っているようである）」という話もあった。

フォロワー活動を開始して半年ほどたった時点では、ふとした時に、Aさんから「子どもが好き（部屋の窓の外に小さい子どもがいるのが見えたとき）」といった発言や、豊田市の拳母祭りに「行ってみたいな」という発言が見られるようになってきている。

4.3.2. Bさんのケース

Bさんはフォロワーが関わる以前から、「痛い痛いって言って尋ねても、なかなか病院に（連れて）行ってもらえない。」「薬を飲んでも効かないって何回言ってもKさん（赤の事業者）が聞いてくれない。」「私の痛いのを誰もわかってくれない。」という思いを持っていたようである。2023年2月の訪問時に、この点をBさんはフォロワーに伝え、手術をした方がいいのかを尋ねた際、フォロワーは「（手術をした方が良いとか、しなくても良いとかは）言えないけれど、Bさんがどうされたいのか、Bさんのお気持ちを医師に伝えてくださいね。」と応答した。その後、本人が再度、事業者に自分の思いを伝え、そして、連れて行ってもらった病院で医師にも思いを伝えたとところ、医師の診察がなされ、同月末に入院・手術となった。

また、同年4月には、Bさんはフォロワーに「Kさんの話し言葉が速くて聞き取れないのもっとゆっくり話してほしい。フォロワーから伝えてほしい。」と話した。この時、フォロワーは「私は（勝手に）言えないから、（同席の上で）Bさん自身

でKさんをお願いしてみましようか。」と伝えたところ、本人も了承した。その後、複数回、Kさん、施設長を交えて、フォロワーも同席したうえで、Bさんが自身の言葉でゆっくりわかりやすく伝えてもらえるようお願いした。その後、Bさんからは「Kさんもゆっくり話してくれるようになった。」「自分も『もう一度、言ってほしい。』と言えるようになった。」「(実は)施設の人に思いを話すと、嫌われると思って心配していた。」等の後日談が聞かれた。

5. 豊田市地域生活意思決定支援事業の仕組みと実践を踏まえた「権利擁護支援モデル」についての考察

5.1. 小括

ここまで各モデルケースを紹介したところであるが、Aさんが団子を食べられるようになったことやお気に入りのひざ掛けが手に入ったこと、Bさんが手術を受けられるようになったり、職員の会話のスピードがゆっくりになったこと等は、本人の意思決定やフォロワーからの後押しの結果の1つに過ぎない。より重要な変化は、これまで本人自身が思っていたものの諦め等の気持ちから言えていなかったことがフォロワーとともに言えるようになったり、赤の事業者の職員がそのような本人の思いに気づき、又はこれまで見過ごしていた本人の声に耳を傾けられるようになってきたことであろう。

さらに、このような本人や周囲の変化は、フォロワー自身の姿勢にも影響を与えていることを加えておきたい。筆者自身が豊田モデル事業に一部関与・観察した中での気づき¹⁴⁾ではあるが、フォロワー自身も当初は「〇〇してあげたい」「役に立ちたい」という思いが先行しているように見えた。しかしながら、最近では、フォロワーがあれこれやるのではなく、その変化をそっと見守ることが大切だと思うという趣旨の発言も見られるようになってきている。

このように、ケース数はまだ少ないものの、いずれもフォロワーが本人とともに活動することを通じて、本人、赤の事業者、フォロワーも含めた地域住民の変化をもたらす結果となっている。このような変化は、権利条約をテーマとする世界会議 (Zero Project) でも評価された南オーストラリアにおける支援付き意思決定プロジェクト (SA-SDM) でも見られたところである¹⁵⁾。

5.2. 豊田モデル事業における赤・青・緑の主体の存在意義について

豊田市地域生活意思決定支援事業において、赤の事業者・青のフォロワー・緑の委員会の三者が関与する様子は、一見すると複雑な構造にも見える。しかし、それぞれ重要な役割を有しているため、これらの存在意義について考察する¹⁶⁾。

5.2.1. 赤の事業者が存在する意義

赤の事業者 (生活基盤サービス事業者) はなぜ必要とされるのであろうか。

赤の事業者は、豊田市では、一定の基準を満たしたものと自治体が認定した事業者のみが指定されることとされている。この点、豊田市で赤の事業者の主たる候補先として想定されているのは、本人に対して介護・福祉サービス等を提供しており、かつ、本人に対する支援の必要性若しくは本人からの依頼に基づき金銭管理を事実上行っている又は行おうとしている事業者である。現在このような金銭管理は、他制度の利用が困難で事実上対応せざるを得ない実情の中で成り立っているのが実態であるように思われる。

今後、社会構造の変化に伴い、様々な団体が赤の事業者として参入を希望することも見込まれる。しかしながら、監督官庁がない状態で、本人の金銭管理を含めた機能・権限を民間団体にすべて委ねた場合、特に身寄りがなく、かつ、認知機能等が低下した人に対する関係性濫用に基づく金銭的搾取の発生リスクが高まりかねず、現実そのような状況が生じた場合の早期対応も困難だろ

- 豊田市地域生活意思決定支援事業は、市の指定により日常的な金銭管理等の「生活基盤サービス」を行う事業者と、本人の「意思決定」を支持するフォロワーの双方が、仕組みとして本人に関わることがポイントである。また、定期的な金銭管理の確認や、本人にとって重要な意思決定支援を行う際には、権利擁護支援委員会による対応を行う。
- 判断能力が不十分などにより助けを求めることができないなど弱い立場にある権利擁護支援が必要な方に対して、適切な形の支援を実施するためには、これらの関わりを仕組みとして整備することが極めて重要である。

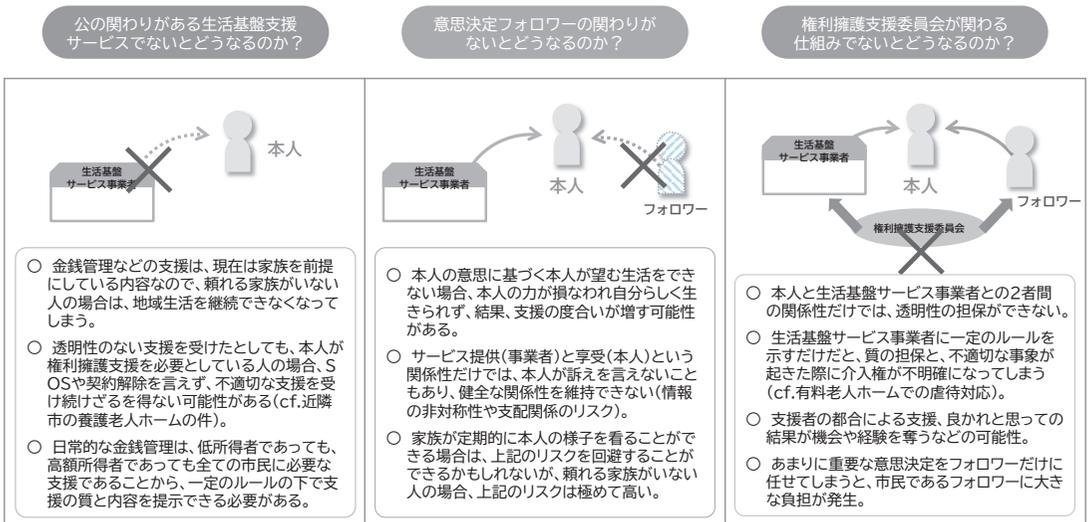


図3 豊田市地域生活意思決定支援事業で意識している関係性について (豊田市作成)

う¹⁷⁾。例えば、愛知県内において身寄りのない高齢者の身元保証を請け負う民間団体が、死亡した高齢者との間で過去に締結した贈与契約に基づいて、預金全額の支払いを金融機関に求めたような事案もあった¹⁸⁾。

このような点から、利用者のニーズに合致した形での金銭管理等を透明性のある形で行いつつ、意思決定支援が確保された体制の中で事業が適正に運用されていくことが必要であり、それゆえに、生活基盤サービス事業を実施する主体は、自治体が認めた枠組みの中で指定される「赤の事業者」と限定する意義がある。

5.2.2. 青のフォロワーが存在する意義

青のフォロワー (とよた意思決定フォロワー) はなぜ必要とされるのであろうか。

先に述べたような「関係性の濫用」には至らな

いとしても、赤の事業者と本人の関係性から、本人が言いたいことを赤の事業者等に言えなかったりすることが続くと、本人が本来望んでいた形での金銭管理等がなされず、本人による心からの希望に基づく意思決定の機会が不当に制限される可能性も否定できない。

そこで、本人の意思決定を応援し、支持する存在として青のフォロワーを置くことが重要となる。フォロワーは、本人に対する代理権や取消権といった法律上の権限を持つ支援者でもなく、後見人や専門職等のような善管注意義務やケアをする義務を負うような介護・福祉従事者でもない。本人の側に100%立ち、本人の意思決定を応援・支持する「支持者」として、2週間に1回程度の定期訪問を通じて、本人の意思や選好、価値観に焦点を置きつつ、本人と同じ立ち位置で、本人の日常生活上の意思決定に関与することが期待され

ている。専門職を含めた周囲の「支援者」の立場と本人の立場との差を考慮し、あえて権限等を持たず、本人と同じ又は類似する立場から見える世界を経験することによって、支援者が当たり前（意図せず）に行っている本人への支援態様への違和感を持つきっかけになったり、本人が意思決定の過程において直面しうる社会的障壁や関係性の濫用リスクの早期発見に繋がったりするものと考えられる。

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（以下「SDM-Japan」という。）代表の名川によると、フォロワーには、本人の意思決定を支持する存在として、以下の4つの基本姿勢に基づく実践が期待されるとしている。

- ①本人の wish（希望や願い）やコミュニケーションを広げる・深める。
- ②本人の wish（希望や願い）や主張を本人が言う・主張するのを手伝う。
- ③本人の wish（希望・願い）や主張をマイクやスピーカーとして伝える。
- ④本人の wish（希望・願い）・主張や困りごとを、委員会・専門員に相談する。

この点、③では、本人が伝えたいと思うことを本人自身が伝えられるように下支えをしたり、本人の思いが伝えたい人に適切に届くよう本人の声を大きくしたりしていく様子を「マイク」や「スピーカー」と表現している¹⁹⁾。この姿勢を維持するために、本人の個別の承諾や危機的な状況でない限り、フォロワーは「本人がいない場で、赤の事業者に対して本人のことを話さない、赤の事業者から本人が把握している以上の情報を聞かない」こととされている。このことに象徴されるように、フォロワーは本人側に立つ「支持者」であることを改めて強調したい。したがって、本人を交えずに先回りして判断しようとすることや、フォロワーの個人的な価値観や客観的な本人の最善の利益に基づいて「代弁」したり、行動したりすること等は、フォロワーの役割ではない（仮に危機的な事態が見込まれる場合には、フォロワー

が解決に動くのではなく、緑の委員会や同委員会から派遣される権利擁護支援専門員が中心となって動くこととされている）。

5.2.3. 緑の委員会が存在する意義

緑の委員会（権利擁護支援委員会）はなぜ必要とされるのだろうか。

先に触れた通り、青のフォロワーが本人と共に活動するにつれて、本人自身が自らの声を積極的に上げていくような変化もみられるところであるが、ときには本人の意思と赤の事業者やその他の支援者の見解とが対立するような場面が生じうることも予測される（これまで抑制されてきた本人の心からの希望が現れた結果であり、このような現象は、むしろ「健全な対立」として評価されるべきものである。）。

このような場面では、フォロワーは本人の声を更に大きくすることを通じて、支援者による対応や改善を促すことができるかもしれない。しかし、支援者が本人の声を無視したり、対応を拒絶したり、赤の事業者による関係性の濫用が現に生じているような場面では、本人と同じ「権限のない立場」のフォロワーのみでは対応に限界もあると言わざるを得ない。そこで、本人やフォロワーにとって武器や防具となりうる存在、すなわち、緑の委員会及び権利擁護支援専門員が必要となる。

現在のモデルケースにおいては、豊田モデルにおける意思決定支援のあり方について検討する「アドボケイトワーキング・グループ」（SDM-Japan 主催・座長は筆者）の提案を受けて、権利擁護支援委員会から派遣された権利擁護支援専門員（意思決定支援担当）が、アドボケイトの立場として、フォロワーとの定期面談を実施している。定期面談では、フォロワーから提出された実施報告書を基に活動を振り返り、フォロワーの悩みを共有しながら今後の方策についてともに考えるなど、対話を通じて、フォロワーとして本人の側に立つ姿勢が維持されるよう促している。そして、フォロワーとの対話を通じて発見された本人の社

会的障壁や赤の事業者による対応上の課題について、同委員会の合議体にフィードバックし、今後の対応を検討することとしている。

また、前記ワーキング・グループからは、先ほど挙げたような赤の事業者による関係性濫用の疑いや本人との意見対立が生じた場合には、委員会（合議体）として、①権利擁護支援専門員（金銭管理担当／意思決定支援担当）による調査報告を依頼する、②両者の建設的な対話を促すため協議の場を設ける、③合意に至らない場面では、委員会としての勧奨（本モデルにおける各主体の役割や意思決定支援ガイドライン等に照らして相当とされる行動の促し）を行う、④勧奨行為に沿わない行動を赤の事業者が取り続ける場合や別の権利擁護支援策による対応が必要とみられる場合には、豊田市に適切に権限（赤の事業所に対する本モデルからの排除通告、虐待防止法に基づく介入、成年後見制度に係る首長申立等）を行使するように促す、といった行動を取ることも提案されている。

このようなけん制の仕組みがあるからこそ、青のフォロワーとともに行動する本人の声が赤の事業者を受け入れられやすくなるのであり、一見すると権限のない「弱い立場」であるはずのフォロワーが、本人にとっては力強い存在となり、また、赤の事業者にとっても本人への対応のあり方を見直す強い動機付けになるものと考えられる。現在は、緑の委員会自体に独自の法的権限が与えられているわけではないが、将来的には、赤の事業者を含めた支援者による関係性の濫用に対する対抗措置も含めた法的権限の付与等、準公共性のあるアドボカシー組織へと発展していくことも期待される。

5.3. 「権利擁護支援モデル」と障害者権利条約との整合性に関する国外の反応

ところで、2023年8月10日、筆者は、日本の障害者権利条約履行に向けた取組みの展望について、豊田モデル事業の実践を参考に、障害者権利

条約の趣旨を踏まえた意思決定支援の充実と関係性の濫用防止の両面から、本人の支援付き意思決定を実質的に保障するための「権利擁護支援モデル」（以下「本モデル」という。）の提案を英国エセックス大学での基調報告において行った²⁰。その際、英国、カナダ、アイルランド等から参加した研究者・実践者から、以下のようなコメントがなされた。

- ①英国における独立アドボケイト（例えば、IMCA（イムカ、英国意思決定能力法で定められた独立意思代弁人）のように専門性の高い者はその数も派遣のための財源も限られることから、1事例当たりの対応時間にも限界があり、かつ、短期的な介入にとどまらざるを得ない。しかし、本モデルでは、日常生活上の意思決定支援の場面に意思決定フォロワーが定期的に関与することをもって、アドボケイト機能の一部を補いつつ、必要な場面では権利擁護支援専門員や権利擁護支援委員会が介入できる体制となっており、持続可能なアドボカシー提供体制となっている点が高く評価できる。
- ②本モデルが専門職だけで構成されるのではなく、地域住民も積極的に関与している。また、障害のある当事者も含めて権利擁護支援委員会の委員、意思決定フォロワーや権利擁護支援専門員（意思決定支援担当）としても参画したりできるモデルとなっている。これは、権利条約第19条が求める地域開発、インクルージョンの考え方にも親和性のあるものとなっている
- ③権利条約第12条第4項において、締約国には「法的能力の行為に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障」が求められており、当該保障には「不当な影響（undue influence）を及ぼさないこと」も含まれている。本モデルは、不当な影響に対するセーフガード（濫用防止措置）として、理論面だけでなく、実務面においても効果が期待されるモデルとなっている。

6. 国連勧告を踏まえた支援付き意思決定の仕組みの構築と実践に向けて

6.1. 障害者権利条約からみた意思決定支援の役割

ここまで、現在の障害者の意思決定における課題として、権利条約に係る国連勧告が出されていることを踏まえ、成年後見制度を含む代行決定体制から支援付き意思決定体制への転換を図るために必要とされる法改正（民法改正を含む）の動きを紹介しつつ、本人の支援付き意思決定を実質的に保障するための意思決定支援の体制整備のあり方として、豊田市地域意思決定支援事業の取組みを踏まえて、赤・青・緑の主体の存在意義について論じてきた。

既に述べたように、障害のある人の法的能力の行使は、本人の自律に関わる重要な人権であり、権利条約第12条において保障されている。加えて、同第19条では、チョイス&コントロール（自己選択と管理）を基盤とした、障害のある人の自立した生活及び地域社会への包容²¹⁾が保障されている。これらの点を総合的に捉えたとき、意思決定支援は、本人の意思決定に関わる社会的障壁としての障害を除去し、支援付きの意思決定の権利を実質的に保障するために不可欠な手段であると考えられる。権利条約の批准国として、わが国は意思決定支援の仕組みを確保しなければならない法的義務があることを改めて認識すべきである。

そして、権利条約第12条第4項によれば、支援付き意思決定の仕組みを構築するに当たっては、その濫用を防止するための適当かつ効果的な保障、すなわち濫用防止措置（セーフガード）を確保することが必須であるとされる。このような濫用防止措置を備えた仕組みを確保・具体化するための試みの1つが、持続可能な権利擁護支援モデル事業（テーマ②）であり、豊田モデルの更なる発展が期待されるところである。

6.2. 厚生労働省「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の課題と対応策

もっとも、豊田モデル事業を含めて、厚生労働省が提案する「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を実施するに当たっては、いくつかの課題も見られる。

第一の課題は、豊田モデル事業の場合、本人に対し介護・福祉サービスを提供する事業者が、赤の事業者として金銭管理をも担うことが想定されているが、現行制度の下、これまでどちらかといえばやむなく対応してきた本人の金銭管理を正式な形で担おうとする事業者等を見つけることは容易ではない（結果として、モデルケースの数自体は少数にとどまっている。）点である。したがって、赤の事業者が豊田モデル事業に参画するメリットについての普及啓発を図ることも必要であろう。例えば、①今後、本人の介護・福祉サービスの延長として簡易な金銭管理を行うことが新たな社会保障の枠組みに位置づけられることを見越した場合に優位性をもって取り組むことができる可能性があることや、②専門職を含む支援者が時間をかけて意思決定支援に取り組むことが制度的に十分に保障されていない環境の下で、本人の意思、選好及び価値観に焦点を当てて継続的に活動するフォロワーに関与してもらえること、③本人及びフォロワーから届けられた本人の内なる声に気づくことで、本人及びその他の利用者に対する良質な介護・福祉サービスの提供（虐待防止を含む）に繋げられること等がメリットとして挙げられる。

また、持続可能な権利擁護支援モデル事業（テーマ②）を実施する地域によっては、赤の事業者の範囲を広げることも考えられる。例えば、補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人、日常生活自立支援事業を提供する社会福祉協議会、事実上の金銭管理の支援を行っている家族・友人なども、上記のメリットが該当しうる主体である。これらの者は、法律上又は事実上の権限をもって金銭管理等を担う主体であるが、本人に対して行

使しうる権限の大きさからして「意思決定支援の充実」及び「関係性の濫用に対するけん制」が求められるものであり、赤の事業者における課題とも共通するのではないかと考えられる。

第二の課題は、豊田モデル事業は一見すると複雑な構造を有しているため、例えば過疎地域の自治体や持続可能な権利擁護支援モデル事業に未着手の自治体にとっては「ハードルが高い」と受け止められ、今後の実施に結びつきにくいことが懸念される点である。したがって、豊田モデル事業において目指そうとする本質的要素は維持しながらも、それぞれの自治体に受け入れやすいような形での提示方法が検討される必要がある。そこで、まずは青のフォロワーの仕組みを導入することから始め、順次、赤の事業者や緑の委員会の仕組みを整えていくという「小さく生んで大きく育てる」方式も考えられるのではないだろうか。また、フォロワーに関しては、すでに地域内で育成されている市民後見人講座受講修了者や認知症サポーター講座修了者のほか地域のボランティアとも親和性がある。したがって、このような活動に関心のある市民の中から幅広くフォロワー候補者を募り、フォロワーの行動指針に根差した形で現場での意思決定支援を学べる機会を設けていくことも検討されるべきであり、このような取組みは市民後見人等の活躍支援²²⁾にも繋がるものと言えよう。ただし、フォロワーが本人の側に100%立つという姿勢を維持し続けるためには、本人視点を学ぶための付加的な研修やアドボケイトの視点を持つ者による継続的なフォローアップ体制が必要であり、このような体制構築に共感し、実践に向けて行動できる自治体や関係機関、当事者団体等の協力が必要になるだろう。

第三の課題は、厚生労働省が、身元保証団体を含む民間団体によるサービスとの住み分けを意識するあまり、持続可能な権利擁護支援モデル事業(テーマ②)の適用対象を、本人の身寄りがない場合や本人の支払能力が低い場合などに限定しようとする動きもみられる点である²³⁾。この是非

に関する議論は紙面の関係上別稿に譲らざるを得ないが、第二期基本計画の趣旨及び障害者権利条約を踏まえるならば、民間サービスか公的サービスかを問わず、本人のチョイス&コントロール(自己選択と管理)が保障される形で、前記テーマを含む支援付き意思決定の体制が全国で適切に構築・展開されていくことを確保しなければならない法的義務があることは、改めて強調しておきたい。

6.3. フォロワーシステムへの発展可能性

意思決定支援に関わる者の基本的な姿勢は、客観的な最善の利益ではなく、本人の心からの希望を探求する姿勢が重要であるとされている。しかしながら、実務では、中立的な立場を維持する必要があるファシリテーターや、一定の利害関係を有する家族、介護・福祉サービス提供事業所職員、本人の法的保護の観点から代行決定を行う権限を有する成年後見人等や自治体職員が、本人の側に100%立ち続けることは、立場上、困難であることが多い。特に、大きなリスクが見込まれる場合には、本人以外の全ての「支援者」が反対の立場に回った結果、本人が孤立する状態に置かれることもある。そのような場合においても本人の側に立ち続け、たとえ代行決定が必要と考えられる局面においても、本当にそのような決定で良いのか疑問を投げかけ、本人の心からの希望や選好、価値観が決定に最大限反映されるよう訴え続ける存在、すなわちアドボケイトの機能を備えた人材の育成とそれらを持続可能な形で支える仕組みと実践が、意思決定支援の充実を目指すためには必要不可欠である。英国エセックス大学での基調報告における参加者からの指摘にも見られたとおり、他方で、専門職のみがアドボケイトを担うという仕組みのままでは、持続可能なものとは言いがたく、このようなサービスを必要としている人々のニーズに十分に応えることは難しい。

このような観点から、権限・権力を持たない「弱い立場」であることの利点を活かし、本人の

側に100%立って、本人の意思決定を支持・応援する「支持者」としての市民、すなわち「意思決定フォロワー」の存在が重要であり、これからの地域共生社会の実現及び権利条約に基づく国連勧告を履践するうえでも不可欠な人材であると考えられる。このような意思決定フォロワー及びそれを力強く支える仕組み（これを「フォロワーシステム」と仮称しておく。）の更なる発展を願って、本稿を締めくくることとしたい。

なお、本執筆にあたっては、豊田市、日本財団、一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)の関係者をはじめ、豊田モデル事業の実施に係る権利擁護支援委員会、全体委員会、研修・アドボケイト・評価ワーキング・グループの各委員等との協議から多くの示唆をいただいた。この場を借りて御礼申し上げたい。

注

- 1) この点、法務省が運営するJapanese Law Translationでは、「意思決定の支援への配慮」を consideration to supporting the decision-making と訳出している。
- 2) 厚生労働省(2022)「ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために」、同(2023)「意思決定支援の基本的考え方～だれもが『私の人生の主人公は、私』～」など。これらの冊子は、厚生労働省のポータルサイト「後見はやわかり」からダウンロードできる(<https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/awareness/2023/11/1>)。
- 3) 第二期計画において、権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動であると定義されている。
- 4) ただし、例えば後見事務ガイドラインにおいては、本人にとって重大な影響を与える場面以外の場面でも、他の支援者による本人への意思決定支援が適切になされているかどうかチェック

する役割があるとされており、他のガイドラインにおいて後見人等も含めたチームへの関与が期待されていることから、杓子定規に意思決定支援への関わり方を捉えるのは相当ではない。

- 5) チョイス&コントロール(自己選択と管理)は、障害者権利条約において重要とされるコンセプトの1つであるとされており、日常生活から社会生活まで様々な意思決定に自ら関与することを通じて、支援を受けながらも自らの人生をコントロールできているという実感が持てること、自己決定権の保障にも繋がるという考え方である。
- 6) 法的能力(legal capacity)については、権利委員会は一般的意見第1号において、「権利所有者になる能力と、法律の下での行為者になる能力の両方が含まれる」と解説しており、いわゆる民法上の権利能力にとどまらず、行為能力も含む概念であるとしている。この点、民法上定められた成年後見制度は被後見人等の行為能力を法的に制限する効果を伴うことから、権利委員会の総括所見において、民法の改正等が求められることとなった。
- 7) 国連インターネットTV:建設的対話2日目24分40秒～28分48秒における日本政府の回答(英語)参照。なお、訳出は、前法務省民事局民事法制企画官で政府回答を行った古谷真良氏の記述を引用した(古谷真良(2023)「成年後見制度に関する障害者権利条約に基づく審査の経過」『実践成年後見』103, 27-28)。
- 8) 外務省仮訳では、mental capacityを「意思決定能力」と訳しているが、総括所見第27項(a)本文は、医学的な診断アプローチに基づく本人の事理弁識能力(民法7条, 11条, 15条)の判定方法が行為能力制限に結びついていることを問題視するものであり、その文脈からすると、ここでいうmental capacityは「事理弁識能力」を指すものとして理解すべきではないかと解される。なお、意思決定支援に関する各ガイドライン上でも「意思決定能力」の用語が用いられているが、民法上の意思能力、行為能力とは異なるものであると位置づけられており、少なくとも行為能力制限と連動する概念とはされていない。
- 9) 上山泰新潟大学教授は、「外観上こそ利用者の自己決定に見えるとしても、実質的には自己決定の名を借りた、成年後見人等をはじめとする周囲の人々による他者決定」、いわば「みせかけの自己決定」と表現している。上山泰(2015)「専

門職後見人と身上保護(第3版)』『民事法研究会』52.

- 10) 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン及び意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドラインでは、第三者による他者決定の概念を「代理代行決定」又は「代行決定」と表現し、本人による自己決定を支援する「意思決定支援」とは区別している。
- 11) 本章で触れる豊田市の背景及び取組み状況の説明については、成年後見制度利用促進専門家会議第1回総合的な権利擁護支援策の検討WG(2023年1月30日開催)及び日本弁護士連合会主催「第二期成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会(第5回):持続可能な権利擁護支援モデル事業の現状と課題 豊田市の実践から考える」における同市の事業担当者安藤亨氏による報告資料並びに同氏の言及内容に基づいて、筆者が再構成したものである。
- 12) 厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室「成年後見制度利用促進現状調査等一式」報告書(2022年3月)では、(意識的か・無意識的かを問わず)契約の相手方や受贈者等による本人との関係性の濫用にならないか注意を要する事案を「関係性注意事項」と呼称し、当該事案に該当したからといって、契約や寄付等の禁止をただちに求めたり、禁止したりするものではないが、本人への意思確認や手続き等を慎重に行ったり、管理監督・支援団体への相談の必要性を促すべきものとされている。豊田モデルに当てはめれば、本来は必要のないサービスの利用や物品の購入をあたかも必須であるかのように勧誘したり、本人の思いと事業者等の考えが異なるときに、事業者等がその立場を利用して本人に希望を押し込めたり無視したりして、事業者等の意に沿う形で管理を進めるようにする場合等に、関係性の濫用リスクが生じうる。
- 13) 前掲11) 参照
- 14) 筆者は、諸外国の先駆的取組みを参考に意思決定支援に関する総合プログラムの開発と普及に取り組んできた一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)のメンバーであり、豊田市、日本財団との間の三者協定に基づく意思決定支援モデルプロジェクトとして、豊田モデルを遂行する上で必要な意思決定支援の各研修やフォロワーの支援体制の構築を図ってきた。
- 15) 南オーストラリア州の支援付き意思決定プロジェクトでは、意思決定者である本人、ファシ

リテーター、本人が選択したサポーターが合意書を締結し、合意書の記載に基づいて様々な地域住民を巻き込み、その実現を目指して協働する。このような活動を通じて、本人自身の変化のみならず、チームメンバー全体に劇的かつ肯定的な変化をもたらすものと評価されている。

- 16) 前掲11)の安藤氏の報告資料「豊田市地域生活意思決定支援事業で意識している関係性について」に一部依拠しているが、赤・青・緑の各主体の存在意義については筆者自身の見解・考察を加えたものであり、必ずしも豊田市の公式見解と一致するものではないことに留意されたい。
- 17) 豊田モデル事業は、身寄りがない人のみを対象とするものではなく、社会的障壁を有する人を広く対象としている。具体的には、①精神上の理由又は社会的障壁により、意思決定及び金銭管理等に支援が必要であり、②当該課題に対し、親族の支援又は民間サービスによる支援を受けることが困難であり、③支援の内容を理解できる又は成年後見制度(未成年後見制度を含む)を利用している豊田市民(豊田市が援護の実施者となる場合を含む)であるとしている。なお、①の要件については「社会的障壁」があれば、必ずしも判断能力低下を伴わなくとも利用できる間口の広い制度となっており、有識者委員・当事者団体委員からも肯定的な評価がなされた(2023年1月16日開催、成年後見制度利用促進専門家会議第1回総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ資料5及び議事録参照)。
- 18) 本件では、本人との契約は公序良俗により無効であるとの判決となった(第一審:名古屋地方裁判所岡崎支部、名古屋高等裁判所にて判決確定)。同様のケースが多数あるとも指摘されており、2023年5月24日の国会予算委員会において、岸田文雄首相は、「厚生労働省を中心に、民間の身元保証等のサポートを行う事業等について、実態把握や課題の整理、これを行いたいと思います。その結果を踏まえて、必要な対策を政府としても講じていきたい」と答弁した。
- 19) このような視座で活動を行う者を英国では「アドボケイト」(Advocate)と表現されることがある。日本でも「アドボケイトは子どもの声を大きくするマイクのような存在です。この比喩はイギリスではよく使われます。」と説明されている(堀正嗣(2020)「子どもアドボケイト養成講座:子どもの声を聴き権利を守るために」『明石書店』)。

- 20) 筆者が客員研究員として過去に所属していた英国エセックス大学の哲学部教授ウエイン・マーティン氏によって立ち上げられ、世界各国の研究者、ソーシャルワーカー、アドボケイト、弁護士等の人権活動家等が集う多職種横断型のワークショップ。自律や意思決定に関わるテーマを扱い、過去に意思決定能力法、障害者権利条約等も取り上げられた。2023年度のテーマは「支援付き意思決定の理論、実践と政策：国際的・多文化的観点から」(The Theory, Practice and Politics of Supported Decision-Making: International and Cross-Cultural Perspectives)であり、筆者は、「私の人生を私として生きる」ことを支える～支援付き意思決定の確保と濫用防止の仕組み～(Enabling Supported Self-Directed Living: Supported Decision-Making and Safeguarding Mechanism)を主題とする基調報告を行った。
- 21) 障害者権利委員会が発出した一般的意見第5号では、『『自立した生活』とは、障害のある個人が、自己の人生を選択し、コントロールし、自己の人生に関するあらゆる決定を下せるように、必要な手段をすべて提供されることであり、『地域社会への包容』とは、完全な社会生活を送ることと、公衆に提供されるすべてのサービス並びに障害のある人が社会生活のあらゆる領域に完全に包容され、参加することができるようにするために障害者に提供される支援サービスへのアクセスを持つことが含まれる』と説明されている。
- 22) このような意思決定支援の実践の場づくりを進めていくことは、第二期成年後見制度利用促進基本計画の方向性にも整合するものである。第二期計画が定める市民後見人の「活躍支援」とは、「地域住民が後見人等として活動できるようにするための支援に加えて、後見人等として選任されていない場合でも、成年後見制度の広報・相談活動や見守り活動を行う、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、意思決定支援を行うなど、地域において広く権利擁護の担い手として活躍できるようにするための支援を指す」ものとされている。
- 23) 成年後見制度利用促進専門家会議第2回総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループにおける、厚生労働省の提出資料6「対象者の状況に応じた今後の権利擁護支援策のイメージ～法定後見終了場面を中心に～」を見る限り、所得水準により民間サービスと公的サービスを切り分けるようなイメージ図が提示されているが、この図については、筆者も含め多数の専門家会議委員から、「これまで積み上げてきた議論との整合性を欠く、あるいは、誤解を招きかねない」(花俣ふみ代委員、公益社団法人認知症の人と家族の会副代表理事)、「このイメージの社会福祉は、非常に選別主義的で、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用できること、また、権利擁護支援を地域のあらゆる支援の共通基盤にして地域共生社会を目指していくという基本計画の理念とは、そごがあるのではないかと云わざるを得ません」(永田祐委員、同志社大学社会学部教授)等の意見が表明された。

Enabling supported self-directed living: Supported decision-making (SDM) and safeguarding mechanism based on article 12 of UN CRPD

Toshihiko Mizushima

Japan Network of Supported Decision Making (SDM-Japan)

In response to the 2022 Concluding Observations on Japan by the UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities, to address issues related to support for the decision-making of persons with disabilities, legislative reforms, including the civil code, are underway to replace substitute decision-making systems, such as adult guardianship, with systems for decision-making support. In addition to legislative reforms, efforts have been made to develop a decision-making support mechanism. This paper discusses the existence value of three actors who have been involved in the Toyota City pilot project of the safeguard and support for decision-making (SSD) model. It focuses on the practice of “Supported Decision-Making (SDM) Followers” who are completely in support of the supported individuals when it comes to expressing their wishes and making their decisions. Given the practices, this paper also proposes “SDM Followers System” which is a sustainable mechanism to ensure supported decision-making in accordance with the Convention on the Rights of Persons with Disabilities by fulfilling support for decision-making and preventing the abuse of relationships.

Key words: UNCRPD, support for decision-making, safeguard and supported decision-making (SSD), SDM followers, adult guardianship, undue influence, abuse of relationships, SDM Followers System

特集論文：当事者の意見表明と意思決定の課題

精神障害者の自己決定

——意思決定支援におけるソーシャルワーカーとの関係性——

大谷 京子

日本福祉大学社会福祉学部教授

● 要約 ●

ソーシャルワーカーにとって「自己決定の尊重」は基本的原則である。しかし、尊重される決定内容には限定があること、背景にある「強い」人間観、自己責任への帰着など、課題も指摘されている。一方で個人の尊重を目的とした、容認すべきパターンリズムが再評価されている。こうした流れの中、意思決定支援が理論的にも実践的にも進展してきたことをふまえ、「自己決定の尊重」と「意思決定支援」の違いについて整理した。

意思決定支援における、支援者とクライアントとの関係性を検討するため、筆者の調査結果であるソーシャルワーク関係5要素と坪上援助関係論を概観した。

そのうえで、精神保健領域では、独自の背景をもって展開されている意思決定支援、特に共同意思決定を取り上げ、その概要と効果、課題を示した。そこでの「共同」を成立させる枠組みとして、中動態概念を用いた。最後に、精神保健領域の意思決定支援における関係性について考察した。

● Key words : 精神障害者, 意思決定支援, ソーシャルワーク関係

人間福祉学研究, 16 (1) : 97-109, 2023

1. はじめに

ソーシャルワーカーである筆者にとって、「自己決定の尊重」は疑うべきでさえない大原則だった。実践現場でも、当事者の尊厳を大切にすることを最重要課題にしていた筆者は、「自己決定の尊重」をその価値観を実現化する方法と捉えていた。しかし、「自己決定の尊重」原則の背景にある、ソーシャルワークの人間観に対する批判や、実は当事者の自己決定に任されていない現実の認識も広く知られるようになった。そして昨今は「意思決定支援」に塗り替えられたかのようである。

本論では、最初に「自己決定の尊重」原則の概

要とそれへの批判、「意思決定支援」との異同について整理する。次に、筆者の調査によって明らかになった、ソーシャルワーク関係の5つの要素と坪上援助関係論を概観する。最後に、精神障害者の意思決定支援の現状と課題、その中での支援者、またソーシャルワーカーとの関係性について、中動態概念を使って考察する。

2. 自己決定の尊重と意思決定支援

2.1. 自己決定の尊重

人間尊重と人間としての尊厳の重視はソーシャルワークの一次的原理である。二次的の原理である個別化・主体性の尊重の原理から導き出されるの

が選択意思尊重, 自立(自律)性尊重, 自己決定の原則である(佐藤, 2007). 自己決定は, 自らに固有に関わることを自分で決めることである. 自己決定の権利は, 社会権, 生存権と呼ばれる系列に属する権利でもある(立岩, 2008).

自己決定が尊重されるべき根拠は, ①人間の尊重, 独立性の尊重, ②自己の利益については自分こそが最善の判断者であること, ③必要と欲求に従う個人の自由(山田, 1987), ④人間の本質的な尊厳を保障するための基本的権利である(衣笠, 2018). すなわち, 決定を認めることがその人を認めることにつながるため, その人自身の決定・選択を認め, 優先する. 他者は自分でない存在として扱うべきで, 他者がその人のことを決めるべきではない. 自己決定を認めるのは, 存在を認めることの中にあり, さらにそのことの内部に, 本人が決めた方がその人にとって良いだろうという理由がある(立岩, 2002).

ソーシャルワーカーには自己決定尊重の倫理的責任がある. 自己決定を保障するため, 専門職としては, ①クライアントが問題や課題を理解できるよう援助する, ②諸資源についての情報を提供する, ③クライアント自身にある活用されていない可能性や資源に気づかせ刺激する, ④クライアントのより良い人生のための環境との関わりあいを創造することが責務である(衣笠, 2015).

2.2. 自己決定の尊重に対する批判

ソーシャルワークの中核に常に位置づけられてきた自己決定の尊重だが, 同時に限界も指摘されている. それらは①決定内容の問題, ②現場での自己決定の制限, ③主体の問題, ④駆り立て, ⑤自己責任への結びつき, ⑥人間観である.

①自己決定を尊重するが, 他人の権利を侵害しない限り, 規則に違反しない限り, 秩序を乱さない限り, 定められた一定の枠組みの中で, 市民法/道徳法の制限の下で, 機関の機能の制限の枠の中で等, 前提条件でがんじがらめに縛っている. それは自己決定できない条件を作っておい

て, 自己決定の権利があると言っているようなものだ(小柳, 2009)という指摘がある. 国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW), 日本ソーシャルワーカー連盟の倫理綱領でも, 自己決定尊重における制限を示している. つまり決定内容によっては, 尊重されない場合があり, それはどのような基準で, どのような権限をもって, どのように判断するのかはあいまいである.

②実際に現場では, 実践者のさじ加減に委ねられ, 尊重具合は微妙に臨機応変に加減される. それによってクライアントが被害を被っていることが問題(立岩, 2002)である. こうした尊重される決定と, 承認されない決定があり, その判断を専門職が担うことへの批判がある.

③本人の意思表示があった場合でも, それが社会や状況の圧力による決定である可能性もある. 自己決定の多くが, 実は「経済効率性や能力主義」といった「現代社会に支配的な社会的価値」に強制された選択なのではないか(吉崎, 1998)というのである. 費用を考えての治療拒否など, 遠慮, 配慮, 考慮の上選択した決定の主体を「自己」に帰すべきかという問題である.

④「自己決定の原則」を強調しすぎると, クライアントを「自己決定」に駆り立てることになる. クライアントの自己決定を尊重しようとするあまり, 自己決定するよう圧力をかけ「自主・自発的であれ」という命令になってしまうという「自主性命令のパラドックス」もある(岩本, 2007). それは, 社会において善きものとされている「社会の価値」を押し付けることにもなるだろう(衣笠, 2018).

⑤個人的自由を基礎にした自己決定には自己責任が結び付けられる(中島2021). 自由意思に基づいて決めたなら, その決定によって招かれた結果の責任を負うのは当然という考え方がある. そうした安易な自己責任への帰結は, 支援者側の不作為と責任回避につながる.

⑥自己決定の前提にある人間像は, トマス倫理学では理性に基づき行為選択を行い, 責任を持つ

存在で、これはカントの自律論、ミルの功利主義的倫理学、自由主義的な思想の根幹になった。カントにおいては、人権も人間の尊厳も、自立能力、すなわち自己決定能力の有無によって基礎づけられる(衣笠, 2009)。

このように自己決定は、理念的には「強い」人間像を土台とした概念(樋澤, 2005)である。その強さの基準は、社会における一連の価値や目的が理解できること、他者とコミュニケーションをとる能力、情報を理解する能力、自らの選択や決定を理由づけ、その選択や決定について熟考できること(衣笠, 2015)になる。

そのように自己決定できる「強い個人」に尊厳を置く理論構造をもつソーシャルワークは、人を「自己決定できる人」と「できない人」に二分し、後者を尊厳なきものとして社会から疎外し排除するという構造的問題を抱えている(衣笠, 2009)。ソーシャルワーカーは、クライアントの自己決定能力を開発させ、もって個人の尊厳を具象化させるという目標を持つ。それは弱い個人を強い個人へと陶冶(とうや)していく機能を持ち、弱い個人を排除する機能を果たすことを意味する(衣笠, 2009)。

2.3. パターナリズムの再評価

本人の決定が尊重されるのは、その人の存在を尊重するためである。しかし「他人に危害を加えるおそれのある場合」の社会的制約と「生命保護を理由とする制約」といったやむにやまれぬ制約が課される(山田, 1987)。あわせて現場では、危害も生命の危険もないけれど、より良い決定があるのではないかとアプローチする実践が多々ある。たとえば、精神科病院の社会的入院患者の「棺桶退院でいいです」というメッセージなどは、本人の well-being を考えると、そのまま尊重できないと考える。

そうした、その人の最善の利益を考えて自己決定を遮ってしまう行為はパターナリズムである。けれども自己決定の支持と同様に、存在の尊重と

いう根を持っている(立岩, 2002)。原則的に「消極的」「弱い」「受動的」パターナリズム論に加えて、「身体的・物質的」で、「形式的」であることを前提にした「パターナリズム」は、ソーシャルワークではクライアントの自己決定を支えるために不可欠である(樋澤, 2003)。

しかしパターナリズムは、なくて済むならばない方が良く、自由への侵害である。それは優位に立つ他者の恣意的な干渉/介入の可能性を拡大すること、本人への抑圧を引き起こす危険性(立岩, 1999; 樋澤, 2005; 石川, 2007)、本人の自律/その人であるというあり方への変更を迫るおそれ(立岩, 1999; 石川, 2007)があるため、やはり十分な吟味と注意が必要である。

2.4. 意思決定支援

上述のように、自己決定の尊重には限界も課題もあることが認識されるようになった。そして個人を尊重するためのパターナリズムへの再評価がなされるようになった。そして2006年の障害者権利条約における「supported decision making」が「意思決定支援」と訳され使用されるようになった。意思決定支援とは、その人が「意思決定することができない」という判断をする前に、クライアントが意思決定できるように、さまざまな「合理的配慮」を尽くす実践の総体である。本人が自分で意思決定ができるように、必要な情報をその人の特性に応じて提供し、選択とその結果を見通せるような工夫された説明や体験の機会を作る等の支援である(日本弁護士連合会, 2015)。

「意思決定支援」と「自己決定の尊重」との違いについて、障害者権利条約は自己決定権を認めており、自己決定が困難な人には支援が提供されると説明する。つまり意思決定支援は、自己決定に関する合理的配慮の一つ(遠藤, 2016)だといえる。支援者や環境との相互作用の中でクライアントの意思が確立していくから、自己決定支援ではなく意思決定支援である(柴田, 2012)という区別や、自己か他者か、主体を明確にしたいとき

は自己決定、決定する対象を指すときは意思決定を使う（遠藤，2016）というものもある。現時点では多様な認識のされ方を行っているが、権利条約では、自己決定の権利を行使するために意思決定の支援を受けることが認められた。したがって、自己決定は「人権として尊重するもの」であり、意思決定支援はその手段（安西，2022）という区別が妥当だろう。

本論では、クライアントの自己決定であることを重視しつつ、その決定プロセスを支援するという意味で「意思決定支援」を使用する。

3. ソーシャルワーク関係

ソーシャルワークは、はじめから援助関係を重視してきた。それはソーシャルワークに限らず対人援助全体にとって支援の基盤とされており、その重要性はクライアントの視点（Bland, et al., 2006 など）からも、結果への影響（Calsyn, et al., 2004 など）からも明らかにされてきた。

本章では、信頼関係、意思決定支援の文脈で言及されるパートナーシップ、さらに共同意思決定において語られる双方向の関係性を示す概念枠組みとして循環的援助関係（坪上，1998a）を紹介する。その上で筆者が2000年に実施した量的調査において明らかにされた関係性の5つの構成要素について解説する。

3.1. 信頼関係

信頼とは、文字通り信じて頼ること、人や物を高く評価して任せられると思うことである。信頼関係は、親子や友人、同僚などあらゆる人間関係の中で構築されるが、援助関係における信頼関係は、それらとは異なるはずである。さらには、医師、消防士、車の修理工など他の職種と対象者との間に形成される信頼関係とも異なるだろう。

信頼関係の内実は、主体と、何を信頼するのかという対象によって分類できる。ソーシャルワーカーとクライアントとの二者関係を想定した場

合、①クライアントが、ソーシャルワーカーの仕事／専門性を信頼する状態、②クライアントが人としてソーシャルワーカーを信頼する状態、③ソーシャルワーカーがクライアントのストレングスや経験知を信頼する状態、④両者がお互いに信頼し合う相互信頼の4つになる。つまり主体がソーシャルワーカーかクライアントか両者か、対象は専門性か人物かによる整理である。

上述の医師、消防士や車の修理工は、第一義的にその専門知識と技術への信頼が求められる。加えてソーシャルワーカーには、人としての信頼が求められることもある。また特にポストモダン以降、力の不均衡やパターナリズムへの批判から、相互信頼が重視されるようになってきている（Kirsh and Tate, 2006; Green, et al., 2008）ソーシャルワーカーが信頼するのは、クライアントの主体性、可能性やストレングス、人は自由であれば自己実現に向けて最良の道を見出すという成長原理（Combs, et al., =1985）である。

一方で、信頼関係形成に対する疑義も呈されている。ソーシャルワーカーとクライアントの力の不均衡がある中で、「信頼」は不可能ではないか、というものである。救済を受けることは恥だとしてきた近代社会において、負い目を感じるクライアントと、機関の権威を背負って優位に立ち（佐藤，1993）、サービス配分の権限を持ち、クライアントの生活を実質的に制限する力が付与されている（砂脇，2001）ソーシャルワーカーとの間には歴然と上下関係がある。そうした状況でクライアントは、ソーシャルワーカーが自分の最善の利益を追求するよりも、機関の利益を優先すると考えるかもしれない。クライアントにとって、ソーシャルワーカーが「組織の人」とみなされる限り、専門性への信頼さえ覚束ないのかもしれない。つまり援助関係の要とされる「信頼関係」は、複雑な内実を含んでいる。

3.2. パートナーシップ

エンパワメントやストレングスモデルの文脈で

語られることが多いパートナーシップは、クライアントからも期待され、重視されている。しかし多様な定義が示されており、共有されていない。基本的には、精神障害当事者である Meagher (= 2000: 22) の提示した、「共通の目標に向かって一緒になることで、それぞれの技術、知識、強さ、能力をお互いに学び合う過程を通して前進し、ともに成長する」ことという定義が、概要を伝えている。しかしパートナーシップも多層構造になっている (表1参照)。

表1 パートナーシップのレベル

特徴	パートナーシップの中身
クライアント目標の共有と協働	クライアント個人の目標についてワーカーも合意し、それに向かって協働
共通の目標と協働	住みよい地域づくりといった、共通の目標に向かって、協働
対等性、相互性	パワーの共有による対等性と、双方向コミュニケーションによる相互性
共生	クライアントの抱える実存的痛みの中で、ワーカーも「生きる意味」を問われ、両者の違いを超えて、共に生きることを双方が選択

(大谷, 2012: 96)

第1層は、クライアント個人の目標をソーシャルワーカーとクライアントが共有し、一緒に作業する関係性である。参加者が共に支援計画に参加し、問題解決に努め、それぞれの尊厳と考えを尊重する。

第2層は、共有される目標が、谷中 (1996: 130) の言う「共に豊かな生活世界の実現」のように、ソーシャルワーカーであるならば、自らもその生活世界の一員として目指さなければならないものになる。第1層では、クライアントの個別支援目標を、第2層では両者がオープンに我が事として参画すべき目標を想定している。前者にはクライアントの「ために」という要素が残り、後者はまさにクライアントと「共に」遂行する協働といえるだろう。

第3層は、双方がそれぞれの専門知識を出し合い、相互に影響を与え合う双方向コミュニケーションを基盤とする関係である。ソーシャルワーカーは支援のエキスパートだが、クライアントも自らの現実についてのエキスパートであると考えられる。お互いの差異を承認し、違いを超えて協働し、そのプロセスにおいて双方が変化していく関係性である。

第4層は、「共生」とよべる。それは、相手の立場を尊重するだけではなく、徹底的に干渉し合い、相互矛盾 (ソーシャルワークにおいては、専門職がその付随する力の源を持ちつつ力を放棄し、クライアントがニーズを持ちつつ力ある参加者となるという本質的矛盾) を克服した時に到達する相互依存関係である。片方の行為でもう一方がダメージを受けるといった寄生的な関係ではなく、別々では達成できないゴールに到達できるというパートナーシップが、共生の関係である (Shanley, 2001)。

一方で、パートナーシップ構築についても課題が指摘されている。①意思疎通が難しいクライアント、相互の関わりを望まないクライアント、共通の目標を持ちえないクライアントもあり、対象者が限定される。②スピードと結果が重視され、主治医の権限を頂点とした専門職の階層が明確な医療の文化との不整合である。③どこまでクライアントの人生に介入するかといったディレンマ (Finaret, and Shor, 2006) である。すなわち援助関係において理想とされる「パートナーシップ」もまた、万能ではない。

3.3. 坪上援助関係論

信頼関係、パートナーシップは、援助関係の一つの様相を表す概念だが、援助関係の複合性を描写する枠組みも提案されている (坪上, 1984)。坪上は、一方的な関係、相互的な関係、循環的な関係という要素を示した。一方的関係とは、援助者が自分のゲシュタルトにおいて相手の状況を位置付け、判断し、それに従って一方的に相手に働

きかける関係である。相互的關係は、援助者も被援助者もそれぞれのゲシュタルトに従う知覚世界(=行動世界)を、共通の関心事の範囲で確かめ合いながら折り合いを求める関係である。お互いの世界を持ったまま、共通の関心についてのやり取りの中で、折り合いを探っていくあり様で、援助活動の大半はこの関係によっているとする。循環的關係は、自分の言動が、相手の知覚世界のゲシュタルトにどう位置付けられているかを知り、相手のゲシュタルトに沿って、相手の言動を理解しようと努力する、つまり相手のゲシュタルトを介して自分のゲシュタルトを知り、見直すといったあり様である。相手を通して自分を見直すために、ソーシャルワーカーは自分の判断を一旦停止することが必要になる。坪上は、この循環的關係は、数の上では少なくとも質的には援助關係の基本であるとした(坪上, 1998a:109-146)。

ソーシャルワーカーは、マイノリティに生きづらさを強いる社会のあり方、人間の生き方といった実存的テーマを共に追求する役割も担う(坪上, 1998b=268-313)。そうするとソーシャルワーカー自身が自らの生き方、人間観を振り返らざるを得なくなる。「精神障害者に優越感をもつことが、いかに大それたことであるかに気付かないという点が、職員の最大の問題」である(坪上, 1998b: 302)というように、「平均的な生き方」(坪上, 1984)が善であり、そこから脱落したクライアントをそこへ戻すことが自分の役割であるという前提を抱いていないか、「平均的な生き方」(坪上, 1984)をしている自らに優越感を抱いていないか、自らへの問いなくして、循環的援助關係は成立しない。循環的な關係を軸とする援助關係は、自己を覚知する自分と切り離せず、その關係には自分自身を含みこむものとなる。

そしてソーシャルワーカーもクライアントも關係を通して変容していくときの人間観は、①それぞれが独立して生きる責任を期待する人間観、②同一平面に立とうとする公平さを期待する人間観、③自分と他人をありのままに見ようとする見

方を期待する人間観、④共同存在として他者を見ていこうとする人間観である(坪上, 1970)としている。

以上のように、坪上援助關係論は、援助關係の中に、3要素を設定し、それぞれの中にソーシャルワーカーの認識、クライアントの認識、それぞれの変化を包含し総合的ダイナミズムを捉えた理論である。

3.4. 關係性の5つの構成要素

筆者が2009年度に実施した、日本精神保健福祉士協会員5,595人を対象にした質問紙調査結果によると、關係性には5つの構成要素がある。それらは、①パートナーシップ、②職業的關係、③臨機応変、④信頼關係、⑤対等性である。

①パートナーシップは、目標の共有と協働、双方向性が含まれる要素である。②職業的關係は、専門知識と技術を持つ専門職としての役割、問題解決という目的の範囲で成立するサービスと契約を媒介とする關係である。③臨機応変は、クライアント一人一人に合わせて、また病状や状況に応じて柔軟に關係性を変容させる要素である。④信頼關係は、クライアントからの専門性に対する信頼と、お互いに嘘やごまかしがないという人間性への信頼、双方の裏切らないという關係性への信頼が含まれる要素である。⑤対等性は、決定権、力關係が平等、対等、横並びで、ソーシャルワーカーは専門性を生かし、クライアントは当事者性を生かすという差異をふまえた対等性が含まれた。

これらのうち、①パートナーシップと②職業的關係は、三島(2007)の主張するソーシャルワーカー像と重なる。それは一方では専門家だけが知識や権力を持つ非対称性を反省し、クライアントと協働して問題解決に取り組む反省的学問理論を持ち、もう一方で反社会的行為を阻止するためのデータに基づく権限を持って実践に臨むというものである。その両極にあるかのような關係性も、多様な要因によって臨機応変に形成されている。相矛盾するかに見える「パートナーシップ」と「職

業的援助関係」の併存を可能にする「臨機応変」も、関係性の構成要素として抽出された。④信頼関係は、先述の多層構造が含まれたものである。

⑤対等はソーシャルワーク実践の基本であり、そこには職業価値が根ざしている。力の不均衡は前提としてありつつも、違いを共有する対等な関係として抽出されている(大谷, 2012)。

坪上の3つの要素と、調査で得られた5つの要素を基に、意思決定支援における関係性を検討する。

4. 精神障害者の意思決定支援における関係

4.1. 精神保健領域の特異性

障害者権利条約採択までの過程において、精神障害が別扱われたように、本領域には異なる事情が存在する。法制度上も意思に反する非自発的治療が規定されており、精神科医療の現場では、精神疾患を理由に「病識がない」「判断能力がない」などとして、時に強制的治療がなされている。しかし間違いなく、拘禁、強制、隔離の広範な使用といった精神的危機介入は、自律の喪失経験やトラウマになり、将来の治療拒否につながる可能性がある(Zinkler, 2019)。さらにクライアントの治療拒否という決定は、クライアントにとって不利益だけでなく、他害のおそれもあるため、どうしても社会防衛的発想が含まれる。精神病患者の人権の尊重とそれに対立する社会の利益や他者の権利との調整、バランスが問題になる。

精神障害者の自己決定を尊重することは原則であり、ほとんどの場合、可能である。しかし、急性期の危機的状況の中では、クライアントが自らの最善の利益を追求できない場合もある。そうしたときには、逆説的ではあるが、非自発的治療が患者の主体性を取り戻す一助となるという主張もある。この自由への干渉=パターンリズムは、自律性を回復するために必要な措置だともいえる。自由意思に基づくインフォームド・コンセントが可能な人にしか精神科医療を提供できないのであ

れば、主体性を回復するために必要な医療サービスそのものが否定されることになりかねない(Villar, 2015)。

パターンリズムは、なくてすむならない方がよい。精神保健福祉領域では、自己決定の尊重は重視されながら、一方でクライアントの意思に反した介入も是認される背景がある。このような、患者の自律や自己決定を前提とするが、実現されない時の補完、代替手段が求められたことが、共同意思決定やクライシスプラン登場の背景にはある(秋葉, 2022)。

4.2. 精神保健領域の意思決定支援

精神医療における意思決定支援の出現は、いくつかの思想、国際法、臨床実践によって形作られた(Zinkler, 2019)。本領域の意思決定支援としては、共同意思決定(SDM: Shared decision making)、クライシスプラン(JCP: Joint Crisis Plan, PADs: Psychiatric advance directives, AIs= Advance Instructions)がある。共同意思決定(以下、SDM)とは、医療者が医学的根拠を、患者は価値観や好み、環境について情報提供し合い、患者にとっての最善の選択を一緒に考え、合意形成していく、対話主義・伴走型の意思決定プロセス(熊倉, 2016)である。現代の保健ケア提供において最高の基準と考えられている(Pappa, et al., 2021)。クライシスプランは、将来の精神的クライシスに対するケアについて、希望を表明するものである(Thornicroft, et al., 2013)。ここでは、特定の医療の受容か拒否、入院時にすること(家族への連絡など)の情報、あらかじめのインフォームド・コンセントなどと共に、危機のときに代理で決定をする人を指名しておくものである(Scheyett and Kim, 2007)。

SDM 発展の背景には、90年代からの患者中心のケア(患者のニーズや好み、価値に基づいた治療)と、エビデンスベースドプラクティス(以下、EBP)の普及がある。精神保健福祉領域では、パーソナル・リカバリー概念が広がっており、それを

目標にすると、クライアントの価値観、主体性が尊重され、個別の文化や背景の理解なしに支援は進まないことになる。EBPも2000年代からは、科学的なエビデンスと医療者の経験、患者の好みを複合的に考えて最良の治療を選択するアプローチへと発展している（山口他、2018）。

他方、臨床場面での患者の意思を尊重した意思決定方法としては、インフォームド・コンセントが知られる。インフォームド・コンセントは患者の自主的な治療選択の権利の保護を追求したが、課題もあった。たとえば実際の臨床場面では、患者は意思決定主体で、専門家は情報提供者というように役割分担が明確で、治療選択と決断の責任が患者にあること、治療に対する起訴から専門家を守るためのリスクマネジメントとして利用される場合があること（山口他、2018）、プロセスの軽視（山口他、2013）などである。

欧米ではSDMが、「インフォームド・コンセント」という言葉に取って代わったかのように広く使用されている。クライアントの人生観、文化、環境を理解して医療者は情報提供をし、医療/ケアの目標、決断の責任についても共有する。患者の最善の利益になる決断を生み出せるモデル（尾藤、2019）であり、精神保健サービスを改善するためのパラダイムと目されている（U.S. Department of Health and Human Services, 2011）。

SDMの特筆すべき点は、「主体」の解釈である。「関係的自律」のような弱い個人を前提とした概念によって、意思決定を行う主体やその自律を、相互的に成立する新たな概念として再解釈する。人間の相互依存的な本質や関係性に着目し、信頼できる者との広い関係性による自律を「関係的自律」として提示する（秋葉、2022）。SDMでは、意思決定プロセスにおけるクライアントの能力を高めるために、信頼できる支援者を選任する。それはクライアントの家族や友人、ピアスタッフである場合もある。自らの生活経験に基づくピアスタッフは、治療や支援の指針となる、クライエン

トの意思や嗜好を理解するときに活躍できるユニークな立場にある（Zinkler, 2019; 藤井、2020）。

こうしたSDMによる効果として、鬱患者の知識、参画の改善、鬱とストレスの軽減、統合失調症患者の知識、参画、社会的機能と満足度の向上（（U.S. Department of Health and Human Services, 2011）が明らかにされている。クライシスプランにおいては、強制入院の減少（Bone, 2019）、治療関係の改善（Thorncroft, et al., 2013）などが報告されている。

しかし、「自己」概念を拡大し、決定に他者が関与するという考え方は、専門家のパターンリズムの復権ともいえる。誘導、圧力、操作に注意が必要である（尾藤、2019）。そして支援者と患者は相当異なる見方をしている（Pappa, et al., 2021）ことは明らかにされている。相互理解には丁寧な双方向のコミュニケーションが必要だが、その時間とエネルギーを割くための人員配置とシステムが未整備である（中島、2021）。精神保健福祉領域において有望とされるSDMだが、実践を普及させるには課題が残されている。

4.3. 意思決定支援における関係性

困難な決定を支援するための概念枠組みである「オタワ意思決定支援フレームワーク（ODSF）」では、第一にラポールの構築と双方向コミュニケーションが置かれている。専門知識も経験も専門職や機関だけでなく、患者にもあるという理解に基づくこと、選択とコントロール、責任の共有（Pappa, et al., 2021）、支援される側とする側ではなく、一緒に試行錯誤、失敗し、互いに変わっていく、生身の人間同士の関わり（中島、2021）などと説明される。

こうした描写は、パートナーシップの構成要素を示す。それでも目標は「より良い決断」であり、それはクライアント本人の人生、治療、生活についての決断である。つまりどうしてもクライアントの「ために」取り結ぶ関係になる。そうすると専門職とクライアントの間の非対称性が生じる。

そもそも自己決定は権利であった。「強い人間像」が想定されている課題が指摘されているが、では「弱い」人間だとしても、尊重すべき「自己」の意思に他者が介入する合理的根拠はあるだろうか。パートナーシップという理想的な関係性が掲げられるが、その構成要素である相互性が担保されない中で、それは本当に可能だろうか。

中動態の考え方は、そもそも「意志」の不確かさを示す。「意志」の概念を使うと、選択や行為に先立つ多様な背景や要因から切り離される。行為を意志した誰かに帰属させ、私有物にする。しかし人は自分の希望が分からないときも、矛盾する願いを持つこともある。その意志が全く他の影響を受けずに自分の中から発生することはない(國分・熊谷, 2020)という。意思決定支援の文脈では、「決める」は能動的行為になるが、「決まる」という中動的な動詞には、状況が決断を生み出すようなニュアンスがある。「私が決める」から「私たちが決める」へ、さらに「私と私の大切な人たちと支援者を含む状況の中で決まった」へ、決定に関わる人は、すべて当事者になる(尾藤, 2019)。

このように考えれば、クライアントの「決定」を形成するという目標とそのプロセスを共有するSDMの関係性としてパートナーシップはふさわしい。坪上援助関係論では循環的關係に該当するだろう。そこに参加する関係者にはそれぞれのゲシュタルトがあるが、相互に情報を交換し共有する中で、はじめに最善だと考えていた意見が変えられ、自分の考え方も変わっていく経験を。双方向のやり取りの中で参加者皆が折り合いをつけながら、それぞれが少しずつの変化を経験しながら、決定に至る。

ただしこれは、危機的な状況ではない、クライアントもこのプロセスへの参加を同意した中での場面を想定している。しかし意思決定支援はクライシス状況にあったとしても、意思疎通が難しかったとしても、取り組まなければいけない。しかし、「意思決定」という目標さえ共有できない

状況も生じうる。その場合はやはり、クライアントが阻害されていなければ有したはずの意思を推論し、可能な限り弱く消極的な、正当化しうるパターンリスティックなアプローチをせざるを得ない。そうならないためのクライシスプランの準備が必要とされる。

究極的には、意思決定支援における適切な関係性が特別にあるわけではない。多様な状況においてその場その場で必要な関係形成をアセスメントし、できうる限りクライアントのニーズに合わせてものにしていくほかはない。ある意味日常的なソーシャルワークは、常に意思決定支援の連続だといえる。生活支援、就労支援、退院支援等、いずれにせよ、些末なことから人生に影響する大きな決断まで、日々「どうする／なる／あるのがいちばん良いか」を一緒に考え決定している。それらは皆、クライアントの自己決定の権利を尊重するための取り組みだといえる。

加えて、支援者の中でも特にソーシャルワーカーには、意思決定が可能な環境整備を担う役割がある。決定が駆り立てや抑圧によってなされたものにならないような、クライアントの選択が実現可能になるような環境が必要である。支援者も、クライアントの存在を知り、意識や行動が変容し、課題解決に関与することでより「当事者性」を帯び、一主体となる。さらにソーシャルワーカーは、ネットワーク総体の「当事者性」を高めることへの貢献が求められる(沖倉, 2013)。

意思決定支援における関係性構築のために何より重要なのは、支援者の自己覚知である。クライアントの意思決定に支援者は影響する。支援者が積極的に支援しようとするほど、影響力が強まり、保護や干渉に転化する可能性(秋元, 2010)や、支援者の優位性が支配的になる危険性(柴田, 2012)を認識する必要がある。現実的に支援者の努力にかかわらず、力の不均衡は厳然としてある中で、クライアントの決定に参加するのである。それが「私たちの」決定と考えたとしても、そのことの意味の大きさを認識する必要があるだろ

う。ピープルファーストでは、クライアントに認められることが支援者にとっての条件だと言われる(寺本, 2008)。常に「私で良いのか」認めてもらう立場にいることをわきまえておくことが不可欠だろう。

5. まとめ

すべての人は、さまざまな人、もの、ことから影響を受け、一つ一つの決定をくだしている。そもそも自己決定は、自分のものでも、一人で成せるものでもない。クライアントの自己決定もそのように考えれば、ソーシャルワーカーはその「決定」に関わる者として存在する。ソーシャルワーカーの言動が決断にもクライアントにも影響する。逆にクライアントの言動や決断は、ソーシャルワーカーの思考やあり方に影響する。ソーシャルワーカーが、自分が何者であるか、どのようなスタンスで他者の「自己決定」に参画するのか、できるのか、省察し続けることが求められる。

参考文献

- 秋葉峻介 (2022) 「Advance Care Planning における共同意思決定の理論構造の検討」『医学哲学 医学倫理』 39, 1-10.
- 秋元美世 (2010) 『社会福祉の利用者と人権—利用関係の多様化と権利保障』有斐閣, 76-77.
- 安西美咲 (2022) 「ソーシャルワークにおける『自己決定』と『意思決定』の理論構造の検討—日本における意思決定の支援に関するガイドラインの2つの類型—」『社会福祉学評論』 23; 31-45.
- 尾藤誠司 (2019) 「『自分で決める』ことを支援するその難しい営みに、支援者はどう関わるができるのか」『訪問看護と介護』 24(6), 392-395.
- Bland, Robert; Laragy, Carmel; Giles, Ros; & Scott, Virginia (2006) Asking the customer: Exploring consumers' views in the generation of social work practice standards, *Australian Social Work*, 59(1), 35-46.
- Bone, Jessica K; McCloud, Tayla; Scott, Hannah R; Machin, Karen; Markham, Sarah; Persaud, Karen; Johnson, Sonia; & Lloyd-Evans, Brynmor (2019) Psychosocial interventions to reduce compulsory psychiatric admissions: A rapid evidence synthesis, *E Clinical Medicine*, 10; 58-67.
- Calsyn, Robert J; Morse, Gary A; Klinkenberg, W. Dean; & Lemming, Matthew R. (2004) Client outcomes and the working alliance in assertive community treatment programs, *Care Management Journals*, 5(4), 199-203.
- Combs, Arthur W; Avila, Donald L; & Purkey, William W. (1978). *Helping Relationships. Basic Concepts for the Helping Professions*. Allyn and Bacon, Inc. (=1985, 大沢博・菅原由美子訳『援助関係—援助専門職のための基本概念—』ブレーン出版.)
- 遠藤美貴 (2016) 「『自己決定』と『支援を受けた意思決定』」『立教女学院短期大学紀要』 48, 81-94.
- Finaret, Andrea Eini and Shor, Ron (2006) Perceptions of professionals about the nature of rehabilitation relationships with persons with mental illness and the dilemmas and conflicts that characterize these relationships, *Qualitative Social Work*, 5(2), 151-166.
- 藤井千代 (2020) 「精神障害者における意思決定及び意思表明の支援」『精神科』 35(5), 431-435.
- Green, Carla A; Polen, Michael R; Janoff, Shannon L; Castleton, David K; Wisdom, Jennifer P; Vuckovic, Nancy; Perrin, Nancy A; Paulson, Robert I; & Oken, Stuart L. (2008) Understanding how clinician-patient relationships and relational continuity of care affect recovery from serious mental illness: STARS study results, *Psychiatric Rehabilitation Journal*, 32(1), 9-22.
- 樋澤吉彦 (2003) 「『自己決定』を支える『パターナリズム』についての一考察—『倫理綱領』改訂議論に対する『違和感』から—」『精神保健福祉』 34(1), 62-69.
- 樋澤吉彦 (2005) 「『自己決定/自律』および『自己決定権』についての基礎的考察—支援/介入の観点から—」『Core Ethics』 1, 105-116.
- 石川時子 (2007) 「パターナリズムの概念とその正当化基準—『自律を尊重するパターナリズム』に着目して—」『社会福祉学』 48(1), 5-16.
- 岩本華子 (2007) 「社会福祉援助におけるクライアントの『主体性』概念に関する一考察—クライアントの『主体性』はどのように捉えられてきたか—」『社会問題研究』 56(1/2), 95-116.

- 衣笠一成 (2009) 「ソーシャルワークの「価値」の理論構造についての一考察—「自己決定の原理」がもつ構造的問題に焦点をあてて—」『社会福祉学』49(4), 14-26.
- 衣笠一成 (2015) 「ソーシャルワークにおける「価値」と「原理」—「実践の科学化」とその論理構造—」ミネルヴァ書房.
- 衣笠一茂 (2018) 「ソーシャルワークの価値と原理をめぐる今日の課題—批判はどこまで到達しているのか—」『ソーシャルワーク研究』44(3), 5-15.
- Kirsh, Bonnie; and Tate, Ellen. (2006) Developing a comprehensive understanding of the working alliance in community mental health, *Qualitative Health Research*, 16(8), 1054-1074.
- 國分功一郎・熊谷晋一郎 (2020) 『〈責任〉の生成—中動態と当事者研究』新曜社, 193-202.
- 小柳正弘 (2009) 『自己決定の倫理と「私」たちの自由』ナカニシヤ出版.
- 熊倉陽介 (2016) 「質問促進パンフレットを用いたリカバリー志向の診療」『精神神経学雑誌』118(10), 757-765.
- Meagher, Janet A. M. (2000) Partnership of pretence. *Handbook of Empowerment and Self Advocacy for Consumers of Psychiatric Services and Those who Provide or Plan Those Services*, 2nd ed. Psychiatric rehabilitation association. (=2000, 山本和儀監訳・照屋美緒訳『本物のパートナーシップが見せかけか 精神医療サービスのコンシューマーとサービスを計画し提供する人のためのエンパワメントとアドボカシーのハンドブック』世界精神保健連盟日本支部).
- 三島亜紀子 (2007) 『社会福祉学の〈科学〉性 ソーシャルワーカーは専門職か?』勁草書房.
- 中島由宇 (2021) 「知的障害福祉における意思決定支援を捉える視座」『東海大学紀要文化社会学部』6, 51-74.
- 日本弁護士連合会 (2015) 「総合的な意思決定支援に関する制度整備を求める宣言」(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/civil_liberties/data/2015_1002_01.pdf) 2023/5/30.
- 沖倉智美 (2013) 「知的障害当事者への意思決定支援をめぐるソーシャルワーカーの専門性」『社会福祉学』54(3), 87-90.
- Pappa, Sofia; Barnett, Joshua; Gomme, Sally; Oliopoulou, Anthi; Moore, Ivan; Whitaker, Michael; McGrath, Jane; & Sie, Michele (2021) Shared and supported decision making in medication in a mental health setting: how far have we come? *Community Mental Health Journal*, 57, 1566-1578.
- 佐藤克繁 (1993) 「社会福祉における援助関係論」『桃山学院大学教育研究所「研究紀要」』2, 117-145.
- 佐藤豊道 (2007) 「社会福祉実践の基礎」北島英治・白沢政和・米本秀仁編著『新・社会福祉士養成テキストブック②社会福祉援助技術論(上)』ミネルヴァ書房.
- 柴田洋弥 (2012) 「知的障害者等の意思決定支援について」『発達障害研究』34(3), 261-273.
- Scheyett, Anna M; and Kim, Mimi M. (2007) Psychiatric advance directives: A tool for consumer empowerment and recovery. *Psychiatric Rehabilitation Journal*, 31(1), 70-75.
- Shanley, Eamon (2001) Common experiences of mental health nurses and consumers: Ingredients of a symbiotic relationship? *Australian and New Zealand Journal of Mental Health Nursing*, 10(4), 243-251.
- 砂脇恵 (2001) 「社会福祉実践における援助関係について」『佛教福祉学』5, 103-118.
- 立岩真也 (1999) 「自己決定を考える(講演要旨)」『医療と福祉』33(1), 3-7.
- 立岩真也 (2002) 「パターンリズムについて—覚え書き—」『法社会学』56, 166-180.
- 立岩真也 (2008) 「自己決定」『応用倫理学事典』(<http://www.arsvi.com/ts/2007041.htm>) 2015/7/8.
- 寺本晃久 (2008) 「自己決定と支援の境界」『九州大谷研究紀要』34, 130-113.
- Thornicroft, Graham; Farrelly, Simone; Szmukler, George; Birchwood, Max; Waheed, Waqas; Flach, Clare; Barrett, Barbara; Byford, Sarah; Henderson, Claire; Sutherby, Kim; Lester, Helen; Rose, Diana; Dunn, Graham; Leese, Morven; & Marshall, Max (2013) Clinical outcomes of Joint Crisis Plans to reduce compulsory treatment for people with psychosis: a randomised controlled trial. *Lancet*, 1634-41.
- 坪上宏 (1970) 「社会福祉的援助活動とはなにか—ケースワーク論の再検討より試論へ—」『精神医学ソーシャル・ワーク』5(1), 2-12.
- 坪上宏 (1984) 「社会福祉実践の成立要件と方法・技術」仲村優一・小松源助編『講座社会福祉 5

- 巻 社会福祉実践の方法と技術』有斐閣, 80-140.
- 坪上宏 (1998a) 「講演 援助関係論について」坪上宏・谷中輝雄・大野和男編『精神医学ソーシャルワーク叢書・2 援助関係論を目指して 坪上宏の世界』やどかり出版, 109-146.
- 坪上宏 (1998b) 「援助関係論」坪上宏・谷中輝雄・大野和男編『精神医学ソーシャルワーク叢書・2 援助関係論を目指して 坪上宏の世界』やどかり出版, 268-313.
- U.S. Department of Health and Human Services, Substance Abuse and Mental Health Services Administration, (2011) Shared Decision-Making in Mental Health Care: Practice, Research, and Future Directions, *HHS Publication No. SMA-09-4371*.
(<https://store.samhsa.gov/sites/default/files/d7/priv/sma09-4371.pdf>) 2023/8/10.
- Villar, Katrine Del (2015) Should supported decision-making replace substituted decision-making? The convention on the rights of persons with disabilities and coercive treatment under Queensland's Mental Health Act 2000, *Laws*, 4(2), 173-200.
- 山田卓生 (1987) 『私事と自己決定』日本評論社, 335-336.
- 山口創生・種田綾乃・下平美智代・久永文恵・福井里江・吉田光爾・佐藤さやか・片山優美子・伊藤順一郎 (2013) 「精神障害者支援における Shared decision making の実施に向けた課題：歴史的背景と理論的根拠」『精神障害リハビリテーション雑誌』17(2), 182-192.
- 山口創生・松永麻美・種田綾乃 (2018) 「インフォームド・コンセントと共同意思決定」『臨床精神医学』47(1), 27-35.
- 谷中輝雄 (1996) 『生活支援 精神障害者生活支援の理念と方法』やどかり出版.
- 吉崎祥司 (1998) 『リベラリズムー〈個の自由〉の岐路』青木書店, 151-155.
- Zinkler, Martin (2019) Supported decision making in the prevention of compulsory interventions in mental health care, *Frontiers in Psychiatry*, 10, 137.

Self-determination of the people with mental illness: Relationship with Social Workers in Supported Decision Making

Kyoko Otani

Professor, Faculty of Social Welfare, Nihon Fukushi University

For social workers, ‘respect for self-determination’ is an absolute principle. However, challenges have also been identified. Seven criticisms were presented, including the limited decisions to be respected, such as restrictions on ‘cases where there is a risk of harm to others’, being modelled on a ‘powerful’ person who is rational and capable of making decisions and leading to a theory of self-responsibility that the individual should take responsibility for his or her own decisions. On the other hand, there is “paternalism” which aims for the respect for the individual just as “respect for self-determination”. It means that some paternalism should be tolerated.

Following these discussions, the theoretical and practical development of supported decision making has been developing. In addition, the differences between ‘respect for self-determination’ and ‘supported decision making’ are summarized.

In order to examine the relationship between the practitioner and the individual in supported decision process, the five elements of the social work relationship based on the author’s survey results are explained. They are (i) partnership, (ii) professional relationship, (iii) flexibility, (iv) trust and (v) equality. Furthermore, Tsubogami helping relationship theory, which has 3 elements of unilateral, reciprocal and cyclical relations, are introduced.

Addresses supported decision making, particularly joint decision-making, which has developed in mental health with its own unique context and presents an overview, its effects and challenges. The medio-passive concept was used as a framework for establishing ‘joint’ in this context. Finally, the content of the partnership in supported decision making in mental health is discussed. However there is no special relationship for supported decision making. Everyday practice can also be seen as a series of decision-making support. Social workers just need to have the modesty to participate as a stake holder in the client’s decision-making.

Key words: people with mental illness, supported decision-making, social work relationship

投稿論文

「母性」による異性愛規範の強化と女性同性愛者への差別

——『変態性欲』誌による「新しい女」批判の言説分析を通して——

原田 理子

関西学院大学大学院人間福祉研究科博士課程後期課程

● 要約 ●

本論文は、現在まで続く女性同性愛者を抑圧する言説は、どのような社会状況や言説によって作られていったのかを探る研究の一部である。「同性愛」という言葉や概念は、明治末期から大正期に通俗性欲学の知によって生まれた。そこで女性を異性愛規範へと押し込めていく様子を、1920年代に通俗性欲学者の大家だった田中香涯によって発刊されていた雑誌『変態性欲』の言説分析によって明らかにすることを目的としている。結論としては、『変態性欲』誌上では女性同性愛者への直接的な言及は少ないが、当時女性解放運動を行っていた「新しい女」を、母性を失った逸脱した女性と批判していた。しかし「新しい女」もまた母性を称揚することで家父長制に対抗していた。つまり通俗性欲学と「新しい女」は家父長制に対して追従する思想と抵抗する思想どちらもが、母性という価値観を共有し、両者が互いを強化しあうことで、結果として母性による異性愛規範を強化していた。

● Key words : 通俗性欲学, 女性史, 女性同性愛者, 言説分析, 異性愛規範

人間福祉学研究, 16 (1) : 111-124, 2023

1. はじめに

現代日本において、同性愛者の人々は様々な差別、抑圧に直面している。中でも女性同性愛者は、男性同性愛者とは異なる困難を抱えている。杉浦（2010）によると女性同性愛者への差別の特徴としてその見えにくさ、不可視性がある（杉浦，2010：58）。なぜなら女性には男性と違い「性的欲望が存在しない」というフィクションを付与され、同性への性的欲望は友情に無理やり内包されることによって秘匿され、存在を否定されるからである（杉浦，2010：59）。つまり男性は性的欲望が強い、女性は弱いというイメージが付与されるというジェンダーの違いによって男女の同性愛の非対称性が生まれた（竹村，2002：42）。

女性同性愛者は、女性の性的欲望の不可視性というジェンダーによって起こる問題と、異性愛を唯一絶対の正統な在り方とする異性愛主義社会による抑圧の双方によって抑圧されている。個人のライフスタイルにあわせた選択肢が保障されず、国家が定めた「正統モデル」から逸脱した人々に不利益を課すというのは、国家による人権侵害に他ならない（三成，2015：4）。そして社会福祉学の固有領域は、社会の最も疎外された人たちとの連帯であり、その人権の回復支援活動にある（加藤，2008：41）。

そこで本研究は人権侵害に対する挑戦として、同性愛者、特に女性同性愛者に対する抑圧に使われる言説が、歴史的に作られていった状況を明らかにしていくことを巨視的な目的とする。作られ

たものであるならば、それは変えていくことができる。本論文は、現在まで続く女性同性愛者を抑圧する言説はどのように作られ、その背景にはどのような社会状況があるのかを探る研究の一部である。研究方法としては言説分析を行う。言説分析の意義は現在広く受け入れられている価値観の起源を理解することで正統性を疑い始め、抵抗できるようになるということにある（Foucault = 1981 : 303-306）。さらにフーコーは知の形成と権力の増強が循環的プロセスに従って、規則的に強化しあっていると論じている（Foucault = 1977 : 224）。ここで言われる権力とは、人々が互いに規範を守っているかを監視しあう作用のことを指す。つまり「正常」「異常」の規範を決める知が存在し、人々が互いに監視しあい新たに発見された事象が「正常」か「異常」かを定めるために、さらに新たな規範を知が生み出す、というように権力と知が互いに強化しあっている。

では、規範を生み出す知とはどのようなものがあったのか。日本において「同性愛」という言葉・概念は明治末期から大正期にかけて、西洋から入ってきた性科学の知によって生まれた（古川、2001 : 90）。それまで日本では男性同士の性的関係を示す「男色」「鶏姦」という言葉しか同性同士の性的関係を示す言葉がなかった。しかしそこに性科学によって、男女を区別しない同性同士の性的関係を示す言葉・概念が現れた。そして「同性愛」概念が作られ始めた時代に問題とされたのが、女学生同士の関係だった。明治末期に新潟で東京の女学生同士の心中事件が起こり、それを発端として女性同士の性的な関係は病的なものとして、新聞などのメディアでセンセーショナルに取り上げられる（赤枝、2011 : 104）。しかし、次第に女性同士の親密な関係は女性が性に受動的であるという「正しいセクシュアリティ」から逸脱しない形に沿うように脱性化されることで、結婚制度に抵触しない、むしろそれを補完するような関係とされるようになっていく（竹村、2002 : 47-48）。そして、女性同士の親密な関係は、異性愛

関係へ取り込まれ、女性同性愛の肉欲／精神の要素が言及されず、女性の身体・趣味などの面で現れる男らしさという点のみになっていった（鄒、2018 : 78）。

大正期に性科学・通俗性欲学の言説において、女性には性的欲望が存在しないというジェンダー性によって、女性同性愛から性欲という側面が消されてしまった。その結果女性同性愛は女性同士の友情へと内包され、見えなくされてしまい女性同性愛の不可視化が起こった。ではこの性科学・通俗性欲学において女性同性愛（者）の不可視化がどのように行われているのか。これを詳らかにすることで現代の女性同性愛者への差別、抑圧の問題に対する理解がより深まるだろう。

日本人の研究者によって性科学・通俗性欲学が研究され始めたのは1910年代である。1915年に澤田順次郎と羽太鋭治によって出版された『変態性欲論』においては、女性同性愛も男性同性愛と並んで挙げられ、その原因や事例が細かく挙げられていた。そこから時代が進み、女性同性愛が異性愛規範へと収斂されていった時代の通俗性欲学の文献では、どのような言説が展開されていたかに注目したい。そこで本論文では、当時の性科学・通俗性欲学の代表的研究者の一人とされている田中香涯によって1922年から1925年まで単独執筆された雑誌『変態性欲』を分析対象とする。当時の代表的研究者の一人であった田中によって女性同性愛者の不可視化がどのような言説で現れ、人々を異性愛規範へと追い詰めていったかを考察し、当時の言説展開や言説を生み出した背景にどのような社会状況があったかを明らかにしていくことを本論文の目的とする。現在まで続く、異性愛主義社会を作った言説に目を向けることで、現在の抑圧に対して一石を投げられると考える。

女性同性愛者に関する歴史研究は、竹村、赤枝による女性たちの親密な関係を「ロマンティック・ラブ」「ロマンティックな友情」と位置づけた研究や、杉浦（2015）によるそれまでの歴史研

究の流れを負ったものがある。そして鄒(2018)は女性同性愛が大正期に、時代とともに異性愛中心主義、良妻賢母主義に収斂されていったと指摘した。以上の先行研究は、女性同性愛者が抑圧されていくプロセスに、通俗性欲学が関連していることを明らかにした。また、性科学・通俗性欲学に関する研究は、斎藤、古川、赤川による研究があるが、これらの主な分析対象となるのは男性の性欲言説である。このように、女性同性愛者に関する先行研究では、性科学・通俗性欲学における女性全般に対する通俗性欲学の視点がどのようなものであったかという視点が欠け、性科学・通俗性欲学における先行研究では女性の性や女性同性愛者に関して言及されることは殆どない。女性同性愛者への抑圧を考察する際に、同性愛者だけではなく女性が性科学においてどのような目で見られていたかも検討する必要があるだろう。

本論文では、性科学・通俗性欲学において代表的な研究者である田中が、同性愛や女性についてどのような言説を展開したかを詳らかにしたい。それによって、性科学・通俗性欲学において女性や女性同性愛者に対するまなざしがどのようなものであったかを探ることができると考える。具体的には、本論文においてより重点的に焦点をあてる対象は、当該雑誌内における「新しい女」への批判言説である。この点については、まず『変態性欲』誌において、女性同性愛者に対する言及が少ないという事情がある。しかし、それは女性同性愛者に対する抑圧がないということではない。代わりに女性の「正しい」姿が「科学」の名の下に語られ、女性を鑄型にはめ込もうとする言説が展開され、その鑄型にはまらない逸脱した存在として「新しい女」への批判が登場している。その理由として考えられるのは、時代的に「新しい女」が社会的に論争の的になっていた時期であったことがある。もう一つは、彼女たちが時代によっては同性愛者と同一視され批判を受けた時期があったからである(武田, 2003: 31)。実際に青鞥社内ではレズビアニズム的な関係性を持った女性同

士の親密な関係が築かれていた時期もあった(赤枝, 2011: 47)。以上の点から「新しい女」への批判言説を紐解くことは重要であると考えられる。

本論文の構成としては、まず次章で当時の時代背景を概観する。言説分析では、その言説がどのような社会で生み出されたかが重要だからだ(赤川, 2006: 66)。そのうえで第3章において、『変態性欲』誌における「正しい」女性像に関する言説や「新しい女」への批判言説にどのようなものがあったかを整理する。そして第4章で女性を抑圧し異性愛規範に押し込める要素とは何かを考察し、最後に本論文の課題を記して終わりとする。

最後に本研究で使用している用語の説明をしておきたい。本論文で対象とする時代は「同性愛」という概念のいわば形成期にあたる。そのため本稿の歴史的記述において同性愛(者)という場合は、同性に対して性的に惹かれる、あるいは恋愛感情のような情動を持つこと、持つ人、さらにはトランスジェンダーとされる人も含む広範な意味で使用する。また史資料から引用の際は、現在では差別的とされる表現も引用文献に従ってそのまま使用していることを断っておきたい。なお引用時には旧漢字を新漢字に改めた。

2. 時代背景

まずは本論文で考察していく通俗性欲学、『変態性欲』雑誌、「新しい女」について、先行研究を援用しつつ概観する。

2.1. 日本における通俗性欲学の登場

性科学、後に大衆化して通俗性欲学とも呼ばれる「科学」は明治末期から大正期にかけて、西洋から日本に入ってきた新しい「科学」であった。日本における性科学の研究は海外の研究書籍、論文の翻訳とその紹介から始まった。その後徐々に、在野の医師たちが集めた日本国内の「患者」や、ジャーナリストたちが集めた事例の紹介も出現し始める。これにより、西洋の性科学を翻訳紹

介し、大衆の興味関心を引く学問である通俗性欲学が登場する(古川, 1994: 46)。通俗性欲学は軍国主義、優生学、良妻賢母主義など様々な思想や当時の最先端「科学」と結びつくようになっていく。

性科学、通俗性欲学に最も影響を与えたのは、クラフト=エビングの『変態性欲心理』である。『変態性欲心理』は様々な言語に翻訳され世界中に大きな影響を与え、日本では1913年に翻訳版が書籍として出版された。この書籍の内容が通俗性欲学の主流として受け入れられていく。この書籍の出版をきっかけとする「変態ブーム」により、変態性欲に関心が向き「変態」という言葉を社会に定着させた(古川, 1994: 47)。さらにほぼ同時期、日本では女学生同士の恋愛関係が問題視され始め、それまで同性同士の関係を指す「男色」「鶏姦」などという用語では表現できない関係性が表出した(古川, 2001: 90)。女性同士の新しい関係を示す言葉として出現したのが「同性愛」であり、その概念を構成していくうえで大きな影響を与えたのが、西洋から入ってきた性科学関連の書物や雑誌であった(古川, 2001: 91)。

性科学より大衆化した通俗性欲学はアカデミズムで得た知見を一般大衆に啓蒙するという性格が強く、その言説内容は性科学と一致するところが多い。通俗性欲学を牽引したのは羽太鋭治、澤田順次郎、田中香涯の三人だった(赤川, 1999: 164)。彼らが発刊していた書籍や雑誌の正確な部数は明らかになっていないが、度重なる増刷がされていること、そしてその内容が通俗的であるがゆえに一般読者、一般大衆に対しては、相当に影響力があつたとみる必要がある(赤川, 1999: 165)。

『変態性欲心理』の日本語翻訳版出版に際し、呉秀三による序文が書かれており、そこでは当時の富国強兵策を背景に国民は国家のために心身ともに健康である必要性が語られ、健康な性生活の重要性の強調は優生思想を帯び、健康な子孫を育むうえで重要視されていたことが窺える(呉,

1913: 1-2)。性科学・通俗性欲学の必要性については、1921年に出版された高橋北堂編著の『変態性欲講話』でも言及され、変態性欲が国民の心身を害し、ひいては国家を害するとして、この蔓延を阻止する必要があるとしている(高橋, 1921: 1)。性科学は他ならぬ国家のための研究と研究者たちは考えていた。国益のために国民に「正常な」性生活を送らせ優れた国民の数を増やし、欧米諸国に並び立つ文明国家になるために重要とされた。

2.2. 『変態性欲』と執筆者田中香涯

本論文で研究対象となる雑誌『変態性欲』は1922年から1925年まで日本精神医学会が出版した雑誌で、法医学者・医師である田中香涯によって単独執筆された。実際の販売数は判明していないが、姉妹誌である『変態心理』誌の記述から推測すると、読者や販売数は一貫して増加傾向にあったと言える(川崎, 1923: 120)(清, 1923: 360)(無署名, 1923: 600)。また、『変態性欲』は、「異常な性を中心に性現象全般を扱うメディアとして性科学史・性文化史上重要」と評価されている(斎藤, 2002: 19)。

しかし問題も抱えており、1923年の4月、5月の「編集室日誌」を見ると、雑誌の内容をめぐる内務省警保局図書課から一部削除を命じられたとされている。詳しくは明記されていないが、風俗壊乱とされたと考えられる(斎藤, 2002: 16)。廃刊になった原因は田中もしくは学会側が、毎月出版し続けることが困難になった可能性が考えられるが、はっきりしていない(斎藤, 2002: 17)。廃刊後『変態心理』誌に吸収され、変態性欲欄が設けられたが、1925年7月から1926年1月の間のみであった。変態性欲欄消滅の理由は「官憲の忌憚に触れた」ためとされている(田中, 1926: 229)。内容が性的であることから、風俗壊乱とされたと考えられる。通俗性欲学は国益のための「科学」と自らを位置づけながらも、世間の性的な事象へのタブー視という価値観からは逃れられな

かった。

単独執筆者である田中香涯（本名祐吉）は、大阪医学校を卒業し、1894年から1914年まで大阪医学校を中心に医者、医学研究者、教育者として活動し、台湾総督府医学校教授、福岡医科大学講師などを務め、教員時代の半ば頃から性に関する諸論考を発表し始めた（斎藤、2002：19）。『変態心理』第9巻第5号（1922）内における『変態性欲』誌広告内で、既に「我邦性欲学の第一人者」と紹介されている。彼は『変態性欲』創刊号の発刊の辞において「性の研究が人生及び社会問題を解決する上に於て緊要なることを啓示開明しなければならぬ」と記しており、国民の啓蒙を目指していた（田中、1922a：2）。「本篇は変態性欲に関する学説の概要を一般読者に知悉せしめんがため」と、やはり学説を一般読者に理解させることを目指していた（田中、1922b：46）。また、「性に関する事項を筆にする者は、能ふだけ真面目なる態度を取り、学者的立場を失はない様に注意して、世の非難誤解を回避するに努めるとも書いており、性的な内容に対する世間からの視線を気にしていた（田中、1922a：2）。実際に発刊の辞の中で、性科学は正当な学問であり異端なものではないと強調するための文言が随所に見られる。「人生及び社会問題を解決する」ための「科学」であるという主張は、通俗性欲学が正当な学問・科学であるという主張を支える大きな要素でもあったのだろう。

2.3. 「新しい女」とは

本論文で焦点をあてていく「新しい女」についても触れる必要がある。明治維新によって成立した当時の近代国家において「国民」の中に女性は入っておらず、既婚女性は夫に従属を強いられ、家庭内では良妻賢母の役割を規定された（今井、2004：25）。この時代家父長制に異議を唱え、抵抗し解放を訴えたのが「新しい女」たちである。「元始、女性は実に太陽であった。真正の人であった」と平塚らいてうの発刊の辞から始まった『青

鞆』は1911年に女流文学の発達を目指して創刊された、初の女性による文芸雑誌だった。単なる文芸雑誌ではなく、家父長的家制度や伝統的結婚制度に抵抗した女性たちの集まりとなった（岩淵、2011：9）。

『青鞆』は真の女性解放を目指し、貞操論争、墮胎論争、公娼制度廃止等の主張を展開した。そして、青鞆社の女性たちは良妻賢母思想を批判し、抵抗者となった。平塚は男女の権力関係の不均衡を理由に、結婚制度を「一生涯に亘る権力服従の関係」（平塚、1913：162）と批判し、他にも姦通罪における性の二重規範を批判した。彼女たちが目指した恋愛による結婚で結ばれた男性も、自分の支配者もしくは抑圧者になっていくというジェンダー構造にまで目を向け、性別役割に対する反発や否定を表明した。「新しい女」たちにとって、女性を抑圧する社会構造との闘いの場であった『青鞆』は、日本における婦人解放運動の原点と言える（岩淵、2011：9）。また、設立して間もない青鞆社内では平塚と尾竹紅吉の関係に代表されるように、女性同士の親密な関係性はレズビアニズム的なロマンスを帯びていた時期もあった（赤枝、2011：47）。まさに「新しい女」とは、規範に当てはまることのない抵抗者だった。

青鞆社の「新しい女」たちに影響を与えたのは、スウェーデンの思想家エレン・ケイであった。ケイは恋愛で結ばれない結婚を否定し、愛情を伴う恋愛と結婚こそが種族の繁栄を導くものという結婚観を提示した（楊、2016：33）。そして当時のフェミニズムの主流であった女権主義によって起こった女性の男性化と個人主義という影の部分修正するために、性の区別を認め、女性には性に根差した母たる使命があるとする母性主義を提唱した（今井、2005：146-147）。結婚制度に内在する男女の不平等を訴えていた平塚は、男女が恋愛によって結びつくことで、その解消が可能であるというケイの思想に傾倒し、「恋愛の自由」とそれに基づく恋愛結婚を標榜し、次第に母性主義を唱えていくようになる。ケイが恋愛による男女の調

和を目指したのは、女性には子どもを産む義務があるからだと考え、「子どもの養育に積極的に全人格を傾けるのが何物にも替えられない女性の職分である」と考えていたからである（Key=1997：214）。「女性の永遠の任務とは、新しい生命を育て、これを永久に伝えること」という主張からも、女性が出産することをケイがどれほど重要視していたかが窺える（Key=1997：215）。それまでの女性解放思想の主流であった女権主義が男性と同じであることを求める動きだったのに対して母性主義は女性の産む性を強調し、そこに価値を見出した。母性主義は女権主義に次ぐ、新しい女性解放思想となる。

「新しい女」や青鞥社は当時の社会から批判の対象となっていくが、その原因として彼女たちは性的に放埒であるという偏見があった。そう捉えられたのは平塚の私生活、彼女が主張し実践した「恋愛の自由」にある。「恋愛の自由」は平塚や他の青鞥社の女性たちのスキャンダルによって、多数の相手と性的な関係を結ぶものだと世間から誤解されるようになる（今井、2018：18）。『変態性欲』において田中も同様の誤認をしている。

明治末期頃に日本社会に流入した性科学とほぼ同時期に、西洋化の波とともに女性の新しい在り方が輸入され、批判を受けながらもそれを実践してきた「新しい女」たち。そして通俗性欲学の流行と、国益のためという使命感を帯びて『変態性欲』誌が出版されていく。それでは、この雑誌がどのように女性を規範に押し込めていったかを次章で検証していく。

3. 『変態性欲』における科学を利用した抑圧の正当化

この雑誌が扱っている「性」とは性愛、性交、生殖などの狭義的な範囲だけではなく、出生時に割り当てられた性別に基づいた規範に関する問題まで取り扱っている。同性愛についても取り上げているが、その多くが男性同性愛（者）について

である。しかし、それは女性同性愛者の存在を問題視していないというわけではない。女性の性について広範に取り扱いながら、田中は女性のあるべき姿を規定している。そしてそこから逸脱した女性全般を批判していた。つまり、女性同性愛者はあるべき規範から逸脱した、逸脱する可能性があると考えられる女性の中に内包されている。本章では、田中が女性についてどのような言説を展開しているかを見ていく。

3.1. 『変態性欲』誌における女性の捉え方

『変態性欲』では女性に関する事象が多く取り上げられている。本節では田中が女性の規範をどのように「科学」的な言説として論じていたかを見ていく。

田中の考えがわかりやすく端的に表れているのは「蓋し女子たるものは処女としては純潔であり、妻としては貞淑であり、母としては愛育者たるべきもので、斯くあつてこそ、女性としての意義と権威とが認められるのである」という記述だろう（田中、1923a：6）。そして、女性が家庭の中にいる意義についても田中は言及している。

我国の婦人が欧米識者の賞賛するが如くに、温雅優婉で愛の気持ちに富んでゐるのは、能く家庭の主婦たる本職を心得、財欲権力の争闘場たる社会に接触しないからである。若し社会に於ける財欲権力の闘争気分が家庭内にも進入したならば、必ずや婦人の愛の心情に悪影響を及ぼして之を萎縮荒廃せしめ、幾多の家庭的悲劇が演出せられるに至るかも知れない（田中、1923c：232-233）

つまり、田中が考える家庭は、外で働く男たちにとって閉ざされた安らぎの場という社会と隔絶された場所だった。そして田中は様々な「科学」的根拠を上げ、女性を家庭内に閉じ込めようとする。例えば田中は女性を「元来男子とは啻に其の身心の状態を異にするのみならず、其の精神生活

は絶えず生殖機能の影響を受けて変調動揺し易く、従つて犯罪し易き衝動」を持っている存在としている（田中, 1922c: 103）。他にも「一生大なる小児に留まれる女子は、どうしても優強なる男子の庇護を受けなければ、その生活地位の安泰を保つことが出来ない」とあり結婚の必要性へと繋げている（田中, 1925: 215）。

また、婦人解放運動についての言及もあり、ここでは「本能的生活に支配される女性が一般に思慮に乏しいのは自明の理である。加之、女性は感情に動かされ易く、暗示感性が強いから、その心もち、動作、態度が固定せず、且つ他人の意思に左右され易き傾向が著しい、そして女性は些細の刺激に遇うても直ぐに反応的に興奮する」と論理的な思考力を持たないことが女性の特徴として挙げ運動を批判している（田中, 1923b: 62）。男女の賃金格差についても、女性の能力の低さに起因するとして、女性の経済的独立の主張への批判に援用されている（田中, 1923c: 234）。また、「自ら進んで独立的職業に従事するにしても、身心の能力の男子に劣つた女子、月経、妊娠、産褥等の故障ある女子が、積極的に男子と対抗することの不可能なる所以は余りに明白である」と産む性としての女性の機能を劣等性に繋げ、女性の賃金が低いのは男性より作業能率が劣っているからで、決して不公平ではないと「新しい女」が求めた賃金格差の是正を一蹴している（田中, 1923c: 233-234）。総じて、女性は心身ともに男性よりも劣っているから、男性の支配下にあるべきだと考えている。

田中は女性が家庭の外に出ていくことで、問題が起こるとも論じている。それは「女性の男性化」という現象であった。ここで言われる女性の男性化とは何だろうか。田中は「平和と愛との象徴たる女性が、闘争気分にあたされる社会に乗り出して、経済的に独立することは、女性の男性化でなくて何であらう」としている（田中, 1923c: 234）。つまり経済的に独立することにより、女性は社会の荒波にもまれ男性化してしまうとしてい

る。そして女性の役割が結婚し、子どもを産むことであるとして「自覚あり教養ある賢い女性は、一生独身で働くよりも、寧ろ須く結婚して優良の子供を分娩育成する方が、どれだけ社会なり民族なりに貢献するかも知れない。女性の男性化は女性の自滅であると共に民族の自殺」とし、女性の男性化は民族全体の問題としている（田中, 1924e: 226）。

では、女性同性愛者に言及している箇所を見てみたい。田中は女性同性愛者を男性化した女性と捉えている。『変態性欲』誌上において、直接女性同性愛者に言及している箇所は多くない。多くは事例紹介で、海外からの引用が多く、国内の事例は女性同士の心中（未遂）事件と平安時代に女性同性愛者がいたという紹介くらいである（田中, 1922e: 155）（田中, 1924d: 204-209）（田中, 1923f: 88）。資料や事例が少ないというものがあるが「先天性に同性愛を好む女性に於ても、女子としての処世的必要と、社会的慣習とによつて結婚する者も少く無い」とあるように、女性同性愛者であっても、最終的に男性と結婚し家庭に入るので、田中はさほど問題にしていなかったと思われる（田中, 1922d: 146）。

しかし、女性同性愛者を問題視する場合もある。それは彼女たちが女らしさを喪失し、男性化した場合である（田中, 1924a: 104-107）。「女らしき優雅温籍なる処がない。女性でありながら飲酒喫煙を嗜み、好んで男装をなし、庖厨裁縫の技を嫌つて、或は政治を談じ或は経済を論じ、或は女権論を主唱するが如きもの、中には、その性欲も顛倒せるものも決して少く無い」（田中, 1922d: 147）。田中は女らしくなく、良妻賢母に欠かせない技術を嫌う存在として女性同性愛者を位置づけている。また、政治や経済を語り女権論を語る女性たちである「新しい女」を女性同性愛者と混同していたことも窺える。

『変態性欲』誌上において女性という性を批判的に言及する際、田中は青鞥社あるいは「新しい女」に言及することが多い。田中は様々な「科学」

的言説を用いて「新しい女」たちがどれほど女性としての義務を蔑ろにしているかを主張する。それでは、次節では田中の「新しい女」に対する批判に注目する。

3.2. 『変態性欲』誌における「新しい女」批判

田中は常に「新しい女」に批判的で「益々新しい女の鼻息が荒くなり」などと幾度か取り上げている（田中，1924b：24）。「新しい女」とされる女性たちの多くが高学歴の女性たちだったが、田中は「女大学式の教育を受けた良妻賢母主義の女性は、その理性を以て動揺し易い感情を抑制し、能く一人の男子に冊づいて忍従の生活を送るもの」と、良妻賢母教育は肯定的に見ている（田中，1923d：204）。しかし当時の女権論者が唱えた男女同等の教育については「両性の心身の差異を根本的に知悉した科学者は、女子を男子と同一に取扱ふことの不自然不合理なることを認めてゐる」と「科学」的知見から反対していた（田中，1924c：185）。他にも女性が知識を持つことは夫との不和を招き、家庭の安寧を乱すとも考えていた（田中，1923a：11）。田中が男女同一の教育を否定する「科学」的知見は「近代の女性がなまじひに教育を受けて自尊心が起り、而もその本来の感情的、空想的なる」ために「自ら貞操を無視」してしまうと貞操を引き合いに出して、否定していた（田中，1923b：65）。

貞操と「新しい女」に関して田中は「恋愛の自由」を性的な放埒さと結びつけた「自由恋愛」と認識し、自由恋愛を実践する人々が増加することを「社会の風教を乱し、性病の蔓延を助長し、人口の減退を来し、また他の一面には職業に従事する独立婦人の増加する結果として、職業上の競争から生活問題を益々紛糾せしめる」と断定した（田中，1923a：2）。そして婦人解放運動に関わる女性たちを「ロマンチック思潮の影響と個人主義の感化とによつて、女性の遵守すべき倫理道德を閉却無視し、処女としては不純、妻としては不貞、母としては愛育の義務を忘れ」としていると批判して

いる（田中，1923a：6）。婦人解放運動に反対しないという場面もあるが、実質的には「女子たる者は人の妻たり母たるべきものたることを忘れてはならない」と、女性が婦人解放運動に従事することは、その役割を放棄することと批判的に論じ、貞操の面からも否定的な態度を見せる（田中，1923b：68）。女性が家庭から外に出ていってしまうと、それに伴い男性も女性を求めて外に出ていくことになり「現代社会の性的秩序は忽ち紊乱して、原始時代の濫婚状態に化するに違ひない」と主張している（田中，1923h：191）。経済的独立も、女性が家庭の外に出ることにより自由恋愛が増え、性病蔓延を助長するとしていた（田中，1923e：81）。田中は自由恋愛が女性たち間で流行するのは、女性の社会参加を促す婦人解放運動に原因があると考えていた（田中，1923a：5-6）。

ではなぜ、田中は極端なまでに女性は貞操を守らなくてはならないと考えているのか。そこにはその根拠となる「科学」的な言説が存在する。それは「独身生活を送り、貞操を厳守する間のみは男子に対立することは出来るにしても、既に一度其の肉体を男子に許した後は其の相手の如何を問はず、女子の身心は全く男子のために征服せられたふ」というものだ（田中，1922f：258）。女性は一度男性と性的関係を結ぶと、その身も心も相手の男性によって征服されてしまうと考えていた。これは当時「一旦交合を許した女性の血液は、相手の男子の精蟲成分の進入によつて、単純なる処女時代の血液性質が変化し、或意味に於て不純の血液となるのである」という「科学」を信じていたからである（田中，1923g：185）。そのため、「実験実証に立脚せる生物学上より見れば、性的関係に於ても男女は決して同等で無く、また其の貞操に対しても決して同一視することは出来ない」と性の二重規範を肯定している（田中，1922f：258）。この考えは田中だけではなく、羽太鋭治も言及している（羽太，1921：78-80）。通俗性欲学においてこの学説は一般的であったと考えられる。

田中は「科学」的言説を用いて、優れた子どもを産むということが女性の義務であるとする事で、女性の本質や義務に当てはまらない存在である「新しい女」を批判してきた。それは女性が男性主体の社会において求められる母、妻という役割を押し付けられ抑圧されることを正当化するものとして機能した。

4. 考察

前章で見てきたように、田中の言う女性とは家庭を守るべき存在であり、それが義務であるとしていた。田中は『変態性欲』誌上において執拗に「新しい女」を批判しており、その批判言説で注目すべきは、幾度となく女性の果たすべき義務、役割を引き合いに出しているということである。この女性に課せられた果たすべき義務、役割とは何だったのかを、簡単に整理したい。

田中が考える、女性の本来持っている役割とは、夫と子どものために家庭の中にいることであつたのは前章で見た。家庭の外に出ることは、男性よりも弱い存在である女性に不利益となり、さらにそれは社会全体の不利益にもなる、というのが大まかな彼の主張である。このような、女性に夫と子どもへの献身を自然なものとして当然視する規範が「母性」である。この場合の「母性」とは、単なる妊娠・出産だけではなく、家庭内における女性によるケアの営み全般を指す。このような広く曖昧な意味合いの「母性」は、曖昧であるがゆえに長年「自然」や「本能」として、女性は自明に持っているものと女性たち自身に内面化され、主体的に社会からの母親役割の期待に沿う生き方を選択させる機能を果たしてきた(元橋, 2021: 18)。ちょうど母性という言葉が出始めたのは、大正時代の初め頃に西洋からの翻訳であったことを考えると、通俗性欲学の専門家である田中が、女性の家庭内でのケア役割を殊更重視することは当然とも言える。

しかし興味深いことに、同時期「新しい女」た

ちも家父長制に対抗するためのツールとして「母性」を主張していた。そもそも、母性という言葉を持ち込んだのは「新しい女」の多くが信奉したエレン・ケイの著作の翻訳からという見方もある(沢山, 1979)。だが両者の「母性」はやがてどちらも異性愛主義に回収され、利用されていく。

田中が「母性」を発揮させる場としての「家庭」の認識を見てみると、なぜ「母性」を重視していたかがわかるだろう。女性は家庭の中で「母性」を発揮し、夫と子どものために存在するものとしていた。「母性」を失わせないために、田中は女性を外に出さず内に閉じ込めておく。その根拠として「科学」を利用して、女性が社会に出ることは男性化に繋がり、それは「母性」の放棄だと批判した。婦人解放運動を標榜する女性たちへの「結婚の意義を無視し、妊娠分娩を煩しき負担であるとなして之を回避するに勉め、母性としての自然的義務を藐視し」(田中, 1923a: 6)ているという非難は、婦人解放運動によって女性が生殖という「母性」の一局面にして重大な役割を放棄するという批判である。これまで見たように、女性の男性化を防ぎ「母性」を守ることは、社会と民族の未来のために重要と考えていた。

田中が女性について問題としたのは、女性の男性化、女性の貞操の乱れ、家庭から出て本来の責務を疎かにすることだった。貞操の乱れという点では、女性が多く男性と性的な関係を結ぶことは、生まれてくる子どもに害があるからとしている。そのため、貞操を重視しないで性的に自由に生きるという「新しい女」への偏見は随所に見られ、その偏見は婦人解放運動や女性の経済的自立に反対する言説の理由にもなる。民族の純潔性を重要視する思想を背景に「新しい女」は性病の蔓延などの責任を負わされ、強く批判された(田中, 1923a: 2)。女性は将来産まなければならない子どものために、その身体を純潔に保たなければならない。貞操は最終的には「母性」に回収されていく。この言説は、男性と違って女性が貞操を遵守しなくてはならない理由として用いられ、

性の二重規範を肯定する言説としても語られている。

「母性」に重要な生殖の問題と女性同性愛者の関係について触れておきたい。田中は、女性同性愛者に関しては、家庭内が不仲になるという問題は指摘しているが、生殖に関しては触れていない(田中, 1922d: 146)。恐らく、女性同性愛者は多くの男性と性的関係を結ぶとは考え難いため、生まれてくる子どもに悪影響を与えないと、田中は考えたからではないか。あくまで女性は子どもを産み育てる存在としてしか重要視していなかった。それは日清日露の両戦争を大きな契機とし、家庭の重要な任務は戦争勝利のために良質な国民を作ることとなったという家庭の在り方に関係しているだろう(牟田, 1996: 67)。つまり田中や呉、高橋が主張したように、通俗性欲学は国民の健康な子孫を育むという国益のための「科学」だった。この「科学」は国民を、特に女性を抑圧するための言説として都合よく利用されていく。なぜなら女性を家庭という「内」に閉じ込めようとする考えは、家父長制の思想と一致するからである。田中は「母性」という概念を「科学」的言説によって確かなものとする事で、「母性」による抑圧をあたかも科学的に正しいものと語っている。

田中に「母性」を失っていると批判された「新しい女」たちもまた、母性を重視し利用してきた。時代とともに彼女たちは外部からの批判と内部からの必要性に駆られ、母としての自分たちに権威を見出し、母性主義に傾き異性愛主義的な色を帯び始めた(赤枝, 2011: 58-69)。異性愛主義を帯び始める様子を、「新しい女」として代表的な人物を例に挙げて見てみよう。平塚らいてうはかつて、尾竹紅吉との接吻を克明に『青鞥』誌上に綴った(平塚, 1912: 84-85)。そのわずか3年後、1914年4月号附録「女性間の同性恋愛—エリス—」翻訳の序文では尾竹を「先天的な性的転倒者」と位置づけ、自身は彼女から距離を置き差異化を行い、同性愛関係に明らかな忌避の態度を見せる(平塚, 1914: 1)。この手のひら返しは、平

塚がケイの思想に出会ったこと、そして性科学の知に出会ったことが大きい。ここで平塚が翻訳しているものは、イギリスの性科学者ハヴロック・エリスの著作だった。「新しい女」もまた性科学の知からの影響を受けていた。平塚が大きな影響を受けたケイの著書『恋愛と結婚』でも明らかに、母性主義は異性愛を前提としている。平塚は1913年に同著に出会い影響を受け、1918年から19年にかけて母性保護論争を繰り広げ、自身の母性保護思想を実現させるために新婦人協会を設立した。

「新しい女」にとっても「母性」は自分たちの主張の重要な核となる要素であった。しかし田中は「新しい女」を「母性」を果たさない存在と批判した。これは、田中の言説では「母性」は家父長制に迎合するものだったが、「新しい女」にとって「母性」は家父長制から逃れる切り札だったというズレがあったからである。そして、平塚の態度の変化は異性愛主義への動きでもあるが、同時に『青鞥』からの同性愛的な空気の排除でもある。つまり『青鞥』内においても、女性同性愛は追い出されることによって不可視なものへと変えられた。

このように家父長制を取り巻く一見すると両極端な思想でも、「母性」という価値観を、認識のズレはありつつも共有しており、また女性同性愛の不可視化も同じ様に起こっていた。「新しい女」たちは女性の解放を目指した点において、家父長制や女性を抑圧する力に対抗する存在となり得た。執拗な批判を受けたことは、裏返せばそれだけ脅威と捉えられていたことも意味する。しかし時代的な限界により彼女たちは「母性」を重視し、異性愛主義に突き進んだ。「新しい女」が掲げた「母性」と通俗性欲学の「母性」は家父長制に対する態度は真逆であったが、女性の持つ生殖機能が社会のために大切であり、女性が産む子どもが社会にとって有益な存在であるべきであるという思想を共有していた。その両者に共通する「母性」概念が現在まで残り、女性を家庭へ押し込めていく

言説となり、加えて異性愛主義社会を構成する一要素にもなっている。

抑圧を糾弾する側と抑圧を守る側が結果的に同じ前提を共有していることで、互いを強化しあっているとフーコーが論じた現象が起ってしまっている (Foucault=1986:15-16)。女性を抑圧する家父長制に即した言説を生成した田中と、家父長制に抵抗した「新しい女」の双方が、女性に「母性」が備わっているとしたことによって、結局は互いを強化しあっていた。特に通俗性欲学という「科学」がこの現代にも続く女性と男性の規範、ジェンダー知を肯定していることは大きな意味がある。江原はジェンダー知に関する科学的言説が社会構成員の社会的諸実践に影響を与え、男女二元論社会を生産していっていると論じた (江原, 2001:353-358)。これらの言説が、たとえ現代的な視点では似非「科学」的言説であったとしても、女性同性愛者に対する差別を肯定する下地となり、現代にも受け継がれていると言える。

5. 終わりに

以上のように、性科学・通俗性欲学という「科学」が差別を肯定し性規範を構成する言説に用いられたことを見てきた。もちろん『変態性欲』誌だけに責任があるわけではない。また、通俗性欲学などの科学や学問は、日本が第二次世界大戦へと進んでいく中で次第に廃れたが、それでも「変態」という概念や、通俗性欲学の言説が残り続けた理由も検討の必要がある。これまでのジェンダー研究において、ジェンダーやセクシュアリティが社会の中で作られたということは既に自明のことである。しかし、通俗性欲学という、当時一般大衆に相応に影響力があつたと考えられる「科学」における言説を明らかにすることに、この研究の意義がある。国が人々を統治していく際に、都合の良い規範を「正常」とし、その規範を作り出すことに「科学」が加担した。それが女性の抑圧、さらに女性同性愛者により強い抑圧を招

来することとなった。

社会にある同性愛者、女性同性愛者に対する差別、抑圧は所与のものではなく、日本が近代化されていく中で家父長制にコミットしていくために都合よくつくられたものであった。どのようにつくられたのかを知ることができれば、同じ過ちを繰り返すことを避けることにも繋がり、また現状を変えていくことも可能となる。つまり、社会福祉の実践において指針となるソーシャルワークのグローバル定義にある社会変革にも寄与する可能性を秘めている。歴史学者 E. H. カーが遺した言葉にあるように歴史とは現在と過去との対話である。過去を探索することが現代の問題を解決するうえで重要となる。

また、女性同性愛者への抑圧がどのように作られたのかを明らかにすることは、ジェンダー理解を促進することに繋がり、ソーシャルワークのグローバル定義にある、人権や多様性尊重についても大きな意味を持つ。本論文が加藤 (2008) の示した社会福祉学の固有領域である最も阻害された人たちへの連帯、そして人権侵害への抵抗の一つとなり得ることを願っている。

本稿は第 67 回日本社会福祉学会秋季大会での報告内容の一部である。

参考文献

- 赤枝香奈子 (2011) 『近代日本における女同士の親密な関係』角川学芸出版。
- 赤川学 (1999) 『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房。
- 赤川学 (2006) 『構築主義を再構築する』勁草書房。
- 江原由美子 (2001) 『ジェンダー秩序』勁草書房。
- Foucault Michel (1969) *L'archéologie du savoir* (=1981, 中村雄二郎訳『知の考古学』河出書房)。
- Foucault Michel (1975) *Surveiller et punir, Naissance de la prison* (=1977, 田村俣訳『監獄の誕生—監視と処罰』新潮社)。
- Foucault Michel (1976) *L'Histoire de la sexualité, La volonté de savoir* (=1986, 渡辺守章訳『性の歴史 I : 知への意志』新潮社)。
- 古川誠 (1994) 「セクシュアリティの変容: 近代日本の同性愛をめぐる3つのコード」『日米女性

- ジャーナル』17, 29-55.
- 古川誠 (2001) 『『性』暴力装置としての異性愛社会—日本近代の同性愛をめぐる—』『法社会学』2001(54), 80-93.
- 羽太鋭治 (1921) 『変態性欲の研究』(再録, 斎藤光編: 2006, 『近代日本のセクシュアリティ—(性)をめぐる言説の変遷—第2巻 変態性欲と近代社会II』ゆまに書房).
- 平塚らいてう (1912) 「円窓より(茅ヶ崎へ, 茅ヶ崎へ)」『青鞥』第2巻第8月号76-108.
- 平塚らいてう (1913) 「世の婦人たちへ」『青鞥』3(4) (再録: 1983, 『青鞥』) 156-164.
- 平塚らいてう (1914) 「女性間の同性恋愛—エリスより—」『青鞥』4(4), 1-24.
- 今井小の実 (2004) 「社会福祉と女性」林千代編著『女性福祉とは何か—その必要性と提言—』ミネルヴァ書房, 24-37.
- 今井小の実 (2005) 『社会福祉思想としての母性保護論争—“差異”をめぐる運動史』ドメス出版.
- 今井小の実 (2018) 「『新しい女』平塚らいてうと西欧母性主義との出会い」青木恵理子編『女たちの翼—アジア初期近代における女性のリテラシーと境界侵犯的活動』ナカニシヤ出版, 15-37.
- 岩淵宏子 (2011) 「『青鞥』と日本女子大学校—平塚らいてうと成瀬仁蔵」『新しい女』研究会編『『青鞥』と世界の「新しい女」たち』翰林書房.
- 加藤博史 (2008) 『福祉哲学—人権・生活世界・非暴力の統合思想—』晃洋書房.
- 川崎清 (1923) 「編輯の後に」『変態心理』11(1) (再録: 1998, 『変態心理』21, 大空社) 120.
- Key Ellen (1903) *Kärleken och äktenskapet* (= 1997 小野寺信・小野寺百合子訳『恋愛と結婚』新評論).
- 清 (1923) 「編輯の後に」『変態心理』11(3) (再録: 1998, 『変態心理』21 大空社), 360.
- 呉秀三 (1913) 「序」*Psychopathia Sexualis* (= 1913 黒沢良臣訳『変態性欲心理』) (再録, 斎藤光編: 2006, 『近代日本のセクシュアリティ—(性)をめぐる言説の変遷—第2巻 変態性欲と近代社会I』ゆまに書房) 1-4.
- 三成美保編著 (2015) 『同性愛をめぐる歴史と法—尊厳としてのセクシュアリティ—』明石書店.
- 元橋利恵 (2021) 『母性の抑圧と抵抗—ケアの倫理を通して考える戦略的母性主義—』晃洋書房.
- 無署名 (1923) 「編輯の後に」『変態心理』11(5) (再録: 1998, 『変態心理』22, 大空社) 600.
- 牟田和恵 (1996) 『戦略としての家族—近代日本の国民国家形成と女性』新曜社.
- 斎藤光 (2002) 「別冊・解説, 総目次」復刻版『変態性欲』不二出版.
- 沢山美果子 (1979) 「近代日本における『母性』の強調とその意味」人間文化研究会編『性と文化』白馬出版.
- 杉浦郁子 (2010) 「レズビアン of 欲望 / 主体 / 排除を不可視にする社会について」好井裕明編『セクシュアリティの多様性と排除』明石書店, 56-91.
- 杉浦郁子 (2015) 「『女性同性愛』言説をめぐる歴史的研究の展開と課題」『和光大学現代人間学部紀要』8, 7-26.
- 高橋北堂編 (1921) 『変態性欲心理講話』(再録, 斎藤光編: 2006, 『近代日本のセクシュアリティ—(性)をめぐる言説の変遷—第2巻 変態性欲と近代社会II』ゆまに書房.)
- 武田美保子 (2003) 『〈新しい女〉の系譜—ジェンダーの言説と表象』彩流社.
- 竹村和子 (2002) 『愛について—アイデンティティと欲望の政治学』岩波書店.
- 田中香涯 (1922a) 「発刊の辞」『変態性欲』創刊号 (再録: 2002, 『変態性欲』1, 不二出版), 1-3.
- 田中香涯 (1922b) 「変態性欲要説 (一)」『変態性欲』創刊号 (同) 46-53.
- 田中香涯 (1922c) 「女性の生殖機能と犯罪 (上)」『変態性欲』1(3) (同) 103-113.
- 田中香涯 (1922d) 「性的顛倒と疼痛性淫乱症—変態性欲要説 (二) —」『変態性欲』1(3) (同) 146-149.
- 田中香涯 (1922e) 「女子同性愛に関する説話」『変態性欲』1(4) (同) 151-161.
- 田中香涯 (1922f) 「精液の女体に及ぼす影響」『変態性欲』1(6) (同) 247-258.
- 田中香涯 (1923a) 「解放的女性の貞操無視に関する学理的考察」『変態性欲』2(1) (再録: 2002, 『変態性欲』2, 不二出版) 1-14.
- 田中香涯 (1923b) 「解放的女性の貞操無視に関する学理的考察 (承前)」『変態性欲』2(2) (同) 61-70.
- 田中香涯 (1923c) 「性と社会 (5)」『変態性欲』2(5) (同) 232-234.
- 田中香涯 (1923d) 「姦通の原因及び動機 (下の一)」『変態性欲』2(5) (同) 193-211.
- 田中香涯 (1923e) 「女性の経済的独立と性病」『変態性欲』3(2) (再録: 2002, 『変態性欲』3, 不二出版) 79-81.
- 田中香涯 (1923f) 「近古性話 (二)」『変態性欲』3(2)

- (同) 87-89.
- 田中香涯 (1923g) 「男女の貞操を同一視する謬見」『変態性欲』3(4) (同) 184-188.
- 田中香涯 (1923h) 「性と社会 (九)」『変態性欲』3(4) (同) 189-192.
- 田中香涯 (1924a) 「男性的女子 (ギナンドリール)」『変態性欲』4(3) (再録: 2002, 『変態性欲』4, 不二出版) 104-110.
- 田中香涯 (1924b) 「吾人の立場より観たる女性 (上)」『変態性欲』5(1) (再録: 2002, 『変態性欲』5, 不二出版) 23-29.
- 田中香涯 (1924c) 「吾人の立場より観たる女性 (下の一)」『変態性欲』5(2) (同) 68-74.
- 田中香涯 (1924d) 「女子の同性愛と犯罪」『変態性欲』5(5) (同) 200-209.
- 田中香涯 (1924e) 「吾人の立場より観るたる女性 (下の三)」『変態性欲』5(5) (同) 225-227.
- 田中香涯 (1925) 「女子の残虐性」『変態性欲』6(5) (再録: 2002, 『変態性欲』6, 不二出版) 05-214.
- 田中香涯 (1926) 「『変態性欲』執筆辞退の辞」『変態心理』17(2) (再録: 1999, 『変態心理』31, 不二出版) 228-230.
- 楊妍 (2016) 「1920年代における章錫琛のエレン・ケイ思想の受容について: 平塚らいてうとの比較を中心に」『国際文化研究』22, 31-44.
- 鄒韻 (2018) 「大正時代における女性同性愛を巡る言説: 『同性の愛』事件と吉屋信子『花物語』を中心に」『超域的日本文化研究』9, 74-87.

Discrimination against lesbians by “motherhood”: Considering sexual discrimination discourse in the magazine “Hentai Seiyoku”

Riko Harada

Doctoral Student in the Graduate School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University

This paper is part of a research project that explores what social conditions and discourses created the discourse that oppresses female homosexuals that continues to this day. The words and concepts of “homosexuality” and “perversion” were born from sexology, which emerged between the end of the Meiji period and the late 19th century/early 20th century. Specifically, this paper examines the oppression of women and the related process of pushing women to perform heterosexual norms through a discourse analysis of the magazine “Hentai Sexual Desire,” published in the 1920s by Kogai Tanaka, a well-known expert in sexology. There are few direct references to female homosexuals in “Hentai Sexual Desire”; instead, the magazine relentlessly criticizes the “new woman” as deviating from the image of a woman who is motherly in the home and exists to support her husband and children. Tanaka speaks of the patriarchal ideology that situates women as dominated by men and directed to bear and raise children as a progressive and advanced scientific discourse. At that time, Japanese society generally sought to strengthen patriarchy; however, Tanaka’s discourse was based on the scientific knowledge of sexology, which was widely known to the public and, because of his knowledge, he must have had a great influence on people. However, the “new woman” also fought against the patriarchy by exalting motherhood. Even the polar opposites surrounding patriarchy shared the value of motherhood, reinforcing each other and thus reinforcing heteronormative norms.

Key words: sexology, women’s history, female homosexuals, discourse analysis, heteronormativity

書評

三宅由佳著

『社会福祉法人・社会福祉協議会の経営と会計
：ソーシャルイノベーションの創発に向けて』

A5判／284頁／定価3,400円＋税／中央経済社，2023年

小西 砂千夫

関西学院大学名誉教授

本書は、社会福祉法人と社会福祉協議会という、社会福祉サービス提供の担い手となる組織に対して、経営と会計というアプローチから、そのあり方を問うた労作である。書名から社会福祉という対象に市場原理的な原理を持ち込むなどと早計に決めつけるべきではない。副題に、ソーシャルイノベーションの創発とあるように、組織としての運営の合理性の追求やアカウンタビリティを果たすなどの必要性を踏まえることで、情緒的な議論に流されることを戒めつつも、それらの組織が、社会変革を促す担い手となるために必要なことは何かを追求しようとした、大きな志を前面に出した研究書である。なお、著者の三宅氏は、2020年に関西学院大学から博士学位（人間福祉学）を授与されている。

本書の目的は、「はじめに」にあるように、「社会福祉法人に関わる方々に、社会福祉法人が持続的に地域福祉力を推進する存在であることを再認識してもらい、それを活動につなげ、さらに地域社会に発信するための「経営」を提起する」ところにある。そのうえで、本書は、昭和36年の国民皆年金・皆保険によって、「国による明確な責任のもと、社会保障制度体系が整えられた」反面で、「近年の地域社会においては、福祉機能の一部が財源規模に差がある地方自治体に移譲され、

また、新自由主義の席卷が積極的な民間活用を促進したため、地方自治体間における「福祉機能の充実」に幅が生じている」と問題提起する。

現在、社会福祉法人は、地域共生社会の構想の下で、自らの強みを活かして、従来の枠組みに縛られることなく、地域資源となって、ふさわしい公共サービスを提供することが期待されている。そのためには、本書で記述されているような、法人としてのガバナンスを強化し、会計、税務等の知識に通じて適切な経営に努めることで自らの経営基盤を確立させるとともに、その経営環境を整えるための財源的な支援の枠組みが必要であるというのが、筆者が読み取った本書の主張である。

本書の構成は次のようになっている。

第1章 社会福祉法人が担う役割 公私関係の変遷、財源と統制、会計制度の変遷

第2章 社会福祉法人のガバナンス

第3章 社会福祉法人の会計

第4章 社会福祉法人の経営分析

第5章 社会福祉法人の税務

第6章 社会福祉法人のソーシャルイノベーション

第7章 英国のソーシャルイノベーション

第8章 社会福祉法人のアカウンタビリティ

そのうち、第2章から第5章までは、社会福祉

法人の経営陣のために示された技術論として記載されている。組織として適切な運営を行ううえでの必須の知識がコンパクトかつ明瞭に示されている。必携書ともいうべきものである。

それらを踏まえて、本書においてもっとも重要と考えられるのが、第6章の社会福祉法人が目指すべきソーシャルイノベーションについての記述である。筆者も、この箇所については大いに賛同するものばかりであった。そこには、いくつかの珠玉のような実践例も紹介されている。そこでは、社会福祉協議会が草の根的な取り組みを通じて、独自の地域社会福祉サービスを提供していることが紹介されている。社会福祉協議会という伝統的な組織に埋め込まれた使命感が喚起され、花開く可能性を示唆するものとして重要な指摘がなされている。

そして、それに続く第7章では、英国において社会的企業がソーシャルイノベーションを実現している姿が分析的に記述されている。筆者が目指すべき姿に適う先駆的な事例が詳述されており、未来への可能性を感じさせる箇所である。

このように、本書は社会福祉法人や社会福祉協議会がソーシャルイノベーションを引き起こす主体となることに大きな期待を寄せながらも、現状認識については、けっして楽観的ではない。その点については、冒頭の問題提起の箇所において、次のように述べられている。

社会福祉法人は、第二次世界大戦後の混乱期から現在まで、福祉サービスの提供主体として大きな役割を担ってきた。制度に沿った福祉サービスにつき、補助金や措置費を活動財源とする場合、原則的に弾力運用が許されず、目的を限定して使うべきものとされたため、以前は中長期的な法人経営が求められてこなかった経緯がある。しかし、時代の変化とともに利用者のニーズは多様化し、制度に沿った福祉サービスでは対応できなくなっていくと、より幅広いサービスが求められるよ

うになっていく。それに対し、社会福祉法人は利用者のニーズに向き合っておらず、行政の顔を見たサービス提供になりやすいなど、その非効率性や閉鎖性を指摘する声があがるようになった。

この箇所では、社会福祉法人が、本来、民間組織でありながら、自らソーシャルイノベーションを仕掛けるどころか、定型的なサービスを機械的に供給することに終始し、現在のように、多様なサービス提供が必要とされる时候になっっているにもかかわらず、市町村などの役所の顔色ばかり伺う存在であって、利用者に寄り添う姿勢に欠け、非効率な運営や閉鎖的な組織風土に甘んじているという強烈的な批判がなされている。その原因について、本書は、経営という感覚の欠如を指摘すると同時に、「補助金や措置費を活動財源とする場合、原則的に弾力運用が許されず、目的を限定して使うべきものとされた」という財源面での問題に求めるべきではないかと提起している。

その点は、第1章第2節の「社会福祉に係る財源と統制」において掘り下げられている。そこでは、

わが国においては、地方自治体間の財政力の不均衡を調整する地方交付税制度が存在するが、国家には地方交付の予算決定権があり、増加を抑制するよう、単位費用の算定基礎を必要に応じて変化させている。①地方自治体における徴税権を拡大するか、②各自治体の取組みや効果を反映する地方交付税制度により、財源面での自治体間調整を図ることに積極的に取り組まなければ、財源面でのソーシャルイノベーション促進は難しい。

とある。この箇所には、思わずうなってしまった。自治体の担当者が、独自の福祉サービスを提供しようにも、財源不足を理由にできないと説明しがちなことは事実としてよくあることであるが、筆

者の見立てでは、そのような現場の声が、研究者の間に受け止められて、地方財政制度に問題があるという定説を生み出しており、それが本書の先の制度解釈の背景にあるように感じられたからである。地方交付税に自治体の財政運営に対して結果的に統制機能があること自体は、筆者も否定するものではないが、社会福祉法人のソーシャルノベーションを阻む要因の1つになっているというのは、いささか原因と結果に距離があるのではないか。それを断じるには制度の効用について、さらに分析的な記述が必要であると思われる。地方財政制度がどのように構築され、社会福祉サービスの財源がどのようなかたちで保障されているかについては、著者の今後のご研究のなかでさらに深化を図っていただくようお願いしたい。

周知のように、社会福祉の分野では、平成12年の介護保険の導入や、その後の障害者福祉制度の改革、そして近年では子ども・子育てにおいて進められている「措置から契約へ」という流れがある。そのような制度改正では、まさしく社会福祉法人等が大きな役割を果たすことが求められている。それについても、本書は、「福祉サービスの利用の多くが措置制度から利用契約制度へ変更することにより、利用者と事業者との対等な関係の構築が指示されたが、これも国家主導で整備された制度福祉の枠内において、自由を対価として利用者、事業者の両方へ自己責任原則を押しつけているとも解釈できる」ときわめて手厳しい。措置から契約への流れにあっても、一向にソーシャルノベーションが喚起されていないことが、そうした著者の批判的な記述の背景にあるのではないかと想像する。

しかし、それにしても、これほどの大きな制度改革に対して、その効果についての記述が簡素に過ぎる印象は禁じ得ない。このような制度改正にあって、本来、いまこそ民間の力をみせるときだと欣喜雀躍してもおかしくない社会福祉法人等の組織が、定型的なサービスを提供するための機関に甘んじているのはなぜかについては、是非、い

ま一度の掘り下げをお願いしたい。

筆者が特に興味を持ったのは、本書における社会福祉法人や社会福祉協議会の戦後における成り立ちの部分である。そのような歴史的経緯のなかで醸成された組織風土が、本来、自由度の高い組織でありながら役所以上に役所的な体質を生み出したといえるだろう。それこそが、著者が、社会福祉法人等に期待しつつも、大局的には満足のいくパフォーマンスが発揮できない根本理由ではないか。少なくとも、福祉財政制度は主因ではないように思うのだが、それは筆者の偏見であろうか。

筆者は、令和4年1月で関西学院大学人間福祉学部の教員の職を辞して、総務省地方財政審議会に在職している。まさに地方財政制度の運用に関わる仕事である。在職中から、著者のご業績を耳にすることが多かったが、残念ながら接触する機会が十分でないままにましまに至っている。地方財政制度についてはご不満も多いであろうし、それが現場の偽らざる声であることは十分承知しているが、それがすべてではないことについては、是非、直接、ご説明する機会を持たせていただきたいものである。

リプライ

『社会福祉法人・社会福祉協議会の経営と会計：ソーシャルノベーションの創発に向けて』 —書評に答えて—

関西学院大学人間福祉学部非常勤講師 三宅由佳

拙著『社会福祉法人・社会福祉協議会の経営と会計：ソーシャルノベーションの創発に向けて』は、社会福祉法人に関わる方々に、社会福祉法人が持続的に地域福祉力を推進する存在であることを再認識してもらい、それを活動につなげ、

さらに地域社会に発信するための「経営」を提起することを目的とした一冊である。また、会計専門家が社会福祉法人の存在意義を認識した上で経営に関与することを願い、会計的視点と社会的視点との融合を目指したものである。この思い入れのある本書を、書評に取り上げていただいた『人間福祉学研究』編集委員会の先生方と、私の志を汲み取っていただき、丁寧な書評をご執筆くださった小西砂千夫先生に心より御礼申し上げたい。

小西先生に要約いただいたように、第2章から第5章までは、社会福祉法人の経営陣のために必須の知識を示している。私は、社会福祉法人のガバナンス(第2章)を「社会福祉法人が、利用者・職員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組み」と捉えているが、形骸化した機関設計によりイノベーションが創発されず、さらに不正防止機能が働かないことへの警鐘をこめた。また、会計(第3章)および税務(第5章)については、難解な社会福祉法人会計基準や非営利法人税制につき、特に判断に迷う部分についての整理を試みた。特に評議員会には広く地域社会からの参画が図られており、これら日常的に社会福祉法人経営に携わっていない者にとってもコンパクトに要点が伝わるものであれば、この上ない喜びである。

なお、小西先生のご解釈の通り、私が最も力を入れ取り組んだのは、ソーシャルイノベーション(第6章)に関する記述である。制度改革において「運営から経営への転換」が求められたが、私は、序章において社会福祉法人にとっての「経営」を、「福祉ニーズを抱える当事者の属性や特徴、そのニーズを十分に理解し、既存のサービスを超越するサービスを提供することによりパフォーマンスの次元を超えていくことを組織の目的と設定し、持続的に地域社会を創造するための自主的な組織基盤強化とアカウントビリティ確保をはかること」と定義した。「運営から経営への転換」は、社会福祉法人制度の成り立ち、歴史的経緯からはその存在意義に関わるほどの大きな方向転換であ

る。

小西先生より、社会福祉法人が制度改正にあって定型的なサービスを提供するための機関に甘んじている主因を福祉財政制度に置くことに対する疑義をいただいた。確かに、私は第1章において公的部門による財源や委託契約等による統制について触れ、必要な部分への公的財源拠出について記述している。さらに長期的には、国家には地方自治体への分権化と住民参加促進のための条件整備、および非営利組織の経営基盤の強化支援の役割を、また地方自治体には地域社会へのインセンティブを確保すべく制度の合理化と再編成を試み、地域福祉活動への取り組みに対応できるゆとりを持つ必要があると指摘した。しかし、本書全体を通して公的部門の役割、および福祉財政制度にのみ見直しを求めるものではない。第6章において、ソーシャルイノベーションとは「人間のウェルビーイングの改善」に向けた社会全体の変革と定義しており、公的部門、地域社会、民間部門の全てをソーシャルイノベーションエコシステムの主体とし、これらの協働により新たなプロセスを開拓していくことを検討している。そして流動的な社会において、社会的ニーズを捉え、その社会に受容される制度外福祉にも挑戦するのが社会福祉法人に求められる新たな役割であり、公的部門にはナショナル・ミニマムとしての制度福祉を担保した上で、地域社会への積極的投資によってソーシャルイノベーションを創発し軌道に乗せる役割を担うことを提案している。すなわち福祉財政制度の見直しは、ソーシャルイノベーション創発プロセスの一部として取り上げているのである。

また、小西先生からご助言いただいた、地方財政制度がどのように構築され、社会福祉サービスの財源がどのようなかたちで保障されているかについての深化を図ることは、必ず次の研究課題として認識したい。私は本年(2023年)8月より全国社会福祉法人経営者協会(以下「全国経営協」)の経営強化委員会の専門委員を拝命しており、その活動にとっても肝要だからである。財務省の財

政制度等審議会が取りまとめた建議、「歴史的転機における財政（2023年5月29日）」に示された社会福祉法人関連の記述に対し、全国経営協は「現今の経営実態から乖離し」「経営実態をどのような視点で捉えているか不明」との見解を示している。一例を挙げると建議では、「事業規模が大きいほど収支差率が上昇する」ため、「経営の協働化、大規模化は社会福祉法人などの経営基盤の強化や職員の処遇改善につながる」と指摘しているが、社会福祉法人の事業規模の拡大と収支差率の上昇に相関関係はなく、（介護事業につき）営利法人と比較しても常勤介護職員の平均月給が約3万円高いデータ（厚生労働省、22年度介護従事者処遇状況等調査）を挙げた上で、営利法人に比べて離職率は低く、退出の少なさは地域の福祉、公益事業の安定と継続に寄与していると反論している。全国経営協はこの見解を示すにあたり、「社会保障・社会福祉の財政基盤の強化に向けては、国民全体の理解を得ることが必須であり、今回の見解は、社会福祉、社会福祉法人の実情を正しく発信するとともに、『歴史的転機』における社会福祉法人としての使命・存在意義を表明するものでもある」とした。ソーシャルイノベーションは社会福祉法人が単独で創発するものではなく、国民全体の理解＝社会的受容性を考慮すべきであり、その判断材料を提供するアカウンタビリティの確立は今後益々重要性が高まるだろう。社会全体のソーシャルイノベーションを考察する観点からも、財務アカウンタビリティを検討するにあたり地方財政制度への理解は外せないものであり、

是非小西先生には今後ご助言を賜りたいと強く願う次第である。

また、第8章「社会福祉法人のアカウンタビリティ」において、社会的アカウンタビリティの必要性についても言及した。公益法人制度に関しては、新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議からの最終報告（2023年6月2日）の中で「公益法人による社会的課題解決に向けた取組の成果等を可視化する等の観点から、内閣府は、インパクト測定・マネジメントについて、国内外における取組事例を調査し、具体的な測定的手法、測定に必要な体制、取組の動機などの実態を把握するとともに、法人の取組を後押しするための事例集を作成するなど、その普及・啓発に向け官民連携の取組を進める」との記述がある。社会福祉法人制度もまさに歴史的経緯からの転換期であり、これらを可視化し、社会的受容性につなげることは社会福祉法人としての使命・存在意義を表明するために必要不可欠な取り組みであると考えられる。

以上、書評のリプライをさせていただいた。小西先生からの問いかけは、まさに今後の研究課題となる核心を突いたご指摘であり、本稿の執筆をしながら、改めて社会福祉法人の経営に関する考察を深める機会にもなった。ここで重ねて感謝の意を表したい。また、本書はソーシャルイノベーションの創発に向けて、社会全体で取り組むことを目指すものであるため、今回の書評を契機に、少しでも多くの方に興味を持っていただければ幸いです。

新刊紹介

柘植あづみ著

「生殖技術と親になること —不妊治療と出生前検査がもたらす葛藤—

四六判／352頁／定価3,600円＋税／みすず書房，2022年

才村 眞理

元帝塚山大学心理福祉学部教授

わが国では、2020年に「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」が制定されるとともに、2022年には人工授精等の一般不妊治療、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」が保険適用されるなど、生殖補助医療についても漸く政策上のスポットが当てられるようになってきた。しかし、これらは少子化対策の一環として進められているのであって、生殖補助医療を選択して親になる人や精子・卵子を提供する人の立場、そして生殖補助医療によって生まれた子どもの出自を知る権利や情報管理など、当事者の権利保障や倫理の観点からの議論や政策は置き去られていると言わざるを得ない。このような状況の中で、本書は、当事者の権利保障の観点から、「生殖技術を用いて親になる」とはどういうことなのかをテーマに、不妊治療や出生前検査の実態と倫理的問題などについて詳細な歴史的経過を辿るとともに、当事者や関係者へのインタビューなどのフィールドワークから得られた知見を踏まえてその実態や課題を明らかにした大作である。30年以上に亘って生殖補助医療における法制度や倫理、政治や経済などの幅広い視野に立って研究を行って来た著者であるが、特に生命倫理学者として生殖技術の倫理的問題に正面から向き合い発信してきただけに、そ

の言葉には説得力がある。

なお、著者は用語解説で、日本では一般的に「生殖補助医療」と記載されるが、本書では「生殖補助技術」（略して「生殖技術」）としている。その意図は、生殖補助に係る営為はあくまで技術レベルのものであり、病気を治療する医療とは区別するためである。本稿においても、以後「生殖技術」と表記することとする。

本書の内容であるが、序章「生殖技術の進歩は社会に何をもたらしたか」、第1章「生殖補助技術をめぐる政治」、第2章「精子提供・卵子提供による生殖補助技術」、第3章「精子・卵子・胚バンクについて」、第4章「卵子提供で子どもをもつ理由」、第5章「新型出生前検査（NIPT）と女性の選択・責任」、第6章「新型出生前検査が可視化する日本社会の課題」、第7章「出生前検査の市場化」、第8章「子宮移植の臨床研究開始を前に」、終章「生殖技術を使って親になることを推奨する社会について」と多岐に亘っている。

その内容を一部紹介するが、例えば序章では、「日本は、生殖技術に関する法律や倫理があまり論じられない稀な国である」（本文 p. 6）と指摘する。生殖技術という高度な医療が介入する不妊治療は、体外受精、精子又は受精卵の凍結保存、代理出産、顕微授精、提供精子や提供卵子による

体外受精、卵子凍結など、この数十年間で目まぐるしく発展している。しかし、倫理面ではインフォームドコンセントなどの手続き論に矮小化され、社会的パースペクティブな視点に立った議論は殆どなかったと指摘する。例えば「不妊治療や生殖補助技術を用いると決めた個人・カップル以外にも『当事者』がいる。医療技術を用いて生まれてきた人である」（本文 p. 12）とし、「自分がどんな方法で生まれてきたのかを知りたいと望む人に、それを知る（知らされる）権利（出自を知る権利）を妨げる根拠があるのだろうか」（本文 p. 13）と投げかける。そして、2020年に成立した前述の法律についても、「精子提供、卵子提供による体外受精の実施が実質的に認められた。だが、出自を知る権利を認めると提供者が減るという理由で、出自を知る権利の検討は先送りされた。生まれてきた人（当事者）の権利が保障されないままに、生殖技術が使われていっていいのだろうか」（本文 p. 13）と疑問を投げかけ、出自を知る権利が認められている国々の法制度や運用実態との比較を行っている。また、生殖技術の実施には安全と健康の保持がなされていること、相談と意思決定の支援システムの充実が不可欠であることを主張し、安易なインターネットを通しての精子提供が日本でも横行していることを危惧している。次に、著者は出生前検査について取り上げ、「どんな検査結果であっても、産む／産まないが対等に選べる社会、どちらの選択をしても女性だけに責任を押し付けられない成熟した社会を築くことが必要である」（本文 p. 103）と述べている。なお、出生前検査については、NIFT（新型出生前診断）が導入され、妊婦からの採血だけで胎児の染色体の態様がかなりの精度で分かるために、「安易な人工妊娠中絶が増える」と批判が出ており、この問題をどう考えるか、著者の所見がほしいところである。

人工妊娠中絶をめぐる政策の論理のところでは、中絶するに際して配偶者の同意を求める母体保護法は、DVなどの事例が存在する実情を考慮

すれば女性差別に当たり、このような日本の状況は、リプロダクティブ・ライツが保障されているとはいえないと著者は主張する。また、妊娠・出産は病気ではないという理由で健康保険が適用されない一方で、女性が不妊治療を望んでいるとの理由から生殖補助医療の保険適用を進めるのは、リプロダクティブ・ヘルツ&ライツを総合的に考慮した政策になっていないと指摘している。

著者の言葉を借りると、本書は「次々と登場する生殖技術に、常識的な是非の判断をするのではなく、なぜその技術が登場し、なぜそれを受け入れる人がいて、あるいは、反対したり避けようとする人がいるのかを、フィールドワークやインタビューから多様な論理を描き出し、その際に私たちの社会が何を重視していくのかを真剣に考えてルールを作ることを問題提起した書」である。不妊治療を開始する際に、さまざまな視点を考慮し、選択していく必要があること、また、現行法の問題点を見極め、生まれた子どもの出自を知る権利の必要性を福祉の分野からも声をあげていく必要性を改めて感じさせる書である。

本著は、「生殖技術を受ける当事者の立場に立ち、課題を適切に解きほぐしている」との理由から、日本ジャーナリスト協会第11回(2022年度)「日本医学ジャーナリスト協会賞」の「大賞」を受賞している。著者は最後に「この社会に必要なものは、生殖技術なのだろうか、社会を変えることだろうか」（本文 p. 310）と述べているが、この言葉の意味は深い。命を人工的に造ることを人類が可能にした時代にあって、本当に必要なことは何か、今一度立ち止まって考えてみたい。

長年、生殖技術は医療領域の問題として捉えられてきた。しかし、生殖技術を使って親になること、生殖技術の下で子どもになるということがどのようなことなのか、社会はこの問題にどう向き合うべきなのかを考えると、人間福祉に突きつけられている課題は極めて大きく重い。本書はその課題を解決するうえで貴重な示唆を与えてくれる良書である。

新刊紹介

樋口直人・稲葉奈々子編
『ニューカマーの世代交代
—日本における移民2世の時代』
A5判／232頁／定価3,600円＋税／明石書店，2023年

白波瀬 達也

関西学院大学人間福祉学部教授

1. 本書の概要

本書は副題に示されているように日本の移民2世に注目した論集であり、序章を含めた全8章で構成されている。以下にその概要を紹介する。

序章『『外国人の子ども』から四半世紀を経て』（樋口直人・稲葉奈々子）では本書の位置づけが示される。1990年代半ばから「外国人の子ども」が研究されるようになったが、学術研究においては学卒後の状況が十分に捉えられていない。本章はこの課題に対応するために移民2世の学卒後の軌跡に注目することの重要性を指摘している。

第1章『『だって、家族だから』（山野上麻衣）は、日本で育ち、早期に離学した南米系移民2世の若者に焦点を当てている。南米系の若者は進学率が低く、構造的不利を被っている集団である。本章は4人のインタビューを通じて、様々な制約と文化的価値のもとで生きる南米系移民2世の若者が大人へ移行する過程でいかなる選択をするのかを明らかにしている。

第2章「在日ブラジル人コミュニティにおける教育の発展」（ヨシイオリバレスラファエラ）は、ブラジル学校やブラジルの通信制大学が果たしてきた教育的機能に注目する。本章は在校生・卒業生ら15人のインタビューを通じて、これらの教育機関が在日ブラジル人のキャリア形成に果たし

てきた役割を明らかにしている。本章によれば、もともとブラジルへの帰国を目指す家族のニーズに対応するために作られたブラジル学校は、日本の学校に適応できなかった子どもの受け皿になるなど、その役割が拡大してきた。また、ブラジルの通信制の大学はブラジル学校の卒業生のニーズや日本での就職を目指す学生のニーズに対応するようになっている。

第3章「フィリピン系2世が語る『家族／pamilya』（原めぐみ）は、フィリピン系2世がトランスナショナルな家族の中で育つ経験と、かれらの進路選択や家族内役割との関係をジェンダーの視点を組み込んで考察している。本章は56人のフィリピン系2世に対するインタビューの結果から、日本での教育達成には様々な障害がある一方、フィリピンで学業を達成する例が散見された。また、学業達成は男性より女性に優位だった一方、就労状況は男性の方が優位であった。

第4章「移民第2世代のキャリア形成支援における展望と課題」（オチャンテ村井ロサメルセス）は、移民2世の進路を促す実践に注目している。三重県の小中学校に通った経験のある外国人14人とコミュニティ・リーダー6人に対するインタビューの結果から、対象地域の高校進学率は高いものの、入りやすい高校に進学する傾向が分

かった。またその後のキャリアを見極めた進路指導・支援が不十分な実態が明らかになった。

第5章「移民第2世代における教育から職業への移行過程」(樋口直人)は、日本で学校教育を受けた移民2世が新卒市場とエスニックな労働市場にどのように組み込まれているのかに注目している。本章は56人のアルゼンチンとペルー系2世のインタビューの分析を通じて、かれらの就職をめぐる日本的文脈を明らかにしている。著者は調査対象者の学卒後の職業移行を5つに類型化し、各々の軌跡を描いている。調査結果から移民2世の多くは学卒時の「元手」は少ないものの、それを少しずつ増やしながらか望する仕事に近づいていることが確認された。すなわち移民2世は新卒市場に十分に包摂されなくとも、独自の経歴を重ねることで不利を挽回している。先行研究では学校教育上の不利を補う政策の必要性が議論されてきたが、著者は学卒後の再チャレンジを進める政策の重要性を指摘している。

第6章「ペルー人第2世代の帰国経験」(小波津ホセ)は、ペルーに帰国した移民2世に注目する。本章では19人のインタビューから帰国の主な要因として「親の決断」、「日本の制度からの排除」、「家族再統合」の3つが確認された。本人の希望で帰国したケースは稀なため、帰国当初は困惑したものの、おおむね現状に満足していることが明らかにされている。

第7章「在留資格がない移民2世たち」(稲葉奈々子)は、非正規滞在が理由で困窮状態に置かれた子どもたちの困難な生き様を取り上げている。かれらは制度上、高校進学は可能だが、非正規滞滞者であることを理由に高校無償化の対象から外れる。そのため制服がなく、授業料が安い定

時制高校に通う子どもが多い。著者は非正規滞滞者の子もたちが義務教育終了後に非正規の領域へ排除されることで人生の選択肢が狭まる状況をインタビューデータから明らかにしている。

2. 本書の評価

日本では移民研究、とりわけニューカマーに関する研究が活発化している。これまでの研究は移民1世の労働と移民2世の教育を焦点化しがちだった。一方、本書は移民2世の学卒後の移行に着目しており、先行研究の間隙を縫う役割を果たしている。本書の知見は教育研究や労働研究はもちろん、「移行の困難」も多く描かれているため、社会福祉研究にも応用することができるだろう。

本書の論考の多くが、ボルテスらが提示した「分節化された同化理論」を参照しているように、エスニシティごとに移民2世が置かれた状況には違いがあるし、同じエスニシティ内の差異も小さくない。本書はその事実を圧倒的なリアリティで浮き彫りにしている。

序章を除く全章は綿密なフィールドワークの成果に基づいており、調査対象に肉薄した記述の分厚さが本書の特徴となっている。それでいて国内外の先行研究のレビューも充実しており、学術的な示唆にも富んでいる。本書の執筆者の多くは単に研究対象として移民2世を扱っておらず、かれらの置かれた状況をより良くするための支援活動や社会運動にも関わっている。こうした立場性から示された知見は実践上の意義も大きい。なお、本書の執筆者のうち3名が移民2世である。このように当事者性のある研究者の参画も本書の特徴であり、アクチュアリティを高める上で大きな役割を果たしているといえるだろう。

◆ 『人間福祉学研究』 編集内規 ◆

1. 「人間福祉学研究」(以下、本誌という)は原則として、当該年度中に電子版(PDF)を1回発行する。
2. 本誌の企画、編集、発行は人間福祉学部研究会「人間福祉学研究」編集委員会が行う。
3. 本誌に掲載される原稿の種類は以下に掲げるものとする。
 - ① 原著論文
 - ② 研究ノート
 - ③ 学部および人間福祉学部研究会の主催、共催の講演会の講演原稿
 - ④ 書評、内外の学術研究、学術集会の動向の紹介
 - ⑤ その他編集委員会が必要と認めた記事
4. 本誌への投稿資格は人間福祉に興味・関心がある者とする。
5. 原稿の執筆に際しては、以下に従うものとする。
 - ① 原著論文ならびに研究ノートについては、原則としてワープロ原稿で、図表・写真・注・引用文献を含めて20,000字以内とする。
 - ② 図表・写真は1点につき600字換算とする。ただし、1頁全体を使用する図表については1,600字換算とする。
 - ③ 投稿原稿の長さが①の規定を超過するものについては、1文字以上～2,000字未満は2,000円、2,000字以上は加えて1,000字ごとに1,000円の印刷追加料金を徴収する。ただし、32,000字を超える論文については字数に関わらず受け付けない。
 - ④ 図表、写真等はキャプション、説明を含め別紙に記載するとともに、本文中に挿入する箇所を本文欄外に指示すること。写真等の費用は執筆者の負担とする。
 - ⑤ 原稿の提出については、完全原稿を和文要旨とチェック済みの英文アブストラクトとともに提出するものとする。
6. 原著論文および研究ノートは、編集委員会の査読制により、指名された査読者の意見に基づいて採否を決定する。掲載を可とされた原稿について、掲載する巻・号および掲載順序の決定は、編集委員会が行う。なお、原稿は返却しない。
7. 本誌に発表する原稿は未発表のものに限り、他誌等への二重投稿は認めない。また、既発表の外国語原稿と本質的な部分において異なる日本語原稿は、既発表原稿とみなし受理しない。ただし、学会や研究の予稿集、科学研究費補助金の研究成果報告書に掲載されたもの、並びに未公刊の修士論文・博士論文の一部は、その旨を記載することを条件に投稿可能とする。
8. 外国語による原稿については編集委員会において審議のうえ、掲載するものとする。なお、分量については日本語原稿に準ずるもの(4,000ワード程度)とする。
9. 原稿校閲および謝礼について
 - ① 英文アブストラクトの原稿校閲については、執筆者本人により校閲を依頼し、事後「人間福祉学研究英文アブストラクト原稿校閲に関する報告書」(所定用紙による)を提出する。
 - ② 外国語で論文を掲載する場合の校閲(ネイティブ・チェック)については、依頼論文を除き、執筆者本人が費用負担するものとする。
 - ③ 編集委員会が依頼した外国語原稿を日本語に翻訳して掲載する場合には、その翻訳者に対し翻訳料を支払うものとする。その金額については研究会運営委員会で定めるものとする。
10. 本誌に掲載された論文等の著作権は学校法人関西学院に帰属する。論文等は、電子化並びに関西学院大学・同大学外のデータベースなどのサイト上での公開を行うものとする。また、執筆者がすでに外国語または日本語で発表した論文等を日本語または外国語に翻訳して掲載を希望する場合には、編集委員会において審議のうえ、掲載の是非を決定する。ただし、この場合、著作権処理に関する責任は全て執筆者が負うものとし、翻訳料は支払わない。
11. 本誌の執筆者に対して、人間福祉学部研究会会員の場合は、抜刷50部を無料で配付し、それ以上の抜刷を希望する時は、その実費を本人が負担するものとする。会員外の場合は、希望部数の抜刷を実費で配付する。

◆ 『人間福祉学研究』 投稿規程 ◆

【投稿資格】

1. 投稿者は人間福祉に関心のある者とする。

【投稿原稿の種類および使用言語】

2. 投稿原稿の種類は、原著論文、研究ノート、書評とする。（詳細は本誌編集内規（以後「編集内規」と表記）を参照のこと）
3. 投稿者は当該原稿がいずれの種類のものであるか明示するものとする。
4. 本誌に掲載する原稿は未発表のものに限る。詳細は編集内規を参照のこと。

【審査】

5. 投稿原稿は、編集委員会が指定する2名の査読者が査読のうえ、その意見に基づき編集委員会で採否を決定する。投稿者は投稿原稿の採否決定以前に当該原稿を他の場所で公刊してはならない。

【執筆要領】

6. 「原著論文、研究ノートおよび書評等の執筆要領」を参照のこと。

【投稿料】

7. 投稿料は5,000円とする。ただし、関西学院大学人間福祉学部研究会会員及び購読費納入者は不要とする。
8. 投稿原稿の長さが内規の規定を超過するものについては、1文字以上～2,000字未満は2,000円、2,000字以上は加えて1,000字ごとに1,000円の印刷追加料金を徴収する。ただし、32,000字を超える論文については字数に関わらず受け付けない。
9. 投稿料の支払いは、編集委員会より送付する振込依頼書により行う（投稿申込書を受領後に事務局より送付する）。投稿者は、振込依頼書を受領後、所定の期日までに投稿料を振り込むものとする。

【投稿申込】

10. 所定の期日までに、『人間福祉学研究』投稿申込書（所定用紙）を提出するものとする。
提出物：『人間福祉学研究』投稿申込書（所定様式） 1部
提出期日：毎年1月末日
提出先：『人間福祉学研究』編集委員会

【提出原稿・書類等】

11. 投稿申込期日後、『人間福祉学研究』編集委員会からの連絡を受け、以下の提出物を所定の期日までに提出するものとする。
提出物：

審査用原稿	1部
コピー	2部
要旨（和文・英文とも）	2部
電子媒体（CD-ROM）	1部

「人間福祉学研究英文アブストラクト原稿校閲に関する報告書」（所定様式） 1部
提出期日：毎年2月末日
提出先：『人間福祉学研究』編集委員会

◆ 原著論文，研究ノートおよび書評等の執筆要領 ◆

1. ソフトウェア環境

(1) 文章

文章はMS-WordのWord文書形式（推奨）およびテキスト形式で作成してください。特定のワードプロセッサに依存するフォーマットで保存されている場合は受けつけることができません。文章中には、図表の貼りつけはしないでください。

本文では原則として、数字は全て半角を用いてください。

(2) 図表・写真

図表・写真は、本文とは別に作成してください。本文では図表・写真の挿入位置のみ示してください。

グラフなどの図表はできるだけMS-Excelで作成してください。その際、使用するシートがわかるようにシート名をつけてください。それぞれのタイトルは、表の場合は上に、図の場合は下に記載してください。

説明図等については、MS-Excelもしくは、専用のグラフィックソフト（Adobe Photoshop, Illustrator など）で作成してください。

2. タイトル・要約・キーワード

以下のものを日本語と英語の両方で表記してください。ただし、英語論文の場合は、要約とキーワードは英語のみで足りります。

- (1) 表題・副題 (title ; sub-title)
- (2) 著者名 (author)
- (3) 所属機関名 (office)
- (4) 要約 (abstract) (日本語で400字まで、英語で300 words程度まで)
- (5) キーワード (key words) (5語程度)

3. 表記法・体裁

(1) 言語・文字

言語は、日本語または英語とします。ただし、単語であれば、ドイツ語、フランス語などの使用は可能です。

横書き、新仮名遣い、新字体使用を原則とします。機種依存文字は避けてください。句読点は、カンマ（,）ピリオド（.）を使用してください。引用文にはカギ括弧（「 」, 『 』）を使用して、他の部分と区別してください。

(2) 数字

数字は、原則として半角のアラビア数字を使用してください。年は原則として西暦で表記してください。

(3) 章立て

章立ては、下記の要領をお願いします。

(例) 1. インパクト・アナリシス

1.1. 方法

1.1.1. ステップA 非営利セクター全体の特質についての調査

1.1.2. ステップB サブフィールドでの特質についての調査

1.2. 仮説

1.2.1. 公共サービスを提供する機能

1.2.2. アドボカシー機能

4. 注

本文中での注は、MS-Wordの「脚注」機能を使用してください。ナンバリングは、「自動脚注番号」(1, 2, 3…)を使用してください。MS-Word以外のワープロソフトをお使いの場合、あるいはテキスト形式の場合には、単純に、本文のあとに番号順に並べてください。注の数は最小限にとどめてください。単に引用文献を示すだけであれば、注を用いず、6.の例にしたがって、本文中の()内に示してください。

5. 参考文献

論文の末尾に、参考文献リストを添えてください。参考文献としてあげることができるのは、本文中に引用した文献に限ります。これを筆頭筆者の姓に基づき、日本語文献と外国語文献を区別せず、アルファベット順にソートしてください。

【日本語雑誌】

著者名(発行年)「タイトル」『雑誌名』巻(号)、ページ

(例) 田中弥生(1999)「市民社会による自己決定メカニズム」『公益法人』28(12)、2-12.

同じ著者の文献が複数ある場合：発行年のあとに、アルファベットをつけ、区別する。

(例) 田中敬文(2000a)「NPO発展の鍵を握る実務と研究教育との連携」…

田中敬文(2000b)「NPOの国際的多様性と日本のNPO」…

共著の場合：著者名を「・」でつなぐ。

(例) 本間正明・出口正之(1990)「見識ある自己利益の原理に立て」『中央公論』1990年6月号、414-425.

【日本語単行本】

著者名(発行年)『書名』出版社。

(例) NPO研究フォーラム(1999)『NPOが拓く新世紀』清文社。

【外国語雑誌】

著者名(出版年)タイトル[最初とコロンの直後の単語を大文字で始める]。記載[イタリックで、各単語を大文字で始める]、巻(号)、ページ。

(例) Alhian, Armen and Demsetz, Harold (1972) Production, information costs and economic organization. *American Economic Review*, 62(5), 777-795.

(例) Mosley, Paul ; Hudson, John & Horrel, Sara (1987) Aid, the public sector and the market in less development countries. *Economic Journal*, 97(4), 616-641.

【外国語単行本】

著者名（出版年）書名 [イタリックで、各単語を大文字で始める]。出版社。

（例） Hansmann, Henry (1996) *The Ownership of Enterprise*. Harvard University Press.

【外国語単行本の日本語版】

著者名（出版年）、書名 [イタリックで、各単語を大文字で始める]。出版社（訳者姓名（出版年）『書名』出版社）。

（例） Coase, Ronald H. (1988) *The Firm, the Market, and the Law*. University of Chicago Press（宮沢健一・後藤 晃・柴垣萌文訳（1992）『企業・市場・法』東洋経済新聞社）。

（例） James, Estell ; Rose-American, Susan (1986) *The Nonprofit Enterprise in Market Economies*. Harwood Academic Publishers（田中敬文訳（1993）『非営利団体の経済分析－学校、病院、美術館、フィランソロピー』多賀出版）。

【ホームページ】

サイト名（ホームページアドレス）アクセスした日付。

（例） 大阪大学大学院国際公共政策研究科（<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/>）2001/12/31.

【外国語文献の著者名の表記ルール】

外国語文献における著者の First name は、イニシャルではなく、フルネーム表記でお願いいたします。ただし、原典がイニシャル化してあり、フルネームがわからない場合などは例外的にイニシャルの使用を認めます。Middle name はイニシャル化してください。（例：Salamon, Lester M.）

著者が複数の場合は、すべての著者を連記してください。その場合、Last name, First name ; Last name, First name and Last name, First name のように表記してください。

（例） Cnaan, Ram A. ; Hndy, Femida and Wadsworth, Margaret (1996)

ただし、本文中で引用する際、著者が2人の場合は姓を連記し、3人以上の場合は2人目からは姓を et al. で代用してください。

（例） Cnaan, et al. (1996)によれば…

6. 文中での引用文献の明示方法

・著者の姓（出版年：ページ）、ただしページ番号については省略可とします。

（例1） 出口（1999：28-29）によれば…

（例2） いくつかの位置づけが考えられる（Hopkins, 1991：31）

訳書のある原書から引用する場合、本文での言及は、原書の著者および年とその引用ページを記載してください。なお、ページ番号については省略可とします。

また、姓のみを用い、フルネームにしないでください。

（×本間正明（1999）によれば…）

・ホームページサイト名（website）

（例） 大阪大学大学院国際公共政策研究科（website）によれば…

7. 図表

図表の点数は特に指定しませんが、文中で言及するものみにしてください。また、文中に図表の挿入位置を指示してください。

図表番号・タイトル・出所は忘れずに記入してください。図表、写真などを他の文献よりそのまま

引用する場合は、著者自身が事前に著作権者より許可を得て、必ず出典を明示してください。著者自身が作図した場合は、その旨明記してください。図表番号は、図、表、写真それぞれ別に1から付番してください。

(日本語例) 図1, 図2, 図3, …

表1, 表2, 表3, …

写真1, 写真2, 写真3, …

(英語例) Figure 1, Figure 2, Figure 3, …

Table 1, Table 2, Table 3, …

Photo 1, Photo 2, Photo 3, …

『人間福祉学研究』 投稿原稿募集のお知らせ

本誌は、2008年に創刊した査読制の研究雑誌です。研究者等に対し学術論文等の発表の機会を供するために、投稿原稿を広く募集しています。投稿希望者は投稿規程および編集内規等を確認のうえ、ふるって投稿してください。

【STEP1】 投稿申込

『人間福祉学研究』投稿申込書（所定様式）を所定の期日までに提出してください。

- 提出物：『人間福祉学研究』投稿申込書（所定様式） 1部
- 提出期日：毎年1月末日
- 提出先：〒662-8501
兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155
関西学院大学人間福祉学部内
「人間福祉学研究」編集委員会 宛
TEL：0798-54-6844 FAX：0798-54-6845

【STEP2】 原稿等の提出

投稿申込期日（毎年1月末日）後、『人間福祉学研究』編集委員会から投稿申込者に投稿受付の可否について連絡いたします。編集委員会からの連絡を受けたら、以下①～⑤の提出物を所定の期日までに提出してください。

- 提出物：①審査用原稿 1部
- ②コピー 2部
- ③要旨（和文・英文とも） 2部
- ④電子媒体（CD-ROM） 1部
- ⑤「人間福祉学研究英文アブストラクト原稿校閲に関する報告書」（所定様式）1部
- 提出期日：毎年2月末日
- 提出先：〒662-8501
兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155
関西学院大学人間福祉学部内
「人間福祉学研究」編集委員会 宛
TEL：0798-54-6844 FAX：0798-54-6845

『人間福祉学研究』 投稿申込書

所 属
職 名
氏 名
連 絡 先



勤務先 ・ 自宅 (どちらかに○を)

〒

TEL

FAX

e-mail

次のとおり『人間福祉学研究』に投稿いたします。

種類 (いずれかに○を)	1. 原著論文	2. 研究ノート	3. 書評	4. その他 ()
表題				
概要				
共同執筆者	No.	所属・職名	氏名	
	例 1	〇〇大学△△学部・教授	□ □ □ □	
	例 2	〇〇大学大学院博士課程後期課程	□ □ □ □	
	例 3	〇〇病院△△相談室・室長	□ □ □ □	
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			

A4判に拡大コピーしてご利用ください。または、関西学院大学人間福祉学部ホームページから様式をダウンロードしてください。

年 月 日

「人間福祉学研究」編集委員会 御中

所 属 _____

氏 名 _____ 印

『人間福祉学研究』英文アブストラクト原稿校閲に関する報告書

下記のとおり原稿校閲をいたしましたので報告いたします。

記

タイトル：

執筆者：

以上

【注意事項】

1. ネイティブ・チェックができるのは、英語を第一言語とする人です。また、可能な限り、社会科学、人文科学、言語学などのバックグラウンドを持っておられる人に依頼してください。
2. 専門業者に依頼した場合、その業者が発行する証明書を提出することによって本紙の提出に代えることは可能です。

A4判に拡大コピーしてご利用ください。または、関西学院大学人間福祉学部ホームページから様式をダウンロードしてください。

編集 後記

皆様から多大なご協力を頂戴し、『人間福祉学研究』第16巻第1号をお届けすることになりました。心より感謝申し上げます。

本誌『人間福祉学研究』は、2008年に設立されました関西学院大学人間福祉学部とともに歩みを始め、本年で発刊16年目を迎えることになりました。本誌は、関西学院大学人間福祉学部研究会のメンバーのみならず、開かれた学際的な学術誌を目指し、社会福祉、社会起業、スポーツ科学をはじめ、幅広い分野の方々に投稿していただいております。

本号では、人間福祉研究における「当事者の意見表明と意思決定の課題」をテーマとする特集を組み、多様な角度からの玉稿を掲載することができました。書評とリブライ、新刊紹介についても充実しております。ご寄稿いただいた先生方にお礼申し上げます。

最後になりましたが、今後とも皆様からのご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(山泰幸)

●編集委員長

才村 純 東京通信大学名誉教授、元関西学院大学人間福祉学部教授

●編集委員

赤松 喜久 大阪教育大学名誉教授
石川久仁子 大阪人間科学大学人間科学部准教授
小西加保留 元関西学院大学人間福祉学部教授
山 泰幸 関西学院大学人間福祉学部教授
池埜 聡 関西学院大学人間福祉学部教授
河鱒 一彦 関西学院大学人間福祉学部教授
白波瀬達也 関西学院大学人間福祉学部教授

人間福祉学研究

Japanese Journal of Human Welfare Studies

第16巻 第1号 / 2023年12月31日発行

発行 関西学院大学人間福祉学部研究会

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155

TEL: 0798-54-6844 FAX: 0798-54-6845

*本誌の内容を無断で複写・複製・転載すると、著作権・出版権の侵害となることがありますのでご注意ください。(編集: 関西学院大学出版会)

japanese journal of
HUMAN WELFARE STUDIES
人間福祉学研究